

令和元年第1回伊仙町議会臨時会

第 1 日

令和元年8月14日

令和元年第1回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

令和元年8月14日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 議案第37号 令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）

○日程第4 議案第38号 令和元年度伊仙町有機物供給センター液肥散布車購入契約

○日程第5 議案第39号 平成30年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事（2期工事）請負契約

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
10番	福留 達也 君	11番	前 徹志 君
12番	明石 秀雄 君	13番	樺山 一 君
14番	美島 盛秀 君		

1. 欠席議員（1名）

9番 永田 誠 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	福司 銀二郎 君
地域福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	大山 惣二郎 君
教委総務課長	水本 斉 君	社会教育課長	稲田 良和 君
健康増進課長	重村 浩次 君	選挙管理委員会書記長	喜 昭也 君
総務課長補佐	寶 永英樹 君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから、令和元年第1回伊仙町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（美島盛秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、岡林剛也君、牧 徳久君、予備署名議員を上木千恵造君、福留達也君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（美島盛秀君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日8月14日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日8月14日の1日間と決定いたしました。

△ 日程第3 議案第37号 令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）

○議長（美島盛秀君）

日程第3 議案第37号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

令和元年第1回伊仙町議会に提案いたしました議案第37号について提案理由の説明をいたします。
議案第37号は、令和元年度伊仙町一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、議案第37号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条既定の歳入歳出予算の総額59億3,216万3,000円に歳入歳出それぞれ2,895万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を59億6,111万9,000円とするものであります。

予算書3ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、まず、歳入についてご説明をいたします。

9款地方交付税、補正前の額31億1,879万1,000円に1,218万2,000円を増額し、31億3,097万3,000円とするものであります。

13款国庫支出金、補正前の額9億1,035万7,000円に地方改善施設整備事業補助金1,250万円を増額し、9億2,285万7,000円とするものであります。

18款繰越金、補正前の額3,281万5,000円に427万4,000円を増額し、3,708万9,000円とするものであります。

歳入合計59億3,216万3,000円に2,895万6,000円を増額し、59億6,111万9,000円とするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算書は4ページでございます。

3款民生費、補正前の額16億2,446万6,000円に2,778万6,000円を増額し、16億5,225万2,000円とするものであります。主なものとして、老人福祉費における事業費の組み替え、地方改善施設整備費の新規計上によるものであります。

10款災害復旧費、補正前の額87万9,000円に117万円を増額し、204万9,000円とするものであります。主なものとして、農地災害復旧費における測量設計委託料の増額によるものであります。

歳出合計59億3,216万3,000円に2,895万6,000円を増額し、59億6,111万9,000円とするものであります。

以上、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について補足説明をいたしました。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○12番（明石秀雄君）

6ページをお願いします。

老人福祉費の中の13委託費、委託料ですが、一般社団法人長寿子宝社事業委託というのは、どこのことを言っているのか。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの質問にお答えいたします。

長寿子宝社、4月1日に設立しまして、事業委託、6月の議会のほうで、まず一つ目の委託事業としまして介護保険、特別会計の中の地域支援事業で、生活支援体制整備事業をこの長寿子宝社の

ほうに委託しております。

実際、事業がこの会社、公社で始まったのが7月1日からでして、場所は、当初、ほーらい館の中に事務所を構えるということで計画しておりましたが、7月1日に芳朗館の中に事務所を構えまして、一般社団法人長寿子宝社ということで事業を開始しております。

○12番（明石秀雄君）

この社団法人の名前はあれですか、誰がこれをやっているのですか。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

一般社団法人、公社として設立いたしましたして、代表理事が池田総務課長です。公社として、池田総務課長が代表理事、理事が伊仙町町長になっております。1名出向が、7月1日から1名職員を出向させております。

○12番（明石秀雄君）

わかりました。

○議長（美島盛秀君）

よろしいですか。

○12番（明石秀雄君）

終わります。

○議長（美島盛秀君）

他に質疑はありませんか。

○6番（岡林剛也君）

平成元年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について質疑をいたします。

6ページの、目17地方改善施設整備費ありますけども、これの詳細な説明をお願いいたします。

○建設課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えします。

この事業は、昨年度より県のほうに要望をしておりますして、7月の5日に内示が来ました。内容としましては、東伊仙西の三島商店の下りの道ですけど、そちらに排水路がないものですから、排水路を449m設置する予定にしております。

○6番（岡林剛也君）

今の説明では、排水路がないということでしたが、それでは、今現在はどういう状況になっているんでしょうか。

○建設課長（松田博樹君）

今現在は排水路がないので、そのまま雨が降ったらそのまま道路上を水が流れている状態であります。

○6番（岡林剛也君）

ということは、浄化槽からそのまま道に流しているということですか、地盤沈下ということですか。

か。

○建設課長（松田博樹君）

浄化槽等で別の方向の排水路に流したりしております。

○議長（美島盛秀君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時30分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に続き会議を開きます。

○6番（岡林剛也君）

先ほど、「地下浸透」と言いたいところを「地盤沈下」と言ってしまいましたので、ちょっと訂正いたします。

それと、449m側溝をつくるといいましたが、その流末は最終どうなるのかということと、あと、側溝をつくったら、今、地下浸透やら、多分、畑とかに排水流していると思うのですが、それはまた、できた側溝につながないといけないと思うのですが、それらはどうなる予定なのかお願いします。

○建設課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えします。

流末に既存の側溝がありますので、そこまでの距離が449mということです。今されているのは、ここで側溝のほうにつないでもらうようになると思います。

○6番（岡林剛也君）

ということは、今、個人が流している排水は、自分で業者を雇って工事をしてもらうということですか。それは、そうつなぐように、もうそれは強制というか指導するということですか。

○建設課長（松田博樹君）

そのようになると思います。

○議長（美島盛秀君）

他に質疑ありませんか。

○5番（清 平二君）

6ページの、先ほどの民生費の委託料ですが、これは、総務課長は何か言っていましたけども、何か委託することによってメリットがあるのかどうかお尋ねします。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの質問にお答えいたします。

地方創生事業で、3カ年の事業全期行いまして、特に3年目、公社設立に向けて、また、これ委

託事業ですけれども、専門機関のほうに協力いただきまして、公社設立に向けての協力をいただきました。

その中で、ずっと3年間、なぜ公社が必要かということで、ワークショップをしたり、いろんなことをやってきたのですけれども、その中で来年からの働き方改革の中で会計任用職員制度の件もありますし、特に地域づくりの中で、伊仙町が生涯活躍のまちを目指しております。

そういった中で、高齢者でしたりとか障害の方も、そういった方々も活躍できるというところを将来目指しております、その中で、この3カ年の中では健康運動インストラクターを養成しまして、ほーらい館の中でいろいろな教室を運営してまして、そこでインストラクターが雇用するというような事業が始まっております。

これが、今、ほーらい館の中ですけれども、これから地域のほうで集落活性化に向けて、地域の中の働き方、雇用とまではいかないかもしれませんが、少しでも小遣いが稼げるようなそういった仕組みができないかということで、そういった人材バンクのような形になるかもしれませんが、そういったものの支援するところを長寿子宝社がこれから担っていくこととなります。ですので、地域の活性化、または、町民の方々の生きがいづくり、活躍できる場を支援する会社としてこれから期待をしているところでございます。

○5番（清 平二君）

このように委託するわけですけれども、これが委託されて、あと、決算書も我々議会のほうに報告できるのかどうかお尋ねします。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

この委託料に関しましては、この会社のスタートアップ支援事業ということで事業申請しております。ですので、7月までに会社が決まりまして、場所の設定までできれば委託せずに済んだのですけれども、7月から始まっておりますので、そちらのほうで、ほーらい館で開設ということで、これから、この委託料をもとに事業を進めていきます。もちろん、決算書を含め報告はさせていただきたいと思っています。

○5番（清 平二君）

やはり私たち議会のほうにもちゃんと報告をしていただいて、その実績が上がっているということを示していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（美島盛秀君）

他に質疑はありませんか。

○13番（樺山 一君）

令和元年度伊仙町一般会計補正予算について質問します。

款3民生費の地方改善施設整備事業、岡林議員の続きとして、今、建設課長からの答弁が、各家庭の排水は側溝につながらないという答弁がありましたけれども、以前、この改善事業でしたときは、排水を家庭から側溝に役場のほうでつないでいたと思います。

これは、目的としての地方改善整備事業は、地域福祉課の予算でしているわけですので、あくまでも衛生上、側溝がなくて排水がなっていれば衛生上悪いということを目的として、しているわけですので、それが私はどうかと思いますけど、もう一度調べて答弁をしていただけないかと思えますけど、どうでしょうか。

○建設課長（松田博樹君）

その件につきましては、確認してみたいと思います。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、お願いします。

隣に久保さんいますけど、以前、久保さんがしたときはつないでもらいましたけど、私はそういう記憶をしておりますので、ぜひ、お願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第37号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第37号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第4 議案第38号 令和元年度伊仙町有機物供給センター液肥散布車購入契約

○議長（美島盛秀君）

日程第4 議案第38号、令和元年度伊仙町有機物供給センター液肥散布車購入契約を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第38号は、令和元年度伊仙町有機物供給センター液肥散布車購入契約を締結いたしたく、地

方自治法第96条第1項第8号並びに議会に議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（仲島正敏君）

議案第38号の補足説明をいたします。

まず、今、ありましたように、備品購入といたしまして、令和元年度伊仙町有機物供給センター液肥散布車購入事業、納入場所、大島郡伊仙町伊仙1842番地伊仙町役場、購入契約額一金1,804万円、契約相手方、鹿児島県大島郡伊仙町伊仙2657番地、南幸自動車 代表 幸多洋子様。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第38号について質疑を行います。

○13番（樺山 一君）

令和元年度伊仙町有機物供給センター液肥散布車購入契約について質疑をいたします。

この液肥は、まいてくれという農家がいるのか、いないのか。そして、まくのに業者さんが困っているのかどうかお伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

今現在、液肥としては法的な許可をいただいておりますので、昨年来、きゅらまち観光課と協力いたしまして、今、液肥の申請、先月、一応、肥料登録申請書というのを農林水産省の外郭団体の福岡センターのほうに、今、登録申請の手続をいたしております。

それで、今現在は、いろいろと希望の方がそれほど多いような状況ではなく、なかなか厳しい状況にあるというのは認識をいたしております。

○13番（樺山 一君）

液肥と名前がついておりますので、その成分表を、成分を分析して、やはり農家を使ってメリットがあるような液肥じゃなければ、私は液肥として経済課が主管してするのでなく、あれはやはりし尿処理ですので、その目的がやはり違うわけですので、ぜひ、それをするのでしたら、成分がはっきりできるような液肥に登録をして、農家さんが利用してありがたいという形で、そこを委託している業者さんがまく場所がなくて困っている状況が起こらないような形で、ぜひ、行政のほうで成分登録をして、それが、その成分登録がいつできて、いつから町民の皆さんに公表できるのか伺います。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらのほう、今、先ほど申しましたように、申請のほうをしているんですけども、月に1回か2回かちょっと定かでないのですけれども、審査の日がないということでございます。

それで、サンプル等、事前に送ってあるのですが、ちょっと台風の影響でまだもしかしたら届いていないかもしれないというのがありますけれども、この、今、申請のほうをしておりますので、結果は、また、改めて向こうのほうから通知が来て、それ以降だと思います。

○13番（樺山 一君）

ぜひ早急に成分が公表できるような形にしていきたいと思います。
以上です。

○議長（美島盛秀君）

他に質疑はありませんか。

○6番（岡林剛也君）

車の使用ですが、この液肥車は、畑の中に入ってまくようになると思うんですが、これは4WDとかそういうのはちゃんとしてあるのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちら、今、現況の車も4WDでなく、これも一応は4WDではないのですが、はい。

○6番（岡林剛也君）

4WDじゃなかったら、なかなか中に入れてまくのは厳しいと思うのですが、飛距離とかは現況のものよりは出ているのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

メーカーによりますと20m放水というような感じで聞いております。

○6番（岡林剛也君）

今までのも、なかなか中に入れない場合は外からまくということになるので、周囲しかまけなくて中まではなかなか届かないという、そういうことも聞いておりますので、そういうのは大丈夫でしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

現況も天気のいい日は圃場に入って、まいてもらったりもいたしておりましたので、対応できるのではないかなと思っております。

○6番（岡林剛也君）

農家が困らないようにぜひ努力してほしいと思います。
以上です。

○議長（美島盛秀君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第38号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号、令和元年度伊仙町有機物供給センター液肥散布車購入契約を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第38号、令和元年度伊仙町有機物供給センター液肥散布車購入契約は、可決することに決定しました。

△ 日程第5 議案第39号 平成30年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事（2期工事）請負契約

○議長（美島盛秀君）

日程第5 議案第39号、平成30年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事（2期工事）請負契約を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第39号は、平成30年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事（2期工事）の請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第39号、平成30年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事（2期工事）請負契約について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、議案第39号について補足説明をいたします。

工事名、平成30年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化2期工事、工事場所、大島郡伊仙町地内、請負金額7,161万円也、契約相手方、鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町29の11、有限会社南西通信システム代表取締役泉勇藏でございます。

本工事の目的としましては、行政地域において停電のときでも使用でき、災害時の通信連絡を確保し、災害情報伝達を迅速かつ的確に行い、地域における防災応急救援災害復旧に関する業務を遂行し、地域住民の生命・財産の安全を確保するために設置している防災行政無線通信設備の個別受

信機の整備を行い、平常時の広報活動並びに防災行政連絡等に使用し、住民の安定、行政のさらなる向上を図ることを目的として整備するものであります。

平成29年度よりの継続事業であり、本年度で町内全世帯への取り付けを終了する予定としております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第39号について質疑を行います。

○5番（清 平二君）

議案第39号、平成30年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事についてお尋ねいたします。

現在、小島地区では、町の広報、集落の広報が行き届いておりませんが、今後、このようなことが起こり得ることがないようにお願いしたいと思いますが、今後の対応ができるのかどうかお尋ねします。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまのご質問でちょっとわからないところがあって、広報が行き届いていないということに関しては、今、区長さんがいらっしゃらないということで、そういうことだと思いますが、広報等は役場のほうから一応はやるのは、一応、小島の集落のほうにおいても多分行き届いていると思いますし、あと、区長会における配布物等も町の役場職員のほうから小島集落のほう、あと、小組合長さんのほうに配布してもらって、広報等周知はしているものと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○5番（清 平二君）

今現在、集落で放送した場合が、集落民に放送が聞こえないということを聞いていますけども、今後、このようなことが他の集落でもないのかどうか、このようなことを役場のほうに私のほうから連絡しましたら、今度の工事が始まりますので、そのときに修正しますということだったのですが、やはりこういうのを集落民から上がってきたら、すぐ災害無線が利用できるように修正してほしいと思ひますが、そのような苦情は聞いていないのかどうかお尋ねします。

○総務課長（池田俊博君）

個別に小島のほうの区長さんのほうから、そういう話は聞いたことはございます。また、それで一応、町としても小島の青少年会館のほうへ行ってマイクの調整等、あとはマイクの向き等の調整等はしてはありますけど、なかなか全域までにはまだ行き届かないところもございますので、またこれは専門家がまた今度来ますので、そのときに、またもう一度、その放送関係、マイクの向き等調べながら整備してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○5番（清 平二君）

これは、やっぱり各集落できちっと放送が聞けるように試験テストをして、そして、引き渡しを

受けられるようお願いしたいと思います。

今現在、こういう話をしても、なかなかかみ合いませんので、今後はそういうことがないように、ぜひ、全集落、こういう問題が出てきたら的確に対応しますようお願いいたします。

○総務課長（池田俊博君）

この件に関しましては、町民の生命・財産を守るためにどうしても必要なこととなってきますので、そこら辺のところは清議員のおっしゃるとおり、区長さん、町民のために、このことに関しては的確に対応できるように、また、うちのほうとしてもやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（美島盛秀君）

今の件について議長からもお願いしたいのですが、私の知っている中でも、3件ほど通じていないということをお願いをして、修理をなさいということでもやられたのですが、まだならないということで、しょっちゅう町のこの防災関係、無線関係、放送関係がわからないと、行事等がわからないというような話も聞いておりますので、空き家になったところ、それから、人が住んでいるところ、また、再度確認等をして、住民サービスが行き届くような努力をしていただきたいと思っております。

○総務課長（池田俊博君）

今回で、この事業が最終ということで、その間に空き家になったり、あと、転居されてきた方々のところとかが、まだ把握はしていなかったもので、そこら辺のところをもう一度把握して、そこら辺、ついていないところは再度確認してつけるように今回のほうはやっていきたいと思っております。

あと、最終的に予備の機器等のほうも一応購入して準備しますので、また、ついていないところに関しては役場に連絡いただければつけるようにします。

また、それと去年とおととしでつけましたので、今回は馬根・中山集落から小島集落ということで、多分、まだそこですぐに取りつけはできなかったのですが、この事業のときに取りつけるというようなことで、多分話していたこともあったと思っておりますので、そこら辺のところはご了承いただきたいと思っております。

○議長（美島盛秀君）

他に質疑はありませんか。

○13番（樺山 一君）

平成30年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事について質疑をします。

これはまず、取り付けに来て、工事に来ていただいた方々が、まず、説明不足。そして、今現在、有線のやつがついているんですけど、それとの使い分け、このデジタルがつけば、あの有線を外していいのか。私も勉強不足で、その辺がちょっとわからないものですから、詳細に説明をしていただきたいと思っております。

○総務課長（池田俊博君）

今現在、取りつけている有線の光ファイバーのほうは、今、徳之島ビジョンさんのほうに委託してやっておりますが、今回の分に関しては無線のほうで、町の防災行政無線ということで、平常時においては光ファイバーのほうを利用していただいて、あと、どうしても停電とかそういうときになるときは、この無線の部分に関しては電池等で対応できますので、そのときには、緊急の場合においては無線のほうでも対応できるようにしています。

また、今、取りつけに始まる前に説明不足というところも多々あると思いますが、そこら辺のところ、これから工事に始まるときには住民への説明等、個々のほうにさらに工事を請け負った業者さんにおいても個々の家庭においてちゃんとした説明ができるように、また指導してまいりたいと思います。

それと、光ファイバーのほうを今回の物を取りつけるときに、光ファイバーのほうを外してくれとかそういうのじゃ、お互い両方とも本当は必要ですけど、それを外してくれとおっしゃる住民の方もいらっしゃいますので、そこら辺は、後からまた個々に対応しながらそれはやっていきたいと思えます。

実際、町行政としては両方とも取り付けをしてもらいたいというのが本音ではございますが、どうしてもずっとつけっ放しにすると電気料がかかるとかそういうことで、それでコンセントをとって、実際に必要なときに連絡が入らないというのが多々ありますので、そこら辺のところは、また、住民の皆様にも、特にまたチラシ等を配りながら説明してまいりたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○13番（樺山 一君）

行政としては両方利用してほしいという答弁ですが、この今、議案に出ているこの工事は、全額国の補助金でしている工事か、何対何か、それがわかれば答弁願ひたいと思えます。

○総務課長（池田俊博君）

今の質問にお答えします。

この事業は、奄美群島振興開発交付金の奄美群島防災関連施設整備事業補助金というのでやっています。国の補助金が50%、県が10%で6割の補助金でございます。あとは緊急防災減災事業債ということで、充当率が100%で交付税措置、後に元利償還金の70%が交付税措置となっております。以上です。

○13番（樺山 一君）

今、先ほども答弁をしていたのですが、例えばこれを各家庭に設置して、引っ越した方、そしてまた引っ越してくる方、工事が終わってもいるわけですが、そういうときはその端末機、それは100%伊仙町が買って各家庭に支給すると理解してよろしいですか。

○総務課長（池田俊博君）

これからどれほどの機数になるかは、また、これから考えないといけないところですけど、この

事業において予備の無線機、受信機を一応準備はしておきます。そして、転入とか転居をされた方に対しては町のほうで取り付けは無料でしていきたいと思っています。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、町民の方に負担がかからないように、そしてまた、こういう補助金を使って、工事はしたのだけでも維持管理はやはり地元の行政側がしなければならないわけですから、そういうのも気をつけながら、ぜひ工事を進めていただきたい。ぜひ、もう説明をしていただきたい。ただ置いていたら、もう全然わからない。私も人に聞かれたら、もう全然答えができなくて、ぜひ、工事の方々にどういう形ということで説明をさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（美島盛秀君）

他に質疑ありませんか。

○4番（佐田 元君）

今、樺山議員の質問に補足しますが、今の答弁によりますと、転出・転入された方は予備の器具はあるということで答弁いただきましたが、この工事、これは役場、行政のほうで簡単に取りつげができるものでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

これは、各集落において集落の番号みたいなので、言ったら、木之香でしたら木之香の中での移動とかそういうのはできるのですが、また、木之香にあって、それを取り外して転出した場合、取り外して、また、持って来たときには、中の基盤って少し番号を変えてどっかの集落に使えるという機能はございますので、これは、取り付けした専門の会社でないとちょっとなかなかできないということで、一応、各集落にある程度の数、33集落ございますので、その倍あたりの数を一応確保はしておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○4番（佐田 元君）

ということは、もし集落以外のところに、前、引っ越しされたとか、新しく家をつくったとかというときには、業者さんを頼まなければいけないということになりますか、それでよろしいでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

引っ越しをしたときでしたら、その機械は取り外し可能ですので、役場に持ってきていただければ、うちのほうでまたその対応する集落の分をまたそこに貸与して、また、この役場のほうに返しただいたもので、もう一度また予備のほうに、また各集落に対応できるように、また中の基盤を変えたいということでございますので、よろしくをお願いします。

○4番（佐田 元君）

わかりました。終わります。

○議長（美島盛秀君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第39号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号、平成30年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事（2期工事）請負契約を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第39号、平成30年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事（2期工事）請負契約は、可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第1回伊仙町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前11時05分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 美 島 盛 秀

伊仙町議会議員 岡 林 剛 也

伊仙町議会議員 牧 徳 久

令和元年第3回伊仙町議会定例会

会期日程

令和元年第3回伊仙町議会定例会会期日程表

令和元年9月10日開会～9月20日閉会 会期11日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
9	10	火	全員協議会	○全員協議会	
			本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告(議長の動静) (2) 総務文教厚生常任委員長所管事務報告 (3) 行政報告(町長) ○陳情 2件(陳情第10号・第11号 経済建設常任委員会へ付託) ○請願 3件(請願第1号～第3号 経済建設常任委員会へ付託) ○報告 2件(報告～質疑で終結) ○議案 15件 40号～54号(提案理由説明～質疑～討論～採決) ○認定 7件 1号～7号(提案理由説明～決算審査特別委員会設置～付託)	
〃	11	水	本会議	○一般質問(上木議員、西議員、岡林議員、清議員 4名)	
〃	12	木	特別委員会	○平成30年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会(現地調査)	
〃	13	金	特別委員会	○平成30年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会(室内調査)	
〃	14	⊕	休 会		
〃	15	⊕	休 会	各中学校体育大会	

〃	16	㊸	休 会		
〃	17	火	特別委員会	○平成30年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会（室内審査）	
9	18	水	特別委員会	○平成30年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会（室内審査）	
〃	19	木	休 会	※平成30年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会委員長報告作成	
〃	20	金	本会議	○全員協議会 ○決算審査特別委員会審査報告（報告～質疑～討論～起立採決） ○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文厚・経建常任委員会） ○閉会	

令和元年第3回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和元年9月10日

令和元年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年9月10日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸報告

○日程第4 陳情第10号 「阿三集落（吉岡氏宅横）町道拡張」（経済建設常任委員会へ付託）

○日程第5 陳情第11号 「阿三集落（徳田氏宅横）町道拡張」（経済建設常任委員会へ付託）

○日程第6 請願第1号 「クバル海岸降り道整備の請願書」（経済建設常任委員会へ付託）

○日程第7 請願第2号 「さとうきびハーベスター利用助成金の創設、又はさとうきび価格の引上げについて」（経済建設常任委員会へ付託）

○日程第8 請願第3号 「含みつ糖（黒糖）用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設について」（経済建設常任委員会へ付託）

○日程第9 報告第3号 平成30年度健全化判断比率（報告～質疑で終結）

○日程第10 報告第2号 平成30年度資金不足比率（報告～質疑で終結）

○日程第11 議案第40号 伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第12 議案第41号 高齢者等肉用牛導入基金条例の一部をい改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第13 議案第42号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第14 議案第43号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第15 議案第44号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第16 議案第45号 伊仙町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第17 議案第46号 伊仙町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第18 議案第47号 伊仙町水道給水条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

- 日程第19 議案第48号 平成30年度伊仙町上水道事業会計の利益処分（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第20 議案第49号 令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第21 議案第50号 令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第22 議案第51号 令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第23 議案第52号 令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第24 議案第53号 令和元年度簡易水道特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第25 議案第54号 令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第26 認定第1号 平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第27 認定第2号 平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第28 認定第3号 平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第29 認定第4号 平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第30 認定第5号 平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第31 認定第6号 平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第32 認定第7号 平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	福司 銀二郎 君
地域福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	大山 惣二郎 君
教委総務課長	水本 斉 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学校給食所長	伊藤 勝徳 君	健康増進課長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	喜 昭也 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

△開 会（開議） 午前10時30分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから令和元年第3回伊仙町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（美島盛秀君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、上木千恵造君、永田 誠君、予備署名議員を福留達也君、前 徹志君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（美島盛秀君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月10日から9月20日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日9月10日から9月20日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第3 諸報告

○議長（美島盛秀君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より令和元年第2回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。したがって、主な項目だけについてご報告いたします。

6月から9月、今日までの日程について説明いたします。

6月13日、伊仙町商工会スタンプ会総会、中央公民館でありまして、役員の皆さんと商工会スタンプ会の皆さんとの懇親会がありまして、町長も参加をいたしております。その中で、プレミアム券の発行をもっと増額していただきたいという要望等がありまして、ぜひ、実現に向けて取り組んでいきたいということを議長として挨拶の中で含めてきました。

17日に総務文教厚生常任委員会学校施設状況調査を行いまして、町執行部への備品等などについて

ての申し入れをしてございます。そのことを執行部も十分検討していただくようお願いをいたしました。

6月21日、トライアスロンカーボパーティーと23日のトライアスロン大会がありましたけれども、台風だったか、雨で日程がいろいろ調整されておりますので、この日程等についても、3町でしっかりと今後打ち合わせ等を行わなければならないかと思っております。

7月に入りまして、7月4日、議会全員協議会を委員会室で行いまして、今後の、8月の所管事務調査について話し合いをしたところでございまして、8月6日に所管事務調査をやっております。

7月11日、正副議長研修会に福留副議長と一緒に行きまして、やはり、それぞれの市町村の議会の今後の活性化等、あるいは議会議員の資質向上と今後のあり方等の議論がされ、あるいはいろいろな専門家や講師を招いての研修会が行われたところであります。

7月23日、サトウキビ価格対策協議会が奄美市のほうでありまして、ハーベスターの件や、あるいは農業機械の件につきまして、お願い等をしたところであります。

8月6日、県外所管事務調査を北海道の浦幌町で行いまして、あともって委員長報告があると思っておりますけれども、すばらしい北海道の先進地を視察することができました。このことにつきましては、今後、伊仙町議会でもいろいろ研修した結果を参考にしながら、議会活性化に向かって取り組んでいかなければいけないということを決意したところでございます。

8月25日、義名山相撲場で夏祭りのちびっこ相撲大会がございまして、今年は女子の子供たちが3人ほど出まして、盛んな応援がされていまして。祭りでありますので、やはり町内の多くの小学校から参加がされておりました。今後、子供たちの相撲大会、あるいは子供たちのこういう行事への参加等に、お互い、みんなで応援をしていかなければならないと感じたところでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

以上で議長の動静等についての報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和元年8月分までの例月出納検査の結果、事務事業についてはおおむね適正であるが、改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。また、閲覧を希望される方は、事務局に常備をしてありますので、ご確認をください。

次に、総務文教厚生常任委員会による閉会中の継続審査の申し出に基づき、所管事務調査の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（岡林剛也君）

閉会中の所管事務調査報告。

去る令和元年6月17日、総務文教厚生常任委員会7名、事務局2名で、町内学校施設備品及び教育環境の現状について、現地調査を教職員からの聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

なお、今回の調査では、学校給食センターと教職員住宅は含まれておりません。

まず、各学校の現状についてですが、多くの学校施設において、校舎本体・体育館施設の雨漏り、天井や壁の亀裂、剥離、崩落、コンクリ片の落下が見受けられ、ブロック塀の傾斜、フェンスの破

損、腐食しているため使用禁止の遊具等も多数散見され、今現在は使用されていない幼稚園施設、校舎、倉庫が朽ち果て、草木が生い茂り、手つかずのまま放置されている危険極まりない箇所も数カ所ありました。

また、老朽化の激しい小規模校においては、特にトイレ事情や水回りの不具合、グラウンドの排水不良も多く、教職員は大変苦勞しているようでした。

同様に、比較的新しい学校校舎においても、教室や廊下の床が波打っており、椅子に座るのもままならない学校や、天井及び壁の表面が全体的に剥離している学校があり、このような状況下で、子供たちや教職員の安全安心が確保されているとは到底思えないような状況でした。

次に、教育、学習環境についてですが、我々を咄然とさせたのは、黒板が劣化し、チョークが乗らないということで、黒板の上にホワイトボード用紙をつぎはぎし、ホワイトボードマーカーで授業をしている学校や、黒板灯がなく、照度が不足している教室、カーテンがないため直射日光にさらされ、色あせた本が並んだ図書館、予算が乏しいためか、トイレットペーパーやコピー用紙の購入に必要な消耗品費を、記念事業費の残金を補填し、捻出している学校がこの伊仙町に存在しているという事実でした。

また、多くの学校から教職員の労働環境改善、負担軽減を図るために、パソコン及びソフトの更新、ICT教育、校内外ネットワーク構築のLAN整備、校務支援システムの導入を強く要望されましたが、校長先生や教頭先生と直接意見交換することにより、各学校が抱える問題点や課題を共有し、認識できる貴重な調査となりました。

ついては、教育長はもとより、町長は自分の選挙前になると町内を巡り、住民の意見を聞いて回って、地盤培養行為である。とってはばかりませんが、そうではなく、せめて年に1回ぐらいは毎年各学校を訪問し、教職員から話を聞き、積極的に教育現場の現状把握に努めるべきであるというというのが、委員一同の一致した見解でした。

その後、教育委員会へ出向き、職員の体制についての聞き取りや今後の対応、スケジュールなどを協議しました。

そして、翌7月17日には、議会委員会室において、同常任委員会より、町長及び教育長に調査した多くの案件の中でも、重要かつ緊急性のあるものに絞った町内学校施設改善にかかわる要望書を手渡しましたが、8月5日には、数ある事案の中から4件の事案についての回答を文書でいただきました。

また、夏休み中に対応できる事案については、順次、改善されているようですが、教職員住宅や給食センターも含めて、まだまだ問題や課題は山積しています。

町長はかねてより、出生率日本一、子育て支援、子供は地域の宝、学校の統廃合はしないと何かスローガンのように言い続けていますが、町の総合計画や公共施設等管理計画にうたわれていることや辺地総合計画で計画されている、やるべきことをやってから言うべきではないでしょうか。言うだけなら誰でも言えます。それを放置したままでは、問題を先送りにはしているとしか思えません。

ましてや、全国学力調査でも下位にある学力の向上など、望むべくもありません。

今回、この調査結果をよい機会として捉え、町執行部、教育委員会、学校が連携し、伊仙町教育行政の発展にまい進することを期待して、令和元年度町内学校施設備品及び教育環境の現状についての総務文教厚生常任委員会所管事務調査報告といたします。

令和元年9月10日、総務文教厚生常任委員会委員長。

続きまして、閉会中の所管事務調査報告。

令和元年8月6日、総務文教厚生常任委員会と経済建設常任委員会合同で、北海道浦幌町において、1、議会活性化の取り組み、2、防災体制の整備の取り組みの2項目について調査を行いましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

浦幌町は北海道南東部、帯広市と釧路市の間に位置し、人口4,659人、2,258世帯、面積は徳之島の約3倍もある730km²。第1次産業が基幹産業で、31年度当初予算は総額90億円で、昭和29年より町政を施行している町であります。

研修会は、浦幌町議会議事堂で行われ、伊仙町議会は議員席にて質問し、浦幌町議会は執行部席にて質問に答えるという形式で行われました。

その中で、1、議会活性化の取り組みについては、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、それまでは議会審議の対象外であった行政事務の40%以上を占める機関委任事務制度が廃止され、地方議会の果たす役割は大きく広がり、その責任はさらに増すことになりました。そういう中で、浦幌町議会が、今後の地方地自体は厳しい財政状況下において、町民が町長及び議会議員を直接選挙するという二元代表制のもと、町民の意思を代弁する合議制機関として、町長と緊張ある関係を保ち、独立、対等の立場において、町民との協調、議会の公正性、透明性を確保することが求められており、町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会を目指し、議会に与えられた権限と役割を最大限に発揮することが必要であり、議会がいかに関心される活動を展開したらよいか、また、議会と町民が調整における課題やそれに対応する政策の形成、決定の過程の情報公開、共有し、議員は町民に対し説明責任を果たすことに着眼し、質疑や質問、議会間討議、委員会、定数、報酬など、議会制度や法令の原点、趣旨をいま一度学び、議会本来の機能や役割に視点を置き検討を行うため、平成23年から平成27年を第1次活性化とし、平成23年9月に、議長より、議会運営委員会に7つの諮問があり、議会運営委員会ではこれを、1、議会の監視機能の強化に関すること、議決事件の追加、町長における専決処分のある方、2、調査・政策・立案に関すること、調査機関の設置、事務局の体制、3、議会運営のあり方に関すること、常任委員会・特別委員会のあり方、町長等の反問権、政策等の形成過程の説明、説明資料の充実、4、町民に開かれた議会、町民参加の議会に関すること、議会報告会の開催、議会モニター制度について、議案の賛否の公表、町民一般会議の設置、7、その他議会の活性化に関すること、政治倫理条例の検討、住民投票制度の検討、議会の評価・議員の評価など、この諮問をさらに細分化、検討項目として55項目を設定。この55項目の検討事項をもとに、平成24年12月に議会基本条例が制定されていました。

平成27年から平成31年は第2次活性化と位置づけて議会の活性化に向けて取り組んでおり、主に町民に身近な開かれた町民参加の議会を目指して、定例会後に行う議会報告会、J A、商工会、金融機関、建設産業団体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉団体、教育関係など各種団体、町民グループとの一般会議、まちなかD E会議、多種多様な会議の開催、議会町民アンケート調査の実施、町民が議会を評価する議会モニター制度の設置など、議会と町民の隔たりをなくすために、また、議員は個々の活動が基本ではありますが、議会全体としては議決機関としての合議制の機関であり、議員の多様な意見を反映し、町の執行機関と向き合い、チェック機能を発揮しながら、よりよいまちづくりのため、アンケート調査結果や各種会議での意見を町民からの政策、提案、提言と捉え、議会全体としての活動をチーム議会と位置づけし、議会の活性化に取り組んでいました。

その間、地方自治体の議会や市長、市民等に優れた活動に対して栄誉を与えるマニフェスト大賞を2回、全国町村議会特別表彰、議会広報全国コンクール奨励賞など、全国的に見ても高い評価を受け、また、平成30年には、全国から14議会の視察を受けている実績があるということでした。

伊仙町議会においては、平成23年に同じく北海道栗山町議会へ議会基本条例について行政視察を行い、議会基本条例の制定を目指したものの、いきなりハードルが高すぎたのか道半ばで頓挫した経緯がありますが、今回の研修で学んだ比較的実行可能な町民に身近な開かれた町民参加の議会実現のための方策を取り入れて、さらなる伊仙町議会の活性化を実現し、伊仙町チーム議会として議会基本条例の制定へとつなげていきたいと強く思う次第でありました。

2、防災体制の整備の取り組みについては、第2次議会活性化中の平成29年9月、過去の十勝沖地震を経験し、町が海岸線を有することから、地震・津波災害への不安、また、昨今多発している風雪水害への不安は常に持っており、平成23年3月の東日本大震災を契機に広がった地域防災計画の策定と防災体制のあり方について、チーム議会で協議を重ね、その体制の充実強化について、安全安心なまちづくりを目指す防災体制を柱とした防災基本条例議会案を政策提案し、その後、平成30年3月には、議会みずからも災害発生時において機能不全に陥らないよう、議会、議員事務局の役割や行動指針を定めた浦幌町議会業務継続計画、議会BCPを策定していました。これは、災害時における議会の基本的機能の維持を目的とした議会議員の取るべき行動はもとより、災害時の執行機関との関係、業務継続の体制及び活動の基準、的確な情報の収集、議会の防災計画と防災訓練、計画の運用見直しなど、災害時に起こり得るあらゆる事態を想定しながら、あくまでも議会としての方向性を示すものであり、執行機関の災害時の対応を優先し、阻害することがあってはならないということが明確化されています。

しかし、ひとたび災害が発生した場合、議会BCPが制定されていると、BCPを指針として迅速、効果的に議会災害対応業務が実施され、被害の最小限化、復興復旧、議事・議決機関としての町政運営の迅速化が可能であると思われませんが、議会BCPが策定されていない場合、災害発生時に何をしたらよいかわからず、場当たりの対応に追われ、想定外の事態に判断を誤り、結果として被害の拡大、議会機能、町政運営の遅れにつながりかねません。

議員は、議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本となりますが、一方で、災害時に議員は、特に災害発生初期において、みずから被災したり、また、被災した町民の救援や被害の復旧のため、事態に即応した地域の一員としての活動を求められることも事実であります。このことを我々は昨年の台風災害で身をもって経験しました。

こうしたことを踏まえ、1日も早く、今後ますますふえると推測される台風豪雨災害に対応できるよう、伊仙町議会業務継続計画、議会BCPの策定が不可欠であると認識させられました。

研修では、ほかにも議会広報紙関連、農政関係、ふるさと納税、地域おこし協力隊等についての質問がありましたが、多岐にわたる質問にも丁寧にお答えくださった浦幌町議会の皆様には、この場を借りてお礼を申し上げます。

最後に、今回の先進地視察研修を経て、個々の伊仙町議会議員が資質の高揚に努め、町民に信頼される議会づくりを進め、町政の健全な発展に寄与することを確信し、議会活性化の取り組み、防災体制の整備の取り組みについての令和元年度総務文教厚生常任委員会、経済建設常任委員会合同所管事務調査といたします。

令和元年9月10日、総務文教厚生常任委員会委員長、岡林剛也。

○議長（美島盛秀君）

次に、町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。

○町長（大久保明君）

お手元の行政報告を端折って説明いたしたいと思います。

6月8日に、徳之島地域共生社会を考える研修会が南恵会の主催でありまして、厚労省から生活困窮者自立支援の担当の2人が参加いたしまして説明をしていただきました。南恵会の活動は、その後も8月にも同様の説明会が徳之島でございました。

6月11日に、今、オリンピック・パラリンピックのホストタウンが全国で300自治体ほどが選出されておりました。一堂に会しまして、総理が出席して、その目的、そして、世界との交流を持たれた会議がございました。

6月16日には、当初、地方創生特使というタイトルで、尾辻先生、県の副知事を含め、また、地元出身の4人の方からの講演を行いました。320人以上が集まり、盛会に終わりました。そのタイトルを、若い職員が「なぜ注目されるの?! 徳之島のあたりまえ! これからの生活・住居・福祉の変化と関わり方」というタイトルに変えまして、若い職員が中心となって、このすばらしいシンポジウムを成功裏にさせていただきました。特に、地元出身の4名の方の発表に対しまして、多くの参加した方々がその目標、そして、実現に向けてのことに大変な期待をしていただきました。2名の方が既に土地の購入を決定いたしまして、今後、徐々に、着実に島の地方創生、多くの方々が、高齢者、富裕層を含めて島に移住してくるということが実現できていくというふうになると確信しております。

6月30日に、徳之島漁業協同組合の通常総会がございまして、50年以上にわたり、徳之島漁協だ

けではなくて、県漁連の重鎮としてリーダーシップをしていただいた伊仙町出身の方に多くの方々が賛辞を述べていただきました。皆さん方が全国各地の視察に行っているように、伊仙町のほうにも6月26日は静岡県御殿場市、それから、7月2日には広島県の庄原市議会、そしてまた、近く千葉県の方から視察がございまして、伊仙町の子宝、そして、少子化問題に対して多くの、全国から期待を強くしている状況がますます我々も自信と勇気が出てきたところでもあります。

そういう関係で、7月6日の日本青年会議所関東地区大会の講演会に約2,000人以上の方が集まっていたけれども、講師として発表いたしました、関東地方においても、周辺の山間部においては非常に学校の統合が進んでおり、子供たちが少なくなってきたということでの危機感で、伊仙町の取り組んでいる学校を存続するということに対しては大変驚いておりまして、そのことの説明をして、いろんな意見交換を行ってまいりました。もう一人の発表者が、今、新進気鋭のメディアアーティストという仕事している落合陽一さんの講演もございました。

7月7日から9日、11日と、先ほど申し上げましたパラリンピック・オリンピックのホストタウンという形で、伊仙町がボスニア・ヘルツェゴビナを強力に希望いたしました、そのことを、当初、国は全くありえないような話をするなということでありましたけれども、闘牛文化というものを説明し、そして、総務省がボスニアを調べた結果、闘牛文化というものが非常に盛んであるということで、国のほうから、300以上あるホストタウンの中から20自治体ほどに交流費が捻出されました。その予算で、ボスニアの闘牛協会の方々、そして、大使館など、そして、いろんな地域との交流を行ってまいりました。

闘牛文化の力というものが世界的にこれほどあるということには大変驚きました。ご存じのとおり、この国は20数年前に大変な民族間の内戦がありまして、10万人近くの方が亡くなっております。そういった中で、国をどのようにしてまとめていくかということで、それは、闘牛という文化が各集落、各地方でありまして、例えば、夏祭りとか、盆踊りとか、ああいうもののフィナーレは闘牛で締めていくということでありまして、まさに、島の闘牛を育てている子供たちと同じように、子供たちが飼育をしているという状況でありました。

そういうことで、今月の20日から23日まで、在日ボスニア大使と、それから、ボスニアの闘牛協会会長、大使館の方も含めて4名の方が伊仙町に来て、闘牛文化交流を行うことになりましたので、盛大な歓迎をして、今後の文化を深めていくと。

もう少し説明しますと、来年のパラリンピックの、過去2回のオリンピックのシッティングバレーという、これは車椅子から降りてバレーをするチームの2大会連続金メダル、銀メダルをもらっている物すごく強いチームが来年も参加します。

もう一つは、過去2年間のオリンピック、女子柔道でヨーロッパ選手権を優勝している選手が参加して、その方と、オリンピック協会の会長さんは柔道出身で、その方が徳之島に来ることはほぼ決定しておりますので、そういった形でパラリンピック、障害者スポーツというのはこれから大変重要になってきます。そのことを、この徳之島でボスニア・ヘルツェゴビナと親交を深めていくことは、

今後、日本のパラリンピックの障害者スポーツの先進地に持っていきけるだけの可能性があると、今、考えておりますので、ぜひ、議会の皆さんも歓迎会には参加をしていただきたいと思います。

それから、7月12日に徳之島の将来の医療・福祉を考える会が開催されまして、産婦人科医を3町のほうで給与補填して確保している中で、小児科医の常勤医がないということで、アンケートの中で多くのアンケートが出まして、これは早速、先日も県のほうに行って、子ども・子育て支援課の中でそのことを要望してまいりました。

7月17日にAGFの社長が来られまして、会員が今、ますます増えているということでもあります。去年、AGFが苗を植えたコスタリカからの苗が1年もしないうちに芽が出てきたということで大変注目されておりますし、今後、この国産コーヒーという形でAGFがやっていますけれども、ほかのUCCとか、ネスレという会社も徳之島に大変注目してきている状況になっております。

7月23日に徳之島3町の協同利用図書館開始のセレモニーが徳之島町の学習支援センターでありまして、3町で図書を、天城、伊仙でも借りることができるし、返すのもその場所で返すことが可能となっております。

7月30日には、奄振事業の予算要請活動を議長とともに行ってまいりました。このときに奄振委員会、尾辻委員長、金子事務局長との意見交換会がございまして、自然遺産の件は、地元が連携を取っていただきたいということで、沖縄との連携等があります。IUCNの発表が、来年は中国の福建省であるということで、ぜひ多くの自治体が参加していただきたいということでありました。

それから、私のほうからは、今、空港の管制官がないということで、航空機が飛ばない回数が頻回になってきたということでありました。このことに関しまして、もとどおり管制官を各島に置くように要請いたしました。これは、上のほうまで全くいっていない状況でありましたので、先生方もこのことに関しまして強く動いていただけないかと思っております。

また、サトウキビの交付金に関しましては、あらゆる会議で交付金を復活させてほしいと、今、2万円前後を3万円前後という形で、これは要請活動をかなり行っています。その中で、種子島と沖縄との連携、一体となってやっていくことが今後重要になってくると思いました。

それから、8月7日には離島行政懇談会、これは離島に関する県議の方々、40名近くがいますけれども、ほとんどが参加をしておりました。その後、農福連携につきまして、これはいろいろ、私、県庁の中で営業活動を行いまして、農山村振興交付金というのがありますが、これがまだまだ活用されていないということで、今後、農業と福祉の連携にこの事業を活用していきたいと考えております。

これには書いてありませんけれども、8月12日には神村学園の応援に行つてまいりまして、面縄中出身の田中大陸選手が大活躍したということで、出身者の方々も数多く応援に駆けつけており、夢と希望を島の子供たちにも与えていただきました。

8月19日に、JAL関係者が来庁いたしまして、年末年始の大阪直行便を実験的に12月31日と1月3日に、関西のほうから徳之島のほうに運航するということでもありますので、これは来るときはマイナス分、行くときのお客さんを地元のほうであっせんしていただけないかということで、島から、

例えば31日に大阪、関西に行って、帰ってくるときにまた飛ばすわけで、それに乗って帰ってくるということであれば、何とか満席にできるのではないかと思います。そのことが、今後の直行便に関しまして、航空会社がどう評価するかということにつながってくるのではないかと思います。

それから、8月20日には、3町で今、「みんなで考える徳之島のゴミ処理の明日」という形で天城にて最終回がございまして、今回は、大崎町のごみの分別を指導していただいた元課長も来て、説明をしていただきました。

8月22日に、日本港湾協会九州地区連合会の総会に伊仙町も参加いたしまして、11の自治体から地元の要望等の発表がありまして、伊仙町も発表の機会を与えていただきまして、面縄港の長期的な島の港湾関係において新しい港の必要性、それは島全体の将来を考えたときのバックヤードとか、それから、コストの安全性、そういうものを含めて説明し、要望を行ってまいりました。

8月28日には地方自治振興促進懇談会が、年1回、知事と知事部局と各部長との意見交換会の中で、テーマが今回は鹿児島県の農業輸出ということでありました。このことは、例えば今、鹿児島県の農業生産額が以前は3,000億円が目標でしたけれども、今は5,000億円目標ということで、このことが実現いたしております。その中で、輸出に関しては、和牛とブリ、和牛が約200億円以上、ブリが九十数億円で、あとはキンカンというのが意外と東南アジア、中国にかなり輸出しているということで、輸出額も300億円を超したということであります。

知事の今後の輸出の計画、それから、和牛の需要がこれからは中国、アメリカに広がっていくことになれば、鹿児島県の和牛が、今、圧倒的に世界の輸出にかかわっているということで、ヨーロッパからオーストラリア、そこまで鹿児島県の和牛を輸出しているということで、圧倒的に和牛の生産が足りなくなってくるというふうなことを話しておりました。

その中で、ある町の自治体の首長さんが、今、小頭農家に対する補助が少ないのではないかとということで、いろんなクラスター事業を大規模農家だけでなく、10頭、20頭規模の農家にもするような強い要望がありました。その自治体も、もともとは大変盛んな自治体ですけれども、小規模農家、畜産農家がどんどん少なくなってきたということで、このことは人口減少にも影響しているわけでありますので、それは私もずっとそういうふうに思っておりましたので、知事はそういうことはあまり理解していないわけですから強く申し上げたということでもあります。

9月5日には、鹿児島県の子ども・子育て支援会議、私は市町村代表として5年ぐらいこの会議に出ておりますけれども、この中でも、伊仙町が新しく3つ目の認可保育所をつくったということと、地鎮祭は行いましたけれども、それだけの子供がいるのかということと、それから、保育士が全国的に非常に少ない中で、保育士の確保等についての議論が行われました。

それから、9月8日に紫乃井流日本舞踊特別公演というものに案内がありまして、伊仙町出身の井手さんが、いまや一流の舞踏家として活躍しているということで、この公演に行きましたら文化センターが超満員で、我々、初めて見たのですけれども、一人の青年があれだけの組織をまとめて、そして島に来て、日本のトップリーダーになろうとしているということに大変な驚きを感じました

し、障害者、みずから話をしていましたけれども、自分の両親、そして、じいさんたちが非常に自分を温かく育てていただいたために今があるというふうなことを申し上げておりました。

最後に、つい数日前に日本マルコの元会長で、今、また社長に戻った方から電話がありまして、MR Jをなかなか国が推進できない中で、あの建物、校舎に関しても非常に危機感を持っていましたけれども、今年の春から新しい防衛省関係の事業を受注いたしまして、そのために、今回13人ほどふやしましたけれども、さらに、防衛省が宇宙作戦隊の新設をすることが決定をいたしまして、宇宙防衛がこれから国を挙げてやっていく中で、日本マルコにかなり多くのオファーが来るようになったという報告がありまして、あの会社自体の建物は本土でも全く足りなくなったということで、あの会社を全面的に活用、ある程度、広さがあるわけですから活用していきたいということでありましたので、今後、第2弾、第3弾の面接があると思いますので、皆さん方、知人友人にそのことをまた知らせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（美島盛秀君）

以上で、諸報告を終わります。

- △ 日程第4 陳情第10号 「阿三集落（吉岡氏宅横）町道拡張」
- △ 日程第5 陳情第11号 「阿三集落（徳田氏宅横）町道拡張」
- △ 日程第6 請願第1号 「クバル海岸降り道整備の請願書」
- △ 日程第7 請願第2号 「さとうきびハーベスター利用助成金の創設、又はさとうきび価格の引上げについて」
- △ 日程第8 請願第3号 「含みつ糖（黒糖）用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設について」

○議長（美島盛秀君）

日程第4 陳情第10号、「阿三集落（吉岡氏宅横）町道拡張」、日程第5 陳情第11号、「阿三集落（徳田氏宅横）町道拡張」、日程第6 請願第1号、「クバル海岸降り道整備の請願書」、日程第7 請願第2号、「さとうきびハーベスター利用助成金の創設、又はさとうきび価格の引上げについて」、日程第8 請願第3号、「含みつ糖（黒糖）用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設について」の5件を一括して議題とします。

令和元年第2回定例会以降、これまで受理した請願書並びに陳情書は8件です。したがって、お手元にお配りした請願、陳情文書一覧のとおり、陳情第10号、陳情第11号、請願第1号、請願第2号、請願第3号の5件につきましては、所管する経済建設常任委員会へ付託したので、報告します。

- △ 日程第9 報告第3号 平成30年度健全化判断比率
- △ 日程第10 報告第4号 平成30年度資金不足比率

○議長（美島盛秀君）

日程第9 報告第3号、平成30年度健全化判断比率、日程第10 報告第4号、平成30年度資金不足比率の2件を一括して議題とします。

提案者の報告を求めます。

○町長（大久保明君）

報告第3号及び報告第4号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、健全化判断比率、公営企業会計の資金の不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

健全化判断比率につきましては、実質公債比率10.4%、将来負担率75.3%と、健全化になっている状況でございます。

公営企業会計における資金不足比率については、簡易水道特別会計、上水道事業会計ともに資金不足比率がなかったことを報告いたします。

以上でございます。

○議長（美島盛秀君）

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、報告第3号、平成30年度伊仙町健全化判断比率について、説明をいたします。

財政健全化判断比率の指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があります。

まず、実質赤字比率、連結実質赤字比率についてであります。

平成30年度歳入歳出決算における主要施策の成果説明書4ページをお開きいただければありがたいと思います。

左側の上段に一般会計等として、一般会計及びほーらい館特別会計の実質収支の金額が7,808万9,000円で黒字となっております。

国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計を合わせた連結実質収支も黒字であるため、実質赤字比率、連結実質赤字比率を横棒で示しているところであります。

成果説明書5ページをお開きください。

実質公債費比率の状況を示してございます。上段の1から14の指数により、実質公債費比率は算定されます。下段に示してあります実質公債費比率、単年度の算定式に当てはめ計算いたしますと、今年度は8.70642となり、平成29年度においては11.70918、平成28年度においては10.97820、この過去3年間を平均した数値10.4が実質公債費比率ということでありまして。

次に、将来負担比率の状況でございますが、6ページをお開きください。

上段において、将来負担額として地方債の現在高79億258万3,000円、債務負担行為に基づく支出予定額として5億3,322万6,000円、公営企業等への繰り出し11億5,759万2,000円、一部事務組合等

への負担金 1 億923万8,000円、退職手当負担金見込み額 3 億1,338万9,000円の合計100億1,602万8,000円であります。

中段に充当可能財源として、基金15億263万2,000円、家賃収入等の特定財源 9 億7,092万8,000円、交付税で算定される基準財政需要額の歳入見込み額52億8,761万3,000円の合計77億6,117万3,000円を差し引いた金額22億5,485万5,000円を、標準財政規模から、先ほど実質公債費比率の状況で説明した⑨、⑩、⑪の算入公債費等の額を差し引いた29億9,234万4,000円で除した数値が将来負担比率となるため、本年度決算において、将来負担比率は75.3%となります。

お手元に平成30年度伊仙町歳入歳出決算意見書があれば、11ページをお開きいただきたいと思います。

監査委員の意見において、それぞれ昨年度より改善されており、努力の成果が見られる。早期健全化基準団体以下で、将来負担が軽減されつつあるが、後年度以降の社会情勢、特に医療費の増加や老朽施設の更新、町民所得の減少による経済状況を勘案し、将来負担率が増加しないように、今後とも健全なる財政計画を推進していただきたいとのご指摘もあり、将来不安を払拭するためにも努力を惜しまず、健全な財政運営をしてまいりたいと思います。

続きまして、報告第4号、平成30年度資金不足比率について、説明をいたします。

成果説明書4ページにお戻りください。

右側の欄に、伊仙町上水道事業会計、伊仙町簡易水道特別会計における資金不足剰余額を示しており、いずれにおいても資金不足は生じていないことを報告いたします。

また、先ほどの監査の意見書の26ページをお開きいただきたいと思います。

結びでのご指摘がありますように、令和2年度までの統合水道計画に基づき、計画的な老朽施設の更新と、平成30年度改正された水道使用料の段階的な原価に基づいた改正や未収金の徴収に努力し、今後とも引き続き公営企業の事業目的に沿った企業運営に努めていきたいと思います。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

報告第3号、報告第4号について、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第3号、報告第4号の2件について終結します。

- △ 日程第11 議案第40号 伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
- △ 日程第12 議案第41号 高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例
- △ 日程第13 議案第42号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例

- △ 日程第14 議案第43号 伊仙町税条例の一部を改正する条例
- △ 日程第15 議案第44号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- △ 日程第16 議案第45号 伊仙町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第17 議案第46号 伊仙町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第18 議案第47号 伊仙町水道給水条例の一部を改正する条例
- △ 日程第19 議案第48号 平成30年度伊仙町上水道事業会計の利益処分
- △ 日程第20 議案第49号 令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）
- △ 日程第21 議案第50号 令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第22 議案第51号 令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第23 議案第52号 令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第24 議案第53号 令和元年度簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第25 議案第54号 令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（美島盛秀君）

日程第11 議案第40号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定、日程第12 議案第41号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例、日程第13 議案第42号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例、日程第14 議案第43号、伊仙町税条例の一部を改正する条例、日程第15 議案第44号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例、日程第16 議案第45号、伊仙町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、日程第17 議案第46号、伊仙町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、日程第18 議案第47号、伊仙町水道給水条例の一部を改正する条例、日程第19 議案第48号、平成30年度伊仙町上水道事業会計の利益処分、日程第20 議案第49号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）、日程第21 議案第50号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第22 議案第51号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第23 議案第52号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）、日程第24 議案第53号、令和元年度簡易水道特別会計補正予算（第2号）、日程第25 議案第54号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の15件を一括して議題とします。

提案者の報告を一括して求めます。

○町長（大久保明君）

ただいま議長が説明したことを再度申し上げていきたいと思っております。

令和元年第3回伊仙町議会定例会に提案いたしました議案第40号から議案第54号について、提案理由の説明をいたします。

議案第40号は、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定。

議案第41号は、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例。

議案第42号は、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例。

議案第43号は、伊仙町税条例の一部を改正する条例。

議案第44号は、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。

議案第45号は、伊仙町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第46号は、伊仙町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第47号は、伊仙町水道給水条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案してあります。

議案第48号は、平成30年度伊仙町上水道事業会計の利益を平成30年度決算に伴い処分するものであります。

議案第49号は、令和元年度伊仙町一般会計。

議案第50号は、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計。

議案第51号は、令和元年度伊仙町介護保険特別会計。

議案第52号は、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計。

議案第53号は、伊仙町簡易水道特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。

議案第54号は、令和元年度伊仙町上水道事業会計の規定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案してあります。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第40号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（池田俊博君）

議案第40号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、補足説明をいたします。

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政事業に対応するため、臨時、非常勤職員が増加しているが、任用制度の趣旨にそぐわない運用が見られ、適正な運用が確保されていないことから、次のような改正が行われました。

1つ目として、通常の事務職員等であっても、特別職、臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する学識経験等に基づき、助言、調査等を行う者に厳格化する。

2つ目として、臨時的任用は、本来、緊急の場合等に選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を国と同様

に常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化する。

3つ目として、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化。法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化する。

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時、非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日より施行することに伴い、伊仙町においても条例を制定するものであります。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第42号について質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第40号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第40号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第41号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例、議案第42号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の2件について、補足説明があればこれを許します。

○経済課長（仲島正敏君）

議案第41号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をいたします。

条例中、第2条第1項中、1,217万円を1,217万1,000円に改めるものでございます。

ご審議賜りましようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第42号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例につきまし

て、補足説明をいたします。

条例中、第2条第1項中、1億1,004万4,000円を9,771万3,000円に改めるものでございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第41号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第41号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第41号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第42号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第42号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第42号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第43号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○くらし支援課長（名古健二君）

議案第43号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。

税率改正に伴い、法人所得税率、100分の9.7を100分の6に改めるものであります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第43号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第43号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号、伊仙町税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第43号、伊仙町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第44号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○建設課長（松田博樹君）

議案第44号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部に次のように加える。

名称、目手久団地、戸数6、住所、伊仙町目手久1871番地7、1棟6戸です。平成30年度建設、一般公営になります。

以上です。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第44号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第44号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって議案第44号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第45号、伊仙町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、議案第46号、伊仙町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、議案第47号、伊仙町水道給水条例の一部を改正する条例、議案第48号、平成30年度伊仙町上水道事業会計の利益処分4件について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長（福島隆也君）

議案第45号、伊仙町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

伊仙町水道事業の設置条例等に関する条例第2条第2項の表、伊仙町上水道の項、給水区域の欄の中の、上下検福、伊仙、馬根、阿権、鹿浦、阿三、御前堂を（上下検福、伊仙、馬根、阿権、鹿浦、阿三、御前堂）の一部区域に改めるものでございます。

理由といたしましては、山間部などの著しく給水困難な区域を除外するものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第46号、伊仙町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

伊仙町簡易水道事業の設置等に関する条例、別表、西部地区簡易水道事業の項、給水区域の欄の中の糸木名、河地、小島、上晴、崎原、東犬田布、西犬田布、木之香、八重竿を（糸木名、河地、小島、上晴、崎原、東犬田布、西犬田布、木之香、八重竿）の一部地域に改め、同表、東部地区簡易水道事業の項、給水区域の欄、喜念、佐弁、東目手久、西目手久、東面縄、上面縄東、上面縄西、

古里を（喜念、佐弁、東目手久、西目手久、東面縄、上面縄東、上面縄西、古里）の一部地域に改め、同項、給水人口の欄、2,100人を1,800人に改め、同項の1日最大給水量680m³を589m³に改め、同表、飲料水供給施設中山地区の項、給水区域の欄、中山を中山地区の一部区域に改めるものでございます。

給水区域については、先ほど上水道で説明したとおりであります。

給水人口、また、1日最大給水量については、変更認可申請との整合性をとるための改正になります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

次に、議案第47号、伊仙町水道給水条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

今回の伊仙町水道給水条例の改正は、水道法の一部改正及び消費税の改正に伴うものであります。

給水条例第9条第1項の中の、「した者」の次に、（法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより、失効となったものを除く）を加える。この法第25条の3の2は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴うものであります。

令和元年度10月から施行するものであります。

次に、第26条、「100分の108」を「100分の110」に改め、同条例第36条第2項の中、「1.05」を「1.10」に改めるものであります。

今改正は、消費税の改正に伴うものであります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

次に、議案第48号、平成30年度伊仙町上水道事業会計の利益処分について、補足説明をいたします。

この剰余金につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成30年度伊仙町上水道事業会計未処理分利益剰余金8億9,591万2,212円のうち、39万7,972円を利益積立金に充てるものといたします。

また、処分後、残高の繰越利益剰余金8億9,551万4,240円につきましては、平成27年度の会計基準の見直しを行う前の国庫補助金や一般会計補助金の未処理分として振り分けられたものとなります。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第45号、伊仙町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第45号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号、伊仙町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第45号、伊仙町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第46号、伊仙町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第46号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号、伊仙町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第46号、伊仙町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第47号、伊仙町水道給水条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第47号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号、伊仙町水道給水条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第47号、伊仙町水道給水条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第48号、平成30年度伊仙町上水道事業会計の利益処分について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第48号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号、平成30年度伊仙町上水道事業会計の利益処分を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第48号、平成30年度伊仙町上水道事業会計の利益処分は原案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。13時から再開します。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第49号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（池田俊博君）

議案第49号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について、補足説明をいたします。予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額59億6,111万9,000円に歳入歳出それぞれ8,317万9,000円を増

額し、歳入歳出予算の総額を60億4,429万8,000円とするものであります。

予算書6ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、まず歳入についてご説明いたします。

2款地方譲与税、補正前の額7,917万3,000円に、森林環境譲与税の新設により28万8,000円を増額し、7,946万1,000円とするものでございます。

7款自動車取得税交付金、補正前の額1,270万5,000円から、10月からの消費税率アップに伴う自動車取得税の課税廃止により635万3,000円を減額し、635万2,000円とするものであります。

8款地方特例交付金、補正前の額116万3,000円に41万円を増額し、157万3,000円とするものであります。

11款分担金及び負担金、補正前の額6,720万3,000円に社会保険料個人負担金62万1,000円を増額し、6,782万4,000円とするものであります。

12款使用料及び手数料、補正前の額7,890万円に消費税率改正に伴うI R U芯線使用料8万8,000円を増額し、7,898万8,000円とするものであります。

13款国庫支出金、補正前の額9億2,285万7,000円に1,912万7,000円を増額し、9億4,198万4,000円とするものであります。主なものとして、災害復旧費国庫負担金の増、国庫補助金において子ども・子育て支援交付金、地域生活支援事業費、社会保障番号制度システム整備費の増、プレミアム付商品券事業費の減等によるものであります。

14款県支出金、補正前の額5億4,271万3,000円から4,387万6,000円を減額し、4億9,883万7,000円とするものであります。主なものとして、県補助金で子ども・子育て支援交付金、徳之島地域文化情報発信施設整備事業の増、産地パワーアップ事業の減、県委託金で統計調査事業の増、畑総事業に伴う遺跡発掘調査事業の減等によるものであります。

16款寄附金、補正前の額4,205万1,000円にきばらでえ伊仙応援寄附金3,000万円を増額し、7,205万1,000円とするものであります。

19款諸支出金、補正前の額3,288万2,000円に2,448万9,000円を増額し、5,737万1,000円とするものであります。主なものとして、建物災害等共済給付金の増、徳之島コーヒー生産プロジェクト事業確定に伴う減等であります。

20款町債、補正前の額4億8,407万2,000円に503万1,000円を増額し、4億8,910万3,000円とするものであります。主なものとして、過疎債において徳之島地域文化情報発信施設整備事業、災害復旧事業債の新規計上による増、臨時財政対策債は起債額確定によるものであります。

21款環境性能割交付金、10月から自動車税の見直しにより、環境性能割分として減税されることから、その減税分を補填する交付金として508万2,000円を新規計上するものであります。

歳入合計59億6,111万9,000円に8,317万9,000円を増額し、60億4,429万8,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。予算書は7ページでございます。

2款総務費、補正前の額9億777万5,000円に2,913万9,000円を増額し、9億3,691万4,000円とするものであります。主なものとして、総務財産管理費、空調設備修繕費、電算システム費のシステム導入改修経費、企業誘致対策事業、起業家支援事業補助金、きばらでえ伊仙応援基金事業、地方創生推進事業、戸籍住民基本台帳費の金婚式開催経費、統計調査費等によるものであります。

3款民生費、補正前の額16億5,225万2,000円から1,094万4,000円を減額し、16億4,130万8,000円とするものであります。主なものとして、障害者福祉費、地域包括支援センターシステム改修、元気度アップ地域包括ケア推進事業費の予算組みかえ、児童福祉総務費、幼児教育・保育無償化実施円滑化事業、子育て支援事業費、プレミアム付商品券発行事業等によるものであります。

4款衛生費、補正前の額5億3,050万1,000円から79万1,000円を減額し、5億2,971万円とするものであります。主なものとして、人件費、美しい村づくり総合整備事業、簡易水道特別会計繰り出し等によるものであります。

5款農林水産業費、補正前の額7億2,210万8,000円から2,048万6,000円を減額し、7億162万2,000円とするものであります。主なものとして、人件費、農業総務費の施設修繕費、糖業振興費の産地パワーアップ事業補助、農業支援センター運営費、農地総務費の基幹水利施設ストックマネジメント事業、第2伊仙中部地区計画策定事業、農道維持補修費、多面的機能支払交付金事業、林業費において森林環境譲与税基金積み立て等によるものであります。

6款商工費、補正前の額3,741万5,000円に1,858万8,000円を増額し、5,600万3,000円とするものであります。主なものとして、喜念浜ロッジの修繕費、徳之島地域文化情報発信施設整備事業、世界自然遺産推進事業等によるものであります。

7款土木費、補正前の額4億8,638万円に517万8,000円を増額し、4億9,155万8,000円とするものであります。主なものとして、道路維持管理経費、公営住宅維持管理経費等によるものであります。

9款教育費、補正前の額5億3,382万円に2,239万7,000円を増額し、5億5,621万7,000円とするものであります。主なものとして、教育総務費、学校施設等計画策定支援業務、小中学校施設修繕、学校建築設備整備費の委託関係経費、各種スポーツ大会出場補助金、義名山公園修繕費、畑総事業に係る遺跡発掘調査第2面縄2期地区本調査事業等によるものであります。

10款災害復旧費、補正前の額204万9,000円に農地災害復旧費、河川災害復旧費4,009万8,000円を増額し、4,214万7,000円とするものであります。

歳出合計59億6,111万9,000円に8,317万9,000円を増額し、60億4,429万8,000円とするものであります。

次に、予算書5ページをお開きください。

第2表地方債の補正についてご説明をいたします。

(1) 過疎対策事業債、限度額3億1,230万円を3億2,120万円とするものであります。

(5) 臨時財政対策債、限度額1億757万2,000円を9,600万3,000円とするものであります。

いずれの事業債においても、起債の方法、利率、償還の方法について変更はございません。

新規計上といたしまして、(7) 災害復旧事業債、限度額770万円。起債の方法、証書借り入れ、または証券発行。利率3%以内。ただし、利率みなし方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法。政府資金については、その貸しつけ条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協議するところによる。ただし、町財政の都合により、繰上償還することがある。

以上、令和元年度伊仙町一般会計補正予算(第3号)について補足説明をいたしました。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(美島盛秀君)

議案第49号について質疑を行います。質疑はありますか。

○6番(岡林剛也君)

令和元年度一般会計補正予算(第3号)について質疑をいたします。

予算書、歳出の11ページ、企画費、委託料、光伝送路施設保守委託料8万7,000円出ていますけれども、誰にどこの何を保守させるのか。お願いします。

○未来創生課長(久保 等君)

ただいまの質問にお答えします。

この委託料なのですが、10月からの消費税変更分に係る増額の分であります。

この保守委託は、現在、契約しておりますところとの支払い関係になります。

○6番(岡林剛也君)

当初予算で組んであったものの消費税増額分の差額という認識でいいですか。わかりました。

次に、17ページ、農林水産業費、農地総務費、17、公有財産購入費108万円組んでありますけれども、この説明をお願いします。

○耕地課長(上木正人君)

ただいまの岡林議員の質問にお答えをいたします。

こちらの公有財産購入費の算出根拠につきましては、昨年度の委託の不動産鑑定評価書と改修額の1平米の単価、あと、地上権設定対価は改修単価の土地利用制限率の31.67%で算出をしております。

場所は東伊仙東の文元板金の下のほうと思えばよろしいかと思えます。

○6番(岡林剛也君)

県道拡幅に係る流末を整備するための公有財産購入ということですか。

○耕地課長(上木正人君)

そういうことです。

○6番(岡林剛也君)

次に、18ページ、商工費、2、観光費の修繕費426万4,000円、この説明をお願いします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

喜念浜のログハウスの外壁、また、屋根、雨漏りがひどい状況でありますので、今回、修繕するものでございます。

○6番（岡林剛也君）

指定管理でしたっけ、あそこは。そこのログハウスと周辺の修繕と整備ということですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

これは指定管理しているログハウスのみでございます。

○6番（岡林剛也君）

その下、19ページの教育費、事務局費、13、委託料で、漏水調査委託料84万7,000円とありますが、この説明をお願いします。

○教委総務課長（水本 斉君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この漏水調査委託料は、幼稚園が2カ所、小学校が1カ所、中学校が1カ所、漏水しているものと思われますので、その調査委託料でございます。

○6番（岡林剛也君）

こういうのは水道課と連携して、水道課に漏水調査とかお願いできないものでしょうか。

○教委総務課長（水本 斉君）

施設内の場所は、水道課ではなくて教育委員会独自で調査してくれということですので、1回、水道課の方にも見てもらったのですがなかなか発見できないということで、専門の業者さんに委託するというところでございます。

○6番（岡林剛也君）

わかりました。

次、20ページ、教育費の各種スポーツ大会出場補助金とありますけれども、これは夏休み中にいろいろな大会が終わっていると思うのですけれども、この先も全国大会とかありますけれども、終わっている大会と今からある大会と、これは両方とも含んでいるのですか。

○社会教育課長（稲田良和君）

ただいまの質問にお答えします。

今、予算計上しているのは、終わったものに関して計上してあります。今後、九州大会、全国大会に行く分に関しては、申請があれば補正をしたいと思えます。

○議長（美島盛秀君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○8番（上木千恵造君）

歳出の11ページ、目2の財産管理費の修繕費が200万円、組みかえになっていますけれども、この使用目的の説明をお願いします。

○総務課長（池田俊博君）

財産管理費の11、修繕費の200万円でございますが、今、議場のほうもですが、空調設備のほうが壊れているところが多数ございまして、その修繕を、議場と、あとは未来創生課の前とございますので、その修繕費に充てています。

○8番（上木千恵造君）

歳出の19ページをお願いします。

19ページの教育費、学校管理費の修繕費、これは各学校全部の修繕費なのか、それとも何カ所か決まっているのか、説明をお願いします。

○教委総務課長（水本 齊君）

教育費の中に、小学校、中学校の修繕費がございまして、これは限られた学校ではなく各学校、小学校も複数の小学校、中学校も3中学校の修繕費でございます。

○8番（上木千恵造君）

その次の小学校管理費の委託料800万円、耐力度調査委託料、これはどこの学校の耐力調査なのかお伺いします。

○教委総務課長（水本 齊君）

この耐力度調査は喜念小学校です。今後の建てかえに向けて耐力度調査をしないといけないという事で、今回、補正に上げました。

○8番（上木千恵造君）

耐力度調査をするということは、近々工事をする予定があるということですか。

○教委総務課長（水本 齊君）

耐力度調査の結果を踏まえて、あとは委員会を開きまして、その結果で決まっていくものと考えております。

○8番（上木千恵造君）

この耐力度調査を終えたら実施設計に入らなければいけないと思うのですが、この実施設計については何年度ごろを予定しているのか、わかっておればお答えいただきたいと思います。

○教委総務課長（水本 齊君）

今、実施設計を何年度にするかということは、はっきりは決まっておりません。この耐力度調査を行ったあとに協議会で話を進めていけるものだと思っております。

○8番（上木千恵造君）

今後の学校建築、それぞれ順番が決まっていると思いますけれども、まず、喜念小学校から先にして順次改築をしていくということですか。

○教委総務課長（水本 齊君）

そうですね。計画では、まず、喜念小学校が最初になるというふうになっております。

○8番（上木千恵造君）

喜念小学校は近々するという予定のようではございますけれども、役場建設等もあります。この役場建設、喜念小学校等が重なった場合、財源的にどうなのか、大丈夫なのか、池田総務課長にお伺いします。

○総務課長（池田俊博君）

事業自体が大きな事業でございますが、それぞれの分野において、補助金と財源等は別々で考えておりますので、喜念小学校が重なったとしても、今のところではそのまま実施できるものと思っております。

○8番（上木千恵造君）

役場建築と重なる部分があっても財政的には大丈夫だというふうに思いますという答弁でしたけれども、ぜひ、なるべく学校も建設し、役場も建設していただくように、前向きに努力していただきたいと思います。

終わります。

○議長（美島盛秀君）

ほかにありませんか。

○5番（清 平二君）

12ページ、地方創生事業の調査委託のマイナス100万円ですけれども、これはどこに計画をする予定だったのでしょうか。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

当初計画において、調査委託料を500万円、それから、人材交流育成事業委託料を850万円ですべて立てていたのですが、この契約失効により、調査委託料が100万円、あと、人材交流育成事業委託料が150万円減額になったので、その分を今回落としてございます。

○5番（清 平二君）

当初に人材交流育成事業100万円含まれてはいますが、今回で150万円ということではございますけれども、この差額は、1,000万円ですか。1,000万円のうち150万円落とすということですね。

人材交流育成委託事業1,000万円、当初で組んでありました。今回は150万円減になっていますけれども、残り850万円ですべてこの事業をするということですか。

○未来創生課長（久保 等君）

今、言ったとおり、契約金額が下がったためにその分を減額したということです。

○5番（清 平二君）

これは新設になっているわけではございますけれども、当初での説明では、海外、あるいは都会、そういう方々の小学生が対象ということになっていたのですけれども、これはいつごろ実施するのか。

○未来創生課長（久保 等君）

前年度と同様に、台風時期が終わって1月から2月あたりの実施に向けて契約をしております。

○5番（清 平二君）

14ページの民生費に児童福祉費、1、児童福祉費の18番の備品購入が128万9,000円出ています。これは何を購入する予定なのか。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの備品購入費は、放課後クラブ見守りシステムという、子供たちに発信器をつけて、それが児童クラブですとか、ほーらい館のわくわくクラブ、そういったところに受信機と処理設備を備えて、そこを通るたびに保護者の方にメールでお知らせをする、また、管理者の人にとっては、パソコン画面で誰々君が何時何分にこちらに来たといったような記録、それから、それを電算処理できるような、そういったシステムを購入する、その代金が89万3,000円。

あと残りについては、パソコン4台、これは無償化に伴う補助金を使って4台更新をいたします。以上です。

○5番（清 平二君）

16ページ、農林水産業費、項1、農業、6、糖業振興費の中で、産地パワーアップ事業3,627万5,000円が減になっていますけれども、これはどういうことで減になったのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

当初予算で、分密度工場の働き方改革ということで、産地パワーアップ事業、南西糖業さんが申請をいたしておりましたけれども、4つの工事を、結晶分離工程制御室設置工事ほか、工場内の監視カメラであったりとか、計測器であったりとか、圧搾ミル駆動装置という工事を申請をいたしましたけれども、7月6日に補助金の交付決定が来まして、この中で、結晶分離工程制御室設置工事のみ認められたことによります減額でございます。

○5番（清 平二君）

当初予算に4,200万円出ていて、今度の県の補助金の減額が3,627万5,000円、残り572万5,000円、これは町単でするわけですか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらのほうは、南西糖業さんと県のほうで2分の1ずつお金を出してやる工事で、大体1,000万円ちょっとの工事です。

○5番（清 平二君）

当初で4,200万出ています。今度の県の補助金が3,627万5,000円出ていますけれども、さらに県と工場のほうで大体1,000万円ということですか。

○経済課長（仲島正敏君）

工事費及び補助金が、ベースでお互いが3,627万5,000円、減額になっておりますけれども、残りの差額分572万5,000円掛ける2ということで、572万5,000円、県から補助が下り、また、南西糖業さん自体で572万5,000円が自分の自己負担で工事するというので、町は一応この事業の受付をして申請をするというような形になって、町経由で県のほうに申請をする形を取らせてもらっています。

○5番（清 平二君）

9ページの県支出金、2、県補助金、4、農林水産事業費補助金、県から3,627万5,000円減額になっています。ここで3,627万5,000円減額になっていますけれども、そしたら、残りの572万5,000円、この予算書に出てきて、あるいは、また、南西糖業の負担分をどこかに572万5,000円出てきてトンネルをしないと、これは町を通じないで南西糖業に直接補助金が行きますか。町は通じないでやるということですか。

○総務課長（池田俊博君）

少し補足のほうを説明したいと思います。

事業自体は南西糖業さんがするのですが、補助金の申請自体は町のほうを通してやると。南西糖業さんの自分の持ち出し部分については南西糖業さん自体でやると。町のほうの予算の中にはかわりがないということで、県の補助金のみの部分を予算書には計上して、その部分を南西糖業さんに補助金として流すということでございます。

相対の事業費の2分の1に関しては、南西糖業さんが持つということです。あと、残りの2分の1を県の補助金として伊仙町のほうから流していくという事業でございます。

○5番（清 平二君）

ちょっとわかりにくいのですが、やはり町の会計を通すのであれば、県からの申請をして、町から申請をしますの、572万5,000円、県からの補助金を町のほうが県のほうに申請を出しますので、やはりこの予算書に載って、南西糖業のもの572万5,000円を載せて事業実施しないと、ちょっとその事業の流れがわかりにくいですが。

○総務課長（池田俊博君）

この事業は南西糖業さん自体が事業主体でございますので、その事業主体の事業の全体額の2分の1を、一応、町のほうと県のほうで出すという、こういうような形の事業の取り方でございます。

これが、これからまた保育所の建設事業においても同じような事業の形態、資金の流れは同じような形で流れていきますので、そこら辺のところはご理解いただきたいと思います。

○5番（清 平二君）

今、私がこれを聞いたから出てきた問題だけありますので、やはり、ちゃんと議会の皆さんにもわかるように説明をしてほしいと思います。

それと、17ページ、農林水産業費、項2、農地費、1、農地総務費の委託料の基幹水利施設スト

ックマネジメントというのはどういう事業なのでしょうか。

○耕地課長（上木正人君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらのほうは、第2伊仙中部計画書策定委託業務500万円計上をさせていただいているのですが、令和3年度から県のストマネ事業、ストックマネジメント事業というふうなことで、国が65%、県が17.5%、町持ち出しが17.5%。必要な計画書を策定し、この事業で補修を考えている主な場所といたしましては、中部ダムの管理棟及び警報局、警報局といいますと、馬根の警報局、阿権警報局、東阿権警報局。

中部ダムのほうが、昭和63年度に完成をいたしまして31年ほど経過をされていると思うのですが、こちらのほうの機器がもう老朽化しておりまして、この事業を導入するための計画書策定でございます。

○5番（清平二君）

以上です。

○議長（美島盛秀君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（杉山肇君）

19ページをお願いします。

款9、項3、目6と7に設計委託料と入っているのですが、これはどこどこの設計委託料なのですか。

○教委総務課長（水本斉君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

中学校の学校建築費につきましては、伊仙中学校の10号棟の、当初にも予算は計上していたのですが、精査すると不足分が発生しましたので58万円組んであります。

7の学校設備費につきましては、各中学校のブロック塀の再生工事と、あと、その管理委託、空調設備の設計業務委託でございます。

○1番（杉山肇君）

ありがとうございました。終わります。

○議長（美島盛秀君）

ほかにありませんか。

○13番（樺山一君）

令和元年度の補正予算に関して質疑をいたします。

歳入の10ページ、環境性能割交付金について、詳細な説明をお願いいたします。

○総務課長（池田俊博君）

この環境性能割交付金なのですが、今まで自動車取得税交付金というのを県のほうでとって

たんですけど、これが消費税のアップに伴って10月1日から廃止になって、そのかわりに環境性能割という形で、税金がその分安くなると。自動車税が。ハイブリッドとか、電気自動車が安くなると。それで、その分、税額が安くなるので、町のほうは税の不足に陥ってくるということで、その分を国のほうで補填していただくということでございます。

○13番（樺山 一君）

自動車取得税交付金が635万3,000円、消費税アップで減になっている分、環境性能割交付金で補填していると理解すればよろしいですか。わかりました。

歳出、15ページ、子育て支援事業で、19、負担金補助及び交付金で、プレミアム付商品券補助金が1,378万5,000円減額になっておりますが、その説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

プレミアムつき商品券事業の補助金ということで、これは、こちらのほうで当初見込み価格、これは歳入のほうとして2,500万円を計上していたのですが、国に実際に申請して決定通知が1,121万5,000円ということで決定通知がきたものですから、その分については、歳入、それから、今のご質問の歳出、両方同額の1,378万5,000円を減額しております。

○13番（樺山 一君）

国の交付決定が当初2,500万円申請したが、1,378万5,000円減になったということで、この減になった理由はなぜですか。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

お答えいたします。

当初の見込み額というのは、こちらの予算立てのために、大体5,000件くらいあるのではなかろうかということで2,500万円ということで計上していたところなんです。そのあとに、補助金の申請段階において、こちらのほうでもう少し、5,000件分のものを3,000件くらいと、精査したところ、3,000件くらいということで申請しました。

そうすると、国のほうでは、実際決定においては、大体8割分ぐらいで、20%ぐらいは減額をして決定通知を出すというような要綱に載っております、その分で減額になったかと思えます。

○13番（樺山 一君）

対象者が少なかったということで理解してよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

はい。当初予算を立てるときの5,000という数字は、こちらで精査したところ、実際にはもっと少なかったということであります。

あと、これでもし、今回、20%分を減額されているところなのですが、実際にはもう少しふえていたという場合には、実績報告を通して、あとでまた追加交付というような、そういったことになっているということです。

○13番（樺山 一君）

わかりました。

次に、20ページ、教育費、目、幼稚園設備費の13、委託料について説明をお願いいたします。

○教委総務課長（水本 斉君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

幼稚園管理費の委託料につきましては、3幼稚園の空調設備工事管理委託料が不足していたために、今回、計上いたしました。

○13番（樺山 一君）

わかりました。

それと、その下の教育費、第2面縄2期地区本調査事業費、全部落とされていますがどういふことでしょうか。

○社会教育課長（稲田良和君）

ただいまの質問にお答えします。

県の担当者と話し合いをいたしまして、浸透池が縮小になったため、発掘調査はいらぬということに減額しております。

○13番（樺山 一君）

第2面縄2期地区の畑総事業のほうで浸透池が減になって、発掘調査がいらぬなくなったということですね。わかりました。

それと、21ページの河川災害復旧費3,400万円工事費が組まれています、場所をお願いいたします。

○建設課長（松田博樹君）

この工事は、現在しております河川災害復旧工事の鹿浦川に当たります。

○13番（樺山 一君）

現在、その河川災害復旧の工事がなされていると思いますが、それと別に新しく出たということですか。

○建設課長（松田博樹君）

当初計画で確認できなかった転石等がありまして、鋼矢板が高どまりとなったところ、県、国と協議をした結果、新しい打ち込み工法で施工することになりましたので、今回、議案に提出しております。

○13番（樺山 一君）

これが、現在、工事中の工事の中に追加になったということですか。それとも、新しくやるということですか。

○建設課長（松田博樹君）

これは追加になります。

○13番（樺山 一君）

わかりました。

○議長（美島盛秀君）

ほかに質疑はありませんか。

○12番（明石秀雄君）

11ページをお願いします。目の2、財産管理で200万円、修繕費と出ているのですが、これは設計など何もせず一括で200万の修繕。あと何カ所なのか、詳しく説明をお願いします。

○総務課長（池田俊博君）

これは、今のこの議場、議会委員会室、あと、先ほども言いましたけど、未来創生課の前のクーラーの修繕費でございます。7基ぐらいになると思いますので、よろしくをお願いします。

○12番（明石秀雄君）

それから、次、14ページの児童福祉のところ、職員手当で時間外勤務手当100万円と大きく出ておりますが、この積算をどのようにして出したのかご説明いただけますか。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

この時間外勤務手当については、今、保育園の無償化に伴って、それと、新しい制度の準備ということで、担当がずっと早出しているところなのですが、この分については、また、自分が毎月請求する時間外分をもとにして100万円という風にしてあるかと思えます。

○12番（明石秀雄君）

衛生費の16ページをお願いします。

重機借り上げとして204万4,000円で落としてありますけども、これは事業が終わっていないということですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

海岸清掃費でございますが、今、強風時に漂着物が非常に多いということで、その分を人夫賃金のほうに回した次第でございます。

14の使用料及び賃借料を組みかえて、人夫賃金にしたということで、強風時に非常に漂着物が多いということで、組みかえた次第でございます。

○12番（明石秀雄君）

その下の衛生費で、美しい村づくり総合整備事業のあたりで、賃金が当初予算を上回る事務賃金が出ているのですが、当初で見込めなかったのか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

さきの海岸漂着物推進事業に付随しますが、この事業が1月で終了ということで、その人夫賃金を1月と2月にあっているものであります。

○12番（明石秀雄君）

18ページ、商工観光のところで観光費の11、需用費で、修繕ということで426万4,000円、このぐ
らいの金額になると工事費として出す必要がないのか。工事請負費じゃないかな。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

これは、修繕費といたしましては、外壁の塗装剤とか、屋根の塗装、そして、雨漏り等の修繕に
なりますので、修繕費として計上しました。

○議長（美島盛秀君）

佐藤きゅらまち観光課長、もう一遍、詳しく説明してあげてください。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

修繕ということで、外壁の塗装とか、それから、雨漏り等で別々になりますので。一括で修繕と
なれば工事請負にもなると思いますが、別々の修理になりますのでこういう状況になりました。

○議長（美島盛秀君）

その都度出すということですね。

○12番（明石秀雄君）

やはり、予算の組み方、これは我々だけじゃなくて町民も見わけですから、聞いたりするわけ
ですから、わかりやすく、予算計上には十分気をつけて今後していただきたいと思います。

終わります。

○議長（美島盛秀君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第49号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は
起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第49号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）は原案
のとおり可決することに決定しました。

議案第50号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

議案第50号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

規定の歳入歳出予算の総額10億5,445万4,000円に歳入歳出それぞれ206万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額10億5,652万3,000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算次項別明細書をお開きください。

歳入につきまして、3款分担金及び負担金において、2項負担金を補正前の額101万3,000円に70万4,000円を増額し、補正後の額を171万7,000円とするものであります。

1目特定健診個人負担金を2万7,000円増額し、3目1節社会保険料個人負担金として、臨時職員4名分の保険料を個人負担分として67万7,000円を増額し、171万7,000円とするものであります。

6款県支出金につきましては、補正前の額8億5,380万6,000円に、1目保険給付費等交付金として133万6,000円を増額し、補正後の額を8億5,514万2,000円とするものであり、主なものとして、システム改修にかかわる交付金等による特別調整交付金市町村分として32万8,000円を増額するものであり、医療費適正化対策事業にかかわる事務賃金や保健師等の研修旅費等として93万6,000円を増額するものであり、医療費適正化対策事業にかかわる93万6,000円を増額し、特定健康診査負担金として、看護師1名分の社会保険料7万2,000円を増額するものであります。

12款諸収入につきましては、4項雑入について、5目一般被保険者第三者納付金として、補正前の額6,000円に2万9,000円を増額し、補正後の額を3万5,000円とするものであります。

歳入合計、補正前の額10億5,445万4,000円に206万9,000円を増額補正し、補正後の歳入合計を10億5,652万3,000円とするものであります。

次に、歳出は予算書6ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきまして、補正前の額997万1,000円に23万6,000円を増額し、補正後の額を1,020万7,000円とするものであります。主なものとして、19節負担金補助及び交付金において、国保制度関係システム改修負担金として22万円を増額計上するものであります。

6款1項保険事業につきまして、補正前の額1,214万1,000円に161万5,000円を増額し、補正後の額を1,375万6,000円とするものであり、主なものとして、3目医療費適正化対策経費、4節共済費において、臨時職員3名分の社会保険料負担金として92万1,000円を増額するものであり、12節役務費12万円を、健診時に使用する仕切りカーテン購入に組みかえを行うものであります。

同款2項1目特定健康診査等事業費につきましては、補正前の額1,122万8,000円に看護師1名分の社会保険料負担分として21万8,000円を増額し、補正後の額を1,144万6,000円とするものでござい

ます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第50号について質疑を行います。

○5番（清 平二君）

歳入の5ページ、県支出金の中で特別調整交付金というのが入っていますが、これは増額になった理由が何かあれば教えていただきたいと思います。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

説明をいたしましたシステム改修22万円と、あと、臨時職員の方の社会保険料を増額したものであります。これに関する歳入です。

○5番（清 平二君）

県補助金の中で特別調整交付金市町村分というのがありますが、やはり、これは何か、伊仙町が特別何かいいことをしたら出てくるのかどうか、どういう理由で出てきたのか。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

先ほど申しましたシステム改修とか、保険料が、この特別調整交付金市町村分に該当する項目として計上してございます。

○5番（清 平二君）

その次に、6ページの保険事業の中で、共済費が92万1,000円、賃金が37万2,000円、3倍の額になっていますけども、何かこれは。

○健康増進課長（重村浩次君）

この6款の保険事業ですが、前年度までは一般財源で対応していた分なんですけども、今年度より補助事業のほうで対応できるということで組み合せてあります。

○5番（清 平二君）

賃金が37万2,000円組まれて、共済費が92万1,000円となっている。共済費のほうが多いんですけども、この理由を教えていただきたいと思います。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

先ほども申しました社会保険料は3名分の保険料です。

賃金に関しましては、事務職員1名分の3カ月分の賃金でございます。

○議長（美島盛秀君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第50号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第50号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第51号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

議案第51号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額9億6,401万9,000円に、歳入歳出それぞれ2,180万円を増額し、歳入歳出予算の総額9億8,581万9,000円とするものでございます。

予算書3ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書を説明いたします。

歳入につきまして、3款支払基金交付金、補正前の額2億5,077万5,000円に47万2,000円を増額し、補正後の額を2億5,124万7,000円とするものでございます。主なものとして、1目介護給付費交付金2節介護給付費交付金前年度分として47万2,000円の増額であります。

同様に、5款繰入金、補正前の額1億4,851万7,000円に1,948万円を増額し、1億6,799万7,000円とするものであります。1目介護給付費準備基金繰入金1,948万円を増額するものであります。

7款繰入金については、前年度実績に基づき、補正前の額1,000円に1節繰越金184万8,000円を増額し、補正後の額を184万9,000円とするものでございます。

歳入合計、補正前の額9億6,401万9,000円に2,180万円を増額補正し、補正後の歳入合計を9億8,581万9,000円とするものであります。

歳出につきまして、予算書6ページをお開きください。

歳出につきましては、主なものについて説明をいたします。

3款地域支援事業費1項介護予防生活支援サービス事業費1目サービス事業費において、重度化予防を目的に、19節負担金補助及び交付金48万6,000円を減額し、13節委託料において、短期集中訪問リハビリ、通所リハビリ委託料を同額増額する組みかえを行うものであり、3項包括的支援事業任意事業7目認知症総合支援事業において、7節の看護師賃金8万円を減額し、認知症に関する知

識の普及啓発を図るための研修会、講師謝金4万円と消耗品4万円を増額する組みかえを行うものであります。

4款1項基金積立金については、前年度実績に基づき232万2,000円を増額するものであります。

予算額の修正はございませんが、介護給付費等準備基金積立金の補正額について、決算書の補正額の財源内訳についてであります。一般財源2,000円とありますが、充当誤りで、特定財源、その他の額が232万円とありますが、その他財源が232万2,000円となっております。訂正をお願いいたします。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目返還金につきましては、前年度実績に基づき、23節償還金利子及び割引料において、地域支援事業過年度精算償還金として341万4,000円を増額し、介護給付費過年度精算償還金として1,603万8,000円を増額補正するものでございます。

また、同款、2項繰出金において、1目一般会計繰出金28節繰出金で、一般会計に実績に基づき、2万6,000円を増額補正するものであります。

以上、ご審議のほうお願い申し上げます。

○議長（美島盛秀君）

議案第51号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第51号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第51号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第52号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（重村浩次君）

それでは、議案第52号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）の説明をいたします。

1 ページ目をお願いします。

既定の歳入歳出予算額の総額 1 億3,716万9,000円に、歳入歳出それぞれ16万5,000円を増額し、歳入歳出の総額を 1 億3,733万4,000円とするものです。

3 ページをお願いします。

歳入、2 款繰入金、補正前の額7,842万1,000円に16万5,000円を増額し、7,858万6,000円とするものです。

歳入の合計 1 億3,716万9,000円に16万5,000円を増額し、1 億3,733万4,000円とするものです。

5 ページ目をお願いいたします。

2 款繰入金50万4,000円の増額は、運営繰入金、主に備品購入費です。館内の清掃洗浄機を購入予定です。

33万9,000円の減は職員手当の減です。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第52号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第52号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第52号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第53号、令和元年度簡易水道特別会計補正予算（第2号）、議案第54号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の2件について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長（福島隆也君）

議案第53号、令和元年度簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

既定の歳入歳出の予算の総額 4 億7,174万7,000円に、歳入歳出それぞれ437万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を 4 億7,612万6,000円にするものでございます。

6 ページをお願いします。

歳入からご説明いたします。

3 款繰入金 1 項繰入金 1 目繰入金、補正前の額9,414万4,000円に132万9,000円を減額し、9,281万5,000円とするものでございます。これにつきましては、一般会計よりの繰入金の減額によるものでございます。

次に、4 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正前の額1,000円に120万8,000円を増額補正し、120万9,000円とするものでございます。

次に、6 款町債 1 項町債 2 目公営企業債、補正前の額 1 億6,410万円に450万円を増額し、1 億6,860万円とするものでございます。この増額分は、西部の木之香地区において水圧の基準値を上回る地区が出たため、減圧弁を設置する費用でございます。

続きまして、7 ページをお願いします。

歳出の主なものを説明いたします。

1 款水道事業債 1 項一般管理費 1 目一般管理費、補正前の額6,003万6,000円に12万1,000円を減額し、5,991万5,000円とするものでございます。これにつきましては、県水道協議会負担金の減額分でございます。

次に、1 款水道事業債 3 項配水給水費 2 目西部地区基幹改良事業債450万円を計上するものでございます。これにつきましては、先ほどの西部地区の減圧弁を設置する工事費であります。

次に、3 ページをお願いします。

第 2 表、地方債の補正です。

起債の目的、公営企業債。補正前の限度額 1 億6,410万円に対し、補正後の限度額を 1 億6,860万円とするものであります。起債の方法、利率。償還の方法は記載の通りでございます。お目通しをいただきたいと思っております。

以上で簡易水道特別会計の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

続きまして、議案第54号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について、補足説明をいたします。

予算書の 1 ページと 2 ページをお開きください。

収益的収入及び支出の補正の収入のほうから説明させていただきます。

1 款水道事業収益 2 項営業外収益、議決予算額 1 億1,059万円に520万円を減額し、1 億539万円とするものでございます。収入とともに支出の欄、水道事業費520万円を減額し、1 億1,087万8,000円とするものでございます。理由といたしましては、水利施設整備負担金の減によるものでございます。

次に、資本的収入及び支出の補正について説明させていただきます。

収入、第 1 款第 2 項他会計出資金1,361万8,000円に520万円を増額し、1,881万9,000円とするものであります。この増額分は、収益的収入からの組みかえになります。

支出については、第1款資本的支出第1項建設改良費4,054万2,000円に520万円を増額し、4,574万2,000円とするものであります。内訳といたしましては、老朽管の更新費に充てる予定です。

以上、上水道会計補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

議案第53号、令和元年度簡易水道特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第53号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号、令和元年度簡易水道特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第53号、令和元年度簡易水道特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第54号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第54号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議案第54号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定しました。

- △ 日程第26 認定第1号 平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算
- △ 日程第27 認定第2号 平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第28 認定第3号 平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第29 認定第4号 平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第30 認定第5号 平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第31 認定第6号 平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第32 認定第7号 平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（美島盛秀君）

日程第26 認定第1号、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第27 認定第2号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第28 認定第3号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第29 認定第4号、平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第30 認定第5号、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第31 認定第6号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、日程第32 認定第7号、平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算、以上の7件を一括して議題とします。

提出者より、一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

認定第1号から認定第7号までは、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を作成しましたので、監査員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

これで提案理由の説明を終わります。質疑に入る前に、提案のあった7件については、後ほど決算審査特別委員会に付託する関係上、1回1項目の質疑を行います。

○4番（佐田 元君）

平成30年度歳入歳出決算書の18ページ、款16、節1の一般寄附金73万円の内訳について説明をお願いいたします。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今、お手持ちの成果説明書26ページでございます。ちょっとご参照お願いしたいと思います。

3、寄附金として、有志からの一般寄附金及び指定寄附金の中に、1個人、3団体からの寄附金が

ございました。個人の名前は載せてございませんが、団体として、関西徳洲会様から50万円、伊仙町闘牛協会のほうから5万円、鹿児島県町村会のほうから10万円の寄附をいただきました。

これは、昨年度の台風24号のお見舞金という形で、有志の方々から表敬訪問されたときに町長室のほうで寄附をいただいております。この場を借りまして、関係団体、個人の皆様、本当にありがとうございました。おかげさまで、このように復興することができましたので、ありがとうございます。

○議長（美島盛秀君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第26 認定第1号、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から、日程第32 認定第7号、平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの7件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他、6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、日程第26 認定第1号、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から、日程第32 認定第7号、平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの7件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他、6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他、6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきます。ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時50分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長に、岡林剛也君、副委員長に牧 徳久君が互選されましたので、ご報告申し上げます。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、9月11日午前10時から開きます。

議事日程は、一般質問であります。お疲れさまでした。

散会 午後 2時55分

令和元年第3回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和元年9月11日

令和元年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年9月11日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（上木千恵造議員、西彦二議員、清平二議員、岡林剛也議員）4名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	福司 銀二郎 君
地域福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	大山 惣二郎 君
教委総務課長	水本 斉 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学校給セ所長	伊藤 勝徳 君	健康増進課長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	喜 昭也 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

令和元年 第3回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	上木千恵造 (議席番号8)	1. ゴミの分別状況について	①最近、各集落のゴミステーションを回ってみるとゴミの分別状況が以前と比べると大変悪くなっている様に見受けられます。この事については防災無線でも注意喚起の放送が繰り返し流されていましたが、ゴミ分別の現状について町としてはどの様に把握しているのか問う。	町 長
			②今後、分別を徹底しゴミの減量化を図るために町としてどの様な方策を考えているのか問う。	町 長
		2. 役場庁舎の建替えについて	①平成30年度に実施された伊仙町公共施設再編整備基本構想計画では役場庁舎建替え問題も触れられているが、この事について町としてはどの様に考えているのか問う。	町 長
			②基本構想計画の中では庁舎建設場所は旧農業高校跡地を中心に考えているが、この事について町長の見解を問う。	町 長
			③今後の建設計画スケジュールは出来ているのか問う。	町 長
		3. 役場前の県道拡張工事について	①平成23年度以降、県の財政事情で休止区間となっている役場前の県道拡張工事について、現時点での県の動向等はどうか問う。	町 長
			②休止以降、町としてはどの様な要望活動を行ったのか、また、今後はどの様な活動計画を考えているのか問う。	町 長
		4. 町道の整備状況について	①伊仙町全体の町道の改良率及び舗装率は何%位なのか問う。	町 長
			②未改良路線は現在どれ位あるのか問う。	町 長
			③未改良路線で東千茶名線に接続される道路の中に入口が20m位が施行され、この2～3年間そのまま放置されている個所が2カ所ありますが、この路線の延長工事は予定があるのか問う。	町 長

1	上木千恵造 (議席番号8)		④現在、防災安全社会資本整備交付金事業で進められている、老朽化した舗装道路の補修工事は、今後も毎年継続して実施するのか、また5年先位までの年次計画等は策定されているのか問う。	町	長
2	西彦二 (議席番号3)	1. 農業政策について	①伊仙町のさとうきび・畜産・園芸の現状について町長の考えを問う。	町	長
			②来期に向けての、さとうきび振興政策について問う。	町	長
			③バレイショ農家に対し、農薬代の助成ができないか問う。	町	長
			④「さとうきびハーベスター利用助成金の創設又は、さとうきび価格の引き上げについて」の請願に関し、町長の考えを問う。問う。	町	長
			⑤「含みつ糖(黒糖)用さとうきびに対する甘味資源作物交付金制度の創設について」の請願に関し、町長の考えを問う。	町	長
		2. 農業支援センター「青緑の里」について	①昨年度の研修内容及び成果と今年度の研修内容について問う。	町	長
		②義名山農場整備についてのその後の進捗状況を問う。	町	長	
3	清平二 (議席番号5)	1. 有害鳥獣対策について	有害鳥獣による被害が拡大しているが、現状を把握しているのか問う。また、今後の対策は考えているのか問う。	町	長
		2. 農業用廃プラスチックの負担割合について	農家負担が大きいと思われるが、行政、JAの負担割合等を見直す考えはないのか問う。	町	長
4	岡林剛也 (議席番号5)	1. 水産振興について	「離島漁業再生支援交付金事業」の不適切な予算執行に係る顛末について問う。	町	長

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（美島盛秀君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、上木千恵造君の一般質問を許します。

○8番（上木千恵造君）

おはようございます。議席番号8番、上木千恵造です。令和元年第3回定例会において、ただいま議長より一般質問の許可がありましたので、通告書に従って質問をいたします。

まず、1点目、ごみの分別状況について、①最近各集落のゴミステーションを回ってみると、ごみの分別が以前と比べると大変悪くなっているように見受けられます。このことについては、最近防災無線で注意喚起の放送が繰り返し流されていましたが、ごみの分別の現状について、町としてはどのように把握しているのか、お尋ねします。

②今後分別を徹底し、ごみの減量化を図るために、町としてはどのような方策を考えているのか伺います。

次に、2番目、庁舎建てかえについて、①平成30年度に実施された伊仙町公共施設再編整備基本構想計画では役場庁舎建てかえ問題も触れられているが、このことについて町としてはどのように考えているのか、お尋ねします。

②基本構想計画の中では庁舎建設場所は旧農業高校跡地を中心に考えているが、このことについて町長の見解を伺います。

③今後の建設計画スケジュールはできているのか伺います。

次に、3番目、役場前の県道拡張工事について、①平成23年度以降、県の財政事情により休止区間となっている役場前の県道拡張工事について、現時点での県の動向等はどのようになっているのか、お尋ねします。

②休止以降、町としてはどのような要望活動を行ったのか、また今後どのような活動計画を考えているのか伺います。

次に、4番目、町道の整備状況について、伊仙町全体の町道の改良率、舗装率は何%なのか、お尋ねします。

②未改良路線はどれくらいあるのか、お伺いします。

③未改良路線で東千茶名線に接続されている道路の中に、入り口の20mくらいが施行され、この2、3年間そのまま放置されている個所が2カ所ありますが、この路線の延長工事は予定があるのか伺います。

④現在、防災・安全社会資本整備交付金事業で進められている老朽化した舗装道路の補修工事は、今後も毎年継続して実施するのか、また5年先くらいまでの年次計画等は策定されているのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

おはようございます。上木千恵造議員の質問にお答えいたします。

ごみの分別状況については、当初よりはかなり劣化している状況であります。

また、このことが今、クリーンセンターの焼却炉の故障等にかかなりの影響を与えていると思いますので、詳細については担当課長のほうから答弁をしていただきまして、今、ダイオキシンが発生したということで、大きな課題が我々の前に突きつけられました。それを何としても解決するためには、最善の策は、ごみの減量化、そして生ごみの分別、そしてこの焼却温度等の適正な管理に尽きると思いますので、そのことは、今、広域連合の議会のほうでもしっかりと対応している状況であります。

詳細については、課長のほうから答弁させていただきます。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

上木議員の一般質問の補足説明をいたしますが、その前に令和元年第2回伊仙町議会定例会における樺山 一議員の一般質問、伊仙町浄化槽政策委員会について訂正をいたしたいと思っておりますので、議長の許可を求めたいと思っております。

○議長（美島盛秀君）

佐藤きゅらまち観光課長の訂正を許可します。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ありがとうございます。令和元年第2回伊仙町議会定例会での樺山 一議員の一般質問について訂正いたします。

樺山 一議員の問いで、4名の伊仙町浄化槽政策委員会をいつ設置したのですかとこの質疑でのお答えで、当該委員会においては、「平成31年3月19日に公示しております」と答弁したが、正確には「平成31年3月6日」でした。訂正させていただきます。申しわけございませんでした。おわび申し上げます。

それでは、本題のほうに入らせていただきます。

徳之島愛ランドクリーンセンターの転換期を迎え、焼却飛灰によるダイオキシン問題が浮上し、広域愛ランド及び3町行政は、ごみ処理対策としてダイオキシンを発生させないようごみ出しマナーとルールの徹底が緊急課題となってまいりました。

「みんなで考える徳之島のゴミ処理の明日」と題したシンポジウムを開催、平成31年3月1日に伊仙町、令和元年5月14日に徳之島町、そして令和元年8月20日に天城町として、生ごみを分別し、ごみの削減に成功している日置市、また住民主導のごみ処理手法として、分別、リサイクルによる

減量化を推進し、ごみ埋立処分場の延命化に成功している曾於郡大崎町のように、自治体がリーダーシップを発揮して、課題解決の方法を提案する住民のほうに啓発をし、共有しているところであります。

今、言われましたように、上木議員のご質問のとおり、きゅらまち観光課も随時巡回をしておりますが、分別がひどい状況でございます。この状況を解消するために、広報誌、防災無線で何回も放送し、マナー違反においては警告シールを張って、4、5日程度収集しないで、本人に意識してほしい意味で置いておりますが、罪悪感がゼロのようであります。

長く放置することで、悪臭または散乱等による周囲の生活環境や交通安全の影響もあり、回収せざるを得なく、回収業者、そして役場職員で回収しているような今現状でございます。

○8番（上木千恵造君）

先般防災無線で繰り返し注意喚起の放送が流されていましたが、その後、その防災無線の注意喚起放送に対して何か手ごたえがあったというか、何か住民からの反応がありましたか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

先ほども答弁したように、何回も防災無線等で広報しているが、全然改善がないような感じで、さっきも言いましたように、住民の意識が薄いのが今現状でございます。

○8番（上木千恵造君）

ごみ出しカレンダーを見てみますと、ごみ収集日は月の半分ぐらいが収集日で、約半分はごみを収集しない日になっていきますけれども、県道沿いをずっと走ってみますと、1年中、ごみステーションにはごみがたまっていると、空になったことを見たことがないようなごみステーションがございます。この辺のごみステーションについて、きゅらまち観光課では、何かそこら辺を把握しているのか、お伺いします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現状、先ほども言いましたように、巡回して、117基ありますが、皆が皆こういう状態ではございません。それで、マナー違反に対しましては職員で回収しております。把握はしておるところであります。

○8番（上木千恵造君）

把握しているけども、なかなか注意喚起の声が住民、ごみ出す人なんかには届きにくいと、そういうことだと思いますけれども、2番と関連しますけど、1番はいいです。2番に移ります。

今後、このような状況のごみの分別状況を改善していくにはどのような方法があるか、役場のほうで、また検討とかしたことがあるのかなのか、お伺いします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

そうですね。引き続き、ごみ出しルールについての周知を徹底することが最も必要であり、引き続き広報誌、チラシ、またホームページを通じての周知、防災無線で何回もまた放送して、マナー

違反においては、違反ルール紙を張って、意識啓発をしてみたいと思っています。

また、一番は、袋への名前の記入をさせていきたいと思っています。要は、年度当初に全戸配布してありました家庭ごみの正しい・出し方手引書の2019年に沿って分別、減量化、生ごみの水切り等を各家庭で行っていただければ、すぐにでもよくなるものだろうと考えております。

また、今後、伊仙町清掃審議会もございますので、また6月に発足した伊仙町ごみ処理施設合意推進協議会を開催して、この問題を協議してみたいと思います。今日、傍聴のほうにも委員長が来られておりますので、ぜひ協力しながら進めてまいりたいと思います。

そして、協議の内容といたしましては、住民説明会の実施、また区長、事業者、行政が共同して、排出状況の悪いごみ集積所の調査、集合住宅の設置場所の排出ルール違反の調査、集合住宅と今言いましたけれども、住宅が新しくできているわけですが、その中にもルール違反が多いようでありますので、この調査もしてみたいと思います。

ルール違反を繰り返す排出者への指導、これはこの委員会をもちまして開封調査による排出者の特定、いわば誰が出したのか、中をあけてみてしてみたいと思いますが、これについては個人情報取り扱いもありますので、この委員会で諮問して、ちょっと進めてまいりたいと思います。

また、指定袋を販売する店舗においても、協力を求めてまいりたいと思っておるところでございます。

○8番（上木千恵造君）

以前、ごみ収集が始まった平成15年度ですか、駐在員さんやら各集落、婦人会さんやらと協力して、役場全職員を導入して、町内全てのステーションで分別指導を行ったことがありますけれども、時期的にも、あれから15年ぐらい経過しています。

また、初心に返って、このような徹底した分別指導を再度行う計画等は立てられないのか、お伺いいたします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先般の区長会の中でも、こういう意見が交換されまして、職員でのこの百十何基ございますが、2名ずつ立哨していただき、その地域に行っていただいて、指導してみたいと、今計画を立てているところであります。

○8番（上木千恵造君）

結局、できることでしたら、全職員を朝7時ごろからですか、ごみ出す時間は、7時ごろから9時ごろまで、しばらく業務がストップになりますけれども、このような大がかりな計画もそろそろ必要ではないかと思っておりますので、ぜひ役場のほうで話し合いをして、前向きに進めていただきたいと思っております。

今後、また区長さん、婦人会の皆さんとも協力して、この分別指導は、各集落、各ステーションでの分別指導を再度ぜひ行っていただきたいと思っておりますけれども、それ近々計画できますか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

はい。今進めているところでありまして、多分10月の初めぐらいには、そういう実施していこうと、今進めているところでございます。

○8番（上木千恵造君）

ありがとうございます。ぜひ進めていただきたい。

これで1番は終わります。

2番の役場庁舎お願いいたします。

○町長（大久保明君）

上木議員の役場庁舎の建てかえについての1番でございますけれども、この計画に関しましては、この計画は総務課長が中心となってやっていますので、総務課長のほうから、まず答弁していただきます。

○総務課長（池田俊博君）

上木議員の質問に町長の補足説明をしたいと思います。

現庁舎は、昭和38年に建設され、築後60年にならんとしていることから、設備機能の劣化とかが進んでいます。

さらに、耐震性に問題があり、安全性が確保されていない状況となっています。本庁舎が地震等の災害時の防災拠点としての役割を担うことが求められていることから、耐震化に対応した庁舎の整備は必要になっています。

また、現庁舎では十分な駐車場スペースが確保できておらず、庁舎内においても相談窓口や待合スペース等の共有スペースの余裕がなく、相談のために来庁した際にはプライバシーの確保ができない状況であり、子供やお年寄り、障害のある方々、さまざまな町民が来訪します庁舎内の通路も車椅子で移動できる十分な幅が確保されておらず、さまざまな方々の利用に配慮したユニバーサルデザインへの対応も必要であります。

また、執務スペースには十分な余裕がないことから、各部署の配置も複雑でわかりにくく、教育委員会、保健センター等においては、別棟で執務している状況にあります。

そこで、現庁舎の課題や町民の意向を踏まえて、新庁舎整備における基本構想を次の5項目といたしました。

1つ目として、開放的で町民に親しまれる庁舎、2つに、町民の安心・安全を確保した庁舎、3、高度情報通信社会に対応できる庁舎、4、環境に配慮した庁舎、5、町づくりの拠点となる庁舎、以上のことを踏まえ、基本計画は新庁舎建設に関する基本的な考え方や庁舎の規模、機能、概算事業費を整理したものでございます。今後この基本計画をもとに、実施設計において、より詳細な検討を行い、設計をしていくこととしております。

○8番（上木千恵造君）

1番については、これでいいと思います。

2番目の建設場所について、町長の見解をお伺いしたいと思います。②の。

○町長（大久保明君）

今、総務課長のほうから説明したとおり、基本計画の内容に沿って、今後検討していくことになります。このいろんな課題が浮き彫りになってまいりまして、まず基本的には、庁舎の位置を移動する場合は、議会の3分の2の賛同が要するというところであります。

そして、この農業高校跡地を中心とした考えでもありますけれども、この役場庁舎中心としたエリアに十分な土地の確保ができるとしたら、この場所でも十分ではないかと考えており、いろんな財政面の問題、これはいろんな解体費用とか、取りつけ道路等も勘案したと総合的に判断をしてみたいと思っております。

この土地の地権者との交渉は、私自身が5回行いまして、当初は厳しい状況でありましたけれども、徐々に理解をしていただくようになりましたので、このことをしっかりと今後交渉していった場合の土地の面積に関しましては、農業高校跡地の広い土地で計画しているのに遜色ないぐらいのスペースがありますので、そういったことも含めて、また町民との説明会を具体的にしながら、議会の方々との議論をしながら、決定をしていくことになると思います。

○8番（上木千恵造君）

今、町長の答弁では、必ず農高跡地じゃなくてもいいと、土地の取得ができれば、現場所でもいいというような答弁だったと思いますけれども、ぜひ今後、この現役場は、昔から何十年続いている町のシンボルであり、また中心街の、町づくりもこの役場を中心にこれまで考えてきていましたので、その辺のところを考慮していただいて、農高跡地にするか、この現庁舎にするかは、今後またいろいろ検討委員会で進めていくと思いますけれども、ぜひ現庁舎場所を中心に私どもとしては考えていただければいいのかなと考えています。

そういうことで、今後この建設のスケジュールといいますか、検討委員会等を設けていろいろ検討していくと思いますけれども、実施設計までに行われなければならないプロセスといいますか、その委員会の流れがもしわかっていれば教えていただきたいと思います。

○総務課長（池田俊博君）

上木議員のご質問にお答えします。

今後の工程といたしましては、先ほどありましたように、検討委員会で場所等の選定等を答申していただきまして、伊仙町としては新庁舎の建てかえに活用できる起債としての有利起債、公共施設等適正管理推進事業債を活用した庁舎建設を行っていかうと計画をしておりますので、この起債の適用年度が令和2年までに、設計でもいいですから、事業の発注を行えば、適正事業となるということがありますので、その最終年度を一応決めながら、これからやっていきたいと思っております。

まず、第一には、場所の選定等が今、検討委員会を立ち上げまして、1月の中旬ごろまでには決定できるようにしていきたいと思っております。

そして、令和2年度の当初予算において、設計、それからまたさらに詳細検討委員会のほうを計画しておりますので、そこに予算の計上を行いたいと思っています。

さらに、令和2年度の当初予算の中においても、継続費の年割額の通次繰り越しの検討も行っていきたいと思っています。これはどうしても2年、3年とかかる事業でありますので、ほーらい館を建設したような形で、継続費という形で、年次的に計画をやっていきたいと思っています。

そして、最終的には、令和4年に工事が完成でき、執務できるような形で事業を完成させていきたいと思っていますところでもあります。

以上です。

○8番（上木千恵造君）

今、総務課長の説明では、地方交付税の優遇措置がある32年までですか、その間までに計画を策定して、実施設計に入りたいと、そういう答弁のようでしたけれども、この地方交付税の優遇措置が受けられるこの市町村役場緊急保全事業ですか、これは3年の時限立法だと聞いています。これは一般の起債とどれぐらいの有利というか、優遇措置が受けられるのか、簡単でいいですけど。

○総務課長（池田俊博君）

市町村の役場庁舎の建設になりますと、一般単独事業ということで、補助もなし、あと交付税措置もないということが、これは本来の考え方ではありますが、熊本震災の後になりまして、庁舎機能ができなくなったということで、この機能の緊急保全事業ができて、起債が事業費の90%分を借り入れてきて、そのときの一般財源としては1割を町が出してすれば、事業はできると、そしてさらにその借り入れた起債の90%のうちの75%分を交付税に算入できると、75%の3割が交付税の算入率になってくるということで、軽く言いますと、25%ほどの補助で庁舎ができるということでもありますので、できるだけこれを活用してまいりたいと思っています。

○8番（上木千恵造君）

一般の事業では100%、全額町で持たなくちゃいけないと、この優遇措置については75%までは交付税の見返りとして返ってくると、そういうことですかね。（発言する者あり）ぜひ見返り期間のある3年、これには32年度までに実施設計に着手した場合は該当するということが書いてありますので、29から4年目ぐらいまでですよ。ぜひこの有利な事業債があるうちに建設を進める方向でいけるのかどうか、再度お伺いします。

○総務課長（池田俊博君）

昨年度にもう既に県の市町村課において、この事業債を活用した庁舎建設等の計画があるかないかという問いがありましたけど、そのときに伊仙町においても、この事業債を活用して、庁舎建設を行うという報告は済ませてあります。

またそれから、今のところは、市町村課とは協議はしていないんですけど、この継続事業の通次繰り越しの検討等をする場合において、また市町村課の財政のほうとも、また協議をしながら、事業を進めていきたいと思っています。

○8番（上木千恵造君）

ぜひこの有利な起債のあるうちに進めていただきたいと思います。

それでは、3番目の今後のスケジュール等について、今、若干かぶる部分がありますけれども、今、32年度実施設計ですか、それまでのプロセスを再度、またご説明をお願いします。

○総務課長（池田俊博君）

建設検討委員会のほうを議会終了後には組織を立ち上げて検討をしていく予定で、そこでこれが来年1月半ばあたりまでには答申が得られるような形で委員会をやっていきたいと思っています。

そこで、答申が得られた場合には、場所が完全に決まりますので、用地費等の計上も検討しなければいけないところも出てくると思いますので、とにかく令和2年度の当初予算に実施設計のほうと、できるなら用地購入費等ものせてやっていきたいと思っています。

そして、令和2年度中に詳細設計を委託契約して事業を完全に進めて、令和3年度から4年度に本工事に入りまして、4年度の工事が300日か360日、1年ぐらいかかると思いますので、4年度中には何とか完成できるようには計画していきたいと思っています。

○8番（上木千恵造君）

ぜひそのように進めていただきたいと思います。

この進めるに当たっては、役場の事務が遅滞して、こういうスケジュールにおくれるようなことがないように、役場職員の皆様、全力投球で頑張っていただきたいと思います。

これで2番目を終わります。

次に、3番目をお願いします。

○町長（大久保明君）

役場前の県道拡張工事につきましては、これはいろいろ前知事の時代に、この移転費用が2分の1を超える場合の新しい地方道の拡張はしないということを財政的な面から、そしてこの拡張のために土地を購入した方々が県外に流出するというふうな状況がかなりありまして、当時の知事がこのことを就任当初から主張いたしました。

しかし、それまでにこの土地の交渉が進んでいるエリアに関しましても、完全と中止を宣言したという状況の中で、伊仙工区もそのような状況で、しばらくの間、工事が進みませんでしたけれども、その後、軟化してまいりまして、今、南側の歩道を続いておりますけれども、この非常に信号の場所について、これは皆さん気がついていると思いますけれども、東側から来て右折する車と、それから西側から直進する車がかなりニアミスを起こす状況がありまして、現実にも事故もありましたので、その安全性の確保も含めて、現知事に町内に来たときに、議員の方々を中心に視察をしていただきまして、その後、いろいろ交渉をしている状況については、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

議員の方々も直接県の担当課と交渉しておりますし、私たちも頻繁にその要望を継続して、ああいった状況の中で、何とかこの安全性の確保と、一度交渉した地権者の方々の計画がまた実現でき

るような形をつくり上げて行くことは重要であると思っております。

○建設課長（松田博樹君）

上木議員の質問にお答えします。

昨年の8月10日に三反園知事に要望書を提出した結果、回答として、現在の状況を再度調査して、その上でどのような改善が必要かということ在地元の皆様と相談させていただきたいとのことでしたので、そこで今現在どのような状況なのか、県に確認したところ、役場前については、現在、県において児童等の通学時の歩行状況や交差点部における車両通行状況の調査を行っているとのことでした。

○8番（上木千恵造君）

県の皆さんで、今、基礎調査をしているということですが、このことについては、以前、休止になった平成23年度ですか、この時点で対象となる物件の家屋調査等も各個人の家の中に入って実施し、ある程度の条件等も提示したという話を聞いています。そのことについて、県のほうは把握しているのか、そういうことを聞いたことはないですか。

○建設課長（松田博樹君）

県のほうに確認したところ、家屋調査までは入っていないとのことでした。実際に中に入って見せてもらって、ちゃんとした調査士というのですか、そういう査定官、査定士みたいなのは入っていないと、家の中に入って確認をして、どういったという話をしているということは聞いたことがありますけど、直接はその査定を入ってはいないという回答でした。

○8番（上木千恵造君）

県の依頼で調査に入れば、普通一般の人は、これできるものだと思います。その辺の実情も県のほうに訴えて、ぜひ県のほうは、次々転勤転勤で担当者がかわっていきますので、把握していない状況もあると思いますので、再度この辺を県のほうに説明していただきたいと思います。

そして、移転先として、移転する土地を購入している方も今2名ほどいらっしゃいます。その土地についても、今ある状況で、そのまま放置されている状況です。この辺のところは、県は把握しているのか、ちょっとお伺いします。

○建設課長（松田博樹君）

その2名の方が用地を購入してあるというのを県の方に、1カ所は現地を確認してもらっております。もう一カ所については、場所はどこに準備してありますということを伝えてあります。

○8番（上木千恵造君）

これはあくまでも県の県道事業では我々、町民としては県道拡張のためにずっと協力したわけですが、ごさいますけれども、その後、中断になって、今の状況ですが、県としては、これは人間と人間、人と人の約束事ですので、土地を購入しておいてある人も、こういう実情を県の人はどう考えているかわかりませんが、今後町長を初め、我々も一生懸命頑張りますけれども、こ

の辺の実情を県に訴えてみて、県としては個人に苦勞といたしますか、強いていいのかどうか、その辺のところを今インターネットで県の方も聞いていると思います。

その辺のところは、県の方にも再度実情を訴えて、強く訴えていきたいと思いますので、役場のほうとしても、その辺のところをぜひ協力していただきたいと思います。今後またぜひその辺の実情を県のほうに訴えることができるのか、建設課長、再度お願いします。

○議長（美島盛秀君）

これ2番でいいのですかね。

○8番（上木千恵造君）

はい。

○建設課長（松田博樹君）

地元の方の要望というか、そういう話で続いてきている事案なので、役場としても、議員の皆さん、町の方と一緒に要望活動をしていきたいと思っております。

○8番（上木千恵造君）

ぜひこの役場前の県道、町づくりの根幹をなす、また道路であります。また、我々町民の中心とする道路でありますので、ぜひ実現に向かって努力していただきたいと思います。

それでは、4番目をお願いします。

○建設課長（松田博樹君）

4番目の伊仙町の全体の町道の改良率、舗装率は何%なのかという質問にお答えします。

現在、伊仙町の改良率は74.4%、舗装率は85.8%です。舗装率が高いのは、改良前であっても舗装がされているという部分があるので、舗装率のほうが高くなっております。

○8番（上木千恵造君）

これは、今、改良率74.4%、舗装率85.5ですか、（「8」と呼ぶ者あり）これは近隣、例えば隣町と比べた場合はどうなのか、わかればお教えいただきたいと思います。

○建設課長（松田博樹君）

すみません。隣町がどういう状況なのか、ちょっと確認はしておりませんので、すみません。今後また調べて、後でまた報告させていただきたいと思います。

○8番（上木千恵造君）

わかりました。①については、これでいいと思います。

2番目の未改良路線は、現在、どれぐらいあるのか。

○建設課長（松田博樹君）

未改良道路については82.9km、全体の延長が321.9kmとなっております。全体が321.9で、未改良が82.9、9何とか、細かいのはちょっと省いていますので。

○8番（上木千恵造君）

321のうちのまだ83kmぐらいが改良されなくて残っていると、これらの改良計画といたしますか、今

後の整備計画はどうか、今計画されていますか。

○建設課長（松田博樹君）

改良計画は、特にされていないのですが、舗装のほうは舗装補修ということで計画をしていております。

○8番（上木千恵造君）

3番目お願いします。

○建設課長（松田博樹君）

3番目の質問に対してお答えします。

現在、その路線2カ所ということなのですが、その1カ所は地元の住民の理解が得られず、ストップしている状況にあります。もう一カ所につきましては、舗装率のよい各補助事業等を探し、実現できるよう検討していきたいと思っております。

○8番（上木千恵造君）

東千茶名線というのは、今、文元建設から海岸のほうに下る道路ですが、その途中に2カ所ほど、20mぐらい施工されて、3年ぐらいそのまま放置されていると、入り口だけ簡単にちょこちょここと済ませたぐらいですか、それがそのまま放置されています。これは集落の人から見れば、何でこんなに20mぐらいしてほっておくのかなと、疑問に思っていると思います。

今、課長の答弁では、補助率のいい事業を見つけてなるべく早く実現したいということですが、これも、例えば今の過疎計画等には入っているのですか、いないのですか。

○建設課長（松田博樹君）

現在、過疎計画には入っていません。

○8番（上木千恵造君）

今後これなるべく早目に過疎計画等に編入していただいて、そして過疎債も使えるような条件になれば、道路改良も早くなると思いますので、ぜひ過疎債、過疎計画の中に入れてほしいと思いますけれども、これ入れることが可能なかどうか、お伺いします。

○建設課長（松田博樹君）

過疎債等の計画に入れることも検討していきたいと思っております。

○8番（上木千恵造君）

課長、検討はいいのですが、ぜひ早目に着工できるように努力していただきたいと思っております。

それでは、次の4番目お願いします。

○建設課長（松田博樹君）

防災・安全整備事業についての質問にお答えします。

舗装の老朽化をした道路の補修は、今後も継続していきます。年次の計画は策定されておりますが、緊急性の高い路線については、その都度申請し、実施していきます。

○8番（上木千恵造君）

計画はできていると、できているけれども、緊急性、例えば急にしなければいけない道路が出てくれば、それを先に優先してするということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

この舗装補修工事の中に、東千茶名のことばかり言ってすみませんが、東伊仙西の東伊仙中央線というのは計画に入っているかどうか、お伺いします。

○建設課長（松田博樹君）

東伊仙中央線は、今年度の事業で計画されております。

○8番（上木千恵造君）

この東伊仙中央線というのは、そこの旧新光自動車跡地から義名山神社の東側に向かっていく道路ですけども、今、舗装の表面が剥がれたりして、路面状態が非常に悪い状態であります。

そういうことで、今年は何れぐらいまで、今年施工するんですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）どこら辺まで舗装できるのか。

○建設課長（松田博樹君）

県道の入り口から横線までは、今年度中で行きます。その予算があれば、その先までする予定にしております。

○8番（上木千恵造君）

横線といいますと、役場から上がった手川池の十字路のあの横線まで行くということですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）ぜひ進めていただきたいと思います。

あとの続きについては、また今後、来年度以降するということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）この補修工事についても、各集落いろいろ我々同僚議員の皆様が何度か質問していますけれども、なるべく早目に、危険箇所もありますので、補修を進めていただきたいと思います。

これを要望して、私の質問を終わります。

○議長（美島盛秀君）

これで、上木千恵造君の一般質問を終了します。

次に、西彦二君の一般質問を許します。

○3番（西彦二君）

町民の皆様、おはようございます。3番、西彦二です。令和元年第3回定例会におきまして、議長の質問の許可を受けまして一般質問を行います。

1、農業政策について、①伊仙町のサトウキビ・畜産・園芸の現状について町長の考えを伺います。

②来期に向けて、サトウキビ振興政策について伺います。

③バレイショ農家に対し、農薬代の助成はできないか伺います。

④サトウキビハーベスター利用助成金の創設、またサトウキビ価格の引き上げについての請願に関し、町長の考えを伺います。

⑤含みつ糖(黒糖)用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設についての請願に関し、町長の考えを伺います。

2、農業支援センター「青緑の里」について、①昨年度の研修内容及び成果と今年度の研修内容について伺います。

②義名山農場整備について、その後の進捗状況について伺います。

1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

西彦二議員の質問にお答えいたします。

農業政策、サトウキビ・畜産・園芸の現状についての答弁であります。

細かい、具体的な面に関しましては、経済課長のほうから答弁させていただきますけれども、現状といたしまして、まず伊仙町ほどこの土地の条件に恵まれている自治体は、台風の状況を除けばないぐらいの豊かな台地があります。その中で、農業生産額50億を安定した形で実現、実行できることが最大の課題であると、常に考えております。

そういった中で、サトウキビは面積がどんどんどんどん縮小しております。伊仙町、徳之島全体においても3,000haを切る状況にもなりかねません。伊仙町においても、今1,000ha強でありますので、これをどんなことがあっても維持して、面積を。昔は伊仙町において2,000ha近くあったわけがありますので、それを回復していくということがサトウキビにとっては大変重要であります。

先般南西糖業を中心として、4年前に単収向上委員会というものを設置いたしまして、具体的な議論をした中で、決定権がないということで、課長補佐が担当だったということでありまして、先般南西糖業の社長が来島いたしまして、南西糖業を中心とした企画委員会を設置していきます。

これは農家、JA、ハーベスター組合、町が一体となって、毎月1回、3町長も参加して、この企画委員会で、今の危機的状況を何とか、どんなことがあっても切り抜けていくということはこの前、社長が毎月のように島に来て、そのことを提案していただきまして、3町ともそのつもりでやっていきたいと思っております。その実現のための具体的政策は、これから課長が述べてまいります。

この前の行政報告で申し上げたとおり、畜産に関しましては、これは今、日本の和牛が今ほど世界的な需要が多い状況はないと、しかもそれはますます加速していくということを県知事が申し上げておりましたし、現実的に農業生産額が、鹿児島県が昔は3,000億目標だったのが、今5,000億を超えていったほとんどの理由が和牛の共進会で日本一になったということで、今年もまた日本一を目指してやっていくということを宣言しておりましたし、知事の発言の中で、新しく「WAGYU」を表明しているオーストラリアにも日本の和牛を輸出すると、アメリカ、中国という形で、販売網がふえていけば、全く足りなくなると、今、和牛で世界に輸出している大半は鹿児島県産ということですので、その一翼をこの徳之島も2つの、毎月競りをして、かなり貢献しておりまして、徳之島の頭数も2年前から、また回復状況にあります。

先ほど申し上げた面積の面に関しましては、この和牛の生産牛のためのいろんな牧草等の土地が、

我々が想像以上にふえてきているというのが、これはバレイショも含めてですけれども、サトウキビの面積が放置すれば、ますます減っていく可能性がありますので、それを何としても食いとめていくという、この土地のすみ分け等も提言をしていかなければなりません。

同時に、このバレイショの価格の安定がしない状況の中で、この加工も含めたことも視野に入れて、今後やっていくということでもあります。

また、新しい品目で、今、実エンドウはかなり単価が高いということでもありますけれども、他の今、パパイヤとか、最近では国産コーヒーということで、AGFが参画して、この町内、島内において30人以上の組合員が出てまいりましたし、今、AGFの情報によれば、UCCとか、ネスルスという大手のコーヒー会社がこの徳之島を目標にしているという状況でもありますので、なぜこういう状況が起きたかは、この世界的な、中国の方々が圧倒的にコーヒーの志向がふえてきたということなども島の国産コーヒーの追い風にもなっていくと思いますので、そういった状況の中で、若者が島に帰ってきて、農業をしてもうかるのだと、そしてこの土地を、今でも遊休地というのは少ない中で、より有効に活用するために、この高齢者の土地をいかに若い人たちが活用できるかなども強力で信頼関係をつくって築いていくことが大事であります。

最後に、2工場維持ということは、我々はどんなことがあっても守らなければなりませんし、今後雇用、要するに農業の大型化、機械化が進めば進むほど人口が減るというふうな状況もある中で、伊仙町の多品目を中心とした農業政策は、人口を減らさないために、農業と福祉をいかに連携していくかという、新しい国の制度を活用した形での小規模農家、そして高齢者が自分の家の周辺で農業をしていけるような新しい考え方を続けていかなければならないし、この農業と福祉、観光、教育、企業誘致も含めて、これは一体とした総合的な形での政策をこれから進めていくことが重要であると考えております。

○経済課長（仲島正敏君）

西議員の質問にお答えをいたします。

ただいま町長の答弁にありました件につきまして、補足をさせていただきます。

まず、サトウキビ、町長ありましたとおりに、ここ数年、作付面積の減少、生産量の減少、単収の低迷などが見てとれるわけなのですけれども、そこにつきまして、さとうきび生産対策本部を中心に、今後徳之島3町でいろんな手だてをとっていきたいと思っております。

また、特に今、ハーベスターの営農集団の将来について、どうしていけばいいのかということは今後意向調査等に着手をしてみたいと思っております。

畜産につきましては、今また町長もありましたとおりに、高値で推移をいたしておりますけれども、今後大規模農家だけでなく、少頭飼いの農家のほうの経営が継続できるような手だても模索しなければいけないのかなと思っております。

また、園芸の現状につきましては、バレイショを中心に、実エンドウ、カボチャ、マンゴー、パパイヤといった品目が続いておりますけれども、こちら伊仙町の場合、園芸と申しましてもバレイ

シヨの割合が高く、生産額の約90%を占めておりますけれども、ここ数年価格が安定しておらず、下落をしたときの農家に与える影響が多いということで、経営リスクを分散し、農家所得の向上を図るために、収益性の高い品目の振興と園芸施設の導入を推進していかないといけないと考えております。

○3番（西 彦二君）

ただいま畜産につきまして、販売額の売上相場の落ちつきが見られますが、飼料等経営の高騰により、経営はいまだに厳しい状況だと聞きます。毎月の競りの実施により、年間量を通して収入が確保できる経営の安定化を図れる優良素牛保留事業や畜産資材導入に、または若手営農者の育成にどのように取り組んでいるか伺います。

○議長（美島盛秀君）

ちょっといいですか。先ほど企画検討委員会ですか、そういう準備とその進捗状況、そういうのは今どうなっているか、ちょっと説明してもらえますか。

○経済課長（仲島正敏君）

現在、3町で、さとうきび生産対策本部で、その会を持ち回りで、会自体は行っておりまして、基本的には3町の経済課長と関係団体が出席なのですけれども、3町の町長が時間の都合がつけられれば、極力参加していただくようにいたしております。

○議長（美島盛秀君）

どうぞ、今の答弁。

○経済課長（仲島正敏君）

畜産につきましては、今、町有牛の補助等をいたしておりますけれども、こちらが町の補助が30万ということで、例年に比べますと、値段のほうは、今、牛の値段、平均で七十数万ということで、なかなかその差額分の手当てという件で、以前ほどは多くないのかなというふうに思っているのが現状でございます。

ただし、若手の農家で一番多いのは畜産農家で、一番新規就農等で来られる農家においては若手、畜産を志す農家が多いというふうに思っております。

○3番（西 彦二君）

畜産資材導入についてはいかが、どのようなことの導入を行っておりますか。

○経済課長（仲島正敏君）

畜産資材等、クラスター事業ですか、資材導入事業と申しますと、具体的に、すみません。（「スタンションとか監視カメラとか」と呼ぶ者あり）

スタンション等につきましては、毎年当初予算に計上いたしております。監視カメラにつきましては、昨年度補正事業で対応いたしましたけれども、今年度も導入できないかということで担当と協議してまいりましたが、来年度の当初予算のほうで、監視カメラにつきましては改めて予算立てをして計上してまいりたいなと思っております。

○3番（西 彦二君）

よろしくお願ひいたします。

園芸につきまして、昨年の台風被害による町内の園芸ハウス等などの現状についてどのように把握しているか、お願ひいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

園芸ハウスにつきましては、昨年度の台風24号の影響を受けて、大多数のハウスが影響を受けまして、その中で事業を修正できる方は、経営体育成事業のほうで改修等を進めているところがございます。

また、この件とは若干ずれてしまうのですが、今年度当初予算で承認をいただきました園芸用の簡易ハウスのほうの導入事業を予算化し、現在、募集中でございます。こちらのほうで園芸のほうの農家さんに、まずはハウスのほうで取り組み品目を決めていただいて、実践を積んだ後に国庫事業等による園芸ハウスの導入まで導いていけることができないかなと考えております。

○3番（西 彦二君）

まだ復旧が終わっていない農家に対しましては職員が出向いて、一日も早い相談に乗り、復旧をお願ひいたします。

②来期に向けてのサトウキビ振興政策について伺います。

7月にきび生産対策本部より、19年、20年産のサトウキビ生産見込みが出されました。前年度14万4,000tに対し、来期15万tと見込みなされ、伊仙町は前年度5万3,000tに対し、4万7,000tとなっております。今年の4月から6月の春時期に対し、降水量が多く、植えつけ作業のおくれや日照時間、平年の半分以下にとどまっているため、7月以降の生育の回復向上が期待されると思いますが、町の植えつけの面積は173haと出ていますが、今期の夏植え状況はどういった状況か伺います。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの西議員の質問にお答えをいたします。

夏植えは、あくまでもJAの申告等による推計の段階ではございますけれども、現在115haというふうな報告を受けております。

○3番（西 彦二君）

また、このキビ植えつけ作業費の件ですが、来期の収穫部分からの立てかえ払いをJAさんとの協議の上、行っていけたらと思っておりますが、どうか伺います。

○経済課長（仲島正敏君）

いろんな基金の中でも、当議会におきましても、農家の現金がないということで、なかなか申し込みができないということを各議員のほうからも質問を受けております。

ただし、またJAさんのほうも経営という点でございますけれども、今、議員からありましたように、まずは立てかえをしていただいて、サトウキビの収穫の時期にお金の引き落としができないかということ、またJAのほうと協議をしてまいりたいと思っております。

○町長（大久保明君）

先ほど申し上げた生産対策本部の9月1日付のこの前の調査の結果、この前、報告がありまして、西議員が話したように、4月時点では非常に厳しい状況でしたけれども、その後の降雨が順調に進みまして、また晴天の日もあったという形で、かなり予想以上の収穫というデータが出ておりました。これも台風が去年のような、去年の同時期とほぼ同じ時期だそうです。

ですから、台風が来たら、またさんざんたる状況になるのですが、ただ、面積がかなり減っておりますので、先ほど14万t台ではなくて、かなり情報修正になるというふうな結果でありました。

○3番（西彦二君）

今期の夏植え面積が来期、20年度産の生産量の回復または増産につながり、1本でも多く植えつけを行い、作付面積の増加、来期の18万t台の回復が望め、2工場の維持と生産農家の意欲が望めると思います。いま一度、町、南西糖業、JAと一体となって町内放送を行い、町民の方々の周知をお願いいたします。

③につきまして、バレイショ農家に対して農薬代の助成ができないか伺います。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまのバレイショ農家に対し、農薬代の助成ができないかという問いでございますけれども、質問にお答えをいたします。

現在、農薬助成に関する国や県の補助事業はございませんが、近年問題になっているバレイショの病害や労働力不足といった問題に対し、有効な助成がある場合は、その効果と必要性を検証した上で、予算化できないか、今後検討してまいりたいと思います。

○3番（西彦二君）

バレイショに対しても、昨年の価格低迷により、生産農家は経営が厳しい状態になっています。近年気象状況や、また温暖化などの悪化で、バレイショ栽培が難しくなり、疫病やいろいろな病気が発生しています。生産農家に対しても、農薬代の助成は一番の起爆剤と思います。そのため、JA、経済連などと協議を行い、農家の負担軽減につながるのではないかと思います。徳之島「春一番」赤土ばれいしょのブランドを維持し、品質の向上、また農家所得につながるとは思います。いかがでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

JAと経済連等に対しまして、そういういろんな協議の場で、質問があったということ、また要望があるということはお伝えをしたいと思います、またなかなか進んでおりませんが、ジェネリック農薬とか、日本国内進んでおりませんが、こういうのも活用できないか、また要請はしてまいりたいと思います。

○3番（西彦二君）

よろしくをお願いいたします。

④サトウキビハーベスター利用助成金の創設、またサトウキビ価格の引き上げについての請願に関し、町長の考えを伺います。

⑤含みつ糖（黒糖）用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設についての請願に関して、町長の考えを伺います。

○議長（美島盛秀君）

④、⑤、まとめてお願いします。

○町長（大久保明君）

課長のほうから答弁をしていただきますけれども、助成金の創設、そしてこの価格、交付金の上限に関しましては、これは事あるごとに、美島議長も事あるごとに要請をしております。

この前、いろいろこの話題になったときに、国は絶対逃げるわけです。この貿易の利ざやが資源になっているわけですから、それ以外は出すことはできないということですが、この状況が2万円台になってから、ほとんど変化していない、価格が上昇していない中で、徳之島3町だけでなく、奄美群島、そして種子島、沖縄を含めた全体的な要請活動が、まだこの協調した形ができていない中で、最低限そのようなことは必要だと思いますし、そのことは首長と、また種子屋久の方々、沖縄の方々、JAも含めて、この組合の方々も県内の連携は非常にとれている状況でありますので、そういうことも含めて要請活動を進めていきたいと思っておりますし、ハーベスターの価格の具体的な点につきましては、また課長のほうから答弁させていただきます。

この議事録で、西議員、これ含みつ糖ですね。（「含みつです」と呼ぶ者あり）それは、また訂正すると思っておりますので、よろしく申し上げます。

○経済課長（仲島正敏君）

④、⑤の質問なのですが、今議会におきまして請願が出されているということでございますので、こちら今、町長からありましたように、3町のみならず、サトウキビの3町の自治体、関係団体が連携をいたしまして、国に要望活動を行っていかないといけないかなと思っております。

また、これも町長のほうからありましたけれども、サトウキビの価格値上げにつきましては、国の権限であるため、本当これは全郡、沖縄も含めて、全県一体となり、また各産地一体となって、足並みをそろえながら取り組んでまいらないと、なかなか難しい問題ではないのかなと認識をいたしております。

○3番（西彦二君）

ここに平成30年産のサトウキビの作別シミュレーションがありますので、これちょっと発表します。

夏植えつけに対しまして、単収を8tに対しまして10a当たり17万2,650円、経費が16万2,658円となっています。売り上げから経費を引いて利益が9,998円、また春植えに対しましては単収4.5tに対しまして10a当たり売り上げが9万7,000円、経費をいたしまして12万9,680円、反当たり売り上げから経費を引きましてマイナス3万円ぐらいの赤字となっています。

株出し対策につきましては、単収5 tに対しまして10 a 当たり10万7,900円、その経費といたしまして8万5,760円となっています。売り上げから経費を引きまして株出し方は2万2,150円となっています。全体を把握しても、10 a 当たりの利益の売り上げが低いのがわかっておりますので、ぜひハーベスター代の引き下げ、またサトウキビ価格の引き上げを5月に開催されました奄美群島市町村議会議員大会において提案されました事項を全市町村一丸となって請願書を提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

答弁は要らないですね。

では、次に2番目に、農業支援センターの。

○町長（大久保明君）

研修内容及び成果と今年度の研修内容については、課長のほうから答弁をしていただきます。

この農業支援センターを町で設置いたしまして、所長も決定いたしまして、先月は第1回目の卒業生が出ております。今、農業指導員、そういう方々、県のOBなどがいます。今の所長は、農業高校のOBでありまして、もっと専門的な方がいたほうがいいのではないかなという考えもありました。いろいろその点も含めて、県のほうに多くの方々にその願いをしたら、島で駐在した方々もほとんどが県内のいろんな会社に就職しているという状況ですから、それは規定ルートのような形を何とか打ち砕いて島のために頑張っていただきたいと、島の農政課、県の農政部のOBの方ですら、島にはなかなか帰ってこないという状況を改善することが支援センターの有効活用、そして活性化につながっていきます。

今この徳之島農業支場、目手久の、あそこの所長さんともいろいろ話し合いをしましたら、この農業支援センターと協力していくという形をおっしゃっていただきました。初めて、このコーヒーも向こうのハウスの中で試験栽培をしているとかいうことですので、同じ町にある施設をいかにこの交流を広げて、そして活性化していく中で、農業支援センターのような機器の有効活用なども進んでいきますので、そのようないろんな知恵を出して、あの支援センターを今後とも多くの若者が、若者だけでなく、多くの年配の方々も活用できるように、これはしていけると考えております。

それは、今、私の思いでありますけれども、具体的な成果に関しましては課長のほうから答弁をしていただきます。

○経済課長（仲島正敏君）

西議員のただいまの農業支援センターの昨年度の研修内容及び成果、今年度の研修内容についてという質問にお答えをいたします。

昨年度に関しましては、なかなか研修生の応募がございませんでしたけれども、9月より研修生が決まり、9月から研修が始まり、本年7月いっぱいまで研修を行ったところでございます。

この研修生に対しまして支援センターのほうでは、伊仙町を代表する赤土の成立過程や、またジャガレ土の成立過程、また肥料の3要素である窒素、リン酸、カリの植物体内での働き、殺虫剤や

殺虫菌の除草剤のそれぞれの体内での作用機構、各種野菜の栽培方法や指定農薬、農業気象、農業機械、トラクター管理機器、仮払い機などの操作実習、また播種育苗等の管理作業など、栽培管理など座学と圃場での実習、また島内の先進農家などの訪問を通しながら、農業の基礎知識、栽培技術の習得ができたものではないかと思っております。

また、今年度につきましては、先ほど言いましたように、7月までいた研修生の研修が修了いたしましたので、並行しながら、6月より研修生を募集しておりますが、今現在のところ応募がない状況であります。ですので、今3回目の募集を現在行っているところでございます。

また、今年度につきましては、昨年度、犬田布小学校に出前授業を行いまして、夏野菜の植え方、育て方などの授業を行っておりますけれども、こちらが他の学校にも広げられないかということで、いわゆる営業活動を行っているところでございます。他にも島内、各町それぞれ研修センターがございまして、3研修センターをお互い連携をとりながら、また不足している部分を補完し合えないかというふうに考えております。

あと町長のほうからも、先ほど他、答弁がございましたけれども、今、農・福の連携ということで、この事業、地域福祉課と一緒に実施中でありまして、こちらのほうの今後回数をふやすように、今協議をいたしております。

あと支援センターのほうは、なかなか支援センターの動きが町民の皆様には知れ渡っていないということでございますので、今後うまいぐあいに広報ができないかということで、いろんな講習会等も計画して、また農家の相談に乗れるようにしたいなというふうに思っております。

○3番（西 彦二君）

現在の研修生がまだいないということですが、またより一層、また広報に努めて、研修の募集をお願いいたします。

また、昨年度購入いたしました機械などの資材について、またどのようになっていますか、お願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

購入した機械等につきましては、今現在は圃場がAコープの隣にあります。2反ほどの圃場があるのですが、そちらのほうで、先ほどありましたように、研修生にトラクターの乗り方の指導に使い、また今、緑肥等を植えておりますので、そこのすき込みとか、そういうふうに今活用させていただいております。

○3番（西 彦二君）

購入予定だったドローンについてはどうですか。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません。ドローンを購入予定にいたしておりましたけれども、今現在、実はそれを担当する予定の臨時職員がいたのですが、そちらが一身上の都合で退職をされてしましまして、新たにやるとなると、資格を持った人間がいないと、なかなかできないのかなということで、こちらに

については、ただ今止まっているのが現実でございます。

○3番（西 彦二君）

研修生につきましては、新たに新規就農者の方々の研修も含めてできないかと思えます。

また、伊仙町のPRといたしまして、DVDの制作はできないか伺います。町の概要、また長寿、子宝、闘牛文化、農林水産業の取り組みなどPRできないかと思えますが、いかがでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

ありがとうございます。

ただし、今の質問の内容を聞きますと、もちろん農業振興にも資するところではあるのですが、観光のほうの魅力を伝える部分も重要かと思えますので、ここは、またきゅらまち観光課とも協議をしてみたいなと思えます。

○3番（西 彦二君）

このほう予算化によろしく願いいたします。

まずは続きまして、②義名山農場整備について、その後の進捗状況について伺います。

○経済課長（仲島正敏君）

義名山農場整備について、その後の進捗状況ということでございますけれども、こちらの質問にお答えをいたします。

確か、昨年9月の決算審査の前に議員の皆さまに義名山農場のほうを見ていただきまして、その際、速やかにという測量等を入れてということでございましたので、こちらのほう予算を伴いますので、いろいろとお願いいたしておりました。そこで、今回、地籍調査室のほうで今月初旬より義名山農場及び、義名山には伊仙町の浄水場等もありますので、そこら辺も含めまして近隣一体を現在伐採して並行して図面と照合中であるというふう聞いております。こちらのほうは今、地籍調査をしていただきまして、早ければ今月中、もしくは来月初旬辺りまでには台風等の影響がなければ境界確認ができ、杭打ちなどができるのではないかなと思っております。

○3番（西 彦二君）

1日も早く、整備または活用こそが若手人材の育成、また新規就農者、研修生の活動の場として生かしてもらいたいと思えます。

最後に、町政は農政にあると言いますが、農政の発展こそが町政の発展と町の活性化につながると思えますが、町全体の取り組みをどう思えますか。町長、お願いします。

○町長（大久保明君）

以前、森町長が、町政は農政にあるということを高らかに宣言したということは、事あるごとに聞いております。先ほども申したように、町政は農政が中心であります。ですから、今、農政をどのように考えていくかと。農業生産額が上げることを目標としたときに、これは全国各地で見られるのが、その地域の人口がどんどん激減しているという状況です。これは離島において、大規模化、機械化をするということは、これ森山裕先生が徳之島に来島したときに話をしたら、TPPの問題

で来たとき、このTPPが可決されると、伊仙町に、例えば、オーストラリアとかアメリカと競争するような状況になれば、農家は4、5軒でいいという話を聞いております。ですから、それは世界的な競争の中ではそういうふうになりますけれども、じゃあ今の状況の中で、島の人口が減らないで、どのようにしたら農業生産額を拡大していくかということ考えたときには、付加価値の高い農業をしていくと。そして、安定した価格の作物を作っていかなければならないとか、複合農業をしていかなければならないと。昨日も申し上げましたけれども、鹿児島県内の畜産農家の非常に多い町の町長さんが、このままでは町は、一部の畜産農家は相当の利益出ますけれども、全体として農家は衰退していくということを切実に話しておりました。

これから、農政は町政であります。しかし、それは農政だけではできないということです。高齢者人口がふえていく中で、いかにして高齢者に生産にかかわってもらおうかということも考えていかなければならないし、伊仙町議会が以前大分県の姫島村に視察に行ったときに、これはこの働き方改革の最前線をいったわけです。この町の職員が週の半分は農業と漁業に携わっている。そして、行ったことが、成功例として語られるような地域もあるわけですので、その辺も含めて、どのようにしたら島が全体として豊かになっていくか。それは、農業だけやればいいのかと。雇用がそれだけ本当にふえていけば、それでいいわけですがけれども、限られた土地の中で、そしたらいろんな企業誘致をして若者が働く場を設けていかなければならないと。雇用は、高齢者の方々の今、この前シンポジウムでもやったような形で、島に帰って来て、高齢者が小さな畑で農業しながら、生産していきながら、出身者が返ってくるとか。それが、集落の存続と活性化につながっていくということなどもやっぱり断行していかなければいけないと思います。

この先ほど、ハウスなどを活用した新しい農業の模索ももうずっとやっているわけでありまして、この徳之島はある意味では他の地域よりも恵まれているわけです。土地があって、そして、サトウキビの価格が安定していると。畜産がこれほど伸びていく可能性のある町もないわけでありまして。そして、馬鈴薯に関しましても、本当に加工ということを考えていくときに、今、国と民間の方と今交渉しているのは、馬鈴薯の加工ができないかと。それは、福祉関係で今、交渉していますけれども、これは軽度の知的障害者の雇用という形で、そのような何億という加工ではありませんけれども、小規模の加工施設を作っていくことで補助事業ができる可能性もありますので、そういうことも含めていって、さらにこの農業の範囲を広げていくと。観光農業とか農業民泊とか、そういうことを、漁業民泊とかあちこちでやっていることも総合的に考えながらした場合に、全体的な中心は農業にあるということは間違いのないわけでありまして、そういった新しい交流の時代、自然遺産になる時代に、ここの農業をどうしてやっていくかということも本土のような大規模機械化が本当にこの島でやっていくことが絶対なのかどうかも含めてやっぱり考えていかなければいけないと思うし、多くの方々が手間暇かけた六次産業化、そしてそういう価値の高い農産物を加工していくということなども視野に入れていく必要があるとは思っております。

○3番（西 彦二君）

ぜひ、また農業中心、また町の発展につなげていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

これで、一般質問を終わります。

○議長（美島盛秀君）

これで、西彦二君の一般質問を終了します。しばらく、休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、清 平二君の一般質問を許します。

○5番（清 平二君）

町民の皆さん、こんにちは。5番の清 平二でございます。

ただいま、第3回定例議会におきまして、議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1番目に有害鳥獣対策について。有害鳥獣による被害が拡大しているが、現状を把握しているのかを問う。また、今後の対策は考えているのかを問う。

2番目、農業用廃プラスチックの負担割合について。農家負担が大きいと思われるが、行政、JAの負担割合等を見直す考えがあるのかを問う。

以上、2点について、お尋ねします。次からは自席にて質問いたします。

○町長（大久保明君）

清 平二議員の質問にお答えいたします。

鳥獣被害が拡大しております。いろいろ情報では、海岸までできているとかせっかく柵を作ってもそれはあまり効果がなくなってきたとか、いろんな情報がありますので、また猟友会の方々の育成がまだなされていないとか、いろんな問題を今後解決していかなければなりませんので、3町での協議会などを作って、鳥獣被害を少なくできるように取り組んでまいりたいと思います。詳細については、課長のほうから答弁させていただきます。

○経済課長（仲島正敏君）

鳥獣被害対策につきましての清議員の質問にお答えをいたします。

被害が拡大しているが、現状を把握しているかという問いでございますけれども、まず現状といたしましては、町民の方から畑や裏の菜園にイノシシの足跡や食害の被害があると役場のほうに電話連絡がある場合、その都度猟友会に依頼をいたし、現場確認の上、区画外へ追い払い等の対策を行っておりますけれども、住民みずから対策を講じている場合や役場への連絡がない案件について

は、現状把握は困難なのが現状でございます。実際、被害は山手のサトウキビ畑を中心に広がっていることは認識をいたしております。

今後の対策といたしましては、今、相談がきているのが、品目で1番被害の大きいと思われるサトウキビの糖業部会より大型の設置型の囲い罫の要望がございまして、こちらが設置できないか検討中でございます。この囲い罫というのは天井がなく、狩猟免許は要りませんが、イノシシを徐々に餌付けをしながら、最終的に囲い罫のほうに誘導をし、一網打尽をするということで、その分時間がかかり、また日々の餌をやる等の管理が必要になってくると思われまます。

また、ソフト事業といたしまして、次年度、鳥獣被害対策実践事業の推進事業を活用しまして、狩猟免許の取得にかかる旅費及び講習代金の助成を行えるように、ただいま事業要望を行っております。それに加えまして、農家自身のみずからの圃場はみずからで守れるよう、その手段の1つとして電気柵の活用を検討いたしております。この電気柵の実証実験を予定しており、電気柵の設置方法や設置場所などをあわせて、設置後の維持管理やイノシシの効果を実証いたし、こちらがうまくいくようであれば農家のほうへ普及をしてまいりたいと思っております。

また、町の職員の資質向上と鳥獣被害防止対策に関する正しい知識や新しい新技術の知見を得ることを目的に、今年度町の担当者を7月に鳥獣被害対策にかかる指導者研修会のほうにも派遣をいたしておりますし、さらに、今年度、大島支庁から鳥獣被害に関する研修会が徳之島地区を会場に実施される予定があるということでございますので、こちらが開催要項等の案内があった際には、広く広報いたして、町民の皆さまに参加を呼びかけたいと考えております。

○5番（清 平二君）

今、電気柵の設置場所とかいうのがありましたけど、これは予算がどのくらいなのかわかりませんが、早め早めに設置をしていただきたいと思えます。今、農家では落花生を植えて、落花生やドラゴンフルーツを植え付けたら、収穫期がきたら空からはカラス、地上では一晩でイノシシにと、農家はどこに訴えたらよいのか農業の気力さえもなくなっています。町では、農家取得の向上を訴えています、これからこういう被害を訴えている方々をしっかりと確認して、若い農家を育てるようにしていただきたいと思えます。

今、サトウキビの増産を訴えています、今年は今のところ台風被害も少なく、適量の雨量があり、キビの伸びがあり、収穫を楽しみにしていましたが、イノシシに食い荒らされて収穫までは7割の減や全滅するかもしれません。このような現状把握に対して、共済等とれるのかどうか。役場としてはどういう対策をするのか。お尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

共済につきましては、確認いたしましたところ、共済加入者の被害報告は今のところ1件のみというふう聞いております。

○5番（清 平二君）

共済に入ったら共済が出るということですか。

○経済課長（仲島正敏君）

共済のほうで現場の確認をいたしまして、その被害状況に応じて、全損うんぬんという判断をするものだと思っております。

○5番（清 平二君）

被害総額といいますと、はっきりは聞いてないのですが、8割減とかならないと共済は出ないとかいう話を聞いております。やはり、せっかく植えたサトウキビなのに、収穫を楽しみにしているのに、共済も出ない、イノシシ対策もまだまだ足りない。今、猟友会は何名いらっしゃいますか。

○経済課長（仲島正敏君）

現在9名の猟友会会員がいると思っております。

○5番（清 平二君）

9名ということですが、この中で実際に活動している方は9名ですか。名前だけ載っていて、猟友会に何名活動しているのか、また、その猟友会の方々が30年度実績でイノシシを何頭役場に持って来たのか、お尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

現在、何名活動しているかというかの質問に対しましては、今、手元に資料は持ち合わせておりませんが、確か30年度の実績は37頭であったと思います。

○5番（清 平二君）

37頭。これに、1頭どのくらいの補助をしているのか。あるいは、また猟友会だけでなく、罠の免許を持っている方々もこれに対象になるのかどうか、お尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

昨年30年度までは、1頭につき写真等のしっかり、しっかりというかイノシシの個体とその背景がわかる、また、スプレー等印がついたものに対しまして、補助が1頭につき1万7,000円出ておりました。今年度3町値段を合わすということで、今年度から1頭当たり2万2,000円の補助がついております。

罠の免許を保持しているという質問でございますけれども、猟期における有害駆除許可証を持たない者が捕獲しても補助金は払われないというふうに聞いております。

○5番（清 平二君）

やはり、農家が一番苦しんでいますので、どうしたらこれを駆除できるか。あまり、その補助の少ない、縛りがありすぎたら、やはりこれは持ってくる方が少ないと思いますので、その辺のところは今後どうするのか、やっぱり縛りを多くするのか。また、私は1頭につき2万2,000円では農家所得の農家の方々のことを考えると少ないと思いますけど。今後、この値段を3万5,000円か4万円くらいに上げる考えがあるのかどうか、その縛りを緩めることができるのかどうか、お尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

先ほど、町長が最初のほうに申しましたとおり、このイノシシの被害は伊仙町のみならず3町の

問題、また鹿児島県全域にかかわってくるような問題でございます。それで、今のお話、法律的な問題もでございますので、2万2,000円を上げるうんぬんという話はまた財源も伴いますし、またイノシシの駆除については3町で力を合わせて考えていかないといけない問題でございますので、3町の農政課の課長のほうで集まって協議をしてまいりたいと思います。

○5番（清 平二君）

町長に最後お尋ねします。やはり、農家がこれだけ困っているわけですので、これを農家のためにどうしたらいいのか、町長の見解をお伺いします。

○町長（大久保明君）

ハブの値段に比べたらこれは少ない感じがいたします。今、キビの生産が3割減するかもしれないという話ですけれども、これはあながち、大げさに言っているわけではないと思いますので、これは緊急対策が必要だと思います。先ほど、課長が話したように、すぐ手を打たなければならない状況ですので、3町でこのことを協議し、農家の負担軽減に即効性のあるような形でできたらと考えております。

○5番（清 平二君）

私たち小島辺りでは、自分で網を張って、防除をしているところもあります。しかし、その網を張っても、食いちぎられて中に入ってくる。非常に厄介といえば厄介ですけれども、これを農家の方々の気持ちを汲んでいただいて、駆除をしていただきたい。今、現在、小原のほうにおいていて、小原のほうから上がってくるというのが現状みたいです。そういうところもやはり経済課の方々は把握をして、どうしたらそれが撲滅できるのか、その辺のところも調査していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの清議員のご指摘でございますけれども、確かに小原のほうから上がってきているというお話をきいております。ただし、こちらのほう鳥獣保護区になっておりまして、最初経済課といたしましては、その対策で一旦追い払った後に防護柵を被せれば上がって来られないのではないかなというような話もしていたのですが、鳥獣保護区になっているということなので、イノシシだけのためにそういうことは法的にできないということでございますので、他の方法がないか、今検討しているところでございます。

○5番（清 平二君）

鳥獣保護区になっているということですが、鳥獣保護区になっているから農家は困る。小島、上晴、崎原、西犬までもう来ています。やはりこれは鳥獣保護区の解除をもうしないと、これはもう撲滅はできないと思います。ただ、鳥獣保護区、鳥獣保護区といっても、イノシシが他の希少植物も荒らして、被害に遭っているわけですので、やはりその辺のところを法の解除をできるのかどうか、お尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

法の解除ができるかどうかという問いでございますけど、この場で私ができる、できないの判断はできませんので、こちらのほうはまた県のほうとか専門のほうに問い合わせをして確認をとってみたいと思います。

○5番（清 平二君）

やはり、農家が非常に今、困っている。悲鳴をあげている状態。皆さんもそれを聞いていると思いますが、ただそれを聞くだけじゃなくて、早めに手を打って、若い人を呼んで農業をさせるというのだけでも、こういう状況では若い人が来て、キビ作りをなさいと言えるような状況ではありませんので、ぜひこの対策を早めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、2番目のほうにお願いします。

○町長（大久保明君）

農業用廃プラスチック問題に関しましては、清議員が広域連合議会でも質問をしていましたし、この前の天城でもシンポジウムでも質問をしていただきました。負担割合に関しましては、ここに、資料が今ありますけれども、このことを含めて3町で取り組んでいくわけでありまして、この3町長との協議の中で、また異論も出ておりましたので、今後一体となってやるための最善の解決策を考えだしていきたいと思っております。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの清議員の農業用廃プラスチックの負担割合についての質問にお答えいたします。

今、町長からもありましたように徳之島愛ランド広域議会におきまして、協議により農業用廃プラスチックの件につきまして、質疑があったということを知り、3町の農政課長、各町長の指示のもと集まり、対応を協議いたしました。その結果をもとに、負担割合の見直しができないかということで、徳之島営農推進本部の中に、徳之島地域農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会という協議会がございますけれども、こちらで廃プラスチックの負担割合等を決めている協議会なので、こちらで臨時総会を開催いたしまして、そちらの改訂を議題といたして、議決をしたところでございます。

議決の内容といたしまして、現在ある農家負担を肥料袋などが40円を30円に、ラップ類など50円を40円ということで、引き下げをいたしております。また、引き下げをいたした分につきましては3町の負担となりますので、改めて予算化をしたいと思っております。

○5番（清 平二君）

今、皆さんに資料を配っておりますけれども、伊仙町は1万800kg、処理料金として73万4,539円。このうち、30年度支払ったのが、農家が43万270円。約60%農家負担となっております。そして、その協議会では、町負担が50%と言っていますが、これは農家負担分を差し引いた残りの50%を町が負担しているのであって、実質的町が負担しているのは24.4%、JAが負担しているのが14.6%です。これを、40円から30円に下がっても、農家の方々は回収に持ってくる人がそんなに変わらないと思

います。また、畜産農家の方々は、私が農協に回収に持って行くのですけれども、その中には畜産農家のラップがほとんど見えないような状況であります。行政としては、どのくらいの方向で回収されているのかをお尋ねします。

○議長（美島盛秀君）

答弁できますか。しばらく、休憩します。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時26分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○経済課長（仲島正敏君）

ほぼ同様の半分半分ぐらいの量だと思われます。

○5番（清 平二君）

半分ぐらいということですが、やはりこれを回収しないと自分の畜舎、あるいはその辺で野焼きをしたり、あるいはまた不法投棄をしたり、こういうことをやったら徳之島が自然遺産といわれているのだけど、やっぱりもうちょっと行政が責任を持って、自然遺産を進めるのだったら、農家の皆さんが回収しやすい方法であるのが行政だと思いますけれど、どうでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの清議員の質問にお答えをいたします。

先ほどありました臨時総会の中でも、回収方法のことが出ました。その中では、今後、今回の値下げをして様子を見、その状況に応じて、回収の回数など、伊仙町の場合、東部、中部、西部の農協の支所の3カ所で年4回行っているのですが、回数やまたこの回収する場所をふやせないかも検討してまいらないといけないのかなと思っています。

○5番（清 平二君）

やはり、今、徳之島が世界自然遺産登録に向けて皆さん頑張っていますので、野焼きをしたり不法投棄をしたり、こういうことをしたら徳之島が世界自然遺産登録にできると思うのでしょうか。町長にお伺いします。

○町長（大久保明君）

IUCNが近いうちに10月にまた島に来ますけれども、その方々に徳之島は前回と同様、日帰りの状況ですので、環境省の方々、自然保護課の方々も島のあらゆる環境問題には大変神経質になっております。そして、その視察も限定した地区だけですけれども、それはこのような廃プラスチックの問題だけでなく、いろんな盗掘とか、それとまた同時にいろんな猫の問題とかそういうものを、つまり同時に一遍に解決することはできないということを彼らもよく理解しておりますので、だから、自然遺産に関しまして、そういった情報は入らないとは思いますが、それは一時的

に逃れたとしても自然遺産になった場合、永続的に続くわけですから、今からそういう準備をしていくことが重要であると思います。いろんな世界文化遺産などでは却下された遺産もありますので、自然遺産においては今のところないようでありますけれども、そういうことにはならないように今から群島沖縄も含めて、一丸となって取り組んでいく必要があると思います。

○5番（清 平二君）

先ほどから、農業用廃プラスチックのラップがやはり燃やされている可能性が高い。こうしたらダイオキシンが出たら、徳之島の農産物はどうなるでしょうか、また徳之島に住んでいる人間、子供はどうなるでしょうか。その風評被害等が報道されないうちに、一刻も早く農業廃プラスチックを徳之島3町の行政が責任を持って島民を指導し、回収するのが町の役目だと思いますけれども、どうでしょうか。

○町長（大久保明君）

今、清議員のおっしゃるとおりであります。このことは3町でも広域連合議会でも、それから検討委員会の中でも問題になっておりますので、このことも含めて、今後IUCNからいろんな指摘がないように、全力で取り組んでいきますし、このダイオキシンの濃度に関しましても、焼却炉内外だけでなく、島内のあらゆる地域でもチェックということはやっていかなければなりません。それが、人体にどのくらいの影響があるか、また農産物の中でこれはできるかどうかわかりませんが、ダイオキシンの残留量を調査とかいうことなどをして、確認することも必要ではないかと考えております。

○5番（清 平二君）

ラップのことばかり話しているのですけれども、これはやはり月1回競り市を行っていますので、その場で畜産農家の方々にラップを燃やしたらダイオキシンが出ますよと。だから、農協に出すように、指導をしていただきたいと思います。

先ほどは、1キロ30円に下げたと言いますが、こういう30円に下げるのではなくて、農家の買い取り手数料が20円から40円、持っていくと、もらえとなると、そこに、肥料袋もなくなるし、ラップもなくなる。総務課長は笑っているのだけでも、真剣に考えてほしいと思います。これをやっぱりデポジット制度を導入して、こういう方向に持っていけないものか、そうすることによって、農家の皆さんが回収しやすいと思います。どうでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの件につきましても、先月ございました臨時総会の中で話題に上りました。その際に出た意見が販売価格に上乘せをしていただいて、回収の際にその分プラスアルファについて、返すことができないかなという話でございましたけれども、農協さんからの購入はそういうシステムは今の段階では可能だと思うのですけれども、それ以外の量販店や、個人で取引しているところのものをどうするかという点等につきまして、課題はあるということでございますけれども、こころを財源も含めまして、その仕組みができればその形もあるのではないかなと思っております。

○5番（清 平二君）

ぜひ、世界自然遺産に登録されるように、やっぱり町もそういう具合に財源を出して、町民、島民の健康を守るということはもちろん、農産物、畜産、これを守るというのも1つの方法ですので、徳之島の農産物が風評被害に遭わないように、1日も早く解決することを願って、私の質問を終わります。

○議長（美島盛秀君）

先ほどの、清君の有害鳥獣対策についての質問の、私のほうからもお願いをしたいと思いますけれども。実は、去年のイノシシの被害でサトウキビのハーベスターの受託をしました。そうしたら、非常に30aと50aくらいの2軒でした。ところが、行って見てみたら、全部食い荒らされてもう2割ぐらいしかないぐらいでした。そういうことで断りましたら、何とか整理をしてくれないと困るということでお願いをされまして、収穫はしたのですけれども、本当に7割から8割の減でした。そしたら、また今年も株出しでやっているということを知って見に行きましたら、ぜひイノシシの駆除、あるいはイノシシの対策を考えてくださいと。そうでないと、ハーベスターを受託している人たちも非常に困って、受託ができなくなると。正直言います、このイノシシ対策は真剣に今後取り組んでいただかないと、農家の収益も非常に関係してきますので、よろしくお願いをいたします。

これで、清君の一般質問を終わります。

続きまして、岡林剛也君の一般質問を許します。

○6番（岡林剛也君）

町民の皆さま、こんにちは。6番、岡林剛也です。

ただいま、令和元年第3回定例会におきまして、議長より許可がありましたので、通告している事案について質問をいたしたいと思っております。

離島漁業再生支援交付金事業であります。伊仙町におけるこの事業についての取り組みを過去3回と重複しますが、少し説明させていただきます。

どういう事業なのか説明しますと、離島であるがゆえに、不利な条件化にある漁業集落、伊仙町地区漁業集落といいますと、面縄港、鹿浦港、前泊港の3漁港の総称だそうですが、この集落に対して町が事業主体となり、サメ駆除、オニヒトデ駆除、種苗放流、漁礁設置、密漁監視、魚食推進のためのお魚祭り開催などの活動に対して、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担で交付金を出し合って、その活動を支援し、離島の漁業を維持再生していくという理念の事業であります。伊仙町についていえば、毎年大体国、県600万円、町200万円の800万円程度の事業予算となっているようですが、平成30年4月以降に、平成29年度同事業において不適正な予算執行が次々と発覚しました。1、炊き出し窯未納問題。2、サメ駆除、オニヒトデ駆除にかかわる不正受給問題。3、浮漁礁購入にかかわる問題。4、事業申請にかかわる漁業世帯数に関する疑義、などですが、もちろん議会でも取り上げましたし、新聞報道もされましたが、未だに解決できていないため、平成30年度の同事業について、当初の予算立てはしたものの大島郡内において唯一事業申請がなされ

ずに事業が実施、継続されておらず、平成31年度も同様で、今では事業の存続すら危ぶまれている状態です。私は、平成30年第2回、第3回、第4回定例会において、この問題について、質問してきましたが、その後、1年ほど経過したにもかかわらず、大した進展もなく、どうなりましたかと尋ねると、返ってくる答えは決まって、検討、協議中です、報告書を作成中ですと、一向に問題解決への糸口が見いだせない状況が続いているようです。

そこで、質問しますが、離島漁業再生支援交付金事業の不適正な予算執行にかかわる顛末についての詳細な説明をお願いいたします。

次からは自席で質問したいと思います。

○町長（大久保明君）

岡林議員の質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、この件に関しましては、我々もこういうことが起きた後、その責任に関しましては、痛恨の思いでございます。今後とも、今、述べたとおり、県との交渉等進めて、そしてこの問題が一刻も早く解決できるよう、全力で取り組んでまいりたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

岡林議員の離島漁業再生支援交付金事業の不適正な予算執行に係る顛末について問うという質問にお答えをいたします。

私のほうも何度か答弁をしていると思うんですけども、平成30年4月24及び5月14日、県、大島支庁、林務水産課による現地確認において、岡林議員からありましたとおりに浮漁礁の部材の問題、サメ駆除、オニヒトデの活動の問題、また伊仙町漁業集落の世帯数の根拠についてという3つの点の指摘を受けて、こちらについて報告書を出すようにということでございました。

こちら、時間がかかりましたけれども、今年度2月6日付で、これまでに町経済課として関係書類の精査や聞き取り等行いながら、今年度2月6日付で大島支庁宛に報告書の提出をいたしております。

その成果の概要といたしましては、まず、浮漁礁の部材に係る件につきましては、伊仙町地区漁業集落では平成29年度に材料を購入し、平成30年度にアンカーを作成、設置すればよく、材料費イコール消耗品という認識であったということで、またこれが現在3基なのでありますが、2基までは予算の繰り越しが可能であったということもあり、年度内に部材購入及び作成、設置まで完了しなければならないという認識に欠けていたということでございます。

次に、サメ駆除、オニヒトデ駆除活動につきましては、精査を行ったところ、疑義がある件がございまして、こちらについて当事者に対しまして、どういうことになっているかという問い合わせを何度かいたしましたところ、自主返納がございました。

また、伊仙町漁業集落の世帯数におきましては、平成27年度の4月1日現在の世帯数ということでございまして、こちらについては要件に基づく世帯数であったというふうに報告をいたしております。

また、この報告以降、自主返納、サメ、オニヒトデ駆除に係る不適切執行とされた金額のうち、自主返納された部分が全額ではございませんでしたので、それ以外の部分に対しまして、当事者に対して、弁明の機会を与えるべく、伊仙町地区漁業集落の役員会が2度ほど開催をされ、集落代表が出会を要請いたしました。2回とも諸般の事情で欠席でございました。そこで、伊仙町地区漁業集落代表名でその欠席者に対しまして回答請求ということで、文書で当事者に対して通知を出しましたところ、回答は得られませんでした。一部自主返納した金額と指摘された金額の差額の分が今月の初めに自主的に返納され、サメ、オニヒトデ駆除に係る不適切失効と指摘されていた金額は現在、全額返納されている状況でございます。

また、今後、この結果をもとに伊仙町漁業集落より、伊仙町に対しまして、浮漁礁の部材の件、漁業集落の世帯数などと一緒にサメ、オニヒトデ駆除に係る不適切な執行とされた件につきましても、見解の報告がなされるものだと思っております。

この報告書が上がった暁には、また改めて、伊仙町の意見書を添えて県のほうに報告したいと思っております。

○6番（岡林剛也君）

最初に聞いておきたいのですが、2月6日にこの顛末書を大島支庁に提出してありますけれども、その後の回答といたしますか、処分というか、それはまだ何もなされていないということですか。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません、顛末ということでございましたけれども、私の説明が不足いたしておりました。県からの回答は、あくまでも伊仙町の見解はわかりましたと。じゃあ、実際伊仙町地区漁業集落はどのように思っているのだということで、その回答を、報告を求められて、それに時間がかかっていたということでございます。

○6番（岡林剛也君）

ちょっとわからないのですが。ややこしいのですが、町の見解はわかったと。あとは、県としては漁業集落の見解を伺いたいということで、この顛末書にも書いてありますけれども、これをもう県に送って、それでもう町と漁業集落の見解の分は終わりなのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

その2月6日は伊仙町長名で報告書を出しておりますので、あくまでも伊仙町地区漁業集落名で報告を求めるということでございますので、そちらの報告を待っているところでございます。

○6番（岡林剛也君）

わかりました。それでは、まず、1番目のこの炊き出し窯未納問題についてですが、これもこの問題の発端はまずここにあったわけですが、過去3回も質問してはいますが、いま一度この流れを説明してみますと、平成29年10月の漁業集落の役員会において、イベントなどで使用したいと、炊き出し窯がほしいということで、これの購入を決定しております。翌11月、この窯代、83万7,600円を物品がないにもかかわらず、町の職員が業者に払って、その後全く納品がなく、翌30

年度3月に未納の業者を交えて、漁業集落役員会を開催して、対応を協議したわけですが、その後も結局3月30日まで窯が納品されず、窯代83万7,600円だけが漁業集落の会計に穴を開けてしまったと。町がとった苦肉の策が、窯代を除いて実績報告をしております。同日、県から交付金額が決定し、通知されて、これで一応県としては、この窯のことは県とは関係ないよと。あとは、町と漁業集落の問題ですよということですが、その件が負担した差額の41万8,809円を県に返してくださいと請求されて町は返しているわけです。

本来ならば、漁業集落より町は窯代83万7,600円を全額返納させて、それを国、県、町の会計へ戻すべきであったのですが、それはなされずに、結局漁業集落を介さず、直接業者から月々1万5,000円、計算すると55.8回払いですか、5年弱ですが、返金するという確約書をとっているということで、平成30年度一般会計補正予算（第5号）の歳入で、違約金及び返納利息として、7万5,000円、歳入をとっております。

また、本年、平成31年当初予算では18万円、歳入を立ててはいますが、この確約書どおりだと、昨年10月から先月の8月まで11回、16万5,000円ですか、返金があるべきなのですが、この実際の返金状況はどうなっているのかお尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

返済状況ということでございますので、お答えをいたします。

平成30年度で7万5,000円。今年度は1万円の返還がきております。

○6番（岡林剛也君）

納入されている違約金及び返納利息ですか、その資料請求をしたのですが、そしたらこうなのがきたのですが、この頭に、社会教育課分となっているのです。5月21日と7月11日で、2万5,000円ずつの5万円なのですが、私らが資料請求したのはこの漁業集落の分についてなんですけど、これはどういうことなのですか。

○議長（美島盛秀君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時57分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○6番（岡林剛也君）

すみませんでした。こちらの手違いで、別の資料がきていたみたいです。

じゃあ、それはいいとして、この社会教育課の分と漁業集落の分の返納金の扱いはちゃんと別々になっているのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

今年度におきましては、諸収入の雑入ということで、漁業集落支援事業違約金ということで、歳出の節を設けてございます。

○6番（岡林剛也君）

この前回の答弁で、契約書が履行されない場合、町長は最終的な決断も辞さないというような、確か答弁をしていたと思うのですが、町長どうですか。

○町長（大久保明君）

その件に関しましては、今、町と弁護士とどのような対応をしていくかということで、協議中でございます。ですから、そういう手続きを終えて、それで、なおかつ解決できないという状況であれば、私がまたある程度の責任をとる必要があると思っています。

○6番（岡林剛也君）

16万5,000円も入金されているべきなのですけれども、まだ8万5,000円しかされていない。たった1年、まだ。返済が始まって。もう既にこの状態。結局なんか解決はまだまだ先というか、解決できるかさえちょっと怪しいと思うのですけれども、これは解決できると思っていますか。

○経済課長（仲島正敏君）

解決できるように頑張るしかないと思っています。

○6番（岡林剛也君）

誰が最後までこの責任を持たれるのでしょうか。

○町長（大久保明君）

先ほど、申したとおりでございます。そのことは、最高責任者は私であります。

○6番（岡林剛也君）

言うだけなら、僕でも言えますけれども。あまり期待しないで待ちたいと思いますけれども。伊仙町の会計に穴が開いているのは、やっぱり事実です。本来の手順でいけば、漁業集落から回収しないといけないのですが、この顛末を見ると、これはどう考えてもやっぱり町のほうに責任があると思いますので、最後まで責任をもって回収していただくよう、お願いします。

次、2番目のサメ、オニヒトデ駆除にかかわる問題なのですが、これはちょっと今まであまり詳しくはしてなかったのですが、これもちょっと流れを説明しますと、平成30年の3月に実績報告をしております。そして、4月24日に大島支庁より、この同事業について、現地確認、聞き取り、書類確認が行われております。そして、翌5月14日また大島支庁より再度現地確認ということで、聞き取り、書類確認とあとデジタルカメラのデータ確認に来られております。それで、平成30年5月24日、10日後ですかね、大島支庁より実績報告にかかわる照会というのが文書できております。1週間後の5月31日に町より回答しております。報告、35件について、不適正と判断すると。30年6月と9月、第2回、第3回定例会で質問されました。すると、その月の9月28日ですかね、漁業集落の対象になっている方より、一部自主返納ということで、49万余り返納されております。それで、

またしばらくして、2月6日に町のほうが顛末書を報告、議案決済して大島支庁へ送っております。3月13日に、また集落の話し合い、5月28日は集落の役員会議が行われております。それで、この9月4日ですか、また、その集落の人より残りの76万円余り、合計125万くらいです。町が不正と判断した額が、これで全額返納されたということなのですけども、その125万余りのうちの、国、県の分が94万くらい、町が31万くらいになっているようですけど。

この不適正と判断した金額についてということと、この先の町としての方向性をこの顛末書に書いておりますので、ちょっと読んでみますと、この報告において、町が不適正と判断した金額は、総額で243万9,624円である。なお、返還については、国、県と協議した結果を踏まえ、自主返納を行いたいと。また、返還金額が決定した場合は、議会に対して速やかに事の顛末を報告し、早急に臨時議会を開き、予算を計上し、補助金の返納手続きを行うとなっているのですけども。この自主返納、自主返納とありますけども、この自主返納の理由を聞きたいのですけど。なぜ自主返納するのか。決定してからでは遅いのかということです。よろしく願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

私の見解が間違っているかもしれませんが、やっぱり言葉のとおり、町としてこういうことが起きましたので、結果がくる前に自主的に返しますというような形をとらないといけないのではないかと考えております。

○6番（岡林剛也君）

自主返納のことはちょっと置いておいて、この顛末書にあるのを見ますと、今回のこの状況を踏まえると、平成25年度から平成28年度までの第3期になるのですか。2期と3期が被っていますね。執行についての書類精査を行った結果、過年度分についてはデジタルカメラのデータが保存されていないことから、平成29年度事業の精査と同様に、撮影日との関連を確認することはできなかったが、国の交付要綱に基づき、整備を保管してある書類の精査において、サメ駆除、オニヒトデ駆除等の漁業集落活動において、不適切な活動や支出は見られなかったと書いてありますが、これについて課長はそう思いますか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらにあるとおりであると思います。

○6番（岡林剛也君）

私が過去の成果説明書からちょっと調べたのですけれども、平成25年、平成27年、平成29年は大体サメ駆除300匹台で駆除しているのですけれども、平成28年には737匹と倍以上の数のサメが駆除されております。また、この通帳の写しを見ますと、平成29年度事業が始まってまだ1カ月くらいですかね、そのときにもうサメ駆除39万6,000円、サメ駆除51万6,000円。もう恐ろしい金額なのです。サメ駆除って大体1匹どれくらいするものなのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

確か、1匹3,000円で、10kg以上は、ちょっと金額は定かでないのですけど、また岐路に応じての

金額だったと思います。

○6番（岡林剛也君）

1匹3,000円とすると、51万と思ったら、170匹のサメですよ。170匹近くのサメを確認して、そのまま現金で払うと。こういう現金支払いのひどさ、ずさんさがこの通帳を見れば明らかなのですが。普通の常識的な感覚があると、この百何十匹のサメ、51万払わないといけないとなったら、普通おかしいとか考えると思うのですが、どう思いますか。

○経済課長（仲島正敏君）

確かに1回で支払い51万円ってなっているのですが、こちらのほう、確かこの1カ月を何回かに分けている中の支払いをまとめてやっているのではないかと思います。

○6番（岡林剛也君）

そういう言い分もあるでしょうけど、普通なら、他のものを見ると、そんな大きな金額はないのですよね。突出しているのですよね。炊き出し釜未納問題とこの不正問題は、私は漁協がちゃんと事務を50万払って委託しているわけですから、行っていれば起こりえなかった問題であると思われるのですが、大体いつごろから漁協の事務を町でやるようになったのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

ちょっと今ははっきりしないので、またそちらのほう調べてから回答したいと思います。

○議長（美島盛秀君）

休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○6番（岡林剛也君）

ちょっと調べないとわからないということですが、私が聞いた限りでは、漁業集落の総会があって、そのために持って行って、それから返ってこない。結局、そのまま役場が事務をする流れになってしまったというようなことを聞いたのですが、そういうことをして、こういう現金の出し入れが簡単にできる環境にあるから、漁協に通帳と印鑑を返したくなかったのではないかと、疑われてもこれはもう仕方がないと思いますけども、町長どうですか。

○町長（大久保明君）

漁業集落がしっかりと仕事をしていなかったのを、町が勝手にということはないと思いますが、そういう状況を説明で話し合いをして、持って帰ったのではないかと思います。そしてそれを返さなかったかどうかということは、漁業集落にそれだけの事務をする意思がなかったというふうに判断したのではないかというふうに、私は今。詳細というか、本当のことはわかりませんが、その

ように今、考える他ないようは気がします。ですから、町が良心的な形でやったことだとは思いますが、それを今後こういう状況になると、予想もしなかったし、そういう緊張感もなかった中での出来事でもありますので、今後どういうふうな対応をしていくかっていうことで再発があってはならないような仕組み、そしてチェック体制をしっかりとやっていくように細心の注意を払い、やっていくことが、今後の漁業集落の件に関しましては大変重要であると思うし、組合員の方々も規則にのっとって、しっかりとやっているかどうかなども、再調査していくということとこれは漁協のほうにも、漁業集落のほうにも町にも全てに責任をとろうという意識がなかった結果だと思えますので、そういう認識のもとで、しっかりと協議を進めて、今後の解決策に向かってやっていくように強く指導してまいりたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

この漁業集落だけの問題だけではなくて、役場内には他にも事務局を持っている外客団体とか外部団体、幾つかあると思いますけども、そこも含めて公金の取り扱いには十分気を付けて疑念を持たれないようにしていただくよう要請します。

次、浮漁礁購入にかかわる問題についてですけど、これはもともとあった浮漁礁が見当たらなくなって、新しい漁礁を設置してくれという要望が平成30年2月の集落役員会において、漁礁の設置と部材購入を決定し、3月23日付で請求書が県の漁連からきております。納品書と預り証もきております。そして、3月27日に118万5,624円を振り込んでおります。

この顛末書によると、言えば、上の浮いている部材だけを今年度買って、下のアンカー、重りは次の年度で購入して設置すればいいという認識の誤りだったと先ほど説明がありましたけども、再生支援推進交付金ってありますよね。それについての説明をお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

今、先ほどから質問を受けている離島漁業再生支援交付金の事業が執行の手助けをするために推進交付金のございまして、こちらのほうは案内を出すときの切手代だったりとか、また、研修の旅費であったり、担当職員の事務に当たる経費について、補助をいただいております。

○6番（岡林剛也君）

この推進交付金は漁業再生支援交付金の説明事務やそういうのにかかわる経費として、また別に出ているのですけれども、29年度48万6,487円使っております、そのうち旅費で7万1,710円使っております。この旅費で使っているということは、ちゃんと出張にも行かれて、ヒアリングっていうのですか、そういう説明を聞いていると思うのですけれども、前年度までは事業設置の繰り越しができたのだけど、今年度からはできないから気を付けるようにとかいう、そういう注意事項は必ず説明していると思うんですよね、県のほうも。一体、出張に行って、何をしていたのでしょうかね、この職員は。

○経済課長（仲島正敏君）

多分その事業説明がありましたので、そちらのほうを聞いていたとは思いますが。

○6番（岡林剛也君）

出張に行って、説明は聞いたのに、それをまたやっちゃって、結局この補助金に返納事案になると思うのですけども。この一連の職員の出張のあり方とか不祥事について、検証はちゃんとなさられているのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

検証というのはまだでございます。

○6番（岡林剛也君）

検証はちゃんとなされないと、やっぱりまたこういう問題が出てくる可能性があると思うのですけども、その辺について、町長、どうですか。

○町長（大久保明君）

公金を使っただけの出張であります。庁舎内における職員の出張は、全て復命書を書いて、そのときの会議内容などを書いて、報告して、決済することになっておりますけれども。関連機関の職員の出張に対して、どういう状況になっているのか、詳細にはわかりませんが、しっかりと町の公金であれば、我々がしっかりとチェックできるように仕組みを確立していくことが再発を防ぐための最重要事項であると思うし、先ほど課長が申し上げたように、その職員はしっかりとその会議には、それは間違いなく出ているとは思いますが、その会議の内容、そしていろんな報告等に関して、緊張感が足りなかったのかもしれないとは考えております。

○6番（岡林剛也君）

去年の第2回定例会においても、町長は、検証はきちんとやりますと確か言っておりましたけども、まだなされていないと。本当にやる気があるのかなのか、わからないのですけど、きっちりこれからやってくれるものと思いますが。

ところで、この漁連に今、置いてあるこの浮漁礁、これはこの先どうするつもりですか。

○経済課長（仲島正敏君）

今、預かりになっておりますので、今後、予算等の、いわゆるアンカーとかの目途がついた暁には、漁礁の設置ができるような予算立てができればしたいなと思っております。

○6番（岡林剛也君）

この浮漁礁は、やっぱり下のアンカー部材がないと設置できないと思うのです。その価格とか設置する場合に、経費は幾らぐらいかかるのか。それはまた町単独ですか、それとも、次の事業でできるのか。そういうことはちゃんと調査とかされていますか。

○経済課長（仲島正敏君）

まだその調査はしていないのですけど、以前に入れた漁礁等ございますので、それを参考にしながらなのですが、改めてまた値段等も現場打ちにするのか、他のアンカー、重りを使うのかも考慮しないといけないと思っております。また、今の段階では離島漁業再生支援事業のほうは該当になりませんので、次年度から始まります新しい事業、もしくは町単独でどちらになるかわかりませ

んけれども、検討してまいりたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

町のミスで、せっかくいい事業で4分の1負担だけで設置できたこの漁礁を予算は返納して、さらにその上、また町単独でやらないといけないと無駄な予算使いに思いますけども。せっかく購入してあるのですから、それを朽ちらせるのももったいないので、ぜひとも設置をして活用してほしいと思っています。

次、4番目のこの事業申請にかかわる漁業世帯数に関する疑義についてですけど、この顛末書によると交付金算定の基礎にもなる大事な調査なのですが、このことについては、海区漁業調整委員選挙人名簿登載申請書の確認や漁業日数の確認、住所等についても確認がとれ、要件を満たしているということで適正であるようですけども、これについては特に何か指摘とかはありませんでしたか。

○経済課長（仲島正敏君）

この事業は、あくまでも申請が27年の4月1日段階の人数ということでございましたので、海区調整委員の名簿2カ年分を、資料請求を選挙管理委員会のほうにしましたところ、その中に58名の皆さまの名前が載っていたので、漁民であるということで確認をし、この件に関しましては、今のところ特に問題があるとは言われていません。

○6番（岡林剛也君）

わかりました。先ほどこちょっと前後しましたけど、この自主返納。これ自主返納っていうんですけども、確か社会教育課の備品ときもこの自主返納についてすったもんだがありましたけども、これどこに返納するのですか。

○議長（美島盛秀君）

もう1回お願いします。

○6番（岡林剛也君）

この顛末書によると、また読みますね、町が不適正と判断した金額は総額243万9,624円であると。なお、返還については、国、県と協議した結果を踏まえ、自主返納を行いたい。また、返還額が決定した場合は、議会に対して速やかに事の顛末を報告し、早急に臨時議会を開き、予算を計上し、補助金の返納手続きを行う、とこう書いてありますけれども、この自主返納はどこに自主返納するのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

離島漁業は、一応、鹿児島県内の5年分を鹿児島県のほうで取りまとめをしているので、県のほうに返納になると思います。

○6番（岡林剛也君）

県か国かわかりませんが、決定してからやってもいいのではないですか。

○経済課長（仲島正敏君）

その点につきましては、また検討、協議して判断を仰ぎたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

この自主返納ですけれども、この単年度だけだったらまだいいですけども、もしこの第3期分、27年、28年、29年、3期分全部返せと言われた場合、2,390万円ぐらいになるのですけれども、その場合はどうするつもりですか、町長。

○経済課長（仲島正敏君）

ちょっとまだ確定をしていない話はできないと思います。

○6番（岡林剛也君）

決定もしていないのに自主返納っていうのが、何かちょっと腑に落ちないのですけれども。ましてや、この返納っていうことに関して、これは本来ならば離島漁業の人たちと話し合ってやるべきじゃないでしょうか。それもしないでにおいて、何でいきなり自主返納っていうのは、ちょっと順番が違うと思うのですけど、どうでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

離島漁業のほうはまた改めて、漁業集落のほうで結果を踏まえて報告をするということなので、そこら辺が終わった後だと思いますけれども、この返還というのは。

○6番（岡林剛也君）

今後、町長は、課長や担当者任せではなくて、みずからこの総会へ出席をして、漁業集落の方たちと話し合って、この返金をお願いするなり、理由を説明するなりする努力が必要であると思いますが、どうですか。

○町長（大久保明君）

先ほども申し上げたとおりでございます。ですから、町と漁業集落、また漁協も含めた形で情報の共有、問題の可視化も含めていくためには、これは今までそうであるべきだったと思います。ですから、今、ご指摘のとおり、今後いろんな県との交渉など、また漁業集落、漁協のこの浮漁礁の一部を今後どうするかについてもしっかりと必要性は漁協、漁業集落のほうに要望したと思いますので、そのことも含めて、町と県の交渉だけでは漁協の方々の認識を不足していくわけでありまして、そういった形で進めていくように指導をしていきます。

○6番（岡林剛也君）

私が聞いたのは、町長がみずからこの総会を収集でもして、その総会に出席して、漁業集落の方たちと話し合われたらどうですかということを知っているのですけども、どうですか。

○町長（大久保明君）

それはもっと大事なことでありますので、進めていきます。

○6番（岡林剛也君）

じゃあ、出席するということがよろしいですか。

○町長（大久保明君）

はい。

○6番（岡林剛也君）

わかりました。

最後に、この伊仙町における水産振興策はこの離島漁業再生支援交付金事業が主体であるということにはわかっているつもりですけれども、この漁業政策はこの事業にすぎないということもわかっています。でも、集落員の中には、一部の人たちのためにある事業だから要らないという人もいました。県、国がどういう結果を出されるのかちょっとわかりませんが、結果が出た暁には速やかに議会に対して、また町民にもわかりやすく説明するよう報告をお願いします。できますか。

○経済課長（仲島正敏君）

結果が出ましたら、また速やかに議会のほうに報告をしたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

これで私の質問を終わります。

○議長（美島盛秀君）

執行部にお願いいたします。

こういう一般質問等が出た問題等について、その事の重大さというのをもっと真剣に受け止めて、答弁が今後できるようにお願いをいたします。時間のロスが大分ありますので、よろしくお願いたします。

これで、岡林剛也君の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

明日、9月12日は平成30年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会による現地調査になりますので、議員の皆さんは現地用の制服を着用の上、10時までに議場にご参集お願いいたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時47分

令和元年第3回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和元年9月12日

平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会
令和元年 9 月 12 日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第 1 平成30年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会（現地調査）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山肇君	2番	牧本和英君
3番	西彦二君	4番	佐田元君
6番	岡林剛也君	7番	牧徳久君
8番	上木千恵造君	9番	永田誠君
10番	福留達也君	11番	前徹志君
12番	明石秀雄君	13番	樺山一君

1 欠席議員（1名）

5番 清平二君

1 オブザーバー（1名）

14番 美島盛秀君

（※清議員及び美島議員は、決算審査特別委員ではないため。）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂浩一君

事務局書記 元原克也君

～平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

ただいまから、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

当特別委員会は、令和元年9月10日の本会議において付託されました平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算の審査を目的としており、委員会の会期は、本日9月12日から18日までの7日間を予定しております。

詳細については、お手元に配付してあります議事日程のとおりです。また、委員の皆様におかれましては、同決算審査において慎重に審査を行った上で委員会報告書を提出いたしますので、効率的、かつ、円滑な委員会運営を行えるようご理解とご協力をお願い申し上げます。

日程第1、委員の派遣について議題とします。

お諮りします。平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査に関する現地調査を実施するため、伊仙町議会会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配付してある委員派遣要求書のとおり、議長へ委員派遣要求書を提出してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

異議なしと認めます。したがって、委員の派遣については、お手元に配付してあります委員派遣要求書を議長へ提出することに決定しました。

本日は、これで散会します。次は、9月13日金曜日午前10時より、本議事場において、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査を行いますので、午前10時まで本議事場にご参集ください。なお、このあと現地調査となりますので、役場正面玄関前のマイクロバスにご乗車ください。

散 会 午前10時10分

令和元年第3回伊仙町議会定例会

第 4 日

令和元年9月13日

平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和元年 9 月 13 日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第4号）

- 日程第 1 認定第 1 号 平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 2 認定第 2 号 平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 3 認定第 3 号 平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 4 認定第 4 号 平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 5 認定第 5 号 平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 6 認定第 6 号 平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 7 認定第 7 号 平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（補足説明）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
6番	岡林 剛也 君	7番	牧 徳久 君
8番	上木 千恵造 君	9番	永田 誠 君
10番	福留 達也 君	11番	前 徹志 君
12番	明石 秀雄 君	13番	樺山 一 君

1. 欠席議員（1名）

5番 清 平 二 君

1. オブザーバー（1名）

14番 美島 盛秀 君

（※清議員及び美島議員は、決算審査特別委員ではないため。）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	福司 銀二郎 君
地域福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	大山 惣二郎 君
教委総務課長	水本 斉 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学校給セ所長	伊藤 勝徳 君	健康増進課長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	喜 昭也 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

～平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前 10 時 00 分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

ただいまから、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出他 6 特別会計歳入歳出審査特別委員会を開会します。

審議を始める前に、本日は平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出についての補足説明のみを行います。

説明をする際は、歳入歳出それぞれ各款項目順に各課長により、決算書並びに主要施策の成果説明書のページ数を提示した上で進めていただきたいと思います。また、決算書に提示されている件について、簡潔明瞭な説明をされることを心がけていただき、特に徴収率、不用額、流用額、繰越額について詳細な説明をお願いいたします。

日程第 1、認定第 1 号、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、認定第 1 号、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。

決算書75ページをお開きください。

実質収支に関する調書から歳入総額64億5,573万4,000円、歳出総額63億4,400万3,000円、歳入歳出差引額 1 億1,173万1,000円、この中から翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額 3,364万2,000円、実質収支額7,808万9,000円、実質収支のうち地方自治法第233条の 2 の規定により、基金繰入額を4,100万円といたしました。

それでは、総務課所管事務につきまして詳細説明をいたします。

決算書の 6 ページから 7 ページをお開きください。成果説明書においては10ページをご参照願います。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税、これはガソリン等に課税される地方揮発油税の100分の42、また 2 項自動車重量譲与税は車検などの際に自動車の重量等に応じて課税される国税の40.7%を、市町村の道路台帳に記載されている道路の延長及び面積により案分して交付されるものであり、今年度の交付額は7,381万3,000円となり、前年度比0.8%、58万3,000円の増額となっております。

3 款利子割交付金、これは預貯金の利子として課税される県民税のうち、57%を市町村の個人県民税の収入率によって案分して交付されます。本年度の交付額は56万4,000円となり、前年度比2.3%、1万3,000円の減であります。

4 款配当割交付金、これは上場株式等の個人に対する配当額に対し、課税される県民税の59.4%を市町村の個人県民税の収入率により案分して交付されます。本年度においては62万4,000円、前年度比11.1%、7万8,000円の減となります。

5 款株式等譲渡所得割交付金、これは一定の特定口座における上場株式の譲渡による所得等の金

額に対して課税される県民税の59.4%を市町村の個人県民税の収入率により案文して交付されます。本年度においては73万5,000円、前年度比5.5%、3万8,000円の増となっております。

6款地方消費税交付金、消費税率8%のうち1.7%が地方消費税として県に入ります。さらに、その2分の1を国勢調査時の人口及び事業支所従事者数により案分して、市町村へ交付されます。消費税の増額分の1%が社会保障財源として交付され、本年度交付額は1億681万7,000円であり、前年度比3%、307万5,000円の増であります。

成果説明書の21ページをお開きください。

ここに市町村の交付金、社会保障財源化分として充てられて社会保障4経費、その他社会保障施策に要した経費として、歳入に関しては地方消費税交付金のうちの社会保障財源交付金4,928万7,000円でございますが、これを社会福祉、社会保険、保健衛生等記載してある事業に充当してございます。

伊仙町においては、社会保障費の計が13億8,913万3,000円であり、そのうち国庫支出金が6億3,792万7,000円、地方債として2,300万円、使用料、個人負担金等のその他財源が4,335万円、そこに社会保障財源交付金4,928万7,000円を充当すると、完全なる一般財源は6億3,556万9,000円ということになり、前年度比一般財源の額が14.1%、1億436万9,000円の減額となりました。

決算書8ページ、成果説明書においては10ページをお願いいたします。

7款自動車取得税交付金、これは自動車の取得に対して所在の件において課税される県民税の95%を市町村の道路台帳に記載されている道路の延長及び面積により案分し、交付されるものであります。今年度の交付額は1,304万6,000円となり、2.7%34万1,000円の増であります。

8款地方特例交付金、この交付金は住宅借入金等特別税額控除等により町に入る税収が減少しますので、その補填をするため交付されるものであります。今年度の交付額は41万4,000円、前年度比3%、1万2,000円の増となっております。

9款地方交付税、この地方交付税の財源といたしましては、国において所得税及び法人税の33.1%相当額、酒税の50%相当額、消費税の22.3%相当額を総額と定め、普通交付税において地方公共団体の毎年度の基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額を補填するものであり、特別交付税としては地方交付税総額の5%を上限とし交付されます。

特別交付税は、交付税法に定められた事業に充当した金額及び、特別の財政事業等により、なされた事業に対して交付されるものであります。本年度においては、交付税は総額31億9,585万2,000円となり、前年度比1.1%、3,369万1,000円の増であります。この増の主な部分といたしましては、特別交付税において25.7%、4,022万6,000円の増額となっております。この主なものとしては、台風24号の影響による特別な財政需要、災害等が認められたものであります。

10款交通安全対策特別交付金、この交付金は道路交通法の規定により、納付される反則金に係る収入を財源とし、道路交通安全施設の設置、管理及び交通安全教育に要する経費として、自治体の基準により交付されるものであります。本年度は122万8,000円であり、後ほど歳出のほうでもご説

明いたしますが、総務費交通安全対策事業に充当してございます。

決算書10ページをお開きください。成果説明書は23ページをご参照ください。

12款使用料2項手数料1目総務手数料において、総務課所管として臨時運行許可手数料があり、63件、4万7,250円が収入されております。これは、総務課一般管理事業に充当してございます。

決算書15ページをお開きください。

14款県支出金2項県補助金7目消防費県補助金、この補助金においては平成28年度からの継続事業として、奄美群島防災関連施設整備事業補助金として3,873万円が収入されております。これは後ほど歳出の消防費において、またご説明をさせていただきます。

決算書16ページから17ページ、成果説明書は26ページをお開きください。

14款県支出金3項県委託金1目4節権限移譲委託金、この委託金においては新たに生じた土地申請事務、公拡法に関する事務、権限移譲準備金11万1,000円が収入されており、8目消防費県委託金に火薬取締法に関する事務1万7,000円が収入されております。

15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入としては、駐在所道路占用料等の貸付収入であります。2目利子及び配当金として基金利子、日本エアコンピューター(株)の株式配当金でございます。2項財産売り払い収入でございます。その中で土地売り払い収入として土地1件53万5,000円で、総務課関係といたしましては総額で647万7,846円の収入であります。

決算書18ページ、16款寄附金に関しましては、1節一般寄附金として記載されてあります各種団体より3件、個人より2件、名前が書いていない8万円が2件でございます。災害見舞金として73万円等を歳入してございます。2節指定寄附金として30万円寄附をいただき、小学校図書購入費用に充当させていただきました。

決算書18ページ、17款繰入金として介護保険特別会計、後期高齢者保健医療特別会計からの繰り戻し、国民健康保険高額療養資金貸付基金の廃止による取り崩し、国営事業町負担及び災害対策へ充当するため、財政調整基金の取り崩しを行いました。

決算書19ページをお開きください。

18款繰越金として前年度決算剰余金として8,150万3,419円であります。

19款諸収入であります。項目が多数あり、総務主幹について成果説明書27ページに詳細を記載してあります。金額の大きなものとして台風災害による光ファイバー施設の災害共済金、全国町村会、後期高齢者医療一部事務組合出向職員負担金、多世代交流施設機能拡張事業不適正執行に係る損害賠償弁償金、県市町村振興協会から宝くじ交付金等の歳入がございました。

20款町債、決算書20ページから22ページをお開きください。

本年度においては、8億9,746万8,000円の借入れをしてございます。

成果説明書15ページをお開きください。

各事業債ごとにそれぞれの詳細事業における起債額、借入先、借入日、償還利率、据え置き期間、年数等を詳細に示してあります。後ほどじっくりごらんいただきたいと思います。

歳入については、以上で説明を終わります。

それでは、歳出について、まず各課共通する1節報酬から4節共済費について、成果説明書12ページで説明をいたします。12ページをお開きください。

右側、表にあります1人件費、その内訳で(1)議員、委員等報酬手当は、議員の皆様、農業委員、教育委員、監査委員、嘱託職員等の報酬9,180万円、(2)として特別職の給与は町長、副町長、教育職の給与で3,145万4,000円、(3)職員等の給与5億9,010万8,000円、職員共済組合負担金1億4,059万5,000円、(5)退職手当組合負担金1億4,067万1,000円、(6)災害補償費79万9,000円、(7)その他として旧恩給条例に関する給付負担金及び嘱託職員の社会保険料として208万円を支出いたしました。

また、成果説明書14ページ、各款ごとではございますが、議会費から教育費まで、総額の人件費を示してございます。総額といたしまして9億9,750万7,000円、0.7%、711万6,000円の増でございます。

それでは、総務課関係事業歳出についてご説明いたします。決算書23ページから24ページ、成果説明書22ページから24ページをお開きください。

1目一般管理費、これは役場全体の維持管理経費で、印刷機器借り上げ、光熱水費、電話交換手、条例等追録費等であります。本年度においては、老朽化する公共施設の整備及び維持管理をするため、伊仙町公共施設維持管理基金を創設し、1億円の基金積立を行いました。また、総務課執行事務経費として旅費、公会計制度助言業務、職員安全衛生関係経費、がんばる集落支援事業、これは14集落から応募を受け11集落へ案内板設置等伝統文化の承継等の事業補助を行いました。先ほど歳入でも説明した臨時運行許可書、仮ナンバーの発行も総務一般事務事業であります。さらに、広域連携事業として郡県町村会等への負担金、防犯連絡協議会を代表する警察署関連協議会等への負担等を行っております。

2目財産管理費、決算書では24ページ、成果説明書も同じく24ページでございます。この財産管理費は、庁舎管理、町有施設、公用車等の災害共済事務を執行する経費であり、台風、落雷等の多発で光ファイバー回線の切断等共済請求事務が多くなっているところであります。

3目交通安全対策費、この事業は交通安全教育事業、交通安全施設整備事業と大きく2つの事業があり、交通安全教育事業としては指導員賃金、小学校入学時に黄色い帽子の配布、小中学校での交通安全教室を行いました。交通安全施設整備事業として、交通安全対策特別交付金を活用し、ガードレール、カーブミラーの設置を行い、交通事故の起きにくい安心安全なまちづくり事業を推進いたしました。今年度におきましては、24号台風による被害が多岐にわたりました。原材料費等の調達に難しい状況で、町民の皆様にはご迷惑をおかけしているところでありますが、令和元年度においてはこの分もできるだけ解消をしていくように、早期に解消していくように頑張っていきたいと思っております。

4目電算システム費、この費目は庁舎内電算システム、町ホームページ及び国県との総合行政シ

システム等の維持管理経費であります。総合行政システム、住民基本台帳システム、社会保障税番号システム等制度改正が多発し、システム改修、情報セキュリティ強化対策を今後さらに進めていかなければなりません。特に本年度において、コンビニ収納の導入により各種税の料金の支払い方法の利便性の向上に努めてまいりました。

5目男女共同参画事業費、成果説明書は26ページとなります。この費目は、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、本町においては社会教育課の人権講話等とタイアップし、講演等の開催を行い、また職員スキルアップのために研修等への参加を行っております。

決算書56から57ページ、消防費でございます。成果説明書におきましては、83ページでございます。

1目常備消防費、この経費は徳之島地区消防組合の事務執行経費を、徳之島3町の負担割合に応じ支出してございます。特に本年度においては、徳之島地区消防組合伊仙分遣所の水槽付消防ポンプ自動車を更新し、資機材等の充実で消防力の強化を図ることができました。

2目非常勤消防費、この費目は災害等から町民の生命、財産を守るという消防の使命のもと、消防防災全般にわたる施策を実行するものであります。主に、消防団員出動手当、市町村消防補償等組合負担金等に執行してございます。特に本年度は2年おきに開催される大島地区消防操法大会に参加し、訓練の成果及び充実に努めました。

3目防災まちづくり事業費、この経費は防災等の危機管理の周知、広報を行う一方、防災施設、設備整備と災害への迅速な対応ができる環境づくりを目指す事業であります。前年度から引き続き、奄美群島防災関連施設整備事業を活用し、防災無線のデジタル化、防災行政無線個別受信機の設置を行いました。また、翌年度繰越額として8,000万円を記載してございますが、これは国の補正予算により3月末に補正計上し、そのまま繰り越し事業とし、8月の臨時会におきまして工事請負契約を可決していただきましてありがとうございます。できるだけ早急にこの事業が完成できるよう努めてまいりたいと思います。

決算書73ページをお開きください。

5項1目その他公共施設公用施設災害復旧費として翌年度繰越額200万円を記載してございますが、この繰越額は町の消防団用の車庫の屋根が台風被害に遭い、損失したものであります。既に4月において復旧工事を行い、今現在においては事業が完了している段階でございます。

11款公債費、決算書73ページをお開きください。

元金8億1,292万9,098円、利子6,934万9,065円、合計8億8,227万8,163円の元利償還を行いました。

成果説明書16ページをお開きください。

地方債現在高の状況をご説明いたします。平成29年度末現在高として78億1,804万4,000円、平成30年度発行額8億9,746万8,000円、平成30年度元金償還額8億1,292万9,000円で、平成30年度末現

在高として1.08%、8,453万9,000円の増額、総額で79億258万3,000円となっております。また、年度末工事代金等の支払いで一時借入金を行いました。成果説明書のほうにも記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

成果説明書18ページをお開きください。

地方債の借入れ先別、利率別、現在高の状況を示してあります。ちなみに、現在利率1%以下の借入れが64.36%となっており、今後10年間の年度別償還状況を示してございます。

以上、総務課関係の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

補足説明があれば、これを認めます。

○未来創生課長（久保 等君）

それでは、未来創生課に関する認定第1号、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を行います。

最初に歳入について説明いたします。

決算書10ページ、12款使用料及び手数料1項使用料4目商工費使用料2節貸工場施設使用料360万円ではありますが、これは糸木名工業団地であります。貸工場施設の月額30万円の使用料の歳入であります。

続きまして、決算書12ページ、13款国庫支出金2項国庫補助金5目総務費国庫補助金1節の総務費国庫補助金3,009万376円のうち、2,910万5,376円が地方創生事業に関する国庫分の歳入であります。

続きまして、決算書14ページをお開きください。

14款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節土地利用対策補助金7,000円につきましては、土地利用に関する届け出受付事務の県補助金であります。決算書、そのまま14ページです。同款項目2節の企画費補助金295万8,000円につきましては、地方公共交通対策事業に関する県補助金であります。

決算書15ページをお開きください。

同款項目5目商工観光費県補助金66万1,040円の中に、その中に消費者行政活性化事業補助金56万1,040円が含まれております。

決算書16ページをお開きください。

14款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金3節の統計調査費委託金95万1,788円につきましては、教育統計、工業統計、経済センサス、漁業センサス等の各種統計に関する県からの委託金であります。

決算書18ページをお願いします。

16款寄附金1項寄附金1目寄附金2節指定寄附金7,840万2,584円につきましては、内訳としましてきばらでえ伊仙応援基金6,410万2,584円、企業版ふるさと納税1,400万円と、先ほど総務課でも説

明がありました指定寄附金の30万円の内訳であります。

決算書19ページをお願いします。

17款繰入金 2項基金繰入金 1目基金繰入金 2節きばらでえ伊仙応援基金繰入金3,904万5,980円につきましては、基金からの一般財源への繰り入れでございます。

決算書20ページをお開きください。

19款雑収入 2項雑入 1目雑入 6節雑入6,904万4,678円につきましては、一般コミュニティ助成金250万、IRU契約収入1,080万7,510円、行政視察受け入れ負担金8万7,000円等が含まれております。

以上が、未来創生課の平成30年歳入歳出に関する歳入の説明でありました。

続きまして、歳出の主なものについて説明させていただきます。

決算書25ページ、成果説明書につきましては、すみません、別冊の34ページをご参照ください。

2款総務費 1項総務管理費 7目文書広報費11節需用費の134万3,688円につきましては、平成30年度6回発行した広報紙の印刷製本代であります。

続きまして、決算書26ページ、成果説明書については34ページから35ページをご参照ください。

8目の企画費について説明いたします。11節需用費980万3,633円の主なものとしまして、光熱水費、サーバー室の電気料であります。173万5,249円。修繕費、サーバー室のエアコン修理及び台風や落雷による光ファイバー網の修繕代であります。729万4,224円。印刷製本費、第1期の総合戦略の増刷、移住定住パンフレットの増刷による62万2,296円であります。13節委託金1,536万8,940円につきましては、光伝送路システム保守委託料1,237万1,940円、人材交流育成事業委託料299万7,000円であります。15節の工事請負費9,558万円につきましては、サーバー室のシステム機器更新工事費であります。19節負担金補助及び交付金4,923万9,977円の主なものとしまして、奄美群島広域事務組合負担金931万9,000円、徳之島空港利用活性化事業負担金30万円、コミュニティ助成事業補助金250万円、地方公共交通特別対策事業補助金1,065万2,885円、離島間に関しまして航路、航空路運賃軽減等事業負担金2,534万5,092円、サテライトオフィス進出企業補助金35万円などが主なものであります。不用額の227万1,023円につきましては、奄美群島航空路運賃軽減協議会の年内の見積額の誤差によるものであります。

続きまして、決算書26ページ、成果説明書36ページをお開きください。

9目企業誘致対策事業費367万6,920円の主なものとしまして、12節役務費については糸木名中央線改良に伴う産業廃棄物処理手数料23万3,000円であります。13節委託料46万5,120円につきましては、貸工場施設の高圧電気管理委託料、浄化槽管理委託料であります。14節使用料及び賃借料218万円、それに16節の原材料費については糸木名に障害者施設の進出企業がありますので、その、先ほどもありました糸木名中央線の改良に伴う重機借り上げと側溝等の原材料費であります。

続きまして、決算書26から27ページ、成果説明書36ページをご参照ください。

10目きばらでえ伊仙応援基金事業8,348万6,219円の主なものとしまして、8節報償費につきまし

ては返礼品代の2,240万5,351円であります。12節役務費605万5,660円につきましては、寄附に対するお礼文や返礼品に係る通信運搬費252万2,468円であります。ふるさと納税に関する公告料98万8,200円、クレジットカード手数料252万5,217円などが含まれております。13節委託料については、ふるさと納税システム保守委託料190万5,256円、25節積立金につきましては、基金への積立金5,264万153円であります。不用額につきましては、事業の性質上、寄附金の額を多く見積もったためであります。

決算書、成果説明書ともに同ページであります。11目企業版ふるさと納税事業費1,000万円につきましては、11節需用費58万1,370円を図書購入費として執行しております。不用額につきましては、学習支援に関する経費に振り分けてあります。18節備品購入費245万9,496円につきましては、社会教育課の所管する図書館に関連する備品購入費に充てております。この部分に対しては、後もって社会教育課のほうから説明がありますので、よろしく申し上げます。

続きまして、決算書同ページ、成果説明書37ページをご参照ください。

12目地方創生推進事業費914万1,824円の主なものについて、4節共済費100万9,072円、7節賃金351万6,000円につきましては、事業推進員の人件費であります。9節旅費の152万3,900円につきましては、生涯活躍の町シンポジウム開催時の講師の旅費、それに徳之島まつり及び関東伊仙町会、関西伊仙町会において、伊仙町で取り組んでいる地方創生のPR、それから協力お願いに関する旅費であります。11節需用費271万1,517円につきましては、消耗品、修繕費、この修繕につきましては泉芳朗記念館のトイレの修繕費、印刷製本費、これはメディアヴィレッジシンポジウム開催における印刷製本費であります。

14目地域おこし協力隊推進事業費838万7,824円の主なものとしまして、1節報酬384万円、4節共済費108万2,352円につきましては、地域おこし協力隊員の人件費であります。7節旅費55万7,100円。11節需用費89万8,940円につきましては、協力隊員の活動旅費及び消耗品代、燃料代等であります。14節使用料及び賃借料170万632円につきましては、車、パソコンのリース料及び住宅使用料であります。18節備品購入費30万8,800円につきましては、コーヒーの葉を加工する揉捻機代であります。

続きまして、決算書28ページ、成果説明書38ページをご参照ください。

16目長寿と子宝のまちでサテライトオフィス事業53万1,842円につきましては、お試しサテライトオフィスに参加された方の旅費であります。22目生涯活躍のまち推進事業費1,719万440円の主なものとしまして、13節委託料1,679万6,000円につきましては、伊仙町公共施設の整備再編に向けた基本計画策定業務の委託料1,479万6,000円、それと町有地・施設利用に関する調査委託料200万円であります。27目地域おこし企業人推進事業159万2,985円の主なものとしまして、19節負担金補助及び交付金の156万4,000円につきましては、地域おこし企業人で実施をしました交流プログラム業務の負担金であります。

続きまして、決算書30ページから32ページ、成果説明書は39ページをご参照ください。

5 項統計調査費481万132円の主なものとしまして、1 節統計調査総務費385万529円、これは統計調査担当者の人件費であります。2 節以降20節まで各種統計調査に関連する県からの調査委託業務であります。

続きまして、決算書52ページ、成果説明書については40ページをご参照ください。

6 款商工費 1 項商工費 3 目消費者行政推進費75万5,628円につきましては、消費者行政相談員の人件費及び弁護士相談会の経費等であります。

続きまして、決算書73ページ、成果説明書につきましては36ページをご参照ください。

10款災害復旧費 5 項その他公共施設公用施設災害復旧費4,780万4,676円ですが、未来創生課執行分としまして11節需用費4,368万8,172円の内訳としまして、4,267万6,000円が光ファイバー網修繕費であります。28万5,300円が貸工場施設の修繕費であります。いずれも昨年の台風24号による被害の災害復旧経費であります。

以上、未来創生課が所管する平成30年度歳入歳出決算の詳細説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明があれば、これを認めます。

○くらし支援課長（名古健二君）

皆さん、お疲れさまです。税務課の補足説明をさせていただきます。（「税務課じゃない。くらし支援課」と呼ぶ者あり）くらし支援課の。

まず、決算書の歳入の6ページをお開きください。

1 款町税 1 項町民税、2 項固定資産税、3 項軽自動車税、4 項市町村たばこ税について説明がありますが、成果説明書のほうがわかりやすく説明されていますので、そちらのほうで説明させていただきたいと思います。成果説明書の40ページから44ページをお開きください。

40ページから41ページは賦課事務の説明となっておりますので、お目通し願いたいと思います。

42ページをお開きください。徴収事務のほうの説明をさせていただきます。

まず、表2の町民税個人分の現年度分から説明いたします。調定額1億2,398万5,420円に対しまして、収納額1億2,172万1,078円です。徴収率が98.17%となっております。これは前年度と比較しまして、1.7%の増となっております。目標徴収率98%に対して0.17%の増であります。

続きまして、個人分の滞納繰越分は1,379万9,176円の調定に対しまして、収納額は406万1,151円

であります。徴収率は29.43%になります。これは、29年度より3.59%の増になっております。大きな要因としまして、差し押さえ等が考えられます。

続きまして、法人税は1,062万8,700円の調定に対しまして、収納額は1,053万2,600円になっております。徴収率は99.1%であります。前年度より1.38%の増になっております。今現在滞納者は業者1件、その他5件の6件であります。

続きまして、固定資産税の調定額1億624万9,600円に対しまして、収納額は1億6万4,600円あります。徴収率は94.18%になります。29年度より0.72%の増になっております。滞納繰越分は、2,858万700円に対しまして収納額は364万5,438円になります。徴収率は12.75%であります。2.5%の前年度より減になっております。

続きまして、軽自動車税は調定額3,090万9,300円に対しまして、収納額は2,802万8,200円になっております。徴収率は90.68%で、前年度より0.14%の減になっております。2年連続のサトウキビの被害やバレイショ価格の下落等が原因だと考えられます。

続きまして、たばこ税は調定額4,607万3,668円の調定に対しまして、収納額は、4,607万3,668円の100%の徴収率であります。昨年と比較しまして収入額が153万2,499円の減になっております。売り上げ本数の減少やたばこ税率の低い電子たばこの普及等が原因と考えられます。

続きまして、収入済み額の下のほうの合計を見ていただきたいと思えます。合計調定額は、昨年より216万4,140円の減ですが、収入済み額は5万1,559円の増になっております。

次に、収入未済額を見ていただきたいと思えます。収入未済額の下合計を見ますと、30年度が4,438万8,379円に対しまして、29年度が4,963万3,268円になります。524万4,899円の減になっております。不納欠損額増に伴う減であります。

表3の(1)を見ますと、財産調査件数が前年度より1,542件増えております。(2)の差し押さえ額を見ますと、財産調査件数は伸びましたが、差し押さえ額は前年度より231万6,000円の減になっております。表4の不納欠損額には、財産調査をしたが差し押さえる財産がなく、執行停止を行い、3年経過した不納欠損額163万9,000円などが含まれております。

その他は、税別状況の不納欠損額が書かれています。お目通し願いたいと思えます。

以上で、収入の徴収説明を終わります。

次に、歳出に移ります。決算書の28ページから29ページをお開きください。

税務課のほうは前年度とほぼ一緒でありまして、不用額は徴収員に対する徴収報酬、また役務費で督促状や催告状を発送する切手代等であります。不用額として残っております。

以上、税務課の説明を終わります。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

それでは、昨年平成30年度旧町民生活課の決算書の説明をさせていただきます。

決算書は9ページを、歳入から入ります。9ページをお開きください。成果説明書は60ページから63ページです。

それでは、9ページ、11款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金2節私立保育所費負担金、これは保育所に入所している児童の保護者の負担分で保育料です。平成30年度の伊仙町歳入歳出決算意見書においてもご指摘をいただいたところですが、収入未済額が60万7,000円あります。現在は、そのうち42万4,000円が徴収済み、残額の18万3,000円については児童手当などで納入するという確約をいただいているところです。

続きまして、10ページをお開きください。

12款使用料及び手数料2項手数料1目総務費手数料1節諸手数料、収入済み額のうち591万7,700円、これは住民票その他発行する窓口手数料であります。

続いて、13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金、これは保育所に支払っている負担金のうち、国の負担分であります。国が4分の2、県と町とで4分の1ずつの負担を歳出ですることとなっております。

次、11ページ、13款国庫支出金1項国庫補助金1目民生費国庫補助金3節児童福祉費補助金の収入済み額のうち、80万円は放課後児童対策事業、155万6,000円はプレミアム付き商品券事務費補助金として、これは今年度に繰り越しております。県からの説明会ですとか、そういったものが年度末近くにずれ込み、当初予算に計上できなかったために、3月に補正として計上しております。

次に、13ページをお開きください。

13款国庫支出金3項国庫委託金2目民生費国庫委託金1節児童福祉費委託金、これは国民年金事務費の交付金です。

続きまして、14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金3節児童福祉費負担金、これも先ほどの国の事業と同じように保育所負担金の県の負担分です。

次、14ページをお開きください。

この4節、一番上のほうで児童手当負担金も同様に児童手当の県の負担分となっております。

20ページをお開きください。

19款諸収入3項雑入3節過年度収入、これは平成29年度の国県の保育費の確定した分の精算分の歳入であります。

歳入は以上です。

続きまして、歳出の主なものについて説明いたします。決算書29ページをお開きください。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費13節の委託料及び14節の使用料及び賃借料は、主に戸籍事務総合システムとマイナンバー用プリンターの委託料、リース料です。リース料については不用額が出ていますが、これはリース契約満了に伴う新規契約において、契約金額に差が生じたためのものであります。

同じく、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費19節負担金補助及び交付金の不用額は、個人番号カード交付事業交付金の残額です。この交付金は、当初予算編成時期に支払い先の地方公共団体情報システム機構から翌年度の見込み額が示され、それをもとに当初予算に計

上するのですが、実際に支払う時期になりますと実績報告をもとにした請求額が示されるため、15万4,900円が残額となりました。

次に、36ページをお開きください。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費13節委託料、この委託料は児童館管理運営委託料と子ども子育て支援計画策定に係る調査委託料です。

続きまして、下の37ページ、3款民生費2項児童福祉費3目私立保育所費19節負担金補助金及び交付金は、私立保育所へ交付金で歳入のところでお話をした国県の負担金プラス町の負担分を足して歳出をしたものであります。

同じく、37ページの4目子育て支援事業費のうち、4節共済費から12節役務費までの分は明許繰越予算、これ合計156万6,000円となりますが、先ほどお話ししたようにプレミアム付き商品券事業の事務費であります。今年度に繰り越しということです。13節委託料のうち100万円、これは子育て支援病児保育委託料でNPO法人に親子集いの広場、出張広場型の開催や病児保育を委託している金額であります。

以上で、町民生活課の説明を終わります。

○選挙管理委員会書記長（喜 昭也君）

それでは、選挙管理委員会の平成30年度の決算について説明をいたします。

まず、歳入について説明いたします。決算書の16ページをお開きください。

3項県委託金1目総務費県委託金6節選挙費委託金175万1,426円、これにつきましては県議会議員選挙費の歳入でございます。

続きまして、歳出の説明いたします。決算書の29、30ページをお開きください。

4項選挙費1目選挙管理委員会費につきましては、支出済み額926万6,651円でございます。これにつきましては、主に人件費などでございます。次に、2目選挙啓発費は17万4,710円の支出です。次に、7目県議会議員選挙費は175万1,426円の支出でございます。成果説明書は40ページでございます。お目通しをお願いいたします。

選挙管理委員会の説明を終わります。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

ここでしばらく休憩します。再開は1時としますので、お願いします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

平成30年度一般会計決算審査旧保険福祉課管轄分の補足説明をいたします。

歳入につきましては、前年度決算より増額の大きいものや特別に歳入があったものなどについて説明をいたします。

決算書9ページの11款2項1目の民生費負担金では、1節老人福祉費負担金が前年度決算額より150万円増額しております。養育療養費につきましては、該当者がなかったため実績がなく、2目の保健衛生費負担金につきましては調定額が下がっていますが、健診受診者の減少があると思われま

す。

決算書10ページから11ページにかけて、国庫支出金1項国庫負担金では1目1節の社会福祉費負担金が前年度より1,100万円ほど減額になっていますが、これは自立支援医療給付費負担金は前年度より実績がやや増加していますが、障害者自立支援給付費負担金他国保会計や介護保険会計などに関する負担金の減少により減額となっております。2項国庫負担金1目社会福祉費補助金につきましても、実績により障害者の地域生活支援事業補助金が第4号補正で増額をいたしましたが、結果的に大きな伸びがなかったこともあり減額となっております。

12ページ、2目2節保健衛生費補助金につきましては、前年度より大きく増額しておりますが、感染症対策事業におけるがん対策事業により増額となっております。

13ページから14ページの14款国庫支出金、同様に県支出金におきましても前年度に比較して実績に応じ、1項県負担金1目1節社会福祉費負担金において、障害者自立支援給付費事業などにおいては、自立支援医療費給付費以外は前年度より減額となり、2節の老人福祉費負担金におきましても、後期高齢者医療保険会計、特別会計にかかわる県負担金も減額となっており、2項の県補助金におきましても同様にほとんどが減額となっております。同目の4節災害救助費補助金の4,600万円は、昨年の台風24号の被災に伴い、鹿児島県住家災害支援見舞金として20万円を23件の半壊世帯に対する県補助金であります。

15ページ、2項3目衛生費県補助金につきましては、国庫補助金同様に実績の伸びにより前年度より増額となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。支出済み額の額の大きいものと不用額の大きいものについてご説明をいたします。

決算書33ページをお開きください。成果説明書は45ページからであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費19節負担金補助及び交付金については、主なものとして社会福祉協議会運営補助金と、民生委員協議会補助金、福祉専門員設置補助金で、社会福祉協議会シルバー人材センターなどへの補助金など1,317万2,000円であります。続きまして、同項1目28節繰出金は、国庫特別会計に関する町負担分繰出金9,000万4,564円であります。

続きまして、34ページをお開きください。

同項3目老人福祉費につきましては、19節負担金補助及び交付金で、主なものとしまして老人クラブへの補助金など173万4,500円あります。20節扶助費は、敬老年金や老人保護措置費など9,173万2円あります。28節繰出金は、介護保険特別会計の繰出金1億2,964万440円ありますが、給

付費実績により370万560円が不用額となっております。同項4目後期高齢者医療費28節繰出金1億4,031万3,868円で、主なものとしまして後期高齢者医療費にかかわる後期高齢者特別会計などへの繰出金で、昨年度より減少傾向にあり、不用額が233万1,132円となっております。成果説明書は46ページになります。

同目20節扶助費2億5,329万8,633円は、障害者の医療費、介護給付費、生活用具給付、身体障害児施設入所訪問等旅費などで、平成30年度より助成の限度額を2回から4回にふやしたことなどから、前年度より増額となっております。また、その下、23節償還金利子及び割引料508万1,273円は、過年度29年度分の障害者自立支援医療費給付費事業費などの負担金確定による国県への償還金であります。

同項8目重心医療費20節扶助費は重度心身障害者医療費助成金として昨年度より減額となっております、1,609万3,137円を扶助しています。腎臓移植医療費一部扶助につきましては、30年度は該当者なしで不用額が合わせて84万3,863円となっております。続いて、同項9目地域包括支援センター運営費11節需用費については、主に4台の車検整備費等実績残により、32万4,468円が不用額となっております。同項11目小さな拠点づくり推進事業費は地方創生事業の一環として実施したものであり、主なものとして地域包括ケアシステム構築にかかわる公社設立や、ほーらい館の利活用促進に向けた13節委託料799万2,000円であり、ほーらい館を拠点とした介護予防教室、介護予防園芸療法事業費に関する事業費として、14節使用料及び賃借料として教室運営にかかわるほーらい館使用料など151万6,540円であります。実績により、21万3,460円が不用額となっております。

決算書36ページ、お開きください。

同項13目元気度アップ地域包括ケア推進事業費8節報奨費におきまして、グループ活動実績の事業の見直しにより不用額が28万5,000円となっておりますが、活動自体は年々グループ数もふえ、参加者もふえてきております。

続きまして、決算書37ページ、成果説明書は45ページになります。

3款民生費2項児童福祉費4目子育て支援事業費20節扶助費1,280万5,972円は、主なものとして第1子以降の子育て支援金として48人に総額535万円、ひとり親家庭医療費助成事業費356万6,560円、乳幼児医療費助成事業372万5,605円などであり、子育て支援金は昨年度より対象が増加し、ひとり親家庭医療費助成事業や乳幼児医療費助成事業もやや増加しております。

決算書38ページ、4項1目災害救助費20節扶助費776万円につきましては、9月に発生しました台風24号の災害に際し、住居等の被災を受けた方々のうち、被災者生活再建支援法に該当しない半壊世帯23世帯に対しての、鹿児島県被災者生活支援制度による、世帯などに対し20万円の支援金、合計合わせて460万円と町からの見舞金として全壊38世帯に5万円、半壊63世帯に2万円、合わせて316万円であります。

続きまして、4款衛生費、保健センターの事業費であります。決算書40ページをお開きください。成果説明書は47ページからになります。

4款1項保健衛生費5目保健センター運営費20節扶助費39万6,000円は、若年がん患者療養支援の対象がいなかったため、全額不用額となっています。同款6目予防費11節需用費558万3,301円は、主なものとして各種予防接種ワクチン代であり、13節委託料1,055万3,839円につきましても、乳幼児や高齢者の予防接種委託料及び結核検診などの医療機関への委託料であります。

決算書41ページ、成果説明書は49ページになります。

同項7目健康増進事業費13節委託料1,264万5,989円につきましても、各種がん検診などの検査機関やシステム管理に関する委託料であります。支出済み額は、昨年度より増額になっていますが、特定検診者数は個人負担金を半額にしたこともあり若干ふえましたが、がん検診受診率が特に胃がん検診や大腸がん検診が前年度より受診率が下がっており、3町協力して乳がん検診の女性がん検診の受診機会をふやしたことなどから、特に乳がん検診については受診率が伸びましたが、がん検診受診率向上につきましては、さらなる努力が必要と考えています。

続きまして、成果説明書47ページです。

8目すくすく親子推進事業費13節委託料461万9,464円については、出生数が前年度より増加したことから、妊婦や乳幼児健診委託料がやや増加しています。同項9節負担金補助及び交付金605万5,200円は、産科医確保にかかわる補助金600万円他、不妊治療支援事業への助成であります。

決算書42ページ、成果説明書は50ページになります。

同項9目自殺対策緊急対策事業費につきましては、13節委託費において国の方針に基づき、自殺対策計画策定に伴う委託料として93万9,600円となっています。最後に、同項11目子育て支援推進事業費につきましては、地方創生事業の一環としまして、13節委託料250万円につきましては、島内の事業所に夏休みなどの学童や子育て支援としてさまざまな活動を委託し、実施しています。

以上、旧保険福祉課管轄一般会計決算審査にかかわる事業費の説明でした。ご審議賜りますようお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

それでは、きゅらまち観光課の歳入歳出の決算書を説明いたします。

歳入決算書の10ページをお開きいただきたいと思います。成果説明書は64ページから68ページでございます。

12款使用料及び手数料1項使用料4目商工費使用料1節観光施設使用料332万7,591円でございます。これは、なくさみ館の使用料、資料館の入館料と闘牛大会の施設使用料でございます。続きまして、同じ10ページの2項手数料2目衛生手数料1節諸手数料34万7,650円でございますが、これは狂犬病予防注射交付手数料、また猫の登録料でございます。

続きまして、11ページのほうをお願いいたします。13款国庫支出金2項国庫補助金2目衛生費国庫補助金の1節環境衛生補助金645万円、そして3節清掃費補助金723万1,000円でございますが、これは合併浄化槽の国の補助金とそれから台風災害瓦れき処理、国の補助金であります。昨年の台風24号の瓦れき処理のものでございます。

続きまして、歳入決算書の14ページをお開きください。

14款県支出金 2項県補助金 3目衛生費県補助金 1節環境衛生補助金454万円でございますが、これは合併浄化槽の県の補助金でございます。

続きまして、15ページのほうをお願いいたします。

14款県支出金の 2項県補助金 5目商工観光費県補助金 1節商工費補助金10万円でございますが、これは集落に環境保全の活動費として補助しているものでございます。

次に、16ページでございますが、14款県支出金 3項委託金 3目衛生費県補助金 1節環境衛生費委託金1,584万2,000円と 2節の権限移譲委託金42万5,000円でございますが、これは海岸漂着物地域対策事業とそれから浄化槽法に関する事務と、また県ウミガメ補助条例に関する事務等の歳入でございます。

次に、17ページでございます。

14款県支出金 3項県委託金 5目商工費県委託金 1節権限移譲委託金であります。6万円でございますが、これは屋外広告物の条例に関する事項や、中小企業法に関する自然公園法に関する事務等の歳入でございます。

歳入は以上でございますが、次は支出のほうに参ります。支出のほうは38ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

3 民生費 4項災害救助費 1目災害救助費1,886万3,579円ですが、これはこの部分がきゅらまち観光課の支出している分でありまして、この支出は台風、昨年の24号による瓦れき処理によるものでありまして、主な支出といたしましては瓦れきの産廃料、またその車の借り上げ料であります。今なお、明許繰越で今現在も処理をしているところであります。台風24号が昨年は9月の30日から10月5日かけて立て続けにやっけてまいりましたが、今年も9月30日が間近になっておりますけれども、まだ日本のかなた下には台風がおりまして、この台風が来ないものをお願いしたいものであります。

次に、同じ38ページの 4款衛生費 1項保健衛生費 1目衛生総務費4,733万3,700円でございます。支出でございます。主なものといたしまして、徳之島食肉センター負担金でございます。大きな不用額はございません。

同じ38ページの 4款の 1項保健衛生費の 2目環境衛生費の3,008万6,249円の支出、これは主な支出といたしましてハブの買い上げ代、またハブの咬傷費、それから合併浄化槽設置、3町猫対策協議会の負担金でございます。不用額の多い分については、浄化槽設置でありまして、成果説明書にもありますように、実績によるものでございます。

次に、39ページをお願いしたいと思います。

4款衛生費 1項保健衛生費 3目清掃費 1億3,395万455円の支出でございます。ごみ収集運搬委託料、また徳之島愛ランド広域連合への負担金でございます。これも大きな不用額はございません。同じ39ページの 4款衛生費の 1項保健衛生費の 4目美しい村づくり総合整備事業費264万8,229円でございます。主な支出といたしまして、不法投棄の回収に支出しております。大きな不用額はござ

いません。この間からクリーンセンターの危機状態ということで、上木議員からもございましたように分別の徹底ということで、10月から職員を動員してしようと計画しておりますが、これに伴って私なりの心配ですけれども、逆に不法投棄がふえないか、今心配でその対策も今年はしていかなければならないものだと考えているところであります。

次に、42ページ、4款衛生費1項保健衛生費10目海岸漂着物地域対策推進事業費1,885万2,620円であります。これは、喜念から小原までの海岸に漂着している海岸からと思われる漂着物を回収、重機を使ったり、また作業員を使ったりしてやってまいりました。また、今年はきゅら海・きゅら島大作戦においては、住民参加においてきれいな海岸を保っていただきました。30年度の実績として、これも成果説明書に記載してございます。

次に、51ページをお願いします。

6款商工費1項商工費1目商工振興費490万6,000円、行政及び商工団体が一体となって伊仙町で確実に消費がなされる目的に補助いたしております。スタンプ会においても35年目を迎え、スタンプ台紙を活用したイベントの計画などを実施し、売り上げに厳しい現状の中、消費者還元サービス向上を努めております。

次に、同じ51ページの6款商工費1項商工費2目観光費1,987万1,929円の支出でございます。観光連盟、また夏祭り等に主に支出でございます。ほーらい祭りにおいては、お笑い芸人たちの出演により盛大に盛り上がりました。観光連盟は世界自然遺産登録を踏まえた体制づくりに向け会員全体関係機関との連携のもと活動を図っております。なお、本年度より亀徳港の事務所を伊仙町のなくさみ館に移設をいたしまして、よりよい観光受け入れに態勢を整えるようであります。

次に、52ページのほうをお願いします。

6款商工費1項商工費4目徳之島地域文化情報発信施設運営費として612万2,878円の支出でございます。主になくさみ館の運営費でありまして、観光交通にも今入りまして来客がふえ、昨年資料館入館者よりまだ多い現状でございます。

同じ52ページの6款商工費の1項商工費5目世界自然遺産推進事業費として198万6,443円を支出しております。世界自然遺産登録延期勧告が発表され、残念な結果となりましたが、引き続き自然遺産登録を目指す基金を図っております。そういったことの中で外来種対策などやっております。現在は、国際自然保護連合の施策が決まっておりますが、これを待っているところでございます。

きゅらまち観光課からは以上でございます。

○農委事務局長（元田健視君）

それでは、農業委員会の補足説明をいたします。

それでは、歳入歳出15ページをお開きください。歳入の決算書15ページをお願いいたします。

14款2項4目農林水産業費県補助金1節農業委員会補助金、収入済み補助金734万333円のうち、内訳をいたしまして農業委員会補助金として215万3,000円、機構集積支援事業補助金として113万

4,000円、農地利用最適化交付金といたしまして405万3,330円となっております。

続きまして、20ページ、19款4項1目受託事業収入1節農業者年金収入済み額38万8,800円となっております。

続きまして、歳出について説明いたします。

決算書43、44ページをお開きください。成果説明書が69ページから70ページになります。

5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費1節報酬、これは農業委員会会長及び委員、推進委員の報酬になります。13節委託料は農家台帳システム管理委託料です。あと、主なものとして19節負担金補助及び交付金は県農業会議所及び奄美地区農業委員会連絡協議会の負担金になります。

続きまして、成果説明書69ページをお開きください。

農業委員会の開催状況は、毎月15日前後を照会日と決めております。主な議題といたしましては、農地法3条許可申請の議案、農地法4・5条許可申請を議案として主に取り扱っています。30年度の農地法3条許可申請は79件、37万3,389m²が売買及び贈与となっております。

農地法4条許可申請はゼロ件で、あと農地法5条許可申請が8件で、1万4,866m²が転用されています。続きまして、農用地利用集積結果は34件で、21万6,565m²となっております。あと、農業者年金加入状況についてですが、平成30年度は加入が1件もありませんでした。ただいまの受給者数は183名となっております。

あと、決算書48ページ、21目農地利用最適化交付金事業についてなんですが、事業費の405万3,333円、これは昨年度より166万円ほどふえています。この分、ふえた原因といたしましては29年度、29年度は農業委員会改正がありまして、途中からの補助金になるということで、途中からの補助金で下がっているということで、30年度はその丸々1年分の分ということで、160万ほど増額しているという状況です。

以上で、農業委員会の補足説明を終わります。

○経済課長（仲島正敏君）

引き続き経済課の補足説明をいたします。

金額の大きいもの、翌年度繰越額に計上されているもの、不用額の大きいものを中心に説明をいたします。

決算書歳入につきまして、15ページをお願いいたします。

14款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金2節農業費補助金、収入済み額2億4,006万2,523円のうち、主なものといたしましては、農業次世代人材投資事業補助金735万6,768円、奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業補助金8,608万7,701円、鳥獣害被害対策事業（整備事業）補助金299万1,000円、農業創出緊急支援事業交付金として834万1,000円が含まれております。

また、歳出の44ページ糖業振興費において継続費及び繰り越し事業費繰越額、強い農業づくり交付金1億3,405万2,000円が記載されていますが、こちらは歳入の財源充当額と同じでございまして、昨年度南西糖業伊仙工場の結晶缶の機能向上を図るために29年度に交付された交付金でございませ

て、昨年の製糖開始前に工事を完了いたしております。

続きまして、一つ下がりました4節林業費補助金収入済み額411万1,040円のうち、主なものとしたしましては松くい虫駆除補助金として79万円、里山林総合対策事業費、伐倒除去補助金といたしまして210万円になります。続きまして、5節水産事業費補助金65万6,000円はサンゴ礁保全対策費補助金でございます。

続きまして、ページをめくりまして16ページの下段、3項県委託金4目農林水産業県委託金1節農業費委託金690万3,000円は、奄美群島移動規制害虫特別防除事業委託金になります。続きまして、飛びますけれども19ページから20ページにかけまして19款諸収入3項雑入1目雑入、20ページのほうに移って、6節雑入収入済み額6,904万4,678円のうち、207万2,000円が畜産基盤再編総合整備事業個人負担金です。他にも342万4,000円が農地中間管理事業事務委託費、100万円が全国和牛能力共進会団体総合優勝記念事業助成金、また49万2,000円が漁業集落返納金、こちらはサメ駆除の一部自主返納金になります。

続きまして、その下の2目違約金及び延滞利息1節違約金及び延滞利息27万5,000円のうち7万5,000円が、漁業集落支援事業違約金として業者より納入をされております。また、調定額466万1,880円のうち83万7,600円、収入済み額438万6,880円のうち72万6,600円が漁業集落支援事業違約金分に該当をいたしております。

続きまして、同ページその下、5項貸付金元利収入1目農業水産業貸付金元利収入1節農林水産業費貸付金収入は、平成27年度に直売所百菜に対しまして、運営資金として貸し出された500万のうち、平成29年度に60万が返金され、30年度の調定が440万、うち80万が納金、返金され残金が収入未済額として360万でございます。

続きまして、歳出について補足説明を行います。

歳出につきましては、決算書44ページから51ページになります。また、明細書は70ページから74ページになります。では、決算書44ページをお開きください。

5款農林水産業費1項農業費4目農業総務費11節需用費の翌年度繰越額170万円は特産品加工工房キビ搬入口上屋改修工事でございます。製糖終了後、今年度に入りまして修繕のほうの工事は終了いたしております。また、18節備品購入費1,362万9,600円は堆肥センターの堆肥散布車購入費です。また、その下19節負担金補助及び交付金のうち212万は、成果説明書の順番が前後いたしておりますが、71ページの上段、環境にやさしい農業推進事業、いわゆる堆肥助成でございまして、30年度は10.6haで318tの堆肥投入の実績がでございます。

続きまして、同じく44ページ、成果説明書は70ページに戻りまして、5目特殊病虫害駆除対策費、主なものとしたしましては11節需用費、こちらは柑橘グリーンング病の防除にかかわる薬品代でございます。

続きまして、44ページから45ページにかけまして、6目糖業振興費、45ページの13委託料126万7,898円はサトウキビ優良飼料供給確保事業、サトウキビ原料委託料でございます。また、19節負担

金補助及び交付金の不用額186万5,434円の主なものは、ハリガネムシ防除農薬負担金及びサトウキビ増産推進事業補助金の実績に伴う不用額でございます。また、先ほど歳入でも説明をいたしました南西糖業の結晶缶の工事費が19節1億4,339万8,566円の中には入っております。

続きまして、その下、7目有機物供給センター管理費、主なものといたしましては11節需用費726万6,713円のうち、主なものといたしまして、ポンプ修繕費279万5,513円とアンモニアキラーと薬剤代447万1,200円であります。また、13節委託料の1,024万4,276円は有機物供給センターの指定管理の管理運営委託料になります。

続きまして、同じく45ページ、成果説明書71ページ、8目園芸振興費ですが、主なものといたしまして19節負担金補助及び交付金の支出済み額321万5,060円のうち、275万1,060円は県単の野菜価格差額補給事業にかかる負担金でございます。その明許繰越費、翌年度繰越額の200万円は被災者向け経営体育成事業補助金、園芸振興費でございます。昨年度の台風24号により被災したハウスに対する補助ですが、今年3月に事業申請を行い、現在事務処理中でございます。

続きまして、9目畜産振興費19節負担金補助及び交付金のうち997万6,000円が優良素牛保留事業、こちら成果説明書の実績に123頭と記載がございますけれども、申しわけございませんが、124頭に修正をお願いいたします。

続きまして、繰越額4,300万のうち3,000万円は先ほどの園芸のハウスのように、こちらのほう牛舎等の被災者向け経営体育成事業補助金、こちらも園芸と同じように3月中に事業を申請し、現在事務執行中でございます。また、残りの1,300万円は畜産基盤再編総合整備事業参加者負担金でございます。

続きまして、46ページ、成果説明書72ページ、11目農林水産物輸送コスト支援事業、主なものといたしましては19節負担金補助及び交付金9,955万4,954円、こちらは平成30年3月より平成31年2月までの農林水産物輸送コスト支援事業の補助金になります。続きまして、12目農業次世代人材投資事業費19節負担金補助及び交付金724万4,640円は、成果説明書にありますとおりに受給者が5名おります。その中の4名が1年間150万円掛ける4名、もう一方が変動性ということで収入等がほかにございまして、この基準額を超えた場合に減額になるということで、1名が122万4,640円の交付になっております。

続きまして、47ページ、15目鳥獣被害対策事業費、主なものといたしましては8節報償費62万9,000円、有害鳥獣駆除費用としてイノシシ1頭当たり1万7,000円の37頭分になります。また、16節原材料費481万5,466円はイノシシ進入防止柵、2,530m分の材料費になります。続きまして、16目奄美農業創出支援事業費、成果説明書の73ページになりますけれども、こちらはポテトハーベスター2台の購入にかかわる補助でございます。

続きまして、47ページから48ページにかけてまして、成果説明書が73ページ、17目農業支援センター運営費、主なものといたしましては、18節備品購入費215万6,220円、こちらは支援センターの顕微鏡管理機、動力噴霧器等の購入費になります。

続きまして、飛びまして50ページ、成果説明書が74ページ、3項林業費1目林業振興費13節委託料728万9,760円のうち、259万2,000円が森林所有者情報活用推進事業委託料、また336万720円が里山林総合対策事業として支出をいたしております。不用額の215万8,240円は、松くい虫駆除伐倒作業委託料として当初297万8,000円を計上いたしておりましたが、同事業は枯れて、今町内に多数ございます枯損木と言われている枯れた松ではなく、松くい虫の被害が出始めた松を伐倒後、薬剤を注入して松くい虫を駆除する事業でございましたが、事業実施ができる場所がなかなかある程度まとまりがなく、実績が82万800円で、その差額分として不用額として残っております。

続きまして、50ページから51ページ、成果説明書74ページ、4項水産業1目水産振興費、主なものといたしましては13節委託料95万3,000円、サンゴ礁の保全対策事業に対する委託料でございます。また、19節負担金補助及び交付金209万円のうち200万円は前泊漁港製氷組合に対する製氷機整備の補助でございます。こちら水産業の事業におきましては、当初離島漁業再生支援事業補助金を計上してございましたけれども、平成29年度の同補助金の問題が解決しておらず、予算執行ができる状態になく事業が実施ができませんでした。

以上、経済課の補足説明を終わります。

○耕地課長（上木正人君）

それでは、耕地課管轄の平成30年度一般会計歳入歳出決算について補足説明をさせていただきます。

まず、歳入より説明をいたします。決算書の8ページをお開きください。

11款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金1現年度分、調定額400万円に対しまして、収入済み額が185万2,243円、収入未済額214万7,757円、徴収率46.31%です。現在進行中の基盤整備事業区域でございまして、引き続き徴収に努めてまいりたいと思います。

同じく、11款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金2滞納繰越分、調定額5,766万1,942円に対しまして、収入済み額770万4,202円、収入未済額4,995万7,740円、徴収率13.36%でございます。

合計、調定額6,166万1,942円に対しまして、収入済み額955万6,445円、収入未済額5,210万5,497円、徴収率15.5%でございます。他の徴収率から比べますと大幅に低い状況でございます。

耕地課におきましても、どういったことが要因なのかというふうなことを課内で協議をいたしましたところ、問題点といたしましては古い地区の分担金が昭和50年代から残っておりまして、これに対する説明資料がなく、滞納者の質問に回答することができない。滞納者の転居先不明、死亡、土地の売買、相続人不明者の理由等、徴収の困難が少なくありません。また、税務課のほうでもお話をさせていただいたんですが、2年連続のサトウキビの不作、またジャガイモの価格低迷というふうなこと、支払いが困難な状況にあるように思われます。ところによりましては、圃場内の流水処理や流末の段階での苦情等もございまして、そちらのほうを整理しなければ支払いがちょっと難しいですよというふうなことも言われています。

それに関しましては、その都度その都度、県の農村整備課あたりで協議を持ちながら、協力をお願いしながら解決にあたっているところですが、来月には大分ちょっと時間を要するのではないかなという事案も出てきておりますが、時間を要することもあり得ますけども、粘り強く説得にあたっていきたいと思っております。

今後の対応といたしましては、少額滞納者への一括納入のお願いとか、悪質な滞納者に対しましては、法的根拠等も考えていきたいと思っております。また今後の予定といたしましては、徳之島3町耕地課職員で研修会を、私のほうが事務局となって法的根拠や滞納処分などについて勉強会を10月の中旬ごろに行う予定で現在、日程を調整中でございます。余談となりました。すみません。

次に、13ページをお開きください。

13項国庫支出金2項国庫補助金7目災害復旧費国庫補助金1節農地費補助金、調定額567万5,000円に対しまして、農業用施設災害復旧事業、これは災害測量設計委託分でございます。303万円の収入がございます。

次に、15ページをお開きください。

14款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金3節農地費補助金、調定額3,711万3,290円に対しまして、同額の3,711万3,290円、主に多面的機能支払交付金、地籍調査事業補助金、ハザードマップ作成委託業務補助金でございます。

歳入に関しましては、以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。決算書の48ページから49ページをお開きください。成果説明書は75ページから77ページの上段までとなります。主だったものを説明してまいりたいと思います。

5款農林水産業費2項農地費1目農地総務費13節委託料988万7,069円で一筆測量合成図面作成業務、農道台帳作成業務、ハザードマップ作成業務委託料でございます。下段のほうの17節公有財産購入費、これは今現在進行中の県道拡張工事、東伊仙東の沢の周辺でございまして、登記人調査で不明箇所死亡者が見つかったため、工事箇所の変更、設計の変更等に時間を若干要したため、年度内の用地交渉が困難になったため、計上した380万円は不用額となっております。19節負担金補助及び交付金支払い済み額4,709万115円で、主に多面的支払い交付金、町負担金、徳之島用水土地改良区補助金、町土地改良区運営補助金でございます。23節償還金利子及び割引料、支払い済み額2億8,559万6,859円、こちらのほうは徳之島ダム完成に伴う国営かんがい排水事業徳之島用水1期地区の償還金でございます。

決算書の49ページをお開きください。

2目特定地域振興生産基盤整備事業7賃金、こちらのほうは各農道及び農地の補修の人夫賃金でございます。多面的機能支払交付金事業区域内での支出が多かったため140万4,000円不用額となっております。14使用料及び賃借料、各農道及び農地の補修に伴う重機借り上げ料でございましたが、同じく多面的機能支払い交付金事業の区域内で支出があったため、このようになっております。

16節、原材料費に農道補修に伴う生コン、レミファルト、2次製品等でございます。19負担金補助及び交付金、支払い済み額9,231万7,447円、これは主に経営畑地帯総合整備事業町負担金でございます。成果説明書のほうをご参照いただければと思います。不用額の223万2,553円につきましては、事業完了地区に伴うものでございます。4目ダム管理費13節委託料239万9,069円、これは中部ダムのテレメーターの保守点検委託料でございます。

50ページをお開きください。

6目地籍調査費13委託料853万1,802円、地籍調査委託料でございます。目手久と面縄の一部43haの調査委託料でございます。下段のほう14使用料及び賃借料、不用額がそのまま72万円となっておりますが、これは地積のほうの支援システムでございます。5年契約での終了でありましたが、引き続き予算を計上したため、このまま不用額72万円となってしまいました。

決算書の71ページをお開きください。

10款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費4目農地災害復旧費、昨年度の台風24号による農地災害によるものでございます。7の賃金、不用額182万円につきましては重機作業が主で人力作業が少なかったためでございます。11需用費35万円、役務費116万円、使用料及び賃借料8万3,000円、工事請負4,260万円、原材料費186万7,000円につきましては、明許繰越をしております。復旧事業のほうは完了してございます。

以上、耕地課からの補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（松田博樹君）

建設課関係の平成30年度一般会計決算書について説明いたします。

決算書の10ページをお開きください。

10ページ、12款使用料及び手数料1項使用料2目土木費使用料の1節公営住宅使用料につきましては、歳入が4,677万6,210円で現年度徴収率が90.09%になります。2節滞納繰越分の収入額が179万5,200円で徴収率が4.75%になります。

次に、11ページをお開きください。

13款国庫支出金2項国庫補助金3目災害復旧費国庫負担金2節公共土木施設災害復旧負担金3,507万2,000円、これは面縄港の災害復旧費です。

次に、12ページをお開きください。

13款国庫支出金 2 項国庫補助金 3 目土木費国庫補助金 1 節社会資本整備総合交付金 1 億6,420万円、これは公営住宅家賃低廉化公営住宅建設事業費防犯灯整備事業等にあたります。

次に、13ページの 1 節農林水産施設災害復旧費補助金につきまして、567万5,000円のうち264万5,000円が前泊漁港の設計業務委託になります。

次に、12ページにすみません。戻ります。

3 目土木費国庫補助金 1 節社会資本整備費、その下の 2 節防災安全社会資本整備事業6,062万1,000円、これは道路環境整備事業橋梁等の整備事業になります。13ページの災害復旧費国庫補助金の 2 節公共土木施設災害復旧事業費328万3,000円は道路災害復旧費です。

次に、15ページをお開きください。

14款の 3 項県委託金 7 目土木費県委託金 1 節道路維持管理委託金610万円、これは県道維持管理費になります。

歳出に移らせていただきます。51ページをお開きください。

51ページの、5 款農林水産業費 4 項水産業費 3 目漁港管理費19節負担金補助及び交付金が11万8,000円、これは水産土木技術センターへの県負担金となります。

53ページをお開きください。

7 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費、主なものを申し上げます。19節負担金及び交付金22万1,000円は電子システム共同利用料と市町村社会整備協議会への負担金となります。続きまして、2 項道路橋梁費 1 目過疎対策事業費主なものとしまして15節工事請負費7,089万4,000円は成果説明書77ページになります。続きまして、3 目道路維持費、主なものとしまして賃金598万5,000円、これは各町道の補修人夫賃金です。14節使用料及び賃借料633万1,300円、これは町道補修に係る重機に借り上げ料となっております。16節原材料費637万1,691円、これは町道補修に伴う生コン代、レミファルト代となっております。4 目県道維持管理費、主なものとしましては14節使用料及び賃借料185万4,200円、これは建設課で所有している重機のリース料が含まれております。

次に、52ページをお開きください。54ページ、すみません。お開きください。

5 目社会資本整備費交付金事業、主なものとして12節役務費111万6,018円で、明許繰越55万となっておりますが、これは登記手数料、土地鑑定手数料となっております。13節委託料7,589万3,400円、明許繰越186万1,000円、これは第 2 西下線、阿三中山線、阿権馬根線測量設計調査委託費になっております。14節使用料及び賃借料246万2,000円、これは土木システム使用料となっております。15 節工事請負費7,065万9,000円で、成果説明書77ページのほうに載せておりますので、ご参照ください。明許繰越7,406万9,000円は伊仙馬根と阿権馬根線の工事費となります。17節公有財産購入費、明許繰越456万2,800円、すみません。1,833万2,400円、これは阿権馬根線の用地購入費の分になります。

次に、6 目防災安全社会資本整備交付金事業、主なものとして13節委託料2,173万6,984円、明許繰越283万3,000円、これは測量設計委託料橋梁長寿命化調査委託料となります。15節工事請負費

6,502万4,000円、明許繰越7,091万5,000円は第2鹿浦橋工事となります。成果説明書は79ページになります。

56ページをお開きください。

4項2目住宅管理費11節需用費294万4,591円、これは住宅の修繕費が主であります。16節の原材料費193万6,022円、これは住宅の補修材料費となります。2目公営住宅建設事業費、主なものとしまして13節委託料1,445万5,160円、これは設計委託料工事管理委託料伊仙町耐震改修促進計画策定業務委託料になります。15節工事請負費1億5,239万3,520円、これは目手久団地の建設事業になります。成果説明書80ページに載せてあります。3目定住促進住宅運営費、主なものとして14節の使用料及び賃借料2,178万492円は、定住促進住宅のリース料となります。

71ページをお開きください。

10款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費3目漁港施設災害復旧費、主なものとして13節委託料553万9,320円は、前泊漁港災害復旧工事測量設計業務委託になります。15節工事請負費1,147万8,000円は前泊漁港災害復旧費、マイナス2m泊地浚渫工事で、2億300万円は明許繰越となっております。

10款災害復旧費2目公共土木施設災害復旧費2目道路橋梁災害復旧工事、主なものとして13節委託料574万5,600円は、平成30年度木之香糸木名線、阿三木之香線災害復旧工事測量業務委託となっております。15節工事請負費は明許繰越となっております。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費4目港湾災害復旧費、主なものとしまして13節委託料383万4,000円は平成29年度面縄港防波堤北災害復旧工事測量設計業務委託費になります。15節工事請負費4,241万6,000円は、29年災面縄港防波堤北災害復旧工事費です。2億2,794万9,000円は明許繰越となっております。

10款災害復旧費2項公共土木施設復旧費5目住宅災害復旧費7節賃金123万7,500円、11節211万208円、16節50万3,572円は台風24号の災害復旧費となっております。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費6目河川災害復旧費、主なものとして13節委託料509万7,600円は、30災鹿浦港災害復旧工事測量業務委託となっております。15節工事請負費は繰り越しとなっております。

以上で、建設課の説明を終わります。

○教委総務課長（水本 齊君）

それでは、教育委員会総務課関係の平成30年度歳入歳出決算書についてご説明をいたします。

決算書の9ページをお開きください。

11款分担金及び負担金2項負担金3目教育費負担金1節幼稚園負担金319万4,000円は保育料、預かりなどの保護者の負担金です。

続きまして、11ページをお願いいたします。

13款国庫支出金1項国庫負担金4目教育費国庫負担金1節幼稚園費負担金67万7,139円は私立保

育所の保育負担金の分です。

続きまして、12ページをお願いいたします。

4目教育費国庫補助金1節小中学校費補助金511万円は主に僻地修学旅行に対する補助金です。4節保健体育費補助金50万3,000円は小中学生の入学時の心臓検診事業の補助金の分です。6節教育費補助金は明許繰越になったために収入がございません。

続きまして、14ページをお開きください。

14款県支出金1項県負担金4目教育費県負担金1節幼稚園費負担金64万9,049円は、私立保育園の県負担金の分です。

続きまして、15ページをお願いいたします。

2項県補助金6目教育費県補助金2節保健体育費補助金、これはスクールガードリーダーの活動に対する補助金でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入894万4,100円のうち590万4,000円は教職員の住宅家賃でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

19款諸収入3項雑入1目雑入6節雑入、収入済みのうち45万8,600円は伊仙小学校の太陽光発電の売電収入でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。57ページをお願いいたします。

9款教育費1項教育総務費1目教育委員会費、この金額教育委員関係の予算でございます。

続きまして、58ページをお開きください。

2目事務局費18節備品購入費、地方創生事業でバスを購入いたしました。

続きまして、59ページをお開きください。

5目学力向上プログラム15節工事請負費は学校無線LAN構築事業です。この事業は明許繰越でございます。2項小学校費1目から8目までは各小学校の予算として計上してございます。

続きまして、60ページをお願いいたします。

9目学校管理費11需用費、この需用費の金額は各学校、または教員住宅等の修繕費として使用しております。

61ページをお開きください。

10目教育振興費20扶助費、この扶助費は修学旅行の扶助費でございます。12目学校設備費、これはブロック等再整備事業と空調整備の工事ですが、これも明許繰越になっております。支出済みの58万1,000円は、そのブロック再生事業の調査費でございます。3項中学校費1目から3目までは各中学校の事務費でございます。4目学校管理費11の需用費は各中学校の光熱費や修繕費でございます。

62ページをお開きください。

6目学校建築費、伊仙中学校厨房等の改修改善作成委託費でございます。8目学校設備費はブロック等再生工事と空調設備工事で、これも明許繰越になっております。4項幼稚園費1目から3目までは各幼稚園の事務費でございます。

63ページをお開きください。

5目幼稚園設備費、これは空調設備工事の、これも繰り越し事業でございます。

69ページをお願いいたします。

6項保健体育費1目保健体育総務費、眼科や耳鼻科などの報酬事業でございます。

72ページ、73ページをお開きください。

10款災害復旧費3項文教施設災害復旧費1目公立学校災害復旧費15工事請負費でございますが、支出済みの1,242万円は台風24号で体育館の屋根が災害に遭いましたので、その仮復旧費用でございます。残りの金額は明許繰越になっております。

以上で、教育委員会総務課の説明を終わります。

○社会教育課長（稲田良和君）

それでは、社会教育課関係にかかわる平成30年度歳入歳出決算について説明いたします。

歳入より説明いたします。決算書10ページをお願いします。

12款使用料及び手数料1項使用料3目教育費使用料1節社会教育費使用料167万6,237円は、総合体育館・公民館使用料及び歴史民俗資料館の入館料でございます。

12ページをお願いします。

13款国庫支出金2項国庫補助金4目教育費国庫補助金3節社会教育費補助金445万円。

15ページ、お願いします。

14款県支出金2項県補助金6目教育費県補助費1節社会教育費補助金20万7,000円。

17ページ、お願いします。

14款県支出金3項県委託金6目教育費県委託1節社会教育費委託金2,176万1,000円につきましては、町内遺跡確認調査事業及び畑総地内遺跡発掘調査事業における国県の補助金及び委託金でございます。

20ページをお願いいたします。

19款諸収入3項雑入2目違約金及び延滞利息1節違約金及び延滞利息27万5,000円のうち、20万円は契約業者からの入金分でございます。

以上、歳入でございます。

続きまして歳出について説明いたします。決算書27ページ、成果説明書36ページ、お願いいたします。

先ほど、未来創生課長の説明がありました。2款総務費1項総務管理費11目企業版ふるさと納税事業費11節需用費及び18節備品購入費でございますが、企業版ふるさと納税を活用し、図書室に図書の購入及び本棚を購入しております。

決算書63ページ、お願いいたします。成果説明書は96ページから104ページとなっております。ご参照いただきたいと思います。

9款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費19節負担金補助及び交付金でございますが、地域女性連、PTA、青年団、各協議会等の補助金及び県、地区の負担金でございます。

64ページお願いいたします。

3目学習支援プロジェクト事業費7節につきましては、図書室の臨時職員の賃金でございます。4目社会体育費11節需用費でございますが、主に総合体育館の光熱水費でございます。同じく、19節負担金補助及び交付金でございますが、町体育協会、スポーツ少年団の補助金及び県、地区の負担金でございます。

65ページお願いいたします。

6目公民館7節でございますが、公民館の臨時職員の賃金でございます。11節需用費でございますが、東公民館の光熱水費でございます。同じく、65ページ、7目文化費19節負担金補助及び交付金でございますが、町文化協会の補助金及び県、地区の文化協会の負担金となっております。

66ページ、お願いいたします。

8目図書室運営費13節委託料でございますが、蔵書執務保守管理委託料でございます。同じく66ページ、10目町内遺跡確認調査事業費、67ページ、11目文化財活用事業費につきましては、国、県の補助を受けまして町内遺跡の調査事業が行われていますが、7節賃金につきましては事務及び作業員の賃金となっております。また、13節委託料でございますが、水中海底地形測量委託料及び町内所在の遺跡案内板説明版作成委託料でございます。同じく14節使用料及び賃借料でございますが、水中海底地形測量時の船舶の賃借料でございます。

67ページ、お願いいたします。

12目大セノ嶺遺跡報告書作成事業費13目県道拡幅工事に伴う遺跡等発掘調査事業費。

68ページ、15目第2面縄2期地区本調査事業費、69ページ、17目第2面縄2期地区試掘確認事業費、18目第2面縄1期地区遺跡等発掘調査事業費につきましては、県の委託を受け実施しております。主なものとして、賃金並びに委託料については発掘現場、調査現場における発掘作業員並びに整理作業員の賃金、また委託料につきましては年代測定、報告書作成費などとなっております。使用料及び賃借料につきましては、発掘現場の機器の借り上げ料となっております。

68ページをお願いいたします。

14目いせん寺子屋事業費8節報奨費でございますが、講師及び支援員の謝礼金及び謝金でございます。13節委託料は東大ネット遠隔双方向ライブ授業の委託料となっております。16目青少年健全育成費事業でございますが、きばらでえ伊仙応援基金繰入金を活用し、毎月開催の親子チャレンジ教室、8月に行うリーダーキャンプ等青少年健全育成事業として実施しているものでございます。

以上、社会教育課の説明を終わります。

○学給センター所長（伊藤勝徳君）

それでは、給食センターの補足説明をいたします。歳入につきましては、20ページをお開きください。

19款諸収入4項受託事業収入1目受託事業収支2節製パン加工賃、収入済み額としまして451万3,006円です。これは、製パン加工賃の受託費でありまして、内訳といたしましては製パン加工賃が192万2,540円と米飯加工賃が259万466円です。

続きまして、歳出の決算書は69ページから70ページになります。成果説明書は最終ページの105ページになります。

それでは、歳出のほうを説明していきたいと思います。

9款教育費6項保健体育費2目給食センター運営費、主なものといたしましては7節賃金、これは運転手3名分、調理員7名分、あとパン加工技術員の1名分の賃金であります。9節旅費は大島地区学校給食センター運営協議会研修会、これは第42回で龍郷町でありましたものですから、これとあと第51回鹿児島県学校給食センター連絡協議会研修協議大会、これは鹿児島県のほうでありましたので、この分の旅費でございます。13節委託料につきましては、毎年あります高圧電気管理と浄化槽管理、あと害虫駆除、ネズミ、ゴキブリ駆除の年2回の分です。これは業者のほうと年間契約を結んでおります。

あと14節使用料及び賃借料はコピーリース料、あと夏場の台風によります停電時の発電機の借り上げ料及び給食用運搬車の2台の、これが平成29年度より5年分のリース料でございます。続きまして18節備品購入費につきましては、これが学校の分の牛乳保冷庫としまして、伊仙小学校、鹿浦小学校、阿権小学校、伊仙中学校の分の保冷庫でございます。あと、給食用コンテナといたしまして、コンテナを1台購入しました。あと、給食センターのほうの検食保存用冷蔵庫というのがありますけど、これが1週間分の冷蔵の分ですけど、この分にあたります。

あと、19節の負担金補助金及び交付金につきましては、負担金といたしましては、大島郡の給食センター運営協議会並びに鹿児島県給食センター運営協議会、あと鹿児島県学校栄養士協議会費と、徳之島保健所管内給食施設連絡協議会の分でございます。補助金といたしましては、準用保護、児童生徒給食費といたしまして277万3,824円と、あと学校給食用物資代といたしまして1,525万2,646円分であります。最後に27節の公課費といたしましては、給食用の運搬車の1台分の重量税でございます。

以上で、給食センターの説明を終わります。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

本日は、これで延会いたします。次の議会は9月17日火曜日午前10時から開きます。

議事日程は、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算の補足説明から採決までといたします。お疲れさまでした。

延 会 午後 3時05分

令和元年第3回伊仙町議会定例会

第 5 日

令和元年9月17日

平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和元年 9 月 17 日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第5号）

- 日程第 1 認定第 2 号 平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 2 認定第 3 号 平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 3 認定第 4 号 平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 4 認定第 5 号 平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 5 認定第 6 号 平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 6 認定第 7 号 平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第 7 認定第 1 号 平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（質疑～採決）
- 日程第 8 認定第 2 号 平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（質疑～採決）
- 日程第 9 認定第 3 号 平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（質疑～採決）
- 日程第10 認定第 4 号 平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（質疑～採決）
- 日程第11 認定第 5 号 平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（質疑～採決）
- 日程第12 認定第 6 号 平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（質疑～採決）
- 日程第13 認定第 7 号 平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（質疑～採決）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
6番	岡林 剛也 君	7番	牧 徳久 君
8番	上木 千恵造 君	9番	永田 誠 君
10番	福留 達也 君	11番	前 徹志 君
12番	明石 秀雄 君	13番	樺山 一 君

1 欠席議員（1名）

5番 清 平 二 君

1 オブザーバー（1名）

14番 美島 盛秀 君

（※清議員及び美島議員は、決算審査特別委員ではないため。）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	福司 銀二郎 君
地域福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	大山 惣二郎 君
教委総務課長	水本 斉 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学校給セ所長	伊藤 勝徳 君	健康増進課長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	喜 昭也 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

～平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

ただいまから平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

本日の委員会につきましては、9月13日の委員会に引き続き、まずは補足説明を行い、その後、質疑から採決までを行います。

日程第1 認定第2号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

認定第2号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。

決算書91ページをお開きください。

実質収支に関する調書について、歳入総額は10億2,804万2,000円、歳出総額は10億659万5,000円で、歳入歳出差引額は2,144万7,000円、実質収支額も同額の2,144万7,000円となっています。うち、基金繰入金は2,126万9,000円となっています。

まず、成果報告書につきましては52ページ、療養給付費等について説明をいたします。

経年変化を見ますと、成果、問題点にありますように、保険給付費は29年度については前年度より減少しましたが、29年度と30年度を比較しますと8.2%、4,764万5,953円増額しており、26年度と30年度を比較しますと19.92%、1億448万2,770円増加しています。また、高額療養費につきましても、昨年度と比較して18.2%、1,852万538円増加しています。

これらの要因としましては、件数自体は増加していませんが、入院件数が増加していることから、1件当たりの医療費が増加したことが原因と考えられ、早期治療と重症化予防が重要と考えます。

しかし、療養費につきましては、一昨年からの重点対策事項として、保険診療の適用の可否などの制度説明や内容調査などで適正受診勧奨を行うなど取り組んだこともあり、特に高かった平成28年度より減少しています。

退職者医療については、事業は26年度で終了しておりますが、保険加入者は年々減少し、5年間の暫定期間で令和元年度で加入者はいなくなり、完全に事業が終了しますが、加入者は激減する中でも高額療養費の保険負担額は高く、1件当たりの保険負担額として、5年間の中では最高額となっています。がんや虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症などにより人工透析などの増加も考えられ、重症化し、高額な治療費を要する疾患に対する予防には、さらに力を入れていく必要があります。

こうした現状に対しての対策としまして、成果報告書50ページになりますが、保健センターのほうで特定健診、特定保健指導の実施や国庫や県費を活用して適正化事業を行っています。

特定健診につきましては、一人でも多くの方に来ていただこうと、30年度から健診受診の個人負担を半額の500円として対策を行いました。これまでに受診できていなかった方々の受診につながりましたが、経年的に見ますと、病院で受診しているといった方からの情報提供がふえ、健診を受けて、その結果で保健指導を受けて生活習慣改善を行おうといった方が減ってきています。

まずは健診を受けていただき、リスクの高い方々を抽出して、重症化予防を徹底することとともに、医療費適正化に向けて、今後も仲間意識を持ち、楽しく健康づくりできるようにインセンティブをつけたウェストサイズ大作戦などで生活習慣の改善が図られるよう健康増進を推進するとともに、重複・頻回受診などの適正受診についての訪問指導や高額療養につながるような重症化予防については、さらなる取り組みを今後も強化する必要があると考えています。

最後に成果説明書51ページになります。成果及び問題点にありますように、平成30年度より国保の財政的な運営責任主体が県に移行し、市町村は県から決定された納付金として、平成30年度は1億9,408万2,908円を納付し、また、かかった医療費については県が全て負担することとなっていて、県負担の年間総医療費が7億6,477万7,620円となっています。

30年度の単年度経理状況につきましては、収入額が10億1,716万5,731円、支出額が10億659万4,513円で、差引額1,057万1,218円の黒字となり、一般会計からの法定外繰り入れを行わずに済みました。

繰入金につきましては、決算書81ページになりますが、30年度の改正目的の一つが法定外繰り入れを是正していくことであり、30年度は、本町におきましては法定外繰り入れを行いませんでしたが、当面は国の財政支援もあり、保険給付に必要な費用は全額市町村に県が支払いますが、県が決定した国保事業納付金を県に納付しなければならず、医療費の伸びなどもあり、年々納付金額も増加が見込まれ、既に31年度の納付金は2億1,073万352円で、30年度と比べ8.57%増の1,664万7,444円が増加しています。

今後、財政の健全化を図るためには、県の方針でもありますが、一般会計からの法定外繰り入れを行わないように税率改正を行い、適正賦課を図るとともに、収納額を上げる努力と医療費の適正化を図るための予防に力を入れていくことが重要と考えています。

以上で補足説明を終わります。

収納関係につきましては、税務課主幹のほうからお願いいたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○くらし支援課長（名古健二君）

続きまして、旧税務課から国保税の徴収について説明させていただきます。

決算書の79ページから80ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書の1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者国民健康保険税の合計額の現年度と滞納繰越

分の説明をいたします。

現年度分の調定額は1億802万1,400円で、収納額が9,651万3,028円で徴収率が89.35%で前年度より3.45%の増になっております。

続きまして、滞納繰越分の調定額は5,765万4,608円、収納額は887万1,666円であります。徴収率は15.39%で前年度より1.15%の減になっております。

合計額の調定額が1億6,567万6,008円であります。収納額が1億538万4,694円あります。徴収率63.6%で前年度より0.65%の増であります。

続きまして、不納欠損額は1,252万5,835円あります。182名分で、平成14年から25年までの5年を過ぎた消滅時効分と執行停止分であります。

これで徴収説明を終わります。以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

これで認定第2号についての補足説明を終わります。

日程第2 認定第3号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について議題とします。補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

認定第3号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。決算書108ページをお開きください。

実質収支に関する調書について、歳入総額は9億4,332万7,000円で前年度より2.3%減少し、歳出総額は9億1,547万8,000円で前年度額よりも1.7%減となっており、歳入歳出差引額は2,784万9,000円、実質収支額も同額の2,784万9,000円となっています。うち、基金繰入金額を2,600万円としております。

決算書は事項別明細書、歳入が95ページから99ページ、歳出が100ページから107ページになりますが、まず歳入について、92ページをお開きください。

1款保険料について、成果報告書は55ページです。調定額が第1号被保険者、現年度分と過年度分を合わせて1億6,284万8,126円に対し、収入済額が1億2,311万5,772円で、収納率は現年度分が前年度より0.4%高い97.1%、過年度分が4.0%で前年度より4.0%低い状況となっています。

収納対策としまして、成果説明書にありますように、滞納者に対し督促状送付の際に制度の説明や滞納に対する対応方法など記載した書類を同封して送付するとともに、戸別訪問や電話連絡、集落巡回時に納付相談や徴収を行っています。課内で協力し、戸別訪問や夜間徴収なども行いながら徴収率を上げる努力を行っています。特に未来の滞納者の増加を防ぐために、65歳到達時の収納対策に重視したことから、現年度分は昨年度より徴収率が増加しましたが、滞納分については今後も対策を講じていきたいと考えています。

決算書95ページにあります、1,501万3,476円を不納欠損として落としました。不納欠損は前年度までは2年を経過した死亡者で徴収ができない人について行っていたのですが、30年度は介護保険

法に基づき、10年以上さかのぼる滞納については不納欠損とし、平成21年度以降の滞納者につきましては、介護保険の認定を受ける際に給付制限をかけることとなっており、令和元年度は給付制限に関する通知を実施し、法に基づきながら介護保険の収納・滞納対策を実施していきます。

課題としては、今後も普通徴収の徴収率を上げることが重要であり、65歳の資格取得者の徴収率を上げるため、重点的に戸別訪問などの対策を行っていきます。

2款から5款については、介護保険給付費及び地域支援事業における予防給付費他各事業の実績に伴う国庫支払基金、県支出金であります。

決算書96ページ、2款2項5目の保険者機能強化推進交付金については、平成30年度より介護給付費の適正化を図る目的で、該当項目の実施状況に応じ交付金が算定され、各保険者に入っているようになっています。平成30年度は、平成29年度の介護保険事業の実績により72万5,000円が入っています。

5款繰入額については、基金からの繰入金は、前年度より15.1%減額の1,939万5,304円、その他繰入金は、前年度より7.3%増額の1,410万8,855円となっていますが、実績に伴い、全体としましては、前年度比より5.2%減額の1億4,903万5,744円となっています。

6款諸収入につきましては2項雑入、72万9,491円となっていますが、これは督促手数料や、主には前年度実績による介護保険組合からの返還金などであります。

7款繰越金については、実績に基づき56万4,495円を次年度へ繰り越すものであります。

歳入合計は、収入済額9億4,332万6,971円となっており、前年度より2,225万4,286円の減額となっています。

続きまして、歳出につきましては、決算書93ページをお開きください。成果説明書は54ページから58ページになります。

1款総務費1項総務管理費は、前年度比29.9%の増となっていますが、主な理由は、制度改正に伴うシステム改修の介護電算事務処理負担金の増額によるものであり、2項介護認定審査会費については、前年度比0.7%減額の6万9,000円となっています。

成果説明書56ページ、⑤介護保険研修の成果及び問題点の欄に記載されていますが、現在、第7期介護保険計画を推進中ではありますが、平成30年度から居宅介護支援事業所の指定事務が県から権限移譲され、集団指導、実地指導を市町村が担うこととなり、法改正も多く、複雑な介護保険制度を町民に理解していただくよう、パンフレットの配布なども行いましたが、わかりやすく普及啓発していけるよう、今後も努力していきたいと考えています。

2款保険給付費につきましては、認定件数は昨年度より4.5%減少していることから、全体的には給付費は下がっていますが、決算書103ページの4項高額介護サービス等諸費や5項高額医療合算介護サービス等諸費はやや増加しています。この他101ページの1項介護サービス等諸費5目施設介護サービス等諸費が、前年度比2.6%増加、また、102ページの2項介護予防サービス等諸費において、地域密着型介護予防サービス給付費が前年度比7.8%増加していますが、全体的に介護給付費は各項目において不用額が出ています。

成果説明書54ページにあります。平成31年度3月31日現在の要介護認定者数は487人となっており、前年度比22人減の4.5%の減少となっています。

成果及び問題点にありますように、介護認定申請時に包括支援センター職員などと協力し、聞き取り調査や自宅訪問などで必要に応じ介護申請または総合事業の申請を行うことにより、しっかりと本人の状態確認を行うことにより適正化につながっていると思われま。

しかし、若年者の介護申請が増えつつあり、介護認定要因が末期がんなどの特定疾病が増加傾向にあります。この点については、引き続き、脳卒中などもそうであり、疾病の予防と早期発見・早期治療が重要であり、健康増進部門と連携を強化するとともに介護予防についても強化していきたいと考えています。

また、介護認定者の重度化、介護度が3から5の出現率も県下では高い割合となっており、適正な時期に申請、また現在介護保険を利用されている方の重度化防止や自立支援を図る取り組みを行ってまいります。

3款地域支援事業費につきましては、全体として、前年度比の12.7%減の3,125万669円となっています。

決算書104ページになりますが、地域サロン活動の充実もありますが、ほーらい館や事業所などに委託した予防教室の充実により、個人の状態に応じたさまざまなプログラムを選択することができ、委託料が2%増加しており、2項の一般介護予防事業費は増額していますが、1項介護予防生活支援サービス事業1目サービス事業費は前年度より33%減額となっています。

13節の委託料や19節の負担金補助及び交付金が大きく減額となっており、実績により訪問や通所のリハビリ、また生活支援ヘルパー派遣の利用が少なくなったことや通所や訪問介護の予防事業利用者が少なかったことが要因と考えられます。各種予防教室のさらなる充実で自立支援や重度化防止の効果が得られるよう、今後見直しも含め、健康運動インストラクターの養成など体制づくりもさらに強化をしながら推進していきたいと考えます。

成果説明書57ページ、決算書は105ページです。3項包括的支援事業任意事業費は全体として前年度比7.9%減額となっていますが、主な要因は、4目の任意事業において、20節扶助費については、家族介護用品扶助費は増加し、また7目の認知症総合支援事業費において、看護師賃金の増などがあります。4目任意事業の13節委託料において、食の自立支援事業で配食サービス利用の減少や6目の生活支援体制整備事業を29年度は委託しましたが、30年度は包括支援センターで直営で運営したことなどから、前年度比28.6%減額の170万7,919円となっていることなどにより減額となっています。

しかし、認知症や介護問題、高齢者虐待、身の回りの身寄りのいない独居高齢者、がんの終末期などの相談等、相談内容も複雑・多岐化しており、104ページの1目総合相談事業費などは前年度比8.1%増額となっています。

105ページの6目生活支援体制整備事業を直営で30年度は実施しましたが、生活支援コーディネー

ターが地域に入り、地域の困り事の相談を包括につなげたり、地域の見守りマップづくり活動などを推進し、地域包括ケア推進体制を図りつつあります。

この他、在宅医療介護連携推進事業などで施設や病院だけでなく、在宅で医療や介護を受けながら生活できるように、医療介護連携を進めたり、個々のケースを他職種で連携して地域での暮らしを支援できるよう、体制づくりも強化していきたいと考えています。

決算書93ページ、すみません、戻ります。

最後に、5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1,748万5,630円は、前年度実績に応じ償還をするものであります。2項繰出金407万7,439円は実績に伴い一般会計に初めて繰り出しを行うものであります。

歳出合計につきましては、支出済額は前年度比1.7%減の9億1,547万7,483円となっています。平成30年度から第7期介護保険計画を推進中ではありますが、地域包括ケアシステム構築からさらに推進し深化させ、さまざまな地域課題をともに支え合う地域共生社会づくりを目指し、今後も関係機関、各部署と連携を強化して取り組んでいきたいと考えています。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

これで認定第3号についての補足説明を終わります。

日程第3 認定第4号、平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について議題といたします。

補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

認定第4号、平成30年度伊仙町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。決算書117ページをお開きください。

実質収支に関する調書について、歳入総額は1億8,126万8,000円で前年度より5.3%減額、歳出総額は1億7,962万9,000円で前年度比5.1%減額となっており、歳入歳出差引額は163万9,000円、実質収支額も同額の163万9,000円となっています。基金繰入金はありません。

歳入につきまして、決算書109ページをお開きください。成果報告書は59ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料、現年度分が前年度比3.25%増加の99.57%、滞納繰越分が前年度比4.67%減額の41.20%となっています。滞納繰越分につきましては、若干名の高額滞納者によるもので、前年度より徴収率は下がっていますが、平成29年度の89万2,700円から、死亡して2年を経過した方々4名分の保険料として、初めて3万1,100円不納欠損を行いました。滞納分の収入済額が58万5,600円となっています。

また、決算審査意見書にもありますように、徴収率が滞納分も含めて99.1%で前年度比2.2%増となり、電話連絡や督促状の送付、課内で協力して夜間徴収を行うなど、担当を中心とした日々の努力の結果で徴収率が向上しましたが、今後も法的処分も含め、徴収体制の強化を図るとともに収納

率の向上に努めたいと思います。

2 款使用料及び手数料の 1 万9,500円は督促手数料であります。

3 款繰入金は一般会計からの繰入金で、前年度比6.6%減額の 1 億4,031万3,868円となっており、決算書の112ページから113ページにあります。特に 1 目の事務費繰入金として39.9%減額の56万8,918円、2 目の保険基盤安定繰入金が前年度比4.9%減額の4,264万5,644円、3 目の療養給付費繰入金が7.0%減額の9,666万9,306円、4 目の保険事業費繰入金は保険事業の拡大により1.6%増加の43万円となっています。

4 款繰越金は220万9,277円となっています。

5 款諸収入につきましては、主に 4 項受託収入で、前年度比73.2%増加の259万2,936円となっていますが、療養給付費等の適正化対策の一環として、長寿健康増進事業いきいき教室の実施などにより増額となっています。

歳入合計は、歳入済額が前年度比5.3%減の 1 億8,126万7,952円となっています。

歳出につきましては、決算書110ページをお開きください。

1 款総務費 1 目総務管理費において、前年度比10.2%減額の30万9,000円となっています。主なものとしましては、115ページ、14節使用料及び賃借料がシステムリース料の減額などにより 4 万8,011 円の不用額となっています。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金については、成果説明書にありますように、医療費において、29年度までは伸びていましたが、30年度におきましては被保険者数の減少もありますが、1 件当たり日数や 1 日当たり診療費、1 件当たり診療費、1 人当たり診療費ともに減少しており、1 目後期高齢者医療広域連合納付金が6.2%減額の1,181万6,000円となっています。

29年度より療養費の増加に対し、重症化予防の取り組みや適正化受診についての訪問指導を始め、医療費の伸びに対する抑制効果が出てきているものかと考えられます。

また、決算書116ページの 3 款保険事業費 4 目長寿健康増進事業の13節委託料におきまして、鹿児島県民総合保健センターの協力を得て、いきいき教室を実施しました。開催時期が他町と重なったことにより、旅費などの折半で委託料が減額となり、不用額が20万6,560円となっています。

4 款諸支出金 2 項 1 目一般会計繰出金につきましては、実績に伴い余剰金のうち33万8,371円を初めて一般会計に繰り出すものであります。

歳出合計は、支出済額が前年度比6.2%減の 1 億7,962万8,976円となっています。

各種健康教室の開催や地域包括支援センター、保健センター、ほーらい館と連携した予防教室などと連携、また、重症化予防として保健事業を受託した訪問指導などを行い、適正受診や未受診者への受診勧奨、要医療者の訪問、指導などを実施し、地域サロンへの健康運動インストラクターの派遣や食生活改善推進員さん方の協力をいただきながら、派遣等も継続実施を進めていきたいと考えています。

今後も収納対策を講じながら、長寿健診受診勧奨を行うとともに、重症化予防としての保健事業

の取り組みを推進し、関係部署、関係機関と連携し、元気高齢者の健康増進を図るなど町民の健康寿命の延伸を目指し努力していきたいと考えます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

これで認定第4号について、補足説明を終わります。

日程第4 認定第5号、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について議題といたします。

補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（重村浩次君）

それでは、認定第5号、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。

成果報告書84ページ、この成果説明書に示しているのは、ほーらい館の会員の月別の推移です。延べで5,123人、徳之島町が611名、天城町が47名。これを月に直しますと、徳之島町が55名、天城町が5名となっております。

それでは、決算書のほうで118ページをお願いいたします。事項別明細書は121ページにありますので、ご参照ください。

まず、歳入ですが、款1 使用料及び手数料ですが、4,316万1,228円です。これは主に施設使用料です。2 款繰入金は6,502万6,960円です。これは一般財源からの繰入金です。次に、4 款諸収入ですが、1,581万4,748円ですが、ショップの売り上げと百菜、法務局の電気代とあと地域福祉課の保健事業の収入でございます。また、未収金のほうの151万9,966円は百菜の電気代となっております。

次に、119ページをお願いいたします。歳出ですが、1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 1 億2,224万9,501円ですが、主に職員とスタッフの給与、報酬と需用費委託料が多い支出です。

需用費では、光熱水費1,901万8,401円、燃料1,382万9,124円、修理費が1,341万413円です。委託料は運転管理委託料が設備と高圧で612万5,760円です。次に、浄化槽の委託料が125万4,858円、観覧席の保守点検委託料が37万8,000円、特殊建築物定期検査委託料が22万6,800円となっております。

次に、1 款 2 項放課後わくわくクラブの事業費は、主に講師の報酬費です。2 款の 1 項健康増進事業費は、事業スタッフの報酬です。3 款 1 項文化事業費は、去年、ほーらい館10周年記念式典の費用です。歳入総額 1 億2,400万2,936円、歳出総額 1 億2,400万2,936円、実質総支出額はゼロ円でございます。

事項別明細書の123ページをお開きください。不用額の説明をいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の 7 節賃金につきましては、スタッフが産休に入って退職したため不用額となっております。11 節需用費ですが、需用費につきましては、水風呂のチラーユニット本体が故障していたため、120万円の交換費用を計上しておりましたが、専門業者のほうに来ていただいてオーバーホール等行い、この修理費が基盤交換のみで終わっていますので、この基

盤交換だけで25万円ということで不用額にしております。

それと、25mプールの循環ポンプの交換に50万円を予定しておりましたが、これもオーバーホールしていただいて直るということでしたので35万円で直しております。プールまでの通路にあります防火扉の故障で消防のほうから指摘を受けておりましたが、これを40万円組んでおりましたが、塗装とあと器具の一部交換で直りましたので、これが25万円となっております。

非常用照明の指摘も受けておりましたが、これが総額160万円をしておりましたが、これも工事費等々、あと仕入れのほうが安くなりましたので、これを交換は自分たちで行え73万円でやっております。

それとプールの循環ポンプがもう一つあるのですが、競技用と歩行用のプール2基あるのですが、そちらのほうの交換と、あとプールの雨漏りの修繕を予定しておりましたが、去年はほーらい館も台風災害がありましたので、そちらのほうを優先して行ったため、295万円が浮いたということになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、ほーらい館の説明を終わります。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

これで認定第5号について、補足説明を終わります。

日程第5 認定第6号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算について議題とします。補足説明があればこれを許します。

○水道課長（福島隆也君）

それでは、認定第6号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。決算書の129ページ、成果説明書85ページをお開きください。主なものについて説明いたします。まず、歳入からご説明いたします。

1款使用料及び手数料1項1目水道使用料、現年度分及び滞納分を合わせて調定額が1億646万654円に対しまして、歳入済額が5,999万7,429円、不納欠損額が228万3,259円、収入未済額は4,417万9,966円であります。

その内訳といたしまして、現年度分収入済額は5,489万479円、過年度分収入済額は510万6,950円であり、徴収率が現年度分は94.25%であります。また、今年度は228万3,259円の不納欠損を行っております。不納欠損対象者は時効が満了した後に死亡し、相続人のいない方または相続人の不明の方を対象としております。

次に、2款国庫支出金国庫補助金1億3,866万7,000円、これは簡易水道老朽管更新事業に係るものでございます。次に、3款繰入金6,790万円は、一般会計よりの繰入金、4款繰越金175万2,872円は前年度からの繰越金であります。次に、130ページに移りまして、6款1項1目辺地対策事業債6,920万円、2目公営企業債1億1,470万円は補助事業に係る事業債でございます。

歳入合計が4億5,221万7,301円でございます。

次に、歳出を説明いたします。決算書は131ページからです。成果説明書は86ページ、費用の構成

からとなります。主な項目をご説明いたします。

1 款水道事業費 1 項 1 目一般管理費13節委託費383万7,300円は、公営企業会計への移行のための指導助言委託料及び量水器の検針委託料でございます。2 項原水浄水費 1 目原水浄水費11節需要費1,837万7,345円は、ポンプ等に係る電気料金及び薬品費でございます。不用額の296万7,655円に關しましては、ポンプ監視システムの制御による動力費の減と配管維持費の減によるものであります。

次に、132ページ、3 項配水給水費 2 目西部地区基幹改良事業費1,219万8,600円は、木之香地区の水道管布設替え工事及び西部地区の上水道場内整備費であります。

次に、3 目東部地区基幹改良事業費15節工事費請負費 2 億7,830万5,000円は、面縄目手久喜念地区の老朽管布設替え費であります。明許繰越額の6,357万7,000円は、既に工事は完了しております。目に同じく17節公有財産購入費100万円が不用額となった理由といたしまして、減圧槽に係る用地買収費でありましたが、減圧槽の装置が町道内におさまったため、用地買収費が不要となっております。

次に、4 目東部地区簡易水道増補改良事業15節工事請負費、支出済額972万円に關しましては、東部ダムからの東部浄水場への導入管の布設替え工事に係るものです。不用額は、導水管の管種の変更により工事価格が減になったものであります。

次に、2 款公債費 1 項公債費、元金につきましては4,819万71円であり、次のページの132ページの2 目利子が1,123万1,555円であります。

次に、134ページ、実質収支に関する調書、歳入総額 4 億5,221万7,000円、歳入総額 4 億5,087万9,000円は翌年度へ繰り越すべき財源と収支支出額を合わせた歳入歳出差引額120万9,000円を翌年度へ繰り越すものといたします。

以上で簡易水道特別会計の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

これで認定第 6 号について、補足説明を終わります。

日程第 6 認定第 7 号、平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算について議題といたします。補足説明があればこれを許します。

○水道課長（福島隆也君）

認定第 7 号、平成30年度伊仙町上水道会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

上水道会計決算書の 1 ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入の欄になります。第 1 款水道事業収益につきまして、決算額 1 億860万6,970円で、予算額に対しまして88.86%の執行率でございます。

主な理由といたしまして、第 1 項の営業収益9,040万2,399円は、水道料金及び職員の給料、手当等に充てるもので一般会計からの負担金も含まれております。右枠の予算額に比べ決算額の増減の1,401万5,601円の減は、営業費用に補填する額が減少したためであります。

第 2 項の営業外収益の1,820万4,571円につきましては、企業債償還利息等に係る一般会計からの

繰入金でございます。

次に、支出の欄でございます。第1款水道事業費用、決算額1億770万9,558円、予算に対しまして97.74%の執行率であります。

主なものといたしまして、第1項営業費用1億40万3,248円につきましては、浄水場及び配水管等の維持管理費、また電気代、薬品費、減価償却費などがございます。不用額の242万1,752円につきましては、動力費及び重機借り上げ料の減によるものであります。

第2項の営業外費用282万7,072円につきましては、企業債の利息でございます。

第3項特別損失447万9,238円につきましては、過年度分の水道料金還付などがございます。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入につきまして、第1款資本的収入決算額4,297万9,112円、予算額に対しまして98.78%の執行率でございます。

主な理由といたしまして、第1項企業債3,000万円は老朽管整備事業費の企業債であります。第2項他会計出資金1,297万9,112円は、一般会計からの出資金でございます。

次に、支出の欄でございます。第1款資本的支出決算額4,997万9,912円で、予算に対する執行率93.48%でございます。

主な理由といたしまして、第1項建設改良費3,755万4,904円は老朽管更新事業に係るものでございます。不用額の348万6,096円は、設計変更による減及び工事費の執行残でございます。次に、第2項企業債償還金1,242万5,008円は企業債の償還金でございます。

次に、3ページをお願いします。

財務諸表につきまして、損益計算書の中から下段から4段目、当年度純利益39万7,972円が当年度の利益となります。

以上の報告をまとめたのが、8ページの上水道事業報告書であります。特にEの営業の欄、有収率80.01%とありますが、これは給水する水量と料金として収入のあった水量との比率であります。上水道会計地区では80.01と低く水道事業の経営を圧迫している要因であります。早急に漏水対策等を行う必要があると思われま。

最後に、上水道の徴収率について、現年度分が出納閉鎖時3月末日で79.06%、前年度と比べて1.22%の増、収益的には水道料金改定により598万円ほどの増収となっております。また、上水道会計においても、93万3,933円の不納欠損を行っております。

以上で平成30年度上水道会計決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

これで認定第7号について、補足説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから審議を始める前に、質疑や答弁をなされる場合は、決算書の提示されている件について、簡潔明瞭に発言されることを心がけていただき、通常、質疑においては1項目3回までとなっておりますが、決算審査というのは議会が可決した予算が適正に執行されたかどうかを審査し、行政効果を評価した上で今後の財政運営の改善に役立てるという極めて重要な意義があり、また決算を認定することにより、町長の執行責任を住民に対して開示することになり、委員は町民に対して説明責任があることを勘案すると、当特別委員会において委員の質疑、執行部の答弁によっては質問回数に制限は設けませんので、よろしく願いいたします。

日程第7 認定第1号、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

○13番（樺山 一君）

平成30年度歳入歳出決算について質疑をいたします。

まず、最初に6ページ、決算書の6ページ、款1町税、個人町民税、固定資産税、軽自動車税において、799万6,350円不納欠損をしているが、分納誓約書と時効中断措置等の手続をしたか、また、不納欠損の理由について伺います。

○くらし支援課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えいたします。

手元に成果説明書43ページをお開きください。分納誓約書及び納付状況ということで表5があります。こちらのほうに30年度に分納誓約を結んだ件数と人数が載っております。その前に既に分納誓約を結んでいる件数はこれには記載されておられません。30年度に結んだ件数だけが記載されております。

あと、執行停止という形で財産調査、あと家宅捜索等を行った件数が37件ありまして、163万9,000円の執行停止後3年たった案件を不納欠損としております。あとは5年以上たった時効消滅分になります。

以上です。

○13番（樺山 一君）

わかりました。そして、今37件の執行停止、適時の執行停止をしているかということを知りたいのですが、37件の執行停止をしているということでしたが、この執行停止はこの37件は、財政法上、無資産とか生活困窮とかいろいろ分けられると思いますが、どれに当てはまる37件でしょうか。

○くらし支援課長（名古健二君）

28件が生活保護にかわった方で146万3,000円でありまして、あとは財産調査等を行った件数が9件

で17万6,000円になります。

以上です。

○13番（樺山 一君）

28件が生活困窮者、そして17件が……（「9件です」と呼ぶ者あり）

19件ですかね、19件が無財産、無資力と判断してよろしいでしょうか。（「28件と9件になります。合計37件になっております。そのとおりです」と呼ぶ者あり）

生活困窮者が28件いたと。その生活困窮をしている方々の相談に乗って、実際に相談に乗ってどうしたら納税していただけるか。そういう相談に乗ったことがありますか。

○くらし支援課長（名古屋二君）

この方々は、何度か我々も過去5年以内に何度も、夜間徴収とか昼間いなかった場合は夜間徴収等で回ったり、あと11月に一応納税相談ということで電話催告等も行っておりまして、そのときに相談と、あと納税相談ということで役場のほうに夜に8時まで開設いたしまして、税務課のほうで納税相談等も行ったのですが、この方々は来なかったのですが、一応我々で訪問いたしましてそういう相談には乗っております。

○13番（樺山 一君）

ぜひ滞納しているからという考え方で税金を納めなさいと催促するばかりでなくて、くらし支援課というのがありますから、そちらと横の連携をとっていただき、消費者生活相談、そういう形に相談に乗って、どのようにしたら税金が本当納められるか。不納欠損するばかりでなく、そういう事例が前新聞に載っていたのですが、滋賀県あたりで消費者生活相談に乗って市民税が納められたというケースたくさんありますので、ぜひそういう方法も使ってくらし支援課と横の連携をとっていただきたいと思います。

続きまして、決算書ページ10、款12使用料及び手数料項1使用料目2土木費使用料節1公営住宅使用料、節2滞納繰越処分について質疑をします。

節1公営住宅使用料5,146万7,110円調定されております。そして、収入未済額が469万1,500円、節2の滞納繰越処分調定額3,773万6,060円、収入未済額3,594万860円になっておりますが、滞納繰り越しが469万1,500円ですよね。そして、滞納繰越分の収入済金額が179万5,200円、その差額、約200万円近くですね。滞納繰り越しをして、そして450万円滞納繰り越しをして175万9,000円が滞納繰り越しの収入済額になっておりますが、毎年289万6,300円が滞納としてたまっていく計算になりますが、この滞納処分は3,500万円の滞納処分がありますけど、何年ぐらい滞納している方がいらっしやるのか、一番長い方ですね。そして高額滞納者の金額は幾らですか。

○建設課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えします。

現在手元に資料がないので、後で報告させていただきたいと思います。

○13番（樺山 一君）

一人で長くて何年ぐらいですか。1年、2年、3年ありますけど。

○建設課長（松田博樹君）

長い人で10年超える方もおります。

○13番（樺山 一君）

住宅の明け渡し請求、そして保証人に対する支払い件数は何件ですか。

○建設課長（松田博樹君）

明け渡し請求は現在のところしておりません。一応その方に対して、保証人のほうに請求しますよということは言うんですけど、実際に請求したことはございません。

○13番（樺山 一君）

伊仙町の町営住宅設置及び管理条例の中に、町長は入居者が次に上げる事項のいずれかに該当する場合においては、住宅入居者に対して当該住宅の明け渡し請求をすることができる。（2）家賃を3カ月以上滞納したときと書いてありますが、条例を無視していると考えてよろしいでしょうか。

○建設課長（松田博樹君）

条例を無視した考えというか、とりあえず払ってもらえるようお願いをしているところです。

○13番（樺山 一君）

決算書で役務費、裁判手数料50万円、そして委託料で公営住宅明け渡し訴訟弁護士委託料が組まれておりますが、計上されておりましたが、一般会計補正予算で全額落としております。そして本年度はそれが一切組まれておりません。そういう裁判、そして明け渡し命令等を行わずに家賃が収納できると考えておりますか。

○建設課長（松田博樹君）

一応今年度から納付書も金額を細かい金額に分けて、少しずつでも納付するようにお願いして滞納者のほうに渡しております。

○13番（樺山 一君）

ぜひやはり高い予算で町営住宅をつくって、そして貸し付けておるわけですので、ぜひ家賃の滞納等生じないようにお願いをしておきたいと思います。

それから、ページ17、款15財産収入項1財産運用収入目1財産賃貸収入節1土地建物貸付収入のうち教員宿舍貸付収入。この間の教育委員会総務課長の説明によりますと、590万4,000円という説明でしたが、この中に面縄小学校校長住宅の使用料も含まれているのか。また、この住宅は行政財産か普通財産か、お願いします。

○教委総務課長（水本 齊君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

面縄小学校の校長住宅のほうは、ただいま校長先生は住んでおりません。教員住宅ではありまして、今面縄小学校の校長先生は民間の住宅のほうに住んでいらっしゃいます。

○13番（樺山 一君）

では、この面縄小学校の校長住宅は今改築されて伝泊が使用していると思いますが、伝泊との賃貸契約書はあるのか、そして期間、使用料、そして適正な手続を経ているのか、説明をお願いします。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時00分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（松田博樹君）

樺山議員の先ほどの質問にお答えします。

過去一番古い住宅料を払っていない方が、昭和58年度からあります。現在、一番高額滞納金額として385万4,020円になっております。

督促に関しまして、過去に保証人の方にも、平成27年に保証人の方等にも通知を出している状況です。

○13番（樺山 一君）

町営住宅の使用料に関して、ちょっと戻っていいですか。昭和58年度ころから380万余りの滞納があるということでしたが、毎年公営住宅の明け渡し訴訟弁護士費用、そして裁判費用、予算計上して年度末には確実に落としていましたけど、なぜ訴訟しなかったのか、お答え願えます。

○建設課長（松田博樹君）

諸手続の途中まで前したときに、結果、弁護士さんと話ししたところ、強制退去はできない、結局できないということだったので、できないのであれば訴訟を起こすのはちょっと待って、再度督促等で対応していこうということになっております。

○13番（樺山 一君）

まだその滞納している方はその住宅に住んでいるのか、住宅から出て行ったのか。それから、その方の保証人等に請求して、保証人等に払っていただけるような対応はとったのか、お願いします。

○建設課長（松田博樹君）

現在、滞納者の8割の方が亡くなったり転居したりしておりまして、残り2割が残っている状況です。滞納者、保証人に対しまして督促状というか、協力依頼という形で文書を出して、幾らありますよという文書を出して、その後、訴訟手続、最終予告通知兼督促状ということで、保証人の方にも出した経緯はあります。

○13番（樺山 一君）

家賃を滞納しても回収ができない。そして、30年度までは裁判手数料50万、そして明け渡し訴訟手数料30万円組んでありましたが、本年度、令和元年度予算には一銭も計上もされておられません。もう100%こういう手続をしないで、払う方からだけ取って、払わない人はもういいという考え方ですか。

○建設課長（松田博樹君）

そういう考えではなく、その方をお願いして、現在、数人ではありますが、納付書を現年分と滞納分を、滞納分は大きい金額じゃなく少ない金額で払ってもらうような形で送付して、その中で現年分と滞納分を少しずつ払ってもらっている人もいる状況になってはきております。

○13番（樺山 一君）

最後に、町長に質疑をします。質問します。

こういう状態で亡くなった方の家賃も残っている。そして保証人も保証できるかわからない。そういう状態で、やはり不納欠損できるのは、どうしても取れなかったら話し合いをして不納欠損したり、そして家賃を整理してまとめて確実に取れるような形でぜひこれから会議等開いてできないのか、伺います。

○町長（大久保明君）

今樺山議員が質問いたしまして、私の認識では280万ぐらいと思っていましたけども、さらに高額な方がいるということで、その名簿は逐一見ております。今後、その不納欠損を前向きに処理していくということは必要だと思います。ですから、この督促状を何回も出したり、何年もずっと継続していくことの事務的な作業のロスもあるわけですから、そういうことをなくしていくことは重要であると思っております。

また、これからはいろんな社会保障の問題でいろいろ医療費の保育料の無料化とか家賃の低廉化ということも町としてやっていくことが必要じゃないかと思っておりますので、島においても、いろいろな子ども食堂とか貧困という問題がかなり現実的になってまいりましたので、そういう方々みんなが伊仙町民として誇りを持って生活していけるような仕組みというのを考えていくことも必要だと思いますし、国のほうも全世代型社会保障ということを強力に打ち出してまいりますので、ただ、払わなくて済む問題ではないわけですから、今後いろんな広報などにおいては、家賃払える能力のある方々はしっかり払うように進めていくことは重要だと思います。

○13番（樺山 一君）

ぜひ真面目に払う人が損をしないような形、そしてまた払わない人が逃げ得できないような行政運営をしていただきたい。そして、亡くなっている方がいるのだったら、もう取れないわけですから、不納欠損の手続をしたり、きれいに整理できるような形で。そして、とにかく現年度を取り損なわないようにしないと、滞納になればなかなか取れないわけですので、そういうのをぜひ注意していただいて行政運営に当たっていただきたいと思っております。

○教委総務課長（水本 齊君）

樺山議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、午前中答えました面縄小学校の校長先生ですか、現在、すみません、民間ではなくて教員住宅のほうにお住まいになられています。訂正しておわび申し上げます。

それで、ご質問の面縄小学校の校長住宅でございますが、すみません、教育委員会のほうで契約はいたしております。町有普通財産土地建物貸付契約で、去年の4月1日付で契約がなされております。（「使用料は」と呼ぶ者あり）

使用料につきましては、敷地面積1m²につき15円を乗じた額を使用料といたしております。

また、やむ得ない理由があるときはこれを免除するということで。その校長住宅は29年の3月まで面縄小学校の校長先生が住まいになられて、29年の4月1日からは建物が古いということとあいておりました。そこで、契約された会社のほうが修繕をするということでしたので、その使用料は今現在免除しているところであります。

○13番（樺山 一君）

なぜ29年度末まで面縄小学校の校長先生が住まわれていたところを、なぜその後に転入された校長はそこに入居しなかったのか、伺います。

○教委総務課長（水本 齊君）

老朽化が激しく、その29年の3月まで住まわれた校長先生からも大分改修要望がありましたが、予算のほうはめどがつかずに改修できませんでした。その後、余りにも老朽化がひどいということで、教育委員側からちょっと入居は厳しいのかなということであいた状態が続いていたということです。

○13番（樺山 一君）

この建物は伝泊のほうが今使用しているということで聞いております。それで、適正な手続を経ているのか。条例改正と、また地方自治法237条に引っかからないのか、お尋ねします。

○教委総務課長（水本 齊君）

貸付契約に当たりまして、他の市町村で同じような手続をなされている市町村がございまして、それを参考に手続を行いまして、町有財産普通財産貸付契約書をちゃんと結んでおりますので、しっかりとした手続だと思っております。

○13番（樺山 一君）

地方自治法237条2項で、第238条の4第1項の規定の適用がある場合を省き、普通公共団体の財産は条例又は議会の議決による場合でなければならない。これを交換し、出資目的とし、若しくは支払い手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならないとありますが、適正な対価で貸し付けているとは思われませんが、どうでしょうか。

○教委総務課長（水本 齊君）

その校長住宅でございますが、大分老朽化いたしてございまして、入居するのが困難だったという

ことで、教育委員会側としても、かなりの莫大な費用がかかるということで、ずっと入居ができなかった状態でしたので、その改修をしてくれるということを前提に伊仙町に入居できる方、また、連泊できる方がふえるということで、そこのほうは、こちらのほうで理解しているところでございます。

○13番（樺山 一君）

議会に提案して議決をやられたのですか。

○教委総務課長（水本 斉君）

すみません。ちょっと調べてきますので。すみません。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時18分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教委総務課長（水本 斉君）

議会のほうには提案してございません。町教育委員会としては、老朽化した住宅は使えないということで入居できない状態でしたが、契約相手方が大幅に改修してくださるということで、財産運用には大変役に立つということで理解して契約をいたしたところでございます。

○13番（樺山 一君）

民間がお金を入れて改修してくれるという形で、いいと判断したと。普通は、そういう財産、やはり、財産を民間に使用させたり、そしたら、役場の一存で古い建物をどんどん民間に、議会の議決も得ずにどんどん貸し付けていく、私はそれが簡単にできるものと判断しますが、そう考えてよろしいですか。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの教育委員会総務課長の答弁にもありましたように、また、契約自体に関しましても平米単価で一応、単価設定はしてございますが、どうしてもこの町の政策と合致するということでありまして、このような形で一応、無償貸与という形にはなっている、これがどんどん全てのものに対してこのような形でやっていくということではございませんので、ご了承いただきたいと思えます。

○13番（樺山 一君）

伝泊に貸している現状ですが、伊仙町教員住宅管理条例等の変更はなされていますか。

○教委総務課長（水本 斉君）

条例等の改正はいたしておりません。

○13番（樺山 一君）

質疑をしても同じことですので、ぜひ、こういう形で決算審査に出して、こういう違法な形で貸し付けたり、やはり、議決して、正規の手続をもって行政運営をしていただきたいと思います。一応この件については終わります。

それから、ページ26、款2総務費項1総務管理費目10きばらで伊仙応援基金事業、報償費として2,240万5,351円支出しているが、返礼品、何件か、また、伊仙町の返礼品の中で人気商品は何かお尋ねします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお応えします。

30年度の返礼品件数ですが、給付件数2,719でしたので、返礼品の数も2,719という形です。

どういった商品に一番返礼品の希望があるかと言いますと、農産物関係が1,240件です。あと多いのが牛肉関係で800件程度というふうに続いてまいります。

○13番（樺山 一君）

そこでお尋ねします。

返礼品2,719件のうち1,240件が農産物という答えがありました。そして、その次は牛肉、この農産物、牛肉は、主にどの事業所から返礼品として送っているかお尋ねいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

農産物関係ですが、これはマンゴーとか、あとパッションフルーツ、そういったものが中心になるのですが、百菜のほうから調達をしております。

あと、牛肉に関しましては、島内のその処理、また、販売するところが徳之島産の牛肉ということで出しておりますので、鹿児島の方の業者さんから送ってもらうような形をとっております。

○13番（樺山 一君）

主に農産物は百菜のほうから、そして、牛肉のほうは鹿児島の方からということですが、酒とか、そういうのは、島の焼酎の詰め合わせ等、そういうのはないですか。

○未来創生課長（久保 等君）

焼酎のほうは228件と163件、奄美酒類のほうは223件、あと、にしかわ酒造さんが163件という形になっております。

○13番（樺山 一君）

農産物、そして、その焼酎、そういう返礼品は伊仙町内の商店、酒の小売をされている商店、そして、この農産物に関しては直に生産農家のほうから直接返礼品を送るよう依頼はできないものですか。

○未来創生課長（久保 等君）

焼酎に関してですが、町内にある小売店さんからという話、それも考えられるのですが、その規模とかそういうもので、商工会さんが代表となってこの受注を受けて発送という形をとるのであれ

ばできると思うのですが、送付の間違いとか、そういうところのちょっと責任感の所在とか、そういうものを考えると、今の酒造会社さんのほうにするほうが安全という面は考えられます。

しかし、代表になって、そういう責任を負って返礼をしますという価格も同じにして扱うところの代表というのがあれば、また話はそこに行く可能性もあると考えています。

そういう、今、酒類関係について言ったのですが、その農産物に関しても、個人さんで言うと、その発送のおくれとか、発送間違いとか、他の自治体さんではそういうものも実際に発生していますので、やっぱり、その代表となって、それをまとめてする企業なりのそういうものがあればできると思いますが、今の状況ではこのような発注にしかならないのかなと考えております。

○13番（樺山 一君）

隣町の徳之島町では去年、マンゴーに関してなんですが、ほとんど、ふるさと納税の返礼品として、農協が返礼品を発送していたらしいです。そして、今年から返礼品を各生産農家に委託して、農協はほとんどなかったらしいです。

本当にふるさと納税を内地の方にしていただいて、そして、出身者にしていただいて、もちろん納税をしていただいて、それを目的別に使うこともできるし、また、その返礼品で島の産業が育成もできる。

その酒に関してなんかも特に、卸して持ってきて、箱を統一しておけば、それは簡単に遅れます。そして、逆に今、酒、焼酎に関しては、宅急便かどこか使ったら安く送れるシステムを各商店は持っていると思います。

ぜひ、こういう形で地元の小規模の商店育成に、卸元からじゃなくて、地元の小規模店を通してしてほしいと思いますが、そういうのはこれからどのように検討をしていかれるのかお伺いします。

○未来創生課長（久保 等君）

そういうシステムを確立しているということですが、情報も取り入れて、生産者、地元の、伊仙町内の方に、その返礼品の報償費が落ちるのが一番妥当とは思っていますので、さっきも述べたように、その1人の個人さんですのか、また、組合をつくるのか、その辺もちょっと検討をしながら、事故が起こらない方法で返礼品が発送できるような形を見つけていきたいと考えております。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、酒に関して、商工会と打ち合わせをして、もちろん商工会に窓口になっていただくのもいいと思います。それがやっぱり地域の小規模商店のやはり収入につながるし、そしてまた、そういう返礼品をつくっている、マンゴー、ドラゴンフルーツ、それから、パッションフルーツ、そういう方々も、そういう組合等と話をして、百菜に出せば20%です。

例えば、マンゴーが3,500円でしたら、百菜から生産農家がもらうのは2,700~800円、それに箱代を入れて出しているわけですので、どうしてもそういう、自分で出したら、だから、ほとんど百菜に出していないのではないですか、伊仙町内の農家は。見れば、やっぱり天城町、そういう関係が私は多いと思いますけど、ぜひ、そういうのもやはり、そういう果樹組合とか、そして商工会とか

と打ち合わせをして、地元の農家、そして商店街、もうかるような形でしていただきたいと思いません。

次39ページ、款4衛生費項1保健衛生費目3清掃費節13委託料について質疑をします。

平成29年度決算、平成30年度決算において、節13委託料が予算ベースで1,751万2,000円、支出済額で1,751万1,638円、2年連続数字が1円も変わらない。何を基準にしてこの委託料を積算しているのか。また、委託する一般廃棄物の種類、金額と収入実績を、それから、委託する一般廃棄物の収集業者の種類別の数をお願いします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

ごみの収集運搬委託料ですけれども、今ご指摘がございましたように、この積算については従来どおりの方法でやっている方法であります。今、去年からもこの積算については運搬の量、それから、走行距離等を出していただいておりますけれども、従来どおりのやり方で、そして、それに消費税を上乗せしてやっている状況でございます。

それと、委託業者、今6業者ございまして、その業者の種類によりましては、ちょっとお手元に資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思えます。

○13番（樺山 一君）

もちろん種類と金額と収集の実績、それを委託する一般廃棄物の種類と金額と収集実績はわからないわけですよね、今は。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

はい。今、上げていない状況でございます。業者の個々には上げていない状況であります。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、後でまとめて、今、私が質疑したのを資料として提出してください。

そして、各業者がごみ収集センターに一般の可燃ごみでしたら持っていくわけですから、その業者が持っていったトン数で、その業者が収集運搬しているのは、ごみ収集センターではわからないですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

今、ごみ収集センターではちょっとわかると思えます。

それで、今、各業者さんにも、私たちのほうでも運搬距離とか、そういうのを今提出、毎月末で提出をさせているところでもあります。それを集計した収集運搬料とか運搬量とか、走行距離とかを出したいと思えます。

○13番（樺山 一君）

やはり、ごみの収集運搬の委託をする場合は、前年実績で委託するとか、走行距離、場所等によっていろいろ違うと思えますけれども、29年度も30年度も変わらない、そういう井勘定で委託をして、ごみの収集実績が前年より多ければ、収集運搬業者は損をします。少なければ、要らない金を払う

町民、町民が損をします。あんたなんかはひとつも損をしないです、役場は。

だから、そういうのを真剣に考えて積算をして、実績、確実にあるはずです。ごみ処理場と連絡をとればわかるはずです。そういうのをぜひしていただきたい。

それから、伊仙町の収集場所は何カ所あるか。そのうち個人の土地を利用しているステーションは何カ所か。不衛生等で個人の所があれば、撤去してくださいと依頼された所はあるのか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

一般質問にもございましたように、今現在117基のごみステーションがございまして、個人のほうから1件だけ一昨年、個人の私有地にあるから撤去していただけないかということで、1件撤去したことがあります。

今のところ個人のほうからは、そういう意見は出ていない状況であります。

○13番（樺山 一君）

何件、個人は何件。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

今、個人のほうもちょっと集計を上げていないところであります。

○13番（樺山 一君）

ごみステーション行けば、いつ掃除したかわからない、不衛生、伊仙町の人は人がいいものだから、撤去してくれとか言わない、相当にこれは迷惑していると思います。敷地内でごみを収集したその直後でも汚い。やはり、それをきゅらまち観光課が、1週間一遍、収集終わったら、それをやっぱり清掃をしてやっぱり消毒をしてあげるのが、個人に対しての気遣いだと思いますが、どう思いますか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいま質問のとおりでございます。職員のほうでも巡回して、そして、下の草を刈ったり、そして、消毒もやっている状況ではございますが、これ以上にまた強化いたしまして、草を刈って、そして、除草剤、または消毒をしてまいりたいと思います。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、消毒をして、そして、やはりきれいな形で、1週間に1日ぐらいはきれいなごみステーションにしてほしいと思います。

次に、先般、上木議員が一般質問でもありましたけども、ごみ出しの指導を117カ所全職員でしていくという答弁でしたが、こういうごみ収集、わけのわからないお金を使って出して、これで町民の理解、得られないです。

それで、きれいに分別しなさい、そういう形をしても、やはり、その収集、代金が高いのか、安いのか、それはわかりません。それを町民に理解できるような形で積算基準を明確にして、そしてまた、ごみが多ければ多く払ってやる、少なければちょっと安くするとか、そういう形で、ぜひそ

の積算基準を明確にしていきたい。

以上で、これに関しては質問を終わります。

それから、ページ47、鳥獣被害対策事業についての節19負担金補助及び交付金について質疑をいたします。

96万円支出済みが計上されていますが、その内容について伺います。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらは、伊仙町イノシシ防止柵管理組合に対する支出金96万円でございます。（発言する者あり）伊仙町イノシシ防止柵管理組合に対する負担金補助及び交付金でございます。

○13番（樺山 一君）

経済課長のその詳細説明では、イノシシの駆除の頭数、96万のうち1万7,000円掛ける37頭の62万9,000円と聞いていますが。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません。62万9,000円は報償費でございます。

○13番（樺山 一君）

わかりました。勘違いでした。

そして、この報償費についてちょっと伺いますけれども、1万7,000円で37頭、62万9,000円、これで、37頭イノシシを駆除しただけで、その農産物に対する被害が少なくなると真剣に思っていますか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらに関してはまことに申しわけなく思っております。イノシシのほうはやはり繁殖力も高いので、今後もより一層駆除していただくということで、今年度からこちらのほうも2万2,000円に値段のほうも上げて、とっていただくようにまた協力依頼をしているところでございます。

○13番（樺山 一君）

2万2,000円ですか。これもうちちょっと3町で協議をして、やっぱり島は1つですから、イノシシはあちらこちら走ると思うのだけでも、3町で協議して予算を大幅につけて、1頭3万4,000円ぐらい、倍ぐらいつけて、一挙に駆除できないものですか。動物、何とか保護法とかにひっかかるのですか、どうですか。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません。鳥獣保護法につきましてはちょっと勉強不足で申しわけないのですけれども、その3町云々というのに関しましては、先般の清議員の一般質問にも答弁をいたしましたとおり、3町とも本当に深刻な問題というのは認識をいたしております。

それで、片方でも、隣の町のほうに逃げたり云々というものもあるかと思しますので、これは特に3町の農政課長、担当課長を中心に、来年に向けまして方策を今、実際検討をしている最中でございます。

○13番（樺山 一君）

町長、ぜひ、これは早く駆除したら、放置しておけば、今年生まれた子供が、また来年それ以上の子供を産むわけです。早い段階で3町協議して予算を組んでいただいて、駆除する方法はどうか、町長、ないものですか。

○町長（大久保明君）

今、課長のほうから、3町の担当課長のほうで対策を考慮しているということでもありますけれども、3町長は広域議会のほうでいろいろお会いしたり、いろんな場面で農政、あらゆるところで会いますので、これは非常に重要な問題で、ますますふえていますので、これは今、樺山委員が話したとおり提案をしていきます。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、繁殖してふえる前にちょっと少なくするというような形で、農家の方々の被害をぜひ押さえていただきたい。

それから、その下の目17農業支援センター運営について質疑をいたします。

先般9月12日に決算審査特別委員会の現地調査において、農業支援センター運営について説明を受けました。平成30年度9月から研修生を1名受け入れ、研修が終了し、農業次世代投資事業において就農初期に必要な資金援助が受けられなかったため、民間の企業に就職している状況という説明を受けました。

また、次に、トラクターやその他備品は整備されているが、全く使用していない。これこそ宝の持ち腐れ状態と言うのではないかなと私は思いますけども、どう考えているのか。

そして、次に、令和元年度の研修生を募集しているが応募がない。

そこで、町長に伺います。予算に対する費用対効果が出ていると思いますか。

○町長（大久保明君）

この前の説明の中で、民間に研修生が就職したということでもありますけども、研修生が1年間受けた内容、そして、土壌分析など、農業を経験していない方でしたので、これは、いずれまた役に立つと思いますので、年次ごとの費用対効果というのはなかなか難しく、長期的な視野で考えていくようなのが研修であると思います。

トラクターに関しても、これもさびないような形で保管しながら、いずれどんどん活用していくような仕組みができるように今、最大限に努力をしている状況でありますので、だけど、現時点での効果はありませんけれども、数年後には効果が出るように努力をしていくということでもあります。

いろんな施設をつくったり、建物をつくったり、例えば、余談になりますけど、このほーらい館も費用対効果でずっと議論をしました。町から出資金を出しているということですが、そこにはやっぱり目に見えない効果が、はかり知れない効果があるという、それは計算ができません。

徳之島全体の交流が伊仙町でも生まれ出してきたということでもありますので、そういったことを考慮しながら、農業支援センターというのは今絶対につくらなければならない状況でありますので、

今後、議員の方々も町政は農政にあるということを高らかに申し上げてあるわけですから、伊仙町議員の方々とともに、あの施設がさらに有効活用をできるような知恵をともに作り出していきたいと考えております。

○13番（樺山 一君）

費用対効果はじき出てくるだろうという答弁ですが、やはり、決算審査というものは、少ない投資で、そして、大きい費用対効果があるか、それもやっぱり決算審査の目的ですので、我々委員としてもそういうところをやっぱり質疑していかなければいけない。

そして、3番目にも言ったように、本年度の研修生を募集してもまだ1人もいない。この間、その決算審査の現地審査で前徹志委員が言っていたように、新しい新規就農の若い方だけじゃなくて、やはり、内地で会社勤め、定年で勤め上げてUターンしてくる方々、そういう方々にも、昔少しキビをつくっていたけども、しっかりわからないなという方がいらっしやると思います。

そして、畑も家もあるし、そういう方を募集して、新規の方がいなければ。そして、就農資金のその次世代支援金も予算で取れないし、こういう状態だったら新規就農をする人はいないです。そうするか、少ないのよ、金の突っ込み方が。大きいハウスをつくって、ハウスで研修させるとか。

徳之島町では、パッションフルーツの研修をして、ハウスをつくって、卒業した研修生には貸すらしいです。それぐらいしていかないと新しい研修生は、今のままの予算状況では来ないと私は思います。

それよりは、内地からUターンして帰ってくる、定年した方々に農業を教えるという形、それも一つのあれだと思いますので、そういうことを考えて、ぜひ、この農業支援センターが生かされるようにしていただきたいと思いますが、どうですか。

○経済課長（仲島正敏君）

今の樺山議員のご意見、ごもっともだと思います。本当、先般の委員さん方の現地視察の中でもありましたとおりに、やはり、意見もですし、今のご意見も受けまして、また協議してまいりたいと思います。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、行政の打ち合わせをして、予算を投じて若手の農業者を育てるか、そういう方向もぜひ検討をしていただきたいと思います。

次に、ページ70から71、成果説明書の81、82が見やすいと思います。款10災害復旧費項1農林水産業施設災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、その節の工事請負費について質疑をします。

81ページの港湾災害復旧事業実績、道路橋梁災害事業実績、港湾施設災害復旧事業実績、明許繰越工事、それに河川災害復旧事業実績、14件掲示されていますが、請負金額ベースで4億8,559万2,292円、発注されていますが、町外1、島外1、計2社の受注金額は3億4,725万3,292円、町内業者受注金額1億3,833万9,000円、実に町外業者が請負金額ベースで71%強受注しています。

災害が発生すれば、地元建設業者が人員、重機を出し、片づけボランティアに参加し、復旧に協

力します。災害復旧の予算が施行され工事が発注されれば、総工事費 4 億 8,559 万 2,290 円のうち 3 億 4,725 万 3,292 円町外業者が受注する。地元業者にとってはまさにトンビに油揚げをさらわれる心境ではないでしょうか。この結果について町長はどう受けとめていますか、お伺いします。

○町長（大久保明君）

この町内業者の育成、大変重要であります。今回の災害におきまして、詳細は課長のほうが答弁しておられますけれども、港湾関係の仕事はいろんな特別の船舶が必要だったり、いろんな技術が必要だったりしております。

そういうことも全て加味をして、今、早急な対応ができるかどうかも含めて考慮した結果がこういう結果でありますので、今後、地元の業者の方々が経験と実績がなければなかなかできないというふうな仕組み、それこそ悪循環になっていきますけれども、災害は緊急に対応しなければならないという状況での今回のやむを得ないような判断をしたという状況であります。

○建設課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えします。

港湾事業関係は船を用意したりとか、あと、県の港湾事業の実績を見て、推薦をして指名委員会等で指名し、推薦された業者で入札を行った結果、このような状況になっております。

○13番（樺山 一君）

そしたら、町外業者、島外業者が受注した大きい工事、30 災の第 5 号鹿浦港防波堤の災害復旧、そして 30 災の第 4 号前泊漁港沖防波堤災害復旧工事の入札結果執行表、指名業者の入ったのがあれば教えていただきたいと思います。提出をお願いいたします。

○副町長（稲 隆仁君）

ただいまの質問でありますけれども、指名の段階で、30 災第 5 号鹿浦港防波堤災害復旧工事に関しましては落札業者が島外業者ということになっておりますけれども、先ほど町長がご説明申し上げましたとおり、工事内容がブロック製作、消波ブロック、それから起重機船、作業船を利用して高度な作業技術を要するということで、県工事において港湾工事等の実績がある業者を選定したということでありまして、ここに 5 業者を推薦いたしております。

それから、30 災第 4 号前泊漁港の災害復旧工事でありますけれども、これについても、やはりブロック製作、そして船全般と据えつけ予定ということでありまして、これも実績等を考慮し、そしてまた可能性を含めて、島内業者、町内業者 4 業者に町外業者 1 業者を加えての 5 業者を推薦したところでございます。

○13番（樺山 一君）

その 2 件について、指名業者は公表できないわけですか。

○副町長（稲 隆仁君）

5 業者につきましては、30 災第 5 号、1 号でありますので、公表いたします。

竹山建設さん、それから株式会社峰山建設さん——「ほうざん」ですかね——そして、南生建設

株式会社、丸福建設株式会社、株式会社植村組。（「竹山さん」と呼ぶ者あり）竹山、これ「みねやま」というのですか。「ほう」、山の、みね……。 （「峰山。竹山、峰山」と呼ぶ者あり）南生建設、丸福建設、植村組でございます。

そして、30災第4号につきましては、久保建設さん、南宝建設さん、文元建設さん——申しわけありません。町内4業者と申しあげましたけども、町内3業者の、町外、徳之島町亀津にありますけれども、中央開発さんと渕上建設工業さんで、以上の5業者でございます。

○13番（樺山 一君）

これ、港湾業者だけ、指名している業者、そして町内業者が、できるから指名に入るであって。できない、技術力がなかったら指名に入れないのではないですか。皆、できるわけですよ。これをなぜ町外業者を入れるのか。町内業者だけすれば、町内業者がとって町内で工事ができるわけです。

こういう形で伊仙町では、平成18年度から28年度までの普通建設事業費に対する建設の総生産、生産性を計算すれば、他町村では2.3から2.7倍、1億円投資、建設事業があれば2億3,000万円から2億7,000万円の経済効果があるということです。伊仙町は1.3倍、1億3,000万円です。いかに町外業者が伊仙町の工事を受注しているかということだと私は思います。

この災害に関しては、できない、できる、それもあつたかもわかりませんが、もう71%ですよ。これでは伊仙町の業者がやはり税金を納めて、そしてもうこういう状況になれば、生産性の減少、そしてまた町財政においては自主財源の減少につながりかねないと私は思いますけど、どうでしょうか。

○副町長（稲 隆仁君）

確かに議員のご指摘のとおり、あります。我々指名委員においても、町内業者育成ということで最優先的に行っているところでもありますけれども、受注額等でそのような形になっているかと思われましても、その点についてはまた委員のほうで協議をしながら、今後進めてまいりたいと思っております。

確かにご指摘のとおり、町内のほうで資金的なものなるべく落ちるようなという形は我々も念頭に置いてやっているところではございますけれども、今後、またさらにそういうところ、細心の注意を払って指名に取り組んでいきたいと思っております。

○13番（樺山 一君）

これ以上は言いませんが、これから庁舎の建設、そして学校、学習支援センターの建設と予定しておりますが、それがどういう形で行くか注視していきたいと思っております。ぜひ、伊仙町内の工事はやはり伊仙町内の業者ができるような形で、便宜を図ると言えば語弊があるのかもしれませんが、やはりそれが今から伊仙町の財政にとってもいい結果になるし、今の形を続ければボディーブローのようにじわじわときいてきますよ、財政に。これからの行政運営にぜひ生かしていただきたいと思っております。

これで終わります。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（佐田 元君）

成果説明書の25ページをお願いいたします。

コンビニの収納導入により、各種税や料金の支払い方法の利便性の向上に努めたと書いてありますが、このコンビニにおいての収納額、これは幾らぐらい、コンビニで収納した分、説明をお願いいたします。

○くらし支援課長（名古健二君）

ここに載っている442万9,080円は、これは業務委託料であります。31年度から収納が始まりましたので途中段階で、まだ計算はできていないところです。

○4番（佐田 元君）

まだ収納、計算できていないということですが、このコンビニ、今年度も業務委託料はたしか組まれていると思いますが、その委託料、これは、この委託料を出してこのような成果が出ると思われませんか。

○くらし支援課長（名古健二君）

成果というより、納税意識が伊仙町民はある程度低いということと、あといつでも24時間ファミリーマートあいていますので、あと日本全国に納付者がいますので、そういう方が便利がよくなるということと、あと徳之島町が2年ぐらい前に既にコンビニ収納始まっています、税のうちの大体七、八%がコンビニで収納されていると聞いていますので、そういうことで町民に便利よくなるということで、天城町も今年から始まっていますけども、徳之島3町足並みをそろえるということでコンビニ収納の委託契約をいたしております。

○4番（佐田 元君）

ぜひ、このような委託料を払ってやっているわけですから、今言うように、町民の方々のやっばり税に対する意識、高めるように頑張ってくださいと思います。

これについては、これで終わります。

先ほど、樺山議員のほうからももろもろ質問がありました81ページから82ページにかけて、樺山議員と同じような質問になるかと思いますが、町外業者、島内業者が受注されたものに対して、これの予定額に対しての落札率は何%ぐらいでしょうか。

○建設課長（松田博樹君）

今、手元に資料がありませんので、後で報告させていただきます。

○4番（佐田 元君）

ぜひ、調べて報告をお願いいたしたいと思います。

先ほど、樺山議員のほうからも、町内、町外別の請負額が出ましたが、この額、これを皆さん、樺山議員のほうからの説明の話を聞いて、どういうふうな捉え方しているのか。

その前にまず、我々伊仙町民の町税は幾らぐらいでしょうか。これを、30年度決算額でよろしいですけど、答えていただきたいと思います。

○くらし支援課長（名古健二君）

6ページをあけていただきたいと思いますが、一番上のほうに載っていますけども、3億6,932万1,109円で、収入額のほうが3億1,693万6,380円となっております。

○4番（佐田 元君）

ですよね。今、税務課さんですか、昔のあれで言って大変失礼ですが、3億余りという町民税額、得ています。先ほども樺山議員が言われました町外、島外業者、この2件の受注額、これが3億4,725万3,292円。これは、我々町民の税金がごっそり町外に出ているということですよね。このことに関して、町長はどう思われていますか。

○町長（大久保明君）

私も、町内業者が受注することを常に願っておりました。この十数年間の間、町内業者育成ということで相当の努力をしてまいりました。

一つだけ残念なのは、町内建設業者も含めて、町外の大手の業者を乗り越えていこうというふうな気概、そしてしっかりした仕事をやっていこうという技術力、そういうモチベーション、島ナンバーワンの業者になりたいとかそういうものは、私はいささか、私たちが考えているような状況ではありませんでした。

ですから、今後、庁舎、学校の建設等があります。そうした場合に、町内業者育成ということは、今までも学校建設など、議会の議決による工事などをやってまいりましたけれども、ほーらい館にしても、特殊な技術を必要とするような施設もありますし、また今後、庁舎においてもやっぱり堂々たる、伊仙町、これから50年以上、もてなしの町として、長寿子宝の町として、工事、設計ができるような努力を、執行部もそうですけれども、町内の業者の方々もそういう気概で取り組んでいただけだと考えております。

このことは、どこの自治体でもそういうジレンマがあるわけですが、細かいことですが、私は職員にも、例えば先ほど出た伝泊でも、伊仙町に郡大会とかいろんな視察があるときは、町内に宿泊しない方々は断ったほうが良いというふうにはっきりと申し上げておりますし、やっぱり議員の方々もなぜ町内の飲食店を利用しないのかということなども、細かいことですが、そういうことももっともっと、おおらかではなくて、シビアに対応していくということも必要じゃ

ないかと思えます。

私、またこれ、批判を受けるかもしれませんが、最近、課長会で、天城町をやっぴり見習っていかないといけないと。絶対に他の町で飲食しないと、これ、徹底しているわけです。伊仙町は、これもある人が亀津でやろうと言いましたが、私はもう絶対断りましたので。

ですから、そういう気持ちも必要だということと、それから伊仙町内の業者の方々は、本当に地域間競争の時代ですから、そういうものに打ち勝てるような堂々たる経験と技術をこれからもつくり出していくことは可能であるし、そのためには指名委員長ともしっかり話をして、どうしたら、それこそさっき出た費用対効果が十分できるかどうかを含めてしっかりと考えていきたいと思えます。

○4番（佐田 元君）

今、町長の話の中によりますと、やっぴり町内の業者さんの努力が足りないというような受けとめました。私が思うのは、先ほど樺山議員さんのほうからも話がありました。災害が発生したときに、以前一般質問でもお話ししたことがあります。やっぴり町内の業者さんが、がけ崩れ発生したときとかそういうときにやっている業者、はっきり言って、町外からの業者さんは見えません。町内の地元の、それも西部は西部、中部は中部の業者さんが一生懸命その災害に対しての復旧工事やっている姿、よく見受けられます。

そういうことで、先ほど町長の話の中では、経験と実績を積んでもらうようなことも話されましたが、この経験と実績積むには、やっぴり行政のほうであまねく公平に指名または随意、それぞれもっていくのが行政の仕事じゃありませんでしょうか。

以前も申し上げましたが、今、町内に——資料を持っています。町内にたくさんの業者がいっぱいいます。しかし、実際に発注している業者は、もう限られています。一般質問ではありませんので、こういうことを言いたくはありませんけど、以前の質問の中で、指名委員長のほうから、不当要求があったというような話も聞いております。その不当要求も、やっぴり不当要求であれば不当要求なりに、その業者さんを通じて注意し、また条例にのっとった、そういうような方向で、出すところを出してやるのも一つの方法じゃないかなという思いがいたします。

それで、話はもとに戻りますが、この業者さん以外、島外業者が何社か指名をされたということですが、次点との差は幾らぐらいだったのですか、この工事の中で。

○建設課長（松田博樹君）

先ほどの落札率と同様、手元に資料がありませんので、後で報告させていただきます。

○4番（佐田 元君）

ぜひ、よろしく願いいたします。

先ほどもろもろ、もう樺山議員のほうに質問しておりますので、私はこの辺で終わりますが、最後に、監査委員のほうから出ています、こういうような工事、この予定価格の事後公表を検討するよう要望しますと言われております。これに関してどうでしょうか。

ごめんなさい。監査委員の意見書の中の20ページ最後のほうに、結びのほうに、1番、予算執行について。

○副町長（稲 隆仁君）

ただいまの佐田議員の質問でありますけれど、その前に、誤解なきようにと申しますか、一応、成果説明書の78ページから、それぞれの工事、過疎対策道路整備事業、そして79ページの社会資本総合交付金事業、さらには80ページの公営住宅事業実績、もろもろは私ども町内業者育成ということで、町内業者にできる仕事と申しますか、できる限り町内業者を指名して事業を執行しているわけではありますが、先ほど町長から説明がありましたけれども、特殊な技術の必要的なものあるいは事業量的なものについて町外業者、島外業者を指名せざるを得ないというのが現実でありますので、そのところは誤解なきようご理解いただきたいと思います。しかし、町内業者育成ということに関しましては今後とも念頭に置いて、そういう対応をしてみたいと思っております。

それから、監査委員からの指摘、予算の執行ということでもありますけれども、工事請負等の入札に関して、予定価格の事後公表を検討するよう要望しますということでもありますけれども、これについては、今、事前に予定価格公表ということで高どまりになっているのではないかなどご指摘だと思いますけれども、この点についてはいろいろ協議する余地が多々あるかと思っておりますので、今後、関係各課で協議をして検討してみたいと思っております。

○4番（佐田 元君）

ぜひ、先ほども言ったように、公平な入札が伊仙町で行えるようにひとつ検討していただきたいと思っております。町民の理解できるような入札をしてもらいたいと思っております。

以上で終わります。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

他に質疑はありませんか。

○2番（牧本和英君）

平成30年度歳入歳出決算についてちょっと質問いたします。

先ほども樺山議員が質問したのですが、決算書の47ページの鳥獣対策のところの節の19負担金、補助金及び交付金の96万円で、防除柵の管理組合ちゅうのがあるとお聞きしましたが、その名簿などはあるのでしょうかというのと、またその活動、またどのようなことをしているのかをご説明お願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの牧本議員の質問にお答えをいたします。

今、手元のほうに管理組合の名簿等ございませんので、また改めて、名前出せるかどうかはわからないですけれども、名簿のほうを示したいなと思っております。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

どういう実績があるの。

○経済課長（仲島正敏君）

活動内容といたしましては、イノシシの防護柵を2,530m、昨年度、伊仙町内、天城町からと徳之島町につながる伊仙町の部分に関しましてイノシシ侵入防護柵を設置いたしましたので、こちらのほうを管理する目的ということで設置されております。昨年まではまだ工事が終わっていませんでしたので、そこら辺も含めて、組合のほうも一緒に設置をしたと思います。

○2番（牧本和英君）

この防除柵は、管理ですので、もし、さびて穴があいたというときはもう、すぐに対応ができるような状態でこの組合員がいるということでのいいのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

一応、このイノシシ防護柵は、材料費等含めて支出をして、この組合で基本的には管理をしていただくということでこの防護柵つくっておりますので、今後はそういう際には組合のほうで、組合員だけでなかなか管理できない部分もありますので、町のほうも手助けをいたしますけれど、協力しながら管理をしていくというところでございます。

○2番（牧本和英君）

ぜひ、名簿等提出のほど、お願いいたしたいと思います。

それから、成果説明書の36ページ、9の企業誘致促進事業についてお尋ねします。

南恵会が糸木名に敷地購入をし、そこを町が造成したとのことでしたが、その後どうなっているのか。また、その障害施設、いつごろ建てられるのかをご答弁お願いいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

当事業主さんが、集落では地区の事業の説明会を去年開きまして、当初、犬田布に施設をとということで土地を準備してあった経緯がありまして、その除外と今回の申請が若干おくられているということでありました。たびたび私もその事業主さんへ、伊仙町の期待も大きいし、集落の土地、用地を売却された方たちも待ちわびているので、いつごろ着工になるかということのを再三聞いているのですが、その申請がおくられているので、今年度中には着工したいという向こうの希望もありました。

でも、今のところ、まだその事業が始まっていないので、また早目に着手できるように要請をしていきたいと考えております。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。ぜひ、また集落民も期待している事業だと思いますので、早目にできるように期待しております。

それから、58ページ、款9教育費1項教育総務費目2事務局費の節の19委託料についてお尋ねします。

この委託料はごみ収集の委託料だと思いますが、これについて詳細な説明をお願いいたします。

○教委総務課長（水本 斉君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

13の委託料につきましては、11校、小中学校のごみ収集委託料で、月7万2,900円で11カ月契約したものでございます。

○2番（牧本和英君）

11校のごみ収集ということですが、この間の委員会の中で、この予算をカットし、別の予算に充てると町長は言いましたが、この予算、本当にカットするのですか。

文教総務委員会で。（発言する者あり）

○教委総務課長（水本 斉君）

今の話についてでございますが、まだ教育委員会部局のほうではそういう話になっていませんので、今、大変……。 （発言する者あり）

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時57分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教委総務課長（水本 斉君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今現在、ごみ収集で各学校を金曜日にごみの回収に回っておりますが、学校側からそういうふうにごみの置き場所がないという要望があるということですので、今後、教育委員会内で協議しながら、またきゅらまち観光課とも協議していきながら、検討していきたいと思っております。

○2番（牧本和英君）

ぜひ、先生の仕事の軽減もありますので、そういうステーションを設けて、学校敷地内にごみステーションを置くようにしていただきたいと思えます。

この147万5,000円、決算書にあるのですが、予算書では87万5,000円だったのですが、補正予算などをめくっても補正された額がないのですが、約60万円増額していますが、どこから来たんですか。

○教委総務課長（水本 斉君）

委託費の60万円につきましては、補正いたしております。学校側からの強い要望で、学校施設の点検整備などしてほしいということで、月6万円10カ月の、6月から3月まで月6,000円で警備・修繕委託費ということで補正をしております。

○2番（牧本和英君）

6月から3月までのその整備委託費ちゅうのはどんなものを、またその業者さんは改修している

のですか。

○教委総務課長（水本 斉君）

学校施設につきましては、修繕が必要な施設だったり、あと周りに草が生えて衛生的によくなかったり、学校の依頼が来たときをお願いして回っております。それ以外に、依頼がない日でも自主的に学校側を回って要望を聞いたりして、その修繕とかを行っております。

○2番（牧本和英君）

わかりました。ありがとうございます。

以上です。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

ほかに質疑はございませんか。

○7番（牧 徳久君）

平成30年度歳入歳出決算書の一般会計について質疑をいたします。

予算書の6ページをお願いします。

1町税、項1町民税、2法人、法人税の滞納繰り越し分と現年度分合わせて53万4,400円の収入未済額がございますが、これは法人として会社組織で町から請負をされている業者さんですか。お尋ねします。

○くらし支援課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えいたします。

6件の滞納がありまして、業者は1社であります。あとは商店とか、普通の会社組織であります。

一応、今のところ、その業者さんは他にもちょっと滞納がありまして、納税証明書等もらうような行為もしていませんので、請負、建設とかそういう仕事は今のところ請け負っていないと思います。

○7番（牧 徳久君）

請負はしていないということですが、会社がある以上は法人として普通の町民に比べればあれですので、ぜひ、この収入未済額が完全に取れるよう努力していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○くらし支援課長（名古健二君）

今のところ、業者以外、他にも5社ありますので、一応6社のほうには随時、催告等を行って納付するように勧めているところであります。これからも勧めていきたいと思っております。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、努力していただきたいと思います。

それと、1ページですが、町税に関しましては収入未済額が4,438万8,379円と、それから分担金につきましては5,271万2,497円、使用料及び手数料、これは住宅料ですか。これに対しましては4,063万2,360円と、多額の収入未済額が滞納として残っているわけですが、どのように努力されているの

かお伺してみたいと思います。徴収対策です。

○くらし支援課長（名古健二君）

まず、町税のほうについてです。

一応、全ての滞納者につきまして、まず納付通知を送りまして、次に督促状、また催告状を送りまして、今、財産調査を行っているところであります。財産調査を行いまして、個人で給与があれば給与の差し押さえ、あと預貯金があれば預貯金の差し押さえ、それ以外で、また悪質な滞納者に関しては家宅捜索ということで、捜索のほうを行いまして動産等の差し押さえ等も行っております。

再度これからまた調査を行いまして、財産のない方については執行停止という形で、3年後を見据えて、財産がなければ不納欠損という形で落としていって、やっぱり徴収率を上げないといけないものですから、一応、伊仙町県下最下位ということで、そういうことも行ってということで県のほうから徴収助言等もいただいておりますので、そういう形で進めてまいりたいと思っております。

○耕地課長（上木正人君）

牧議員のご質問にお答えをいたします。

耕地課のほうは、歳入歳出決算の当初の説明のほうでもお話しさせていただいたのですが、他の徴収率から比べますと非常に低い徴収率でございます。また、滞納額も5,200万円という多額な滞納でございます。

うちといたしましては、やはり毎月の夜間徴収、催告状の発送、電話による連絡も実施をしております。また、そして徴収の強化に努めてはいるのですが、なかなか難しいと。農作物の収穫期、1月から3月にかけてしか払えないという方もいらっしゃいますけども、粘り強く頑張っていきたいと思っております。

○建設課長（松田博樹君）

建設課、住宅使用料に関してなんですけど、定期的に通告書や督促状を送付し、訪問徴収などを行っています。

また、住宅の補修等があるのですが、その補修等、滞納者に対しては厳しく対応しているところでもあります。

また、先ほども申したように、滞納分を少ない金額にして納付書を送付して、納付してもらっているということもあります。

○7番（牧 徳久君）

この表を見ますと、税務課、町税あたりでは790万余りを不納欠損処分としておりますが、他にも、もう死亡して行方不明とか、もういらっしゃらない方とか、滞納が滞っているのに対しましては、この不納欠損処分をするか、しないと、これは徴収率が、名古課長が言うように上がらないわけですので、ぜひ、こういった検討もこれからされながら頑張っていきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○くらし支援課長（名古健二君）

牧議員のおっしゃるとおりで、固定資産税、江戸時代、明治時代のまだまだ名前の載っている方もいらっしゃるしまして、とれないところってわからない、相続人もわからないようなところもありますので、そういうところはもう執行停止、不納欠損という形でどんどん徴収率を上げるために落としていきたいと考えております。

○副町長（稲 隆仁君）

滞納対策ということで、各課それぞれの取り組みをしているわけでありまして、役場のほうでも私を中心となって、その対策会議等を定期的に行っておりますけれども、先ほど来、いろんな、各課の対応もありますけれども、樺山議員からのお話もありましたけれども、新たな滞納をつくらないということとか、それから少額の分納、安易な分納が多過ぎて、年数たってもなかなか納入できないということがありますので、もろもろ含めて、そしてもう一点は納期内の納入、1期、2期、3期、4期、その1期ごとに滞納という形で督促を行うと、もろもろそういうふうな方法をとって、今後、取り組んでまいりたいと思います。

そして、どうしても取れなかったりだとか、行方が知れずとかいうふうな形においては、やはり不納欠損をせざるを得ないのかなと思いますけれども、あくまでもそれは最終手段でありまして、安易な不納欠損等は行わずに努力してまいりたいと思っております。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、自主財源が乏しいわけでありまして、わずか12.9%しか自主財源がないと、あと87%ほどが依存財源でありますので、この徴収については、昼夜に問わず頑張っていたきたいと思います。

続きまして、26ページをお願いします。

26ページの目9企業誘致対策事業費についてであります。以前、今の日本マルコが建っておりますが、日本マルコについては、町長のほうから人員もふえつつあるというのを、さっきおっしゃっていましたが、その前のほうに空き地がありまして、そこにジャガイモの、パレイショのB品の加工をする施設を持ってくるような予定があったのがありまして、頓挫したわけですが、ここの土地については多額の土地購入費とか造成費がかかっているわけですが、いまだにして遊休地になっていると思いますが、この対策と企業誘致は努力しているのか、お伺いしてみたいと思います。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいま質問がありましたが、マルコの南側に造成した28年度でしたか、造成して、今、広場があるのですが、3、4年前でしたか、加工場という話があったのですが、それがちょっとうまく進まなかった経緯もあります。

私たちとしても、企業誘致、抱えていますので、いろいろな機会を捉えて伊仙町に進出してこないかということで、関係する企業等、声かけしているのですが、今のところ、実際に進出してくれる企業というのがまだ決まっていない状況です。これからもまたいろんな形で、企業誘致に取り組んでいきたいと考えているところであります。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、多額の町の一般財源を要しまして、造成、用地購入したわけですので、この貴重な財源を無駄にしないように、町民から言われぬように、早目早目に企業誘致のほうを促進していただきたいと思います。よろしくお願いします。

あと、その下の27ページ、目15徳之島交流ひろば「ほーらい館」運営費であります。多額の繰入金で一般財源から6,300万余りの繰り出しを毎年しているわけですが、以前、民間委託とかいう話もあったわけですが、これが消えまして、このようにして財源、財政厳しい中、繰り出しているわけですが、今後も町で運営するのか、委託ということは今後は考えていくのか、お伺いしてみたいと思います。

○健康増進課長（重村浩次君）

ただいまの牧議員の質問にお答えします。

以前、運営と管理委託を検討したわけですが、委託業者の契約書等を見て、結果、それに合う財源を確保できないということと、今後、また上の方と相談して、そういう経緯に持っていければ、そういう方向で相談していきたいと考えております。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、このようにして多額の財政支出をしているわけでございますので、いよいよこのほーらい館も機械が古くなりまして、修理費等かさんでくるわけですので、新しい、今のうちに民間委託するなら委託する、そういった判断も必要ではないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

あと、42ページをお願いします。

42ページが目10海岸漂着物地域対策推進事業費についてであります。この30年度においては1,885万5,000円の国費が、これは100%事業だと思っております。ついておりますが、賃金にしても1,000万余り、このようにして世界自然遺産に向けて取り組んでいるわけですが、この海岸漂着物について、浮き糸から産業廃棄物が多々出てくると思いますが、これはどのように処理しているのか、お伺いしてみたいと思います。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今、臨時職員は雇用してやっておりますけども、これで一時仮置き場に保管いたしまして、ここである程度たまったときにクリーンセンターに持っていける分はクリーンセンター、産廃に持っていく分は産廃のほうに搬出している次第でございます。

○7番（牧 徳久君）

海岸漂着物としては、発砲スチロールとか、浮きとかロープ、こういったのが多々あると思いますが、このロープ等、こういったのは燃やせるのですが、浮き、こういったのはどうしていらっしゃるのですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

浮きとか、今、ロープ等もクリーンセンターには搬出しておりません。全部、産廃のほうに搬出しているところであります。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、この事業、今年度も予算がついているわけですので、22年度の世界遺産登録に向けまして、この予算が継続できますよう、一生懸命、努力していただきたいと思います。

次に、47ページをお願いします。

目15の鳥獣対策事業費であります。先ほど樺山議員や牧本議員からもご質問がありましたが、この原材料費において、鳥獣の侵入できないように、山裾にはこれを、金網かな、張りめぐらせたわけですが、この維持管理、先ほど経済課長の答弁では、この管理組合がするとおっしゃっていましたが、とてもじゃないけど、2,800mをこの組合で管理するのは難しい状況でありまして、今、現状を見てみますと、松くい虫の大きな、巨木の松が倒れて、この金網を押し破ったり、あるいはイノシシが習性上、土を掘り返すという習性上、この網の下を掘り起こしまして、そこからトンネル状にして侵入しているという状況を聞いておりますが、こういった管理を日常的に、この組合では無理ですので、これを予算計上してどこかに委託するなり、こういった方法はとれないのか、お伺いしてみたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

先ほども申しましたとおり、イノシシ防止策管理組合のほうにこちらの管理のほうは委託という話をしたのですが、その後、役場も協力しながらというふうに答弁をしたかと思うのですが、今、牧議員がおっしゃったとおりに、長い距離でございます。また、今おっしゃいましたように、山のほうは倒木であったりや、またイノシシが確かに、防護柵の下を掘って侵入をしているというような報告を受けて、また、天気を見ながらちょっと現地確認に行くように予定も、実際、先般電話いただいております、見に行くようにしておりますけれども、そこら辺も含めまして、急に、はい、できますという答弁はできないのですが、一応管理組合を中心にしながら、こちらの管理できる体制づくりのほうに努めてまいりたいと思います。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、2,800mという、2km、3kmぐらいの距離でありますので、これが山中を橋っているわけですので、この組合では到底無理ですので、予算計上して業者委託するなり、どうか方法を、3町とも張っているわけですので、3町協議して、努力していただきたいと思います。

それと、もう一点ですが、このイノシシの対策についてですが、樺山議員から料金を改定してはどうかという意見ございましたが、私のほうでは、別の角度で狩猟に対しては伊仙町から申請をしますと、鹿児島県内一円、狩猟期間中はできるわけですが、有害鳥獣期間というのがありまして、

この有害鳥獣期間は3月、狩猟期間が11月1日から3月15日まで、それ以外は有害鳥獣期間という期間でありまして、この期間は伊仙町内では、狩猟、有害鳥獣を駆除できるわけですが、町外、例えば、天城町のほうに伊仙町の方の畑があってもそこには行けないと、徳之島町にあってもそこには、すぐ隣であっても行けないと、町境が線引きされているわけでありまして、これをどうにかして3町広域で、例えば、伊仙町の猟友会の方が天城でも徳之島でもできるような協議は今後できないものか、猟友会の方々も高齢化して、犬を持っている方も限られているし、また銃を持っている方も限られている、そういうことで、人員は減るばかりでありますので、伊仙町内、天城町、徳之島町も含めてですが、相当減っているような現状でありまして、広域的な、例えば、徳之島町の人にも狩猟期間みたいに伊仙町でもできる、こういった、徳之島内で、3町でもこういった協議はできないのか、お伺いしてみたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

有害鳥獣の許可ということでございまして、確かに、伊仙町の猟友会の方々に対しましては、伊仙町のほうでその期間に許可を出しております。

広域という話でございますので、ちょっと法律的な面も含めまして、今この場では回答はできないのですが、先ほど質問にありましたように、近々3町の農政担当の課長で、イノシシ、鳥獣被害対策については今後の方針も含めて、1回では答え決まらないのですが、何回か、複数回集まりながら、来年度の予算立ても含めて検討する会を設ける予定にしておりますので、その場で広域化ができないかというのも協議してまいりたいと思います。

○7番（牧 徳久君）

以前、私も伊仙町猟友会は、沖永良部知名町から要請がありまして、知名町で有害駆除の免許をおろしまして、交付されまして、慎重に委託ということで、我々、有害駆除で行ったことがあります。そういった経験も踏まえまして、こういったこともあったのだよということを3町で話し合えば、恐らく、できるのではないかと思います。知名町のほうに有害駆除に行ったことがあるということを申し添えておきます。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

他に質疑はございませんか。

○12番（明石秀雄君）

決算書の23ページから行きます。これを見ると、不用額が非常に多い、総額1億以上ありますので、一つずつこれを見て皆さんに質問すると、今日ではできそうにないので、全て歳出、最後まで課長のほうで自信を持って、理由があって答えられるものは答えていただきたい、順番に。そして、私は資料を持ち合わせていないので云々とかいうのは答えなくていいです。23ページから、関係課長、お答えください。なぜしたのか、理由を。

○総務課長（池田俊博君）

総務のほうで最初に言っていきたいと思います。

総務管理費、1目一般管理費、報酬においては、駐在員さんの不在の期間がありましたので、駐在員さんの不在の期間と、あと、小組合長さんが少なく済んだということで100万ほど金額が落ちています。共済費に関しては、これは完全なる執行残です。

あと、財産管理においても修繕費等予算組んでありましたが、台風24号のおかげでこれが24号の修繕費という形で後回しになった件で残っている状態です。

節ごとに関しては、100万以上に関しては以上です。

あとは企画のほうから。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

100万円単位で、以上のやつでお願いします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

26ページ、19節の企画費の負担金補助及び交付金であります。先般の説明でもしたのですが、離島割引カードの航空路補助、これがその協議会からの見積もり額がありましたので、それによって補正をかけたのですが、実際には220万ほど落ちたという経緯で不用額になっております。

それから、企業版ふるさと納税の積立金の130万であります。事業の性質上、寄附額でありますので、多く見積もってあって、積立金を多く計上してありましたので、その1,300万が不用額として残っております。

それから、企業版ふるさと納税の需用費であります。690万、これは企業版ふるさと納税をもらう趣旨にのっとって学習支援等の費用に振り分けてございます。

それから、28は、ないです。次の課に移っていいですか。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

33ページの3款1項1目の繰出金125万8,436円は国保会計の繰り出し、国保事業費の繰出金の実績に伴う残です。

34ページの3目の繰出金370万560円にしましては、介護保険事業実績に伴う不用額です。

次の4目後期高齢者医療費にしましての28目繰出金28節繰出金の233万1,132円にしましては、後期高齢者医療費保険基盤安定繰出金等の執行実績に伴う残であります。

35ページの6目障害福祉費20節扶助費にしましては、実績に基づく障害医療費給付費、身障施設訪問旅費等の実績に伴う執行の残の不用額であります。

37ページ、2項4目20節扶助費の239万4,028円は、子育て支援金、ひとり親世帯医療、乳幼児医療費の実績に伴う執行残の不用額であります。

40ページ、4款1項6目予防費の13節委託料169万1,353円は、予防接種の医療機関等への委託費ですけれども、実績に伴う執行残です。

以上です。

○12番（明石秀雄君）

次、ないの。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

36ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費20節扶助費、この139万円は、実績に伴う残額でございます。

次の37ページ、3目私立保育所費19節負担金補助及び交付金112万9,210円、これも実績に伴う不用額でございます。

○建設課長（松田博樹君）

72ページ、15節工事請負費1,258万4,000円、これは執行残でございます。

○耕地課長（上木正人君）

49ページ、お聞きください。

5農林水産業費、2農地費、1目農地総務費17節公有財産購入費、こちらの380万円につきましては、登記人調査のほうで不明箇所、死亡者が見つかったため、工事箇所の変更、設計の時間を要したため、年度内の用地交渉が困難になったため、不用額としてそのまま落としてございます。

下段のほう、目、特定地域振興生産基盤整備事業、7目賃金、こちらのほうは多面的機能支払交付金事業というのがございまして、国が50、県が25、町が25なのですが、そちらのほうからの支出が、支出区域があったため、そちらのほうから支出をしたため、140万4,000円の不用額となっております。

19負担金補助及び交付金、こちらのほうは基盤整備事業の終了地区があったために、こちら、そのまま執行残、不用額となっております。

71ページ、農地災害復旧費の、これも賃金です。7節賃金182万円、これは重機作業が主で人力作業が少なかったため、この182万円はそのまま不用額となっております。

以上です。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

きゅらまち観光課の不用のほうを説明いたします。

まず、38ページのほうであります、1目災害救助費ですが、これは明許繰り越しで不用額はございません。

そして、次の1目衛生総務費、これも大きな不用額はございません。

次の2目環境衛生費でございます、この19節の負担金補助及び交付金で175万9,700円の不用額は出ております、これは浄化槽の実績によるものであります。浄化槽、初め60基を計画しておりましたが、49基でございました、大きな不用額でございます。

それから、3目の清掃費も大きな不用額はございません。

それから、4目美しい村づくり総合推進事業も、大きな不用額はない状況でございます。

以上です。

○経済課長（仲島正敏君）

経済課の45ページの上のほうは、6目農業振興費ですけれども、こちらの19負担金補助及び交付金の186万5,434円のうち、主なものといたしまして、ハリガネムシの農薬助成事業負担金のこちらの実績に伴う執行残でございます。

続きまして、9目畜産振興費の、同じく19節の346万8,778円は、平成30年度の畜産基盤再編総合整備事業の執行残でございます。

46ページ、11目農林水産物輸送コスト支援事業費の19節負担金補助及び交付金は、こちら3月から翌年の2月までの輸送コストに係る負担金でございますけれども、216万1,046円が、こちらの執行残でございます。

47ページ、14目農地中間管理事業費の19節負担金補助及び交付金、こちらは機構集積協力金が予定していたとおりに集積ができずに、それに伴う残でございます。

50ページ、3項林業費の1目林業振興費の13委託料、不用額215万8,240円は松くい虫の駆除、伐倒作業の委託料として計上しておりましたが、こちらのほう、枯損木という枯れている松ではなく、今、松くい虫がついている、いわゆる青い葉のある松に対しての駆除で、薬を注入するという事業で、なかなか今その範囲的にこの事業が実施できる場所がないということでの実績に伴う差額分、執行残でございます。

経済課は、以上でございます。

○教委総務課長（水本 齊君）

それでは、教育委員会の説明いたします。

59ページをお開きください。

5目学力向上プログラム、8報償費、これは小中学校の支援員を募集いたしまして謝金を払っておりますが、途中で希望の数だけ集まらずに、実績で不用額が残りました。

続きまして、60ページ、9目学校管理費、11需用費344万7,923円ですが、去年の台風の影響で、小学校での修繕費が大分ございましたが、その修繕をしていくうちに、その残が残ったということでございます。

61ページ、お願いします。

4目学校管理費、11需用費、これも中学校の修繕費の対応するときの金額でございます。

63ページ、お願いします。

4目幼稚園管理費、7賃金、幼稚園の預かりなどの代替賃金として、不用額が発生いたしました。

同じく19節負担金補助及び交付金、これは私立幼稚園に交付する負担金でございます。実績で残が残りました。

以上です。

○12番（明石秀雄君）

皆さん、それぞれの理由をお聞きになったでしょうか。予算つくってちょっとだけ、気をつけて

おけば、これほどの不用額は出ないのですよ。出さなくて済むのです。全てが3月になってから、全て仕事終わっていますか。

例えば、工事費などは早くに入札をすれば、執行残、残りも、それを他に利用ができます。全てそうです、この問題は。予算には、5つの原則があるのですが、一つは総計主義の原則、1年間分をもうまとめて計上しなさいというのが、ただし、これは途中から足りない場合は補正をしなさいとか、余ったら不用額を落としてもいいということではある。しかし、これだけの大きなお金を残すということは、その間に定例会が4回、その間、臨時議会があります。その間、必ず整理ができるはずです。

それともう一つ、単年度主義、一連の予算は、予算計上したものは、その年で、その年度で、会計年度で終了しなさいというのが、これが原則。ただし、これもさっき言ったように、足りない場合は入れる、余ったら。あるのですけれども、余りにもひど過ぎると思う。何回か、私はこれを行っているのですが、今日は余りにも多いものだから、皆さんに自分で答えていただきました。理由は全部一緒、執行残。皆さん、全部、3月30日終わるのですか。3月でも予算で落として、次、回せるのもある。1億あれば、先日、一般質問で町道補修できませんかという話もありました。できるかもしれません。1億で伊仙町の経済が活性化できるのに少し滞ってしまう、もう少し気をつけて、次年度からやってほしいと思います。

それから、2番目に、意見書、決算意見書の5ページ、6ページ、ちょっと見てください。

下のほうです。農林水産業費分担金のところですよ。その真ん中のあたりに、圃場や工事、土地の分配方法等に対する不満が起因し、滞納する受益者がふえて徴収率低下を招いているという、この問題は金額のことについては昭和60年度あたりで滞納が多いですよ、注意してくださいということを決算審査意見書で出ております。

そして、具体的に何が悪いかという、どういうことがあるかというのは平成25、6年あたりから出ています。しかし、いまだにその対応をしない、そして現在もそれが続いている、そこに問題があると思います。こういう対策をすることはできないのでしょうか。

○耕地課長（上木正人君）

明石議員の質問にお答えいたします。

確かに、4、5年ほど前から土地配分の問題とか、いろいろ排水の問題、そういったのを起因いたしまして、分担金の支払いを、ちょっと滞っている方がいらっしゃいます。これも、私、説明のほうでお話しさせていただいたのですが、やはりもう関係機関と協議をしながら、一步一步、少しでも、一步一步でも前に近づいていくしかないだろうというふうに、大まかに、いきなりそれを改革というのもやっぱりちょっと、大分、時間も要しますので、少しずつでも、できる範囲でやってまいりたいと思っております。

○12番（明石秀雄君）

金額は、これは少しでもやっていけるのですよ。しかし、工事が悪いとか言われると、それを解

決する道はないのですか。土地改良をやっている人たち、その方々に伊仙町は何も言えないのですか。ちゃんと工事をしなさいと。こういう事を言われられないようにできないのか。

○耕地課長（上木正人君）

こういった場合はやはりどうしても業者間、県のほうで発注をして、その工事をする中で、農家さんとの中間に立って、町のほうでも連携をとりながらやっているわけなのですが、多分、その工事の最中にでも地権者さん、あと業者さん、県の方も中に入られて、その工事の説明とか、なされていると思うのですよね。

そういった中で、やはり、そここのところでちょっと意見を述べてもらって、こういった工法がいいのではないですかとか、そういった中で言ってもらえれば、こちらのほうとしても、また県のほうにも強く言えるので、そここのところを考えますと、やはりどうしても出てくるのではないかなというふうな思いはありますけども、やはり工事やっている間に相談をしていただくとか、町に話を持ってくるとかやっていけば、スムーズにこの工事が進むのではないかなと思っています。

○12番（明石秀雄君）

それは、配分の問題もあるし、配分も結局、工事が終わらないと配分しないでしょう。終わってからできない。何も言えないのですか。その結果が、何千万という滞納が出ている。これは、最近この話が監査意見として出ているけど、ずっと前からそうじゃないですか。

先般、現場見に行ったら、これは何年度の何ですよと言って、それは工事をしているときにも、ここはこうなりますよと指摘したと言っている、受益者は。そのままほっとって、今になったら町で単独でしなきゃいけないことになっているでしょう。目手久の上のほうだよ。試験場の上の側溝、素人が見てもこれはこうなりますよと指摘されながら何年も放置している。そうなれば、金払う人がいるもね、問題、こんな書いているのだから。書いていても誰も何もしない。どうしましょう。

○耕地課長（上木正人君）

明石議員と私のほうで、こちらのほうで討論してもどうなることでもないとは思いますが、やはり私たちは県のほうに粘り強く説得に当たるとか、農家の方に直接お話をさせていただくとか、そういった方向づけしかできませんので、工事をどうするとか、そういったのは、やはり発注者、県のほうと連携をとって、これからもやっていくしかないのではないかなと考えております。

○12番（明石秀雄君）

県のどこと話し合いするのですか。

○耕地課長（上木正人君）

県の農村整備課でございます。

○12番（明石秀雄君）

今後、じゃあ、皆さんのその努力を見てみましょう。
終わります。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

他に質疑はございませんか。

○10番（福留達也君）

今のところ、いいですか。監査意見書の5ページ、6ページ、これ、今、聞こうとっていて、明石議員が詳しく、今、聞いていたのですけれども、これの真ん中あたりの農林水産業の分担金、公営住宅使用料、それと簡易水道使用料、そこいらあたりが毎年低いなど、公営住宅に関しては54、5%、農林水産はいつも15%前後、これ、毎年、去年の監査のとき、決算のときも指摘してお願いしてあったのですけれども、これ、十何年前の、この前、監査意見書を調べて、この年度末の収入未済額の調べ、ここ見ても、ほぼ同じような割合で来ているのですね、これ、全て。これ、今の土地改良の分担金の未払いもそうですけど、構造的にもうこれ何か払わなくていいような、そういった雰囲気がつくられてきているのではないかなと。

例えば、今の問題は、土地改良していくのであれば、最初に詳しい説明をして、そして土地改良した後、農地を分けて自分のところになって耕作していくのだらうけれども、大体、ちょっとした不備があって排水が悪いだの、ちょっと割り当てられた土地が自分の思っていたところじゃないとか、小さな文句を言いながら、こういったのを払わない、それで済ませる、そういった雰囲気というのかな、ができてこうなっているのかなと思ったりしますが、これ、課長、課長だけの問題じゃないと思うのだけど、他の2町、島内の、そこの現状はどうですか。

○耕地課長（上木正人君）

ただいまの福留議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

確かに、両町のほうもやはり、その分担金関係では非常に困っているという話は聞いてございます。

あと、南の沖永良部知名町だったかと思うのですが、知名町のほうもやはりこういった分担金の滞納があるというふうなことでお話を聞いております。

それで、これもちょっと、私、当初のほうで話をさせていただいたのですが、徳之島3町の耕地課の職員で、こういった問題点を提起していただいて、研修会、勉強会を10月中旬ごろに持つ予定で、私のほうが事務局となってやっていく予定でございますので、そういった中で、こういったことが問題なのかというのをやはり意見を出して、解決に努めていけたらいいのかなというふうに考えております。

○10番（福留達也君）

ぜひ、そういった解決策をきちんと練り上げる、そういった対応をしてやっていかないと、これ、5年後、10年後もこの状態だと一緒なのかなと心配になってきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、国民健康保険税に関して、2、3日前の新聞にちょっと載っていて、伊仙町が県下43位で郡内では最低だと、ここの30年度の徴収率は60何%となっておりますけど、それ、たしか85%ぐら

いとなっていたと思うのですが、これは何か違うのですか。

○くらし支援課長（名古健二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

29年度は、現年度分が86.何%で、30年度は現年度分が89.何%、これは滞納繰越分と両方足した分が63.6%になっております。

○10番（福留達也君）

わかりました。

決算書の45ページ、お願いします。

目9の畜産振興費、島の基幹産業というのかな、サトウキビ、バレイショ、畜産、こういった中で、畜産がどんどん伸びてきて、いいなという感じであるのですけれども、町長もいつも言うように、10頭以下ぐらいの小規模の畜産農家にもどんどん頑張ってもらえる、そういった施策をやっていききたいという話がある反面、大規模な畜産農家はそれほど困っていない部分があると思うのですけれども、たまに聞く話によると、堆肥を何年も、3年から5年ぐらいほったらかした堆肥というのは物すごいいいらしいのですが、それを運び出すショベルというのか、ユンボというのかな、それと載せるダンプがなかなかなくて、それを放棄しているというか、そのまま廃棄している、そういった農家、小規模の畜産農家が結構あるのですけれども、これ、本当、もったいないなと、僕らも、あげるよと言われても、何かもらおうにも、リース屋もユンボとかトラックが、なかなかこういったのを貸したがるらしいですね、この堆肥を積み出したり、運んだりするやつを。こういったものの補助というのかな、経済課として考えたことありますか。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません。福留議員の質問にお答えいたします。

経済課といたしましては、今、牛の頭数を減らさない、またふやしていく、またその少頭飼いの農家に対して、今後も農業を続けていくためにどうしたらいいかという点については、話をしているところですが、今の堆肥を運び出したりする機械等の補助がないかという点につきましては、検討しておりませんでしたので、今後、そういう補助事業がないか、探してみたいと思います。

○10番（福留達也君）

これ、見ていてもったいないなと、僕らも本当にそれ、もらいたいなと思ながらもなかなか運び出す手段がなくて困っているという状況がありますので、そういったのもぜひ検討していただきたいと思います。

それと、46ページお願いします。

目11農林水産物輸送コスト支援事業、これは、例えば、バレイショとか、その指定されている品目を出荷しますよ、農協とか、指定されている業者さんに。そしたら、いつ輸送コスト料というのが入るのですか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちら、平成29年の3月から平成30年度の2月までの農林水産物の輸送コスト支援事業に対してのお金の支出でございますので、2月で締めたものを3月末の日で決裁をしているというような感じになるので、3月ですね。

○10番（福留達也君）

前年の3月から、その年の2月までの分を3月に払っているという、支払われているということですか。これはやっぱり何か勘違いしている人いて、来ないけどとか、払われているのかなとか、そういった心配する人がいて、僕もよくわからなかったの、これ、きちんと説明していただきたいなと思います。

それと、一つ、これ、よくわからなくて聞くんですけど、輸送コスト支援事業を指定されているJAさんとか業者さん、2つ、3つ、あると思うのですけれども、そこに出した、例えば、バレイショ、出したら、先ほど言った時期にこの輸送コストというのが振り込まれてくると、そういった仕組みになっていると思うのですけれども、例えば、JAなり、その組合員さん、指定されている業者さん、その人たちが例えば大きな事業をしたりとか、いろんな経費がかかったりしたら、その輸送コスト支援事業を還元しなくてもいいとかいう話があったのですが、そういったことはわかりますか。

○経済課長（仲島正敏君）

すみません。今のところ、JA徳之島に2つある事業本部及びまた町内に農業生産法人というか、そういうところにこの補助を出しているのですけれども、今の議員の質問につきまして、私の認識不足でございますので、また担当のほうには確認をとってみたいと思います。

○10番（福留達也君）

勘違いだったら申しわけないですけど、また調べて対応していただきたいと思います。

56ページ、お願いします。

目の2、公営住宅費、公営住宅建設事業費、これ、目手久のあれだと思っておりますけれども、先日、その視察に行ってきたときに、町外の方が2世帯ぐらい入ってきていると、人口が減らない、そういった対策でいろんな小規模校区に住宅建設して行って、人口が減らずに町外から人も入って効果もあると思っておりますけれども、半面、また町内の民間のアパート経営者を圧迫している話も多少聞いたりするのですけれども、そこいらあたりは聞いたことありますか。

○建設課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えします。

この間の視察のときに、たしか樺山議員からのご指摘があり、町営住宅をつくるより、それよか一般の民間の住宅を借りている人に補助していったほうがよいのではないかと。

今、民間が家賃平均5万ぐらいだと思いますけど、それを軽減する方法に持っていったほうがよいのではないかとのご意見があったのは覚えております。

○10番（福留達也君）

そうですね、そこなんですけど、今の、この前できたその条例の中では、今度つくった、その住宅に入ってくるに際して、子供が何人いたら幾ら軽減していきますとか、そういった形で物すごく安い設定をしてあると思うのですけれども、そのやり方ではなくて、今、課長が言って、この前、僕らが見ながら思って指摘された住宅、例えば5万ぐらいだったら、その2万なり3万なりを補助していく、そういった形ですと、民間もそれほど圧迫せずに、両方、いい形になっていくのかなと思いますので、ぜひ、そこいらあたりの検討もしていただきたいと思います。

57ページ、目3の防災まちづくり事業、これに当たるかどうかわからないのですけど、この前、現地調査したときに、東部の公民館とコミュニティセンターと西部の公民館、保育所、防災機能としてどうなのかと、視察したときに、それなりにできていたと思うのですけれども、かなり多くの方から指摘されたその発電機、ずっと発電機を設置しなきゃいけないということで、発電機、設置されていたはいいけど、いい土台の上に立派な発電機がありながら、野ざらし、雨に濡れてさびが来てたりと、何というのかな、ただ、ブルーシートみたいなのをかぶせるよりは、ちゃんとした屋根とか、簡単なあれで、経費で済む、そういったことをして、なるべく町有財産、町の財産、こういったのを長持ちしていくような、そういった意識を職員にもうちょっと持っていただきたいなと思いましたけれども、こういったのはもう一々言ってもなかなか厳しいとは思いますが、でもやっぱり、そういった教育というのも必要だと思いますけど、そういった、何というのかな、意識教育というのかな、そういったのもやっていますか。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えします。

これは常々、課長会とか、そういうところでもコスパを持てと、各課長にもちょっと町長のほうから訓示をしているところなんですけど、そこを各職員まで行き渡ることがなかなかできなくて、これから先も常々、課長会でも毎月の、朝礼のほうでもまたそのような訓示等を行って、職員の資質の向上のほうを図ってまいりたいと思います。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

他に質疑はございませんか。

○13番（樺山 一君）

すみません、皆さん。経済課になんですけれども、20ページ、雑入、違約金及び返納利息という節がありますけれども、7万5,000円、離島漁業の問題で1万5,000円掛ける5カ月分だと私は思いますけれども、これ、私、再度確認しておきたいと思いますが、去年の、29年度の今、離島業者の予算がくくれない状態で、そのまま継続されている状態だと認識しておりますが、先般の岡林議員の一般質問でも出ていましたけれども、これは、炊き出しかまの80万から83万かな、詳しい金額はわからない、今、あれですけれども、それを経済課長は、去年の私の質問に対して、漁業集落に補助金返還請求をしていきたいという答弁をしています、そして、この間の岡林議員の一般質問では、役

場が責任を持ちなさいと、今度、言われて、それにも相づちを打っていたと思いますけど、役場としては、これ、本当にどうするのですか。補助金の返還請求するのか。補助金の返還請求をするのでしたら、この1万5,000円ずつの、この7万5,000円、ぼくは受け入れるべきじゃないと思いますけど。

業者は離島、漁業集落に返すべきであって、役場としては漁業集落に補助金の返還請求をして、漁業集落から返していただくべきだと思いますけど、どうですか。

○経済課長（仲島正敏君）

たしか去年、答弁をした際には、確かに、岡林議員がおっしゃることわかるのですが、そのときに、伊仙町地区離島漁業集落の代表者に確認をとりまして、一応役場のほうにお金のほうは、業者のほうから返してもらうという、ちょっと資料の名前は失念しているのですが、そういうのをいただきまして、それをもとに業者から今お金を、30年度に関しては1万5,000円返してもらっているという形をとらせてもらっております。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、その方向性を決めて、まだ29年度の予算がくくれない状況ではありますが、ぜひ、もう今、9月ですよ、3月すぐ来ますよね。だから、この方向性も決めて、そうでしたら、漁業集落も通帳にその業者から払わすのであって、僕は役場でこれをとったら、もう漁業集落に対して責任は役場がとるということで一緒だと私は思いますよ。その方向性をぜひ決めて、議会のほうに報告していただきたいと思います。

以上で終わります。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時25分

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

○4番（佐田 元君）

追加。すみません。説明書の45ページ、お願いします。45ページ、成果。

ここに、子育て支援事業が載っておりますが、これ、恐らく昨年の出生児48名に思われますが、ここに第3子までは書いてありますが、第4子以降は、こういうあれはないわけですか。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの質問にお答えいたします。

第3子、15万と書いてありますが、第3子以降は15万円になっています。4子でも5子でも15万

円です。

○4番（佐田 元君）

15万円あるわけね。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

はい。

○4番（佐田 元君）

第3子で子供が3人でも支援がないのかなと思ってお聞きしました。

それで、町長にお聞きしますが、町長がよく、いろいろな集まりで、伊仙町は長寿の島、子宝の島とかよく言われますが、この出生児が年々ふえているとか、増加しているとか、そういうあれはどうなっているのですかね。やっぱり増えていますかね。

○町長（大久保明君）

前回の合計特殊出生率2.81のときの子供たちが、今、小学生になっています。小学生は本当に、全ての小中学校は、児童生徒がふえている状況の中で、出生数は少し減っていますけれども、ただ、合計特殊出生率はそんなに下がらないというのは、その母数もちよっと減ってきていますので、今後、そういうことと、今、最近調査してわかったことは、島に島外から来る方が、要するに、Iターン・Uターンの方々の子供が予想以上にふえているという状況がありますので、今後とも、天城町が3年ほど前から、伊仙町よりも多く第3子、第4子が30万で、とにかく50万まで出すようにして、第5子以降が50万という形で、それで少しは効果出ていますけれども、最も重要なことは、先ほど議論した家賃の問題。

家賃を低廉化したら、要するに、具体的には3万円以上の家賃を払っているところは、残りは町が助成数という方法を思い切って断行したら、相当効果が出るように思いますので、そして同時に住宅をどんどん建設していくと、昨日、馬根でまたそういう提案をしました。馬根小学校が3年後以降ですか、入学者ゼロが3年連続続くという状況などありますので、それは雇用を生むとか、それから、この前のシンポジウムであったような政策などを進めて、福祉関係の雇用もふやしていくと、そして農業と福祉を連携したような形で高齢者の方々にも生産にかかわる時代だし、それから障害者の方々もいろいろな障害、精神的ストレスの方々も、思い切って、今、きゅらまち観光課で何人か障害のあるの方々、雇用していますけれども、本当に生き生きとしてきている方もいますので、そういったことなどを含めて、子育て環境をよくしていくと。

だから、最も重要なのは家賃の低廉化が一番効果があると思っていますので、そのことを議会の皆さんと議論しながら、強力に進めていきたいと思っています。

○4番（佐田 元君）

ありがとうございました。まず、そのような施策をとって、住みよいまちづくりにしてもらいたいと思います。

終わります。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方はご起立お願いします。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、認定第1号、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

日程第8 認定第2号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。

これから、認定第2号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、認定第2号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

日程第9 認定第3号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。

これから、認定第3号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、認定第3号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

日程第10 認定第4号、平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。

これから、認定第4号、平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、認定第4号、平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

日程第11 認定第5号、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。

これから、認定第5号、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、認定第5号、平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

日程第12 認定第6号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。

これから、認定第6号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、認定第6号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

日程第13 認定第7号、平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

討論なしと認めます。

これから、認定第7号平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

起立多数です。したがって、認定第7号、平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これで、当特別委員会に付託されました7会計歳入歳出決算審査を全て終わりました。

当特別委員会に付託されました7会計歳入歳出決算の審査結果と委員長報告については、伊仙町議会会議規則第77条の規定により、議長に提出いたします。

お諮りします。

当特別委員会はこれをもって解散することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

異議なしと認めます。したがって、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算外6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会は、本日をもって解散することに決定いたしました。お疲れさまでした。

次の会議は9月20日午前10時から開きます。日程は本会議です。全員協議会を行いますので、午前9時までに議員委員会室にご参集ください。

閉 会 午後 4時40分

令和元年第3回伊仙町議会定例会

第 6 日

令和元年9月20日

令和元年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第6号）

令和元年9月20日（金曜日） 午前10時40分 開議

1. 議事日程（第6号）

- 追加日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求める事について
- 追加日程第2 諮問第2号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求める事について
- 日程第1 認定第1号 平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第2 認定第2号 平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 認定第3号 平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 認定第4号 平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 認定第5号 平成30年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 認定第6号 平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第7 認定第7号 平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第8 陳情・請願審査委員長報告
- 日程第9 発議第2号 さとうきびハーベスター利用助成金の創設又はさとうきび価格の引き上げについての意見書（案）
- 日程第10 発議第3号 「含みつ糖（黒糖）」用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設を求める意見書（案）
- 日程第11 発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書（案）
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	福司 銀二郎 君
地域福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長補佐	富山 勇生 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	大山 惣二郎 君
教委総務課長	水本 斉 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学校給セ所長	伊藤 勝徳 君	健康増進課長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	喜 昭也 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

△開 会（開議） 午前10時40分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 追加日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求める事について

△ 追加日程第2 諮問第2号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求める事について

○議長（美島盛秀君）

お諮りします。ただいま伊仙町長から諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求める事について、諮問第2号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求める事についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から第2として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求める事について、諮問第2号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求める事について日程に追加し、追加日程第1から第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求める事について、追加日程第2 諮問第2号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求める事について2件一括して議題とします。

町長の説明を2件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

諮問第1号及び諮問第2号は人権擁護委員の任期満了に伴い人権擁護委員法第6条第3項の規定により提案し意見を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

これで説明を終わります。

補足説明があれば、これを許します。

○くらし支援課長（名古健二君）

諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求める事についての補足説明をいたします。

1、住所、鹿児島県大島郡伊仙町大字面縄2318番地。

2、氏名、種子島正吾。

3、生年月日、昭和26年9月18日。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求める事について補足説明をいたします。

- 1、住所、鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙2330番地の2。
- 2、氏名、松田りえ子。
- 3、生年月日、昭和29年5月25日。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

これで説明を終わります。

お諮りします。諮問第1号はお手元にお配りしたとおり答申したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求める事については、お手元にお配りした意見のとおり答申することに決定しました。

お諮りします。諮問第2号はお手元にお配りしたとおり答申したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求める事については、お手元にお配りした意見のとおり答申することに決定しました。

委員長報告の前に、17日の決算特別委員会において資料がなく、後でお知らせすると答弁したもののについて、担当課長より補足説明をお願いいたします。

○建設課長（松田博樹君）

先日ありました佐田議員の質問に説明をいたします。

町外業者が落札した落札率について説明いたします。平成30年度前泊漁港災害復旧工事マイナス2m白地応急工事、落札業者、竹山建設株式会社と落札率が86.4%です。

次に、平成30年度鹿浦港マイナス1m白地災害復旧応急工事、落札業者、竹山建設株式会社、落札率が85%。

次に、30災第4号、前泊漁港沖防波堤災害復旧工事、落札業者が渕上建設工業株式会社、落札率が99.8%。30災第5号、鹿浦港防波堤西災害復旧工事、落札業者、竹山建設株式会社、落札率が99.3%。

次に、30災第6号、鹿浦漁港波除堤災害復旧工事、落札業者が竹山建設株式会社、落札率97%になります。

○議長（美島盛秀君）

他にありませんか。（発言する者あり）

○建設課長（松田博樹君）

次点との差額ということでしたので、お答えします。

平成30年度前泊漁港災害復旧工事マイナス2m白地応急工事につきまして、時点との差は158万6,317円。

平成30年度鹿浦港マイナス1m白地災害復旧応急工事につきましては、次点との差はありませんでした。これは抽選によって竹山建設工業さんのほうが落札されました。

30災第4号、前泊漁港防波堤災害復旧工事につきましては、次点との差は22万円。

30災第5号、鹿浦港防波堤西災害復旧工事につきましては、差額が50万円。

30災第6号、鹿浦港波除堤災害復旧工事につきましては、差額が80万円でした。

以上です。

○議長（美島盛秀君）

他にないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

それでは議事を続行します。

- △ 日程第1 認定第1号 平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算
- △ 日程第2 認定第2号 平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第3 認定第3号 平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第4 認定第4号 平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第5 認定第5号 平成30年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第6 認定第6号 平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第7 認定第7号 平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（美島盛秀君）

日程第1 認定第1号、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第2 認定第2号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第3認定第3号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第4 認定第4号平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第5 認定第5号、平成30年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第6 認定第6号平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、日程第7 認定第7号、平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の7件を一括して議題とします。

本件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（岡林剛也君）

平成30年度伊仙町一般会計他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長報告をいたします。

去る、令和元年9月10日に当特別委員会に付託されました平成30年度伊仙町一般会計他6特別会計歳入歳出決算は、9月12日から9月17日までの6日間、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で審査いたしました。

審査の概要といたしましては、9月12日に町長を初め、担当課長及び職員出席のもと現地調査を行いました。9月13日と9月17日の2日間は町長を初め、執行部が説明員として出席し平成30年度各会計決算書、主要施策の成果説明書並びに監査意見書を参考にし、予算の執行状況や経済効果、行政運営効果を町民にかわって評価するという目的に沿って、慎重に審査を行いました。

まず、9月12日に行われた現地調査について報告いたします。

町営住宅目手久団地について建設課長より説明を受けました。

1棟6戸に東京から移住された1世帯と町内から転居された5世帯が入居されており、家賃は下限が2万8,000円、上限は所得制限があるとのことでした。また将来必要な場合は隣接する残地にも住宅建設が可能で、家賃について近年は滞納が少ないとのことでした。

委員からは、今後は町営住宅建設を進めるよりも若い子育て世帯に対して民間賃貸住宅家賃に一部助成を行うことが貸す側、借りる側両者にとってメリットがあると考察されるので、そのような施策も考える必要があるとの意見がありました。

次に、農業支援センター青緑の里の研修内容について経済課長と所長より説明を受けました。

終了した研修生は現在、アルバイトをしながら農業次世代人材投資資金の交付申請中で、交付決定後に農業設備投資を進めながら営農を始める予定との説明がありました。また、本年度も4月から研修生の募集を行っているが応募がない状況とのことでした。

委員からは年齢制限を緩和して、定年されたIターン・Uターン者の方を含め都会への広報や募集を行うことや、高所得が期待できる畜産部門の研修の実施や、農産物の苗や野菜を生産し販売することや、町民向けの栽培教室や小・中学生への出前授業の充実、鹿児島県よろず支援拠点などに相談して生産・販売・加工など6次産業化に向けた取り組みの検討や、Aコープに隣接する圃場を生かすために、ただ、緑肥を植えるだけでなく、高所得が期待できる作物を植えつけるなどの「見せる農場づくり」を通して、町民に興味を持ってもらうことも必要という要望がありました。

決算審査以外の件ですが、面縄港における鹿浦、前泊港の災害復旧工事に使用する消波ブロック移設工程について建設課長と施工会社より説明を受けました。4トンから80トンまで各種消波ブロック147個の移設については9月末まで運搬船入港のため港内浚渫を行い、10月末までに移設を完了させる計画との説明がありました。台風により移設できない期間も予想されますので、11月3日開催の「ほーらい祭」に間に合うよう安全に配慮し進めるよう要望します。

次に、東公民館（東部コミュニティーセンター）及び西公民館の避難所設備状況について総務課・地域福祉課・社会教育課・わかば保育園から聞き取りを行いました。

両公民館については、屋外に停電時用発電機が設置されていますがビニールカバーがかけられているだけの状態でした。高価なものですので、さびたりしないよう風雨の影響を受けにくい囲いを

設置するなど、非常時にも正常に作動するよう備品管理を徹底し、長持ちできるよう職員の公共財産設備に対する意識の向上を図ることが必要との意見がありました。

和室についてはクーラーもありましたが、大規模災害時に対応できるよう毛布やマットレス、救急箱、非常食の備蓄と洋式トイレ設備も必要と思われます。また、これらを利用しての避難訓練なども年1回は行うことを要望します。

次に、前泊漁港について、漁港関係者より要望がありました。昨年の台風による被害漁船が船揚場に放置されており、台風時に使用できない状況とのことでした。町としては漁港関係者から被害漁船所有者の住所氏名の提供があり次第、被害漁船持ち主に撤去命令を送付するとのことでした。また、大型台風時の船揚場についても引き続き検討することと、腐食し破損した船揚場周囲のガードレールについては転落の恐れがありますので、早急な補修対応を要望します。

続いて、9月13日から9月17日にかけて実施された各会計の決算審議内容について、ご報告いたします。

平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算について、補足説明を受け、質疑・応答を行いました。

認定第1号、平成30年度一般会計歳入総額は64億5,573万3,724円、歳出総額は63億4,400万2,602円であり、歳入歳出差し引き額については1億1,173万1,122円となっており、7,073万1,122円を翌年度繰り越し、実質収支額が7,808万9,000円の黒字となり、地方自治法第233条2の規定により4,000万円を財政調整基金積立金へ、100万円を減債基金積立金へ繰り入れしておりました。

次に、同会計の歳入についてであります。財政力指数が0.13と低く、類似団体0.26の半分と財政の硬直化が生じており、また、地方債残高も79億258万円でありました。町税、分担金、使用料の収入未済額については2億5,470万円となっていました。今後とも所得申告の強化による公平な課税を図り、町税・使用料・分担金・手数料等の徴収率を向上させ、今後増大する、財政需要、住民サービスの維持などの財源を確保するためにも、全庁的な徴収体制と計画的な徴収対策が喫緊の課題であります。また不納欠損に関しては3,785万円と前年度の4倍となっていました。滞納者管理の徹底を図り、安易な不納欠損はせず、悪質な滞納者に関しては、厳しく法的処分を実施するよう要望いたします。

質疑の中で委員からは、町税等の不納欠損前の執行停止等法的手続きについて質疑があり、担当課長からは法的に手続きを行い不納欠損処分を行っているとの答弁でした。生活困窮者には納税相談とともに関係課が連携し、生活支援につなげられる対応をするよう要望がありました。

また、町営住宅使用料についても平成31年度より、公営住宅明け渡し訴訟弁護士委託料が計上されていない理由についての質疑がありましたが、裁判判決による住宅明け渡しに法的強制力がないということで予算計上していないとの答弁でした。悪質な滞納者には本人や保証人への財産差し押さえ等も検討し、納付者との公平性を図るよう要望します。

次に、面縄小学校長住宅を伝泊が宿泊施設として使用しているが、適切な手続きがされているか

との質疑があり、担当課長より契約を結び、借り主による改修があることから使用料を免除しているとの答弁でしたが、関係法令や条例規則にのっとなっているとは言い難く、条例規則の改正もあわせて行うよう要望がありました。

次に、「きばらでい伊仙応援寄附金」返礼品について質疑があり、担当課長より百菜や酒造会社等の法人より調達しているとの答弁でしたが、町内の小売店や農家からの調達を検討するよう要望がありました。

次に、ごみ収集委託料の算定基準について質疑があり、明確な基準はないが収集業者から収集距離など見積もりをとっているとの答弁でした。クリーンセンターでの業者ごとの収集量実績を調査し、実績に基づいた明確な算出根拠による契約を要望します。また個人所有地にあるゴミステーションについて、所有者は迷惑されていると思われるため来月計画している職員による指導と、週1回程度、町で清掃するよう要望がありました。

次に、イノシシによる鳥獣被害軽減について質疑があり、委員からは有害鳥獣駆除報償費を倍に増額することや、駆除対策について3町担当課長で検討を始めるとの答弁でしたが、被害農家は収穫量が激減し非常に困っていることから、これ以上、イノシシが繁殖しないよう早期の駆除が必要のために、3町での早急に効果的な対策の協議の要望がありました。

次に、災害復旧工事落札については、町外業者が事業費ベースで71%落札していることについて質疑があり、船舶等特殊機材や工事実績により指名しているとの答弁でしたが、災害時の応急対策には町内業者に応援していただいていることもあり、また、町内業者の育成を図り町内業者が受注することにより、公共事業受注を通じた建設業の生産性向上は町民所得向上のためにも極めて重要なものですので、公共事業における町内業者指名のあり方について検討するよう要望いたします。

次に、町税等のコンビニ収納効果について質疑がありました。担当課長より、今年度始めたばかりで、まだ効果は出ていないが、徳之島町では全徴収額の7%から8%の収納額があり、効果も期待できあわせて納税者の利便性も良くなるとの答弁でしたので、引続き徴収率向上に向けての政策立案を要望します。

次に、企業誘致の状況について質疑があり、担当課長からは、1件は協議が進行中で、その他の企業についても企業訪問等を進めているとのことでしたが、町予算を投じて用地造成も行ったので積極的な誘致活動を要望します。

次に、小規模畜産農家の優良堆肥を運搬車両が借りにくい状況や経費がかかることから、放置され困っている事案について質疑があり、担当課長から補助事業を検討するとの答弁がありましたので、来年度事業から実施できるよう要望します。

次に、輸送コスト支援事業については、事業実施業者の説明不足と農家の理解不足で誤解が生じているとの質疑がありました。制度周知の広報強化を要望します。

次に、漁業集落備品返納違約金について質疑がありましたが、社会教育課の備品問題を含め、発生から2年経過していまだに解決されていないことは、執行部の対応の甘さが遅れている原因です

ので、再度原因を精査し、年度内の早期解決を要望します。

次に、毎年質疑されている不用額については、7会計で2億8,466万7,000円と多額ですので、四半期執行計画を確実に実施し、担当課長から町長までの定期的な執行状況確認会議も決算での不用額減少に有効と考えますので、実施を要望します。

次に、認定第2号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてですが、歳入総額10億2,804万2,000円、歳出総額10億659万5,000円、歳入歳出差し引き額2,144万7,000円となっており、そのうち2,126万9,000円を基金繰入額とし、17万8,335円を翌年度繰越額としてありました。国保特別会計においては、平成30年度から運営主体が県となったため、令和4年までの激減緩和措置と県による所得割、人口割の恩恵を受け、平成30年度は法定外繰り入れは行われなかったものの、徴収率が現年度分と滞納繰り越し分を合わせると63.5%となり、県下でも下位であるため、早急に対処する必要があると思われ、あわせて年々増加傾向にある保険給付費を抑制する対策もとるよう要望します。

次に、認定第3号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算についてですが、歳入総額9億4,332万7,000円、歳出総額9億1,547万8,000円、歳入歳出差し引き額2,784万9,000円となっており、うち2,600万円が基金繰入金となっています。介護保険事業においては、前期高齢者の介護認定申請者数が増加し、要介護認定の重度化率の出現率も県下において高い割合となっているにもかかわらず、受給者数、給付費はともに減少傾向にあるということは、地域包括支援センターによる取り組みが効果をあらわしているということですので、引き続き自立支援、重度化防止に向けた取り組みを行うよう要望します。

認定第4号、平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてですが、歳入総額1億8,126万8,000円、歳出総額1億7,962万9,000円、歳入歳出差し引き額163万9,000円で全額翌年度繰り越しとなっているようです。被保険者が75歳以上ということで医療費の抑制が困難であることと、保険料に未納が生じた場合、徴収も難しくなると予想されるので、比較的徴収率の高い特別徴収をお願いするなどの対応も有効ではないかと思われまます。

次に、認定第5号、ほーらい館特別会計についてですが、指定管理委託について質疑があり、担当課長から以前行ったが委託額で折り合わなかったとの答弁でした。平成30年度決算では歳入歳出それぞれ1億2,400万円のうち平成30年度は6,500万円もの繰り入れがあり、本年度は当初予算で7,783万円が計上されており年々繰入額が増加しています。また、開館から10年経過し老朽化も進むことから、早期に対策を講じるよう要望がありました。

次に、認定第6号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算についてですが、歳入総額4億5,221万7,301円、歳出総額4億5,087万9,180円、歳入歳出差し引き額133万8,121円で、全額翌年度繰り越しとなっています。

次に、認定第7号、平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算については、財務諸表に基づく営業収益が8,609万7,730円、営業費用が9,659万8,019円あり、差引合計マイナス1,050万289円と

なっています。

次に、営業外収益が1,820万4,571円、営業外費用が282万7,072円、差し引き1,537万7,499円、特別損失が447万9,238円で当年度純利益は39万7,972円、当年度未処分利益剰余金は8億9,591万2,212円となっているようです。平成30年度は、西部地区において総額1,219万9,000円の水道管布設がえ工事、浄水場内整備工事、東部地区においては総事業費2億9,956万7,000円の水道管布設がえ工事を行っており、今後は給水収益も上がると予測されるため、より一層、水道使用料の徴収率を上げる対策を強化するとともに、引き続き安心安全な飲料水の供給のためにも、ダムの水ではなく山間の流水の原水確保に努めるよう要望します。

以上、決算監査意見書指摘事項の改善を図ることと、特別委員会の要望意見改善状況を議会において後日、検証いたしますので執行部の改善対応を要望して、平成30年度一般会計歳入歳出決算他6特別会計決算について、本委員会では採決の結果、それぞれ認定すべきものと決定いたしました。

令和元年9月20日。決算審査特別委員会委員長、岡林剛也。

○議長（美島盛秀君）

これで委員長報告を終わります。

これから、認定第1号、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第1号、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第1号、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、認定第1号、平成30年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第2号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第2号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第2号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、認定第2号、平成30年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第3号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第3号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第3号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、認定第3号、平成30年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第4号、平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第4号、平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第4号、平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告とおりに決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、認定第4号、平成30年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第5号、平成30年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第5号、平成30年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第5号、平成30年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告とおりに決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、認定第5号、平成30年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第6号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第6号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第6号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、認定第6号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第7号、平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第7号、平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の対する委員長の報告は認定です。認定第7号、平成30年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、認定第7号、平成30年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は認定することに決定することに決定しました。

△ 日程第8 陳情・請願審査委員長報告

○議長（美島盛秀君）

日程第8 陳情第10号、「阿三集落（吉岡氏宅横）町道拡張」、陳情第11号、「阿三集落（徳田氏宅横）町道拡張」、請願第1号、「クバル海岸降り道整備の請願書」、請願第2号、「さとうきびハーバスター利用助成金の創設、又はさとうきび価格の引上げについて」、請願第3号、「含みつ糖（黒糖）用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設について」の5件について、経済建設常任委員長より一括して審査報告を求めます。

○経済建設常任委員長（牧 徳久君）

陳情第10号、「阿三集落（吉岡氏宅横）町道拡張」、陳情第11号、「阿三集落（徳田氏宅横）町道拡張」についての委員長報告を行います。

去る、9月12日に現地調査を行い、9月13日の経済建設常任委員会室内審査において慎重に審査をいたしました。

両町道とも阿三集落の基幹的な道路であり、またカーブで見通しが悪い上に道路幅員が狭く、事故が多発しているという危険な状況でありました。

町道拡張分の用地については、町に寄贈する旨の承諾を受けていることもあり、町民や来訪者の安心安全を守ることが町議会としても最重要課題であります。

事業実施においては、土地の登記が町側へ確実になされ、陳情者並びに地域住民の意見を聞きながら工事を進めるよう要望し、採択すべきものと決定いたしました。

令和元年9月20日。経済建設常任委員長。

続きまして、請願第1号、「クバル海岸降り道整備の請願書」について委員長報告を行います。

去る9月12日に請願者代表との現地調査を行い、9月13日に経済建設常任委員会室内審査で慎重に審査しました。

請願者代表によりますと平成29年度に犬田布岬周辺地域が国立公園となり、伊仙町西部地区の希少植物や景観が国において評価されたこととなります。

いよいよ徳之島の「世界自然遺産登録」が間近になっているとの情報もあり、「世界自然遺産登録」が実現すれば、犬田布岬を含む、その周辺地域の景観は全世界の遺産であり、我々、伊仙町民にとってこの上ない財産となります。

犬田布岬から崎原、小島集落に続く通称「クバル海岸」であります。この景観は筆舌に尽くし難く、実際に降り立って、そのすばらしさに触れることが大切であります。「クバル海岸」は高さ30mから落下する落ち水、諸々に湧き流れる大小の湧水があり、昔からこのすばらしさを先祖の方々は熟知しており、江戸時代の末期ごろから地元の人達が「クバル海岸湯治場」として利用し、全島から老若男女が集い、一大保養地として賑わったと聞いております。

「クバル海岸」への降り口は「小島降り口」と「崎原降り口」があり、「崎原降り口」においては距離も短く以前は牛馬が通っていたこともあり、夏の稲作の収穫が終わった後、「クバル海岸」に宿泊して、天然の湯治で田畑仕事の疲労をいやした絶好の場所であり、切り傷、皮膚病、できもの（ネプト）に効果があり、また、ウミガメの産卵場所になっているとの説明でありました。

以上の事から降り口整備で「クバル海岸」は、観光スポットとしての展望が開けることから、本委員会は採択すべきものと決定いたしました。

令和元年9月20日。経済建設常任委員長。

続きまして、請願第2号、「さとうきびハーベスター利用助成金の創設、又はさとうきび価格の引上げについて」委員長報告を行います。

去る9月13日経済建設常任委員会におきまして慎重に審議いたしました。

奄美群島の農業は、温暖な気象条件等を生かし、基幹作物のサトウキビと園芸や肉用牛を組み合わせる複合経営を中心に展開されており、国内農業の中で、重要な役割を担っています。サトウキビについては、我が国におけるカンショ糖の数少ない供給産地であるとともに、台風等の自然災害に比較的強いなど、奄美の自然条件に適した作物であり、農家の約8割、農地の5割で栽培され、地域の農業で重要な地位を占める基幹産業となっております。

また、甘味資源は、国の食料供給の中で非常に重要な要素を占めており、さらに主要産地は広範囲の南北に連なる島しょに位置し、単なる甘味資源だけでなく近年重要性が増してきた国防安全保障の面からも、国策上重要な位置づけとなっております。そして、産業の少ない奄美群島では、サトウキビの重要性は大きい、農家だけでなく地域経済、雇用確保に直結する重要な作物であると言えます。

しかし、人口減少や農業従事者の高齢化など農業・農村の構造が変化する中で、将来にわたり地域農業の維持・発展を図るため、高齢農業者の豊富な経験や知識・技術を生かした生産活動等を支援するとともに、高齢者が生産活動や地域づくりに参画しやすい地域営農の仕組みづくりを促進する必要があります。

また、小規模農家が奄美の農業を支えているという実情の中、さらなる過疎化を招かぬよう担い手への農地集積・大規模農家の育成とあわせて、小規模農家に対する施策の充実強化も重要であります。

このようなことから、小規模農家や生産農家の高齢化に対応するため、サトウキビ生産・収穫作業を主体とする受託事業により、サトウキビの生産維持と品質向上に努めているところでありますが、複合経営による農家の経営向上を図ることを目的とした収穫作業のハーベスタ委託の需要が増加する中、肥料の高騰だけでも農家所得(直近20年間で10a当たり約9,000円の減)は減少しており、その改善及び生産構造の強化を図るため、国費によるハーベスタ利用助成(利用料の50%)の創設、または、サトウキビ価格の引き上げ(t当たり2万4,500円以上)は採択されるものと決定し、伊仙町議会において、国に対して、国費によるハーベスタ利用助成(利用料の50%)の創設、または、サトウキビ価格の引き上げ(t当たり2万4,500円以上)について議員発議として意見書を関係省庁へ送付する事となりました。

令和元年9月20日。経済建設常任委員長。

続きまして、請願第3号、「含みつ糖(黒糖)用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設について」委員長報告を行います。

去る9月13日経済建設常任委員会で慎重に審議しました。

奄美群島の農業は、温暖な気象条件等を生かし、サトウキビが基幹作物として栽培されてきた長い歴史があり、国内農業の中では重要な役割を担っております。

サトウキビについては、カンショ糖の数少ない供給産地であるとともに、台風等の自然災害に比

較的強いなど、奄美の自然条件に適した作物であり、農家の約8割、農地の5割で栽培され、地域の農業で重要な地位を占める基幹産業となっております。

また、甘味資源は、国の食料供給の中で非常に重要な要素を占めており、さらに主要産地は広範囲の南北に連なる島しょに位置し、単なる甘味資源だけでなく近年重要性が増してきた、国防安全保障の面からも国策上重要な位置づけとなっております。

そして、産業の少ない奄美群島では、サトウキビの重要性は大きい、農家だけでなく地域経済、雇用確保に直結する重要な作物であるといえます。

奄美群島内におけるサトウキビ生産の歴史において、昭和30年代初めごろまでは農家個々に自前の小規模製糖工場を設置し、サトウキビを圧搾し製糖「含みつ糖（黒糖）」を製造して販売していました。その後は甘味資源作物交付金制度により国内産糖製造事業者にサトウキビは殆ど集積され、「含みつ糖（黒糖）」をつくる小規模製糖業者は、現在、各市町村において数軒が残っている状況であります。このことは原料となるサトウキビを甘味資源作物交付金制度に基づく生産者価格で仕入れを余儀なくされる中で、「含みつ糖（黒糖）」をつくる製糖業者にとって厳しい財政経営となっております。

このようなことから、「含みつ糖（黒糖）」をつくる製糖業者の原料代（サトウキビ）のコスト削減で経営基盤の強化を図り、また、新規参入業者をふやすことで、地域の雇用の創出による経済活性化と著しい人口減の歯止め対策と考えております。

「含みつ糖（黒糖）」は、近年嗜好品として人気の高い黒糖焼酎や、奄美特産の加工品等の原料として、その需要は幅広く常に品不足の様相を呈している。また、サトウキビの生産実績は、生産農家の大規模化や収穫作業の機械化が図られてきたが、生産農家の減少や肥料の高騰、機械化（ハーベスタ）による経費の増で、ピーク時の約半分に減少している。

奄美群島のサトウキビの増産と経済の活性化、人口増を図るために「含みつ糖（黒糖）」用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設は採択されるものと決定し、伊仙町議会において、国に対して、「含みつ糖（黒糖）」用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設について、議員発議として意見書を関係省庁へ送付する事となりました。

令和元年9月20日。経済建設常任委員長、牧徳久。

以上で報告を終わります。

○議長（美島盛秀君）

これから、陳情第10号の委員長の報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第10号、「阿三集落（吉岡氏宅横）町道拡張」を採決します。

この採決は起立によって行います。この陳情第10号の委員長報告は採択です。陳情第10号、「阿三集落（吉岡氏宅横）町道拡張」を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、陳情第10号、「阿三集落（吉岡氏宅横）町道拡張」は採択するものと決定しました。

これから陳情第11号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第11号、「阿三集落（徳田氏宅横）町道拡張」を採決します。

この採決は起立によって行います。この陳情第11号の委員長報告は採択です。陳情第11号、「阿三集落（徳田氏宅横）町道拡張」を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、陳情第11号、「阿三集落（徳田氏宅横）町道拡張」は採択するものと決定しました。

これから請願第1号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

これから、請願第1号、「クバル海岸降り道整備の請願書」を採決します。

この採決は起立によって行います。この請願第1号の委員長報告は採択です。請願第1号、「ク

バル海岸降り道整備の請願書」を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、請願第1号、「クバル海岸降り道整備の請願書」は採択するものと決定しました。

これから請願第2号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

これから、請願第2号、「さとうきびハーベスター利用助成金の創設、又はさとうきび価格の引上げについて」採決します。

この採決は起立によって行います。この請願第2号の委員長報告は採択です。請願第2号、「さとうきびハーベスター利用助成金の創設、又はさとうきび価格の引上げについて」採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、請願第2号、「さとうきびハーベスター利用助成金の創設、又はさとうきび価格の引上げについて」は採択するものと決定しました。

これから請願第3号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

これから、請願第3号、「含みつ糖（黒糖）用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設について」採決します。

この採決は起立によって行います。この請願第3号の委員長報告は採択です。請願第3号、「含みつ糖（黒糖）用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設について」を採択することに

賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、請願第3号、「含みつ糖（黒糖）用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設について」は採択するものと決定しました。

△ 日程第9 発議第2号 さとうきびハーベスター利用助成金の創設又はさとうきび価格の引き上げについての意見書（案）

△ 日程第10 発議第3号 「含みつ糖（黒糖）」用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設を求める意見書（案）

○議長（美島盛秀君）

日程第9 発議第2号、さとうきびハーベスター利用助成金の創設又はさとうきび価格の引き上げについての意見書、日程第10 発議第3号、「含みつ糖（黒糖）」用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設を求める意見書について、2件一括して議題といたします。

なお、意見書（案）についてはお配りしてありますとおりになります。

これから発議第2号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号、さとうきびハーベスター利用助成金の創設又はさとうきび価格の引き上げについての意見書を採決します。

お諮りします。発議第2号、さとうきびハーベスター利用助成金の創設又はさとうきび価格の引き上げについての意見書を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号、さとうきびハーベスター利用助成金の創設又はさとうきび価格の引き上げについての意見書は原案のとおり決定いたしました。

なお、ただいま原案可決された意見書については、地方自治法第99条の規定により本日付で関係省庁へ送付いたしますので、ご報告申し上げます。

これから発議第3号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

これから、発議第3号、「含みつ糖（黒糖）」用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設を求める意見書を採決します。

お諮りします。発議第3号、「含みつ糖（黒糖）」用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設を求める意見書を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号、「含みつ糖（黒糖）」用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設を求める意見書は原案のとおり決定いたしました。

なお、ただいま原案可決された意見書については、地方自治法第99条の規定により本日付けで関係省庁へ送付いたしますので、ご報告申し上げます。

△ 日程第11 発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書（案）

○議長（美島盛秀君）

日程第11 発議第4号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書（案）について議題といたします。

提出者より意見書について趣旨説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（岡林剛也君）

「新たな過疎対策法」の制定に関する議会意見書の提出について。

過疎対策につきましては、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法に制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における産業振興、生活環境の整備など一定の成果を上げてまいりました。

しかしながら、現行過疎地域自立促進特別措置法の期限切れを令和3年3月末に控え、過疎地域の現状は、引き続く人口の減少と著しい高齢化に直面し、財政状況も厳しい中、路線バスなどの公共交通機関の減少、医師・看護師等の不足、担い手不足や働く場の確保、集落の存続・活性化など解決すべき多くの課題が残されており、持続可能な社会の実現に向け、地域内の資源や人材を活用した「個性を生かした内発的発展」と、過疎地域の条件不利性を克服するための「格差是正」を推進する施策は、今後さらに必要と考えます。

このようなことから、伊仙町議会におきまして「新たな過疎対策法」制定により、引き続き総合的な過疎対策を充実強化されますよう関係省庁に別添の意見書を提出するものです。

令和元年9月20日。総務文教厚生常任委員長。

○議長（美島盛秀君）

これから発議第4号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

討論なしと認めます。

これから、発議第4号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書（案）を採決します。

お諮りします。発議第4号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書（案）を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書（案）は原案のとおり決定いたしました。

なお、ただいま原案可決された意見書については、地方自治法第99条の規定により、本日付で関係省庁へ送付いたしますので、ご報告申し上げます。

△ 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（美島盛秀君）

日程第12 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにより決定しました。

△ 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（美島盛秀君）

日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教厚生常任長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りました所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回伊仙町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前11時50分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 美 島 盛 秀

伊仙町議会議員 上 木 千恵造

伊仙町議会議員 永 田 誠